

目 次

第 1 号 (3 月 1 2 日)

| | |
|--|-----|
| 議 事 日 程 | 1 |
| 出 席 議 員 | 1 |
| 欠 席 議 員 | 1 |
| 地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 | 1 |
| 議会事務局出席職員 | 2 |
| 開会宣告・開議宣告 | 3 |
| 諸 般 の 報 告 | 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名の件 | 3 |
| 日程第 2 会期決定の件 | 3 |
| 日程第 3 行 政 報 告 | 3 |
| 日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件 | 6 |
| 日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件 | 8 |
| 日程第 6 報告第 3 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定 める件) | 9 |
| 日程第 7 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 1 2 号) | 9 |
| 日程第 8 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) | 1 4 |
| 日程第 9 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) | 1 5 |
| 日程第 1 0 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) ... | 1 5 |
| 日程第 1 1 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算 (第 3 号) | 1 6 |
| 日程第 1 2 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) | 1 7 |
| 日程第 1 3 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) | 1 7 |
| 日程第 1 4 議題第 1 8 号 平成 2 0 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 4 号) | 1 8 |
| 日程追加の議決 | 1 9 |
| 追加日程第 1 議案第 3 8 号 富町団地町営住宅新築工事 (建築主体工事) 第 2 回請負契約変 更の件 | 2 0 |
| 日程第 1 5 議案第 2 8 号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件 | 2 0 |
| 日程第 1 6 議案第 2 9 号 富良野地区環境衛生組合の解散について | 2 0 |
| 日程第 1 7 議案第 3 0 号 富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について | 2 0 |
| 日程第 1 8 議案第 3 1 号 富良野広域串内草地組合の解散について | 2 0 |
| 日程第 1 9 議案第 3 2 号 富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について | 2 0 |
| 日程第 2 0 議案第 3 3 号 上川南部消防事務組合の解散について | 2 0 |
| 日程第 2 1 議案第 3 4 号 上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分について | 2 0 |
| 散 会 宣 告 | 2 2 |

目 次

第 2 号 (3 月 1 3 日)

| | |
|--|-----|
| 議 事 日 程 | 2 5 |
| 出 席 議 員 | 2 5 |
| 欠 席 議 員 | 2 5 |
| 地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 | 2 5 |
| 議会事務局出席職員 | 2 5 |
| 開 議 宣 告 | 2 6 |
| 諸 般 の 報 告 | 2 6 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名の件 | 2 6 |
| 日程第 2 執行方針 | 2 6 |
| 〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君 | |
| 〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君 | |
| 日程第 3 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計予算 | 2 6 |
| 日程第 4 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 5 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 6 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 7 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 8 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 9 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 1 0 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 | 2 6 |
| 日程第 1 1 議案第 9 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計予算 | 2 6 |
| 日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計予算 | 2 6 |
| 予算特別委員会の設置について | 5 5 |
| 休 会 の 議 決 | 5 5 |
| 散 会 宣 告 | 5 5 |

目 次

第 3 号 (3 月 1 8 日)

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 議 事 日 程 | 5 7 |
| 出 席 議 員 | 5 7 |
| 欠 席 議 員 | 5 7 |
| 地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 | 5 7 |
| 議会事務局出席職員 | 5 7 |
| 開 議 宣 告 | 5 8 |
| 諸 般 の 報 告 | 5 8 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名の件 | 5 8 |
| 日程第 2 町の一般行政について質問 | 5 8 |
| 8 番 岩 崎 治 男 君 | 5 8 |
| 1 町の財政運営について | |
| 2 地元雇用対策について | |
| 3 役場庁舎のトイレ改修と多目的トイレの設置について | |
| 4 パークゴルフ場の増設について | |
| 2 番 村 上 和 子 君 | 6 6 |
| 1 第 5 次総合計画で継承する事業の具現化計画を | |
| 2 町としての独自の雇用経済対策が必要では | |
| 3 子育て世代に特典制度を | |
| 4 地区ごとに担当職員の配置を | |
| 5 個人情報保護での過剰反応に対し条例運用を適切に | |
| 7 番 一 色 美 秀 君 | 7 2 |
| 1 地域通貨 (エコマネー) システム導入のため行政の協力要請について | |
| 9 番 中 村 有 秀 君 | 7 5 |
| 1 日の出公園駐車場の早急な整備について | |
| 2 ごみの分別排出の徹底と収集について | |
| 5 番 米 沢 義 英 君 | 8 4 |
| 1 特別養護老人ホーム及びショートステイの増床について | |
| 2 病児・病後児保育及び休日保育について | |
| 3 保育所の民営化について | |
| 4 上富良野小学校の改築について | |
| 5 スキーリフトの更新について | |
| 1 3 番 長 谷 川 徳 行 君 | 9 2 |
| 1 インフラ整備 (既存の道路整備) の再構築について | |
| 2 火災報知器の早期普及に対する助成について | |
| 6 番 今 村 辰 義 君 | 9 5 |
| 1 災害時における要援護者の支援方策は | |
| 2 停電時などにおいて不安を取り除く危機管理対策を | |
| 散 会 宣 告 | 1 0 0 |

目 次

第 4 号 (3 月 1 9 日)

| | |
|--|-------|
| 議 事 日 程 | 1 0 3 |
| 出 席 議 員 | 1 0 3 |
| 欠 席 議 員 | 1 0 3 |
| 地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 | 1 0 3 |
| 議会事務局出席職員 | 1 0 3 |
| 開 議 宣 告 | 1 0 4 |
| 諸 般 の 報 告 | 1 0 4 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名の件 | 1 0 4 |
| 日程第 2 町の一般行政について質問 | 1 0 4 |
| 4 番 谷 忠 君 | 1 0 4 |
| 1 検討事項の次期定例会冒頭での報告について | |
| 2 補助金の抑制と効率化について | |
| 3 職員の昇任に対する基本姿勢について | |
| 1 2 番 佐 川 典 子 君 | 1 1 0 |
| 1 子育て応援特別手当制度の幅だしについて | |
| 2 心の健康保持について | |
| 3 上富良野駅及び施設の再整備と今後の整備計画について | |
| 1 番 岡 本 康 裕 君 | 1 1 6 |
| 1 自治基本条例について | |
| 日程追加の議決 | 1 1 7 |
| 追加日程第 1 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 1 3 号) | 1 1 7 |
| 休 会 の 議 決 | 1 1 8 |
| 散 会 宣 告 | 1 1 8 |

目 次

第 5 号 (3 月 2 7 日)

| | |
|---|-------|
| 議 事 日 程 | 1 2 1 |
| 出 席 議 員 | 1 2 1 |
| 地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 | 1 2 1 |
| 議会事務局出席職員 | 1 2 2 |
| 開 議 宣 告 | 1 2 3 |
| 諸 般 の 報 告 | 1 2 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名の件 | 1 2 3 |
| 日程第 2 議案第 1 9 号 組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 | 1 2 3 |
| 日程第 3 議案第 2 0 号 富良野広域連合の業務開始に伴う関係条例の整理に関する条例 | 1 2 4 |
| 日程第 4 議案第 2 1 号 上富良野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 | 1 2 4 |
| 日程第 5 議案第 2 2 号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例 | 1 2 6 |
| 日程第 6 議案第 2 3 号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例 | 1 2 6 |
| 日程第 7 議案第 2 4 号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 | 1 2 7 |
| 日程第 8 議案第 2 5 号 上富良野町農地防災機能増進事業分担金の徴収に関する条例 | 1 2 8 |
| 日程第 9 議案第 2 6 号 上富良野町農業振興資金融資条例の一部を改正する条例 | 1 2 8 |
| 日程第 1 0 議案第 2 7 号 上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例 | 1 3 0 |
| 日程第 1 1 議案第 3 5 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件 | 1 3 1 |
| 日程第 1 2 議案第 3 6 号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件 | 1 3 2 |
| 日程第 1 3 議案第 3 7 号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件 | 1 3 2 |
| 日程第 1 4 予算特別委員会付託 | 1 3 2 |
| 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計予算 | |
| 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 | |
| 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計予算 | |
| 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計予算 | |
| 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 | |
| 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 | |
| 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 | |
| 議案第 9 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計予算 | |
| 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計予算 | |
| 日程第 1 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件 | 1 3 3 |
| 日程第 1 6 発議案第 1 号 町長の専決事項指定の件 | 1 3 4 |
| 日程第 1 7 発議案第 2 号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見の件 | 1 3 4 |
| 日程第 1 8 発議案第 3 号 平成 2 1 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見の件 | 1 3 4 |
| 日程第 1 9 発議案第 4 号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見の件 | 1 3 4 |
| 日程第 2 0 発議案第 5 号 季節労働者対策の強化を求める意見の件 | 1 3 7 |
| 日程第 2 1 発議案第 6 号 市町村立病院の経営安定化を求める意見の件 | 1 3 7 |
| 日程第 2 2 閉会中の継続調査申出の件 | 1 3 9 |
| 町 長 あ い さ つ | 1 3 9 |
| 議 長 あ い さ つ | 1 4 0 |
| 閉 会 宣 告 | 1 4 0 |

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

| 議案 番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|----------|---|----------|---------|
| 1 | 平成 2 1 年度上富良野町一般会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 2 | 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 3 | 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 4 | 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 5 | 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 6 | 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 7 | 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 8 | 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 9 | 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 1 0 | 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計予算 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 1 1 | 平成 2 0 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 2 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 2 | 平成 2 0 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 3 | 平成 2 0 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 4 | 平成 2 0 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 5 | 平成 2 0 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 3 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 6 | 平成 2 0 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 7 | 平成 2 0 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 8 | 平成 2 0 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 4 号） | 3 月 12 日 | 原 案 可 決 |
| 1 9 | 組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 2 0 | 富良野広域連合の業務開始に伴う関係条例の整理に関する条例 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |
| 2 1 | 上富良野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 | 3 月 27 日 | 原 案 可 決 |

| 議案 番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|----------|---|-------|--------|
| 2 2 | 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例 | 3月27日 | 原案可決 |
| 2 3 | 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例 | 3月27日 | 原案可決 |
| 2 4 | 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 | 3月27日 | 原案可決 |
| 2 5 | 上富良野町農地防災機能増進事業分担金の徴収に関する条例 | 3月27日 | 原案可決 |
| 2 6 | 上富良野町農業振興資金融資条例の一部を改正する条例 | 3月27日 | 原案可決 |
| 2 7 | 上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例 | 3月27日 | 原案可決 |
| 2 8 | 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件 | 3月12日 | 原案可決 |
| 2 9 | 富良野地区環境衛生組合の解散について | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 0 | 富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 1 | 富良野広域串内草地組合の解散について | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 2 | 富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 3 | 上川南部消防事務組合の解散について | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 4 | 上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分について | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 5 | 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件 | 3月27日 | 原案可決 |
| 3 6 | 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件 | 3月27日 | 原案可決 |
| 3 7 | 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件 | 3月27日 | 原案可決 |
| 3 8 | 富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件 | 3月12日 | 原案可決 |
| 3 9 | 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第13号） | 3月19日 | 原案可決 |
| | | | |
| | 〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成21年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第5号 平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算 | 3月27日 | 原案可決 |

| 議案 番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|----------|---|----------------|---------|
| | 議案第6号 平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第7号 平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第8号 平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第9号 平成21年度上富良野町水道事業会計予算 議案第10号 平成21年度上富良野町病院事業会計予算 | 3月27日 | 原 案 可 決 |
| | | | |
| | 諮問 | | |
| 1 | 人権擁護委員候補者の推薦の件 | 3月27日 | 適 任 |
| | | | |
| | 執 行 方 針 | 3月13日 | |
| | | | |
| | 行 政 報 告 | 3月12日 | |
| | | | |
| | 町の一般行政について質問 | 3月18日 3月19日 | |
| | | | |
| | 報 告 | | |
| 1 | 監査・例月現金出納検査結果報告の件 | 3月12日 | 報 告 |
| 2 | 委員会所管事務調査報告の件 | 3月12日 | 報 告 |
| 3 | 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件） | 3月12日 | 報 告 |
| | | | |
| | 発 議 | | |
| 1 | 町長の専決事項指定の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |
| 2 | 北海道の自衛隊体制維持を求める意見の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |
| 3 | 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |
| 4 | 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |

| 議案 番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|----------|----------------------|-------|---------|
| 5 | 季節労働者対策の強化を求める意見の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |
| 6 | 市町村立病院の経営安定化を求める意見の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |
| | | | |
| | 閉会中の継続調査申出の件 | 3月27日 | 原 案 可 決 |

平成21年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成21年3月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 3月12日～27日 16日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤君
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
第 6 報告第 3号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 7 議案第 11号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）
第 8 議案第 12号 平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 9 議案第 13号 平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 10 議案第 14号 平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 11 議案第 15号 平成20年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第 12 議案第 16号 平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 13 議案第 17号 平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 14 議案第 18号 平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）
追加日程
第 1 議案第 38号 富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件
第 15 議案第 28号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件
第 16 議案第 29号 富良野地区環境衛生組合の解散について
第 17 議案第 30号 富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
第 18 議案第 31号 富良野広域串内草地組合の解散について
第 19 議案第 32号 富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について
第 20 議案第 33号 上川南部消防事務組合の解散について
第 21 議案第 34号 上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分について

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 岡本 康裕君 | 2番 | 村上 和子君 |
| 3番 | 岩田 浩志君 | 4番 | 谷 忠君 |
| 5番 | 米沢 義英君 | 6番 | 今村 辰義君 |
| 7番 | 一色 美秀君 | 8番 | 岩崎 治男君 |
| 9番 | 中村 有秀君 | 10番 | 和田 昭彦君 |
| 11番 | 渡部 洋己君 | 12番 | 佐川 典子君 |
| 13番 | 長谷川 徳行君 | 14番 | 西村 昭教君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-----------|--------|------------|--------|
| 町長 | 向山 富夫君 | 副町長 | 田浦 孝道君 |
| 教育長 | 北川 雅一君 | 代表監査委員 | 高口 勤君 |
| 教育委員会委員長 | 増田 修一君 | 農業委員会会長 | 中瀬 実君 |
| 会計管理者 | 新井 久己君 | 総務課長 | 服部 久和君 |
| 産業振興課長 | 伊藤 芳昭君 | 保健福祉課長 | 岡崎 光良君 |
| 農業委員会事務局長 | | 町民生活課長 | 田中 利幸君 |
| 健康づくり担当課長 | 岡崎 智子君 | 技術審査担当課長 | 松本 隆二君 |
| 建設水道課長 | 北向 一博君 | ラベンダーハイツ所長 | 菊地 昭男君 |
| 教育振興課長 | 前田 満君 | | |
| 町立病院事務長 | 大場 富蔵君 | | |

議会議務局出席職員

局長 中田 繁利 君
主任 中島 美佐子 君

主 査 深山 悟 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、3月9日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、2月19日と3月5日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号から議案第37号までの37件、諮問第1号の1件、報告第3号の1件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号から発議案第6号の6件であります。

なお、人事案件の諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後日配付いたしますので御了承賜りたいと存じます。

監査委員から、監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

総務産建常任委員長から、委員会所管事務調査の報告がありました。

町長及び教育長から、平成21年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成20年度建設工事総括表をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月25日までに受理いたしました陳情・要望の件数は9件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の

出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 中村有秀君

10番 和田昭彦君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月27日までの16日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) 行政報告をさせていただきます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、3月6日午後9時半ころに発生しました富町団地町営住宅火災についてであります。この火災においては、火元となる1戸の内部が全焼するに至りました。幸いにもけが人もなく、さらには1戸4棟の集合住宅となっておりますが、防火構造により他への深刻な影響も出ず、無事鎮火いたしました。現在、できる限り早期に復旧することができるよう、予算措置等を講じてまいりたいと考えており

ます。

これを教訓として、高齢化が進む中でありますので、入居者の皆さんに防火意識の高揚を図るための周知に努めるとともに、防火管理につきましても万全を尽くすよう努力してまいります。

次に、十勝岳火山防災フォーラムについてであります。北海道火山防災サミット実行委員会の主催により、道内5火山関係市町村において開催されることとなっており、今回については昭和63年の噴火から20年を経過したことを契機に、当町を会場として1月23、24日の両日にわたり開催されたところであります。

同フォーラムについては、多くの町民の方々を初め、関係機関職員約350人が参加した中で、「減災のまちづくり」をテーマにシンポジウムや講演が行われ、今後の噴火災害の備えについて確認し合うとともに、最後には隣町である美瑛町を初めとした関係機関、参加者により、火山の恵みと災害教訓を未来へ伝承することを改めて確認するため、「火山防災サミット宣言」を全会一致で採択し、盛会に終了したところであります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。上富良野町、美瑛町の両町と北海道上川支庁を中心に、2月19日から20日の2日間の日程で、旭川地方気象台、陸上自衛隊、北海道警察、上川南部消防事務組合など、多数の関係機関が参加して実施いたしました。

当町においては、11の防災関係機関の参加により、1日目は情報の収集と伝達訓練を主体に、2日目は避難、救助・救出、避難路確保、道路閉鎖などの各種実動訓練を展開いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に14カ所の避難所を開設して、泥流を伴う十勝岳噴火が起きたという想定で、168世帯、236人が参加したところであります。

避難所の運営に対しましては、一昨年度より各住民会単位の自主防災組織の参加をいただいております。今回で3回目となる本年度については、草分自主防災組織により6カ所の屋内避難所を新たに開設するなど、行政・住民協働型の防災対策が定着化の方向にあり、今後の自主防災活動のさらなる展開につながればと願っているところであります。

また、西小学校避難所においては消防による救助・救出訓練を、草分防災センター避難所においては地域住民の参加により、発電機稼働実習訓練を行ったところであります。

次に、平成21・22年度の競争入札参加資格申請についてであります。2月2日から2月18日まで受け付けを行い、建設工事で446件、設計等

で229件、物品その他で314件の申請を受けましたので、現在、資格者名簿への登録作業を進めております。

入札・契約に当たっては、地域経済の振興対策と合わせて、競争性、公正性が強く求められているところであり、今後とも一定程度の改善策を講じ、さらなる適正化に努めてまいります。

次に、広域行政であります。富良野広域連合につきましても、いよいよ4月から、し尿・生ごみ処理などの衛生事務、公共申内牧場事務、消防事務及び学校給食事務の4事務につき、広域処理が開始されることとなります。2月18日からは、初となる広域連合議会定例会が招集され、開始する4事務事業関係の条例を初めとする制定・改定条例に28本、平成21年度予算、平成20年度補正予算、組合加入など、37議案が慎重審議され、広域計画案が常任委員会に付託されたほか、それぞれ議決の上、27日に閉会されたところであります。

また、昨年12月の町議会第4回定例会において議決いただいた、解散する一部事務組合の事務及び財産を広域連合へ承継する「富良野広域連合規約の変更議案」は、構成5市町村議会それぞれ議決され、構成市町村長協議を経て、1月28日付で、北海道知事から規約変更許可を受けたところであります。

今定例会には、一部事務組合の解散議案及び一部事務組合の財産処分議案並びに給食センター条例の廃止など、広域連合移行に伴う関連条例議案をそれぞれ上程しておりますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各一部事務組合の解散については、構成5市町村議会の議決がそろい次第、関係書類を添えて各一部事務組合の解散届出書を北海道知事へ提出し、3月31日に解散し、4月からは富良野広域連合がそれぞれ継承して、業務を開始する予定でありますので、御報告いたします。

次に、自衛隊関係であります。12月20日、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の要望運動が行われ、防衛省、財務省並びに北海道代議士会、関係国会議員に対し、重要課題である北海道の防衛体制維持を求める要望が、前尾岸町長の参加の上、行われたところであります。

昨年12月末から1月にかけて、防衛省、自衛隊の各関係機関などに町長就任のあいさつとともに、上富良野駐屯地の現状規模堅持の要請を行ってまいりました。

1月28日には、第2師団の冬季戦技スキー競技会が上富良野演習場で開催され、師団管内から選手を初め、多くの方が集まり開催されました。地元駐

屯地からは、第2戦車連隊が出場し、地元の方々とともに、選手の皆さんを応援してまいりました。

また、2月21日には、自衛隊旭川地方協力本部の主催によるウインターコンサートが当町で開催され、自衛隊音楽隊を初め、地元の上富良野中学校と富良野高校の吹奏楽部が参加し、会場に集まった多くの方々に、すばらしい演奏を披露していただきました。

3月10日には、酒井北部方面総監が来町され、自衛隊協力会と駐屯地との共催により、歓迎会を開催いたしました。

防衛施設周辺整備事業関係では、2月3日、町基地対策協議会の役員とともに、防衛省の幹部の方々に、当町の演習場周辺整備事業に関する要望を行ってまいりました。

本年12月には、国の防衛計画大綱の見直しと次期防衛力整備計画の閣議決定を迎えるため、今後とも強固な運動を展開しなければならないことから、議員各位の特段の御協力をお願いするところであります。

次に、冬の暖房用燃料等の購入支援策として実施いたしました福祉灯油事業についてであります。受付期間を当初予定しておりました1月20日から1カ月間延長して2月20日とし、その期間中に申請できなかった方で、対象となる方に手続きをしていただいたところであります。その結果、279名の方が手続きを終え、予算額に対し、69%の総額370万円相当の商品券を交付いたしました。

次に、子どもセンターについてであります。国の地域介護・福祉空間整備等交付金の採択のもとに、施設内の改修工事と集合煙突内部のアスベスト除去を含めた煙突改修工事を施工しておりましたが、予定どおり完了し、3月1日から新しい環境のもとで御利用いただいております。

次に、食育推進事業についてであります。昨年度に策定した食育推進計画に基づき、出前講座を初め広報活動や学習活動により、普及啓発活動に取り組んでおります。

実践事業といたしましては、町内小中学校と連携を図り、栄養士を中心として健康づくりや食事マナーの向上を図るための食育講話の実施、さらに地産地消の理解を深めるために子ども料理教室の開催のほか、地域住民を対象とした栄養相談やパネル展示などを実施しております。これらの活動が、家庭や地域で「食」について考えていただく契機となり、これからも住民が健康で豊かな生活を送ることができるように、食育推進事業を積極的に展開してまいります。

次に、自治基本条例の関係であります。昨年1

2月の町議会で議決をいただき、本年4月1日からの施行となるところであります。自治基本条例については、上富良野町の最高規範と位置づけられることから、パンフレットと解説書を一冊にまとめ、上富良野町自治基本条例保存版として、全戸配布を行うこととしたことから、「広報かみふらの」3月10日号発行に合わせて、町内会長あてに発送したところであります。

各家庭においては、ぜひ読んでいただくとともに、身近なところに保存していただき、町民皆様のより一層の理解を願うところであります。

次に、平成20年9月定例町議会報告以降の町税等の収納対策状況についてであります。預金調査380件の財産調査を実施するとともに、平成20年分所得税の確定申告に係る所得税還付金の調査を実施し、所得税還付金3件、10万4,000円の差し押さえを執行いたしました。

次に、例年実施しております平成20年分所得税の確定申告の受け付けについては、2月16日から3月16日までの期間で、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から3月31日までの期間で実施しております。町民の方が混乱を来さないよう所得税の申告と同時に、相談・受け付けの対応を図っているところであります。

次に、観光関係では、2月8日、「第45回かみふらの雪まつり」を日の出公園を会場に開催しております。会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台つき大雪像1基と小雪像3基、商工会青年部と建設業協会による雪を積み上げた大迷路があり、約1,500人の人々に、冬の日を屋外で楽しく過ごしていただきました。今年度は、雪まつり前日に滑り台を開放し、約200人の子供たちが大きな歓声を上げて滑り台を楽しんでいたところです。

当日のイベントでは、ちびっ子宝探し、スノーモービル体験搭乗、スノーラフティング体験、タイヤチューブスピードバトルなどが行われ、スノーモービル体験搭乗とスノーラフティング体験は、列をなす盛況ぶりであり、最後の抽選会におきましてもたくさんの来場者に参加をいただき、楽しんでいただけたものと思っております。

今年度も、「新しい冬の富良野・美瑛観光を考える実行委員会」との共同開催で「ふらの・びえい人になるキャンペーン」のイベントも行われ、物まね「何だ研二」ステージショー、地場産食材による味覚コーナーが設けられた中で、終日、多くの人でにぎわい、事故もなく盛況のうちに終えることができました。

また、雪まつり前日及び当日、見晴台公園及び深

山峠で行われた幻想的な雪のランドアートを照らす「ウィンターサーカス2009」におきましても、雪まつりのプログラムと連携した結果、多くの来場をいただいたところであります。

雪像制作期間中、御支援をいただきました陸上自衛隊、商工会青年部、建設業協会、女性団体連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様に、深く感謝を申し上げます。

次に、町立病院の運営関係ですが、昨年12月に開設した介護療養型老人保健施設につきましては、開設以来、ほぼ満床状態が続いているところであります。今後も、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの向上に努めてまいります。

また、公立病院改革ガイドラインに基づく上富良野町立病院改革プランの策定につきましては、町立病院運営審議会で審議をいただいたところであり、今後、上川支庁と細部の調整を図りながら、年度内提出に努めてまいります。

次に、成人式についてであります。1月11日、保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員を初め、多くの来賓各位の御臨席をいただき挙行いたしました。新成人87名の出席のもと、厳粛な中で式典が行われ、成人としての門出を祝福したところであります。

次に、上富良野高校に係る事項について報告させていただきます。昨年7月16日に、平成21年度から平成23年度における公立高等学校配置計画案が北海道教育委員会より示され、上富良野高校については現状維持となっておりますが、平成21年4月入学の志願状況は、昨年に引き続き少数であり、大変厳しく、存続については依然として厳しい状況となっております。

町としては、今後においても上富良野高校への入学者が増加し、地域に根差した特色ある高校として存続できるよう、町民の理解と協力をいただきながら努力してまいります。

次に、本年度で2年目を経過しようとしている放課後プラン事業の上小放課後スクールが、日ごろの活動が認められ、全国66教室のうちの一つとして、2月25日に文部科学省より、「第1回放課後子ども教室推進表彰」を受賞しております。地域の方々や指導員により、けん玉・コマなどの昔遊びや百人一首、色染めやスポーツなどと多彩な活動を行っており、このことが評価されたものと考えており、継続して事業展開を図ってまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会の報告以降に入札執行した建設工事は、2月末現在で件数で3件、事業費総額

9,057万3,000円となっており、本年度累計では49件、事業費総額8億8,866万7,500円となっております。

また、平成21年第2回臨時会において予算議決いただきました地域活性化・生活対策臨時交付金を財源とする建設工事については、3月下旬に入札を予定しております。

なお、本年度の詳細については、お手元に「平成20年度建設工事総括表」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告いたします。

今回の報告事項は、定期監査、財政援助団体監査、備品監査、例月現金出納検査のこの4項目であります。

報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町総務課、保健福祉課、ラベンダーハイツ所管の財務事務を監査の対象として、平成20年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の期間は、平成21年1月27日、28日の2日間でした。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、

おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、社会福祉協議会事業補助金及びラベンダーハイツ職員互助会事業補助金については、具体的な交付基準が明確でなく、整備が必要な旨を所管課長等に講評いたしました。

次に、財政援助団体監査の結果について御報告を申し上げます。

2ページをお開きください。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成21年1月27日、28日の2日間に、上富良野町保健福祉課所管の上富良野町社会福祉協議会事業補助金事務を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し、補助金の実地検査を行いました。

監査の結果、財政援助団体の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、3ページから4ページの備品監査の結果について御報告申し上げます。

平成21年4月1日から学校給食センター及び上川南部消防事務組合が、富良野広域連合に移行することから、地方自治法第199条第5項の規定により、備品等の監査を執行いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成21年2月17日に学校給食センター、2月24日に総務課消防関係の備品等の管理事務を監査の対象として、備品台帳など関係諸帳簿を検閲し、備品等の実地検査を行いました。

監査の結果、備品等の管理事務について、全品目を検査照合した結果、適正に執行管理されていると認められました。

次に、5ページから16ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成20年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては17ページに

ございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 1ページの関係でございます。

監査の結果の講評ということで、社会福祉協議会事業補助金、ラベンダーハイツ職員互助会事業補助金の関係ということで、具体的な交付基準が明確でなくて整備が必要ということの講評ということで、今、報告を受けたところです。

まず上富良野町職員の関係で、総務課の関係の交付基準があっただろうと思うのですが、その点ちょっと明確にお答えを1点いただきたいのと、2点目は、社会福祉協議会、それからラベンダーハイツの職員互助会交付基準が、今までもずっとなかったということで理解をしたいと思うのですが、その点の監査の経過で、もうちょっと早目に、交付基準がないというのが判断できなかったかどうかということでお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 今の御質問にお答えします。

総務課関係につきましては、補助対象となるような規定につきましてはありませんでしたが、そのほかの社会福祉協議会、それからラベンダーハイツの互助会、これにつきましては特に今までは注意してこなかったということは、認めざるを得ないというように思います。

今回、初めてこの点につきましては重点的に目を通して、特に規程等が整備されていないということを確認しましたので、注意をしたところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 役場のほうには、役場の職員互助会というものがあって、一つの基準があることになっております。それでラベンダーハイツの職員互助会も、一つは役場の職員と準じてという形で、補助の交付基準というのが設けてなかったのではないかという気がするのです。ですから、その点、講評の段階でラベンダーハイツ所長から、どのような御意見等が来たのかということをお伺いしたい。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） ラベンダーハイツのほうにつきましては、総務課のほうの職員互助会

等に準じて規程を決めているのだと、そういうお話でございました。ですから、その辺につきましては、監査としては、それで了承はしたいところですが、やはり一応別組織みたいな形になっておりますので、ラベンダーハイツにつきまして、また別に規程ですか、基準を設けるようにということで指摘したところでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって報告第1号を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告を行います。

総務産建常任委員会の報告を求めます。

総務産建常任委員長渡部洋己君。

総務産建常任委員長（渡部洋己君） ただいま上程いただきました報告第2号の件。

委員会所管事務調査報告を朗読をもって報告にかえさせていただきますと思います。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

上富良野町議会議長西村昭教様。総務産建常任委員長渡部洋己。

記。調査事件名、広域連合の取り組みについて。

1、調査の経過。

平成19年12月18日開催された平成19年第4回定例会において、本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された「広域連合の取り組み」について、平成19年に2回、平成20年に8回、平成21年に3回委員会を開催するとともに、先進市町村行政調査も行った。

調査の途中で、「富良野広域連合調査特別委員会」が設置され、委員会報告が行われたので、その内容も含めて報告する。

平成20年第1回定例会に理事者から、「議案第31号富良野広域連合の設置について」が提案され、「富良野広域連合調査特別委員会」に付託された。同委員会は、広域連合で処理する事務については、一部事務組合で行われていた事務が統合されることにより、各事務の運営が効率化されるとともに、経費の削減も図られ、今後は施設整備の投資費の抑制も見込まれるとともに、本町が基礎自治体として存続し、自立に向けて広域行政も必要であると判断し、富良野広域連合の設置についての件は、原案を可決すべきものと決定した。しかし、設置後の

事業の実施に関しては、構成市町村の意見を尊重しながら、事業に取り組むべきであるなどの意見もあった。

平成20年第2回定例会に、富良野広域連合調査特別委員長から、「議案第31号富良野広域連合の設置について」の委員会報告があり、委員会報告のとおり原案可決され、9月1日に富良野広域連合の設立の許可を受け、平成21年4月1日から事務が開始されることになった。

平成21年2月3日に、広域連合の取り組みについての現状と課題を把握するために、一部事務組合で実施している「学校給食」、「串内牧場」、「環境衛生」、「消防」の事務について、担当所管から説明を受け、質疑と意見交換をして、意見集約をした。

2、まとめ。

（1）、「公共串内牧場に関する事務」について。

昭和51年から、広域連合の構成市町村と同じ1市3町1村で「串内草地組合の事務」を実施しており、広域連合に事務を移管しても余り変わることはないと思われる。

（2）、「し尿、浄化槽汚泥及び生ゴミ処理並びにその処理施設に関する事務」について。

平成10年から、広域連合の構成市町村と同じ1市3町1村で「環境衛生組合の事務」を実施しており、広域連合に事務を移管しても余り変わることはないと思われる。

（3）、「学校給食共同調理場の設置、運営及び管理並びに学校給食の配送に関する事務」について。

学校給食に関する事務は、「富良野地区学校給食組合（中富良野町、富良野市、占冠村で構成）及び上富良野町と南富良野町の給食センター」で運営されていたが、広域連合に移管後も当面、富良野市、上富良野町、南富良野町にある3カ所の既存の給食センター施設を利用して、自賄い方式により各施設ごとに運営されることになった。

メリットとしては、新たな給食センターの整備など、設置投資の費用負担が軽減される。事務部門と行政経費の削減が図られる。地産地消の推進により、地場産品の活用が拡大される。献立委員会の統合により、給食メニューの充実と多様化が図られる。地元産を含め食材などを一括購入することにより、安価で購入できる。給食配送区域の見直しにより、配送車の削減が図られる。給食指導計画の統一により、食育教育の推進が図れるとなっている。

しかし、将来の施設数、会計の一本化、給食メニューの統一、給食費の統一、地場食材の利用拡大

と地産地消の推進、配送区域の見直しなど、多くの課題が山積みしている。今後は、各施設のよい点は継承して、安全・安心な食材の確保、地場産品の利用拡大、栄養教諭による食育指導、管理運営の効率化、事務経費の軽減、施設整備費の抑制に努めて運営していくことが必要である。

(4)、消防に関する事務について。

消防に関する事務は、「富良野地区消防組合（富良野市、南富良野町、占冠村で構成）」と、上川南部消防事務組合（上富良野町、中富良野町で構成）で運営されていたが、この二つの組織が一体となって、広域連合に事務が移管されることになった。

メリットとしては、火災発生時は隣接する署所から出動し、初動体制が強化される。人事異動が容易になり、意思の統一、資質の向上が図られる。

特殊車両の共同利用が可能となり、経費の削減が図られる。火災原因調査などの支援が可能になる。119番受信の一本化により、人員の削減が図られる。

課題としては、職員の給与体系の統一、広域人事異動にかかわる職員住宅などの確保、消防緊急通信指令施設の整備があり、さらに将来的には消防団員の報酬と費用弁償の統一、消防団員定数の見直し、消防団車両の見直し、広域再編後の消防組織、消防本部費以外の運営経費負担金のあり方、無線デジタル化の整備などがある。今後は、これらの課題を解決するため、事業の実施に関しては、構成市町村の意見を尊重しながら、事業に取り組んでいくことが必要である。

裏面には、調査の経過ということで書いておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上、報告にかえさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました報告第3号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）につきまして、その内容を説明申し上げます。

本件の発生状況につきましては、平成20年12

月31日、午前5時ころ、タイヤショベルによって町内南町2丁目2番地先の南3条通りの除雪作業中に、雪を路肩に押し込んだ後にブレードを上げて後退した際に、路肩雪山に埋もれていたNTT電線支線の地上1.5メートル付近に触れ、この反動により電柱が傾いたものであります。

原因としては、未明の車両照明を頼りにした作業のため、支線の細いワイヤーが確認しづらい状況でありました。損傷物件である電柱は、適正な占用許可を受けたものであり、相手方に一切の瑕疵がないため、当方100%、賠償額15万6,024円の金額で、平成21年2月26日、和解について専決処分いたしましたので、深くおわびを申し上げますとともに、報告するものでございます。

今後は、安全かつ迅速な除雪作業実施のため、確認行動の徹底により再発防止を図ってまいります。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第3号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する重車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成21年2月26日、上富良野町長、向山富夫。

記。1、和解の相手方、札幌市中央区北1条西6丁目1番地、東日本電信電話株式会社北海道支店。

2、和解の内容。

1.上富良野町は、相手方、東日本電信電話株式会社北海道支店に対し、金15万6,024円を支払う。

2.相手方、東日本電信電話株式会社北海道支店は、上富良野町に対して、本件に関し、今後、上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。

御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第7 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第11号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の提案要旨について説明申し上げます。

1点目は、繰越明許費の設定であります。演習場周辺農業用施設設置助成事業及び中の沢排水路整備事業において、早期導入・早期完了の地元要望について、北海道防衛局との協議が整ったことから、平成21年度に予定していた両事業を前倒して実施できることになりましたが、年度末を迎えての発注となり、現年度内の完了が難しいことから、繰越明許費を設定するものであります。

2点目は、債務負担行為補正であります。

まず、追加補正についてですが、さきの12月議会において御議決をいただいた吹上温泉保養センター、パークゴルフ場及び日の出公園施設の3施設における指定管理業務とスクールバス運行業務について、本年度中に協定または契約を締結し、業務の円滑な推進を図るため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

次に、変更補正についてですが、農業経営基盤強化資金利子補給事業については、当初の予定から新たに15件の追加利用があったこと、また、畜産担い手育成総合整備事業においては実施設計の結果、事業費が増になったことから、限度額の増額変更を行うものであり、南部地区土砂流出対策事業、北24号排水路支線整備事業、東1線排水路整備事業の3事業については、事業費の確定に伴い、限度額の減額変更を行うものであります。

3点目は、地方債補正についてですが、東中橋及び興農橋架替事業について、事業費確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。さらに、各事業の確定見込みに伴う不用額など、歳入歳出それぞれにおいて所要の額を補正するとともに、歳計剰余金については保有目標額を設定している財政調整基金、今後の投資的事業を支える財源として公共施設整備基金、また、基幹産業の農業振興を支える財源として農業振興基金に、一定の額の積み立てを行うよう補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきましては説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第11号平成20年度上富良野町一般会計補

正予算（第12号）。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,330万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億855万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税1,840万円。

12款分担金及び負担金850万5,000円の減。

13款使用料及び手数料263万2,000円。

14款国庫支出金1億7,029万8,000円。

15款道支出金4,546万7,000円の減。

16款財産収入1,059万3,000円。

17款寄附金29万9,000円。

18款繰入金83万5,000円。

20款諸収入938万1,000円の減。

21款町債640万円の減。

歳入合計が1億3,330万4,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費216万6,000円の減。

2款総務費6,314万6,000円。

3款民生費448万2,000円の減。

4款衛生費125万9,000円の減。

6款農林業費1億1,631万6,000円。

7款商工費12万6,000円。

8款土木費196万5,000円。

9款消防費179万7,000円。

10款教育費1,575万1,000円の減。

3ページに移ります。

11款公債費295万6,000円の減。

13款給与費497万1,000円の減。

14款予備費1,846万1,000円の減。

歳出合計が1億3,330万4,000円となります。

4ページに移ります。

次に、第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

冒頭申し上げましたように、現年度中の完了が難しい演習場周辺農業用施設設置助成事業及び中の沢排水路整備事業の2事業につきまして、追加設定するものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、追加補正4事業、変更補正5事業、それぞれ債務負担行為の補正手続をとるものであります。

次に、第4表、地方債補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、東中橋、興農橋架替事業につきまして、事業費確定により、限度額の減額変更を行うものであります。

以上、議案第11号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第12号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) 15ページの17款寄附金のところですが、補正前は59万円ということで、今回補正しますのが29万9,000円、59万円は何月ぐらいまでのあれなのでしょう。今回、29万9,000円補正します額というのは、何月からの額なのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

今回上げたのは、12月議会以降の額であります。

議長(西村昭教君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) そうしますと、59万円はラベンダーを核としたまちづくり、ふるさと納税に対する寄附、全部59万円すべてそのように、額なのですね。

といいますのは、何か上川支庁の地域振興部がま

とめた管内の地方公共団体への寄附件数とかという調査がありまして、うちは53万5,000円と、こういうような額になっておりますのですけれども、それでちょっとお尋ねしたのですが、教えていただきたいと思っております。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

支庁のほうに報告している数字につきましては、当然、うちのほうから報告しているものですので、そのとおりであります。あと、時期的な部分等ありますので、そのまとめの時期で数字的な整合的なものは若干違うものはあります。

決算においては、ぴったした数字になると思いますので、決算を見て御判断いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(西村昭教君) ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 27ページ、老人福祉費の負担金及び交付金という形で、介護保険の在宅サービス利用負担軽減補助という形になっておりますが、該当者が何人おられるのか。区分ごとで言えば、階層別で言えばどの区分の方が、該当なれる方が何段階、4段階あると思うのですが、所得区分で言えば、そこわかれば、どういった階層の方が該当になる例が多いのか、お伺いしたいというふうに思います。

次に、お伺いしたいのは、31ページ、32ページにかかって特定健診という形の中で、今年度から始まったかというふうに、引き続き行われておりますが、住民の受診率は20年度においては大体どういうふうに推計されるのか、この点お伺いいたします。

また同時に、今回33ページの予防費という形の中で、妊婦健診等の取り組みという形の中で、国からの診査補助がありまして、一般の方は3回、低所得者の方については5回という形になっているかと思っております。同時に、そこに保健師を増員して、妊産婦の方の状態を聞いて、制度をいろいろと高めていきたいという話がありましたが、この取り組み等についてはどうだったのかという点をお伺いいたします。

次に、お伺いしたいのは、52ページになりますが、教育振興費で小中学校における就学援助等の予算等が配置されております。担当者に聞きましたら、生活保護基準の1.2倍ぐらいだという形になっておりますが、これは本人申請でありますから、当初予算から比べてマイナスになった要因と同

時にお伺いしたいのは、周知等についてはわかりやすく周知されるようなそういった文書等の案内をされているのかどうか、この点お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、公債費等の元金の償還という形で、繰り上げ償還等が行われたかというふうに思いますが、その効果等はどのようになっているのかということと、推計でもよろしいのですが、健全財政指標というか比率ということがよく言われますが、上富良野町においてはどのような変化たどるのかお伺いいたします。

さらに、総体的な問題で1点お伺いしたいと思うのですが、財政調整基金等の積み立て等で健全財政という形の中で町は進めるということは、大変いいことだと思います。また、同時に一方で、例えば積立金を全部積み立てるのではなくて、必要な部分に予算を組むということも必要ではないのかなというふうに思います。

具体的に言えば、例えば小中学校のいすだとか、古くなればそういったところにもうちょっと手厚く、前倒して早く予算をつけて壊れたいすだとかを整備する、あるいは妊婦健診等においても回数をふやす、あるいは所得制限をなくする、乳幼児についても所得制限、上富良野ありますから、医療費については、そういった部分についても充てるという手法も取り入れなければならないのではないかと。私、常日ごろからそういうふうに感じておりますが、そういう意味では必要な財源は積み立てたとしても、必要な部分の住民が望んでいる予算については、漏れなくということにはいきませんが、重点的に予算をつけるということも必要ではないかなと思いますが、この点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の1点目の介護保険在宅サービスの利用負担軽減の状況について説明申し上げたいと思います。

この件につきましては、在宅におきまして介護サービスを受けている方々の軽減措置として、町独自で実施をしているものでございます。町民税非課税世帯が対象となりまして、1万円以上を超える負担を生じた場合ということで、参考までに19年度実績として52件、47万3,000円ほどの補助実績がございます。今年度におきまして、年度末を終えて整理をしようとする中で、この実績を上回る66万円を超える額の対象を見込みまして、今回補正を計上させていただいております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答

弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

国保に関する特定健診につきましては、健診を受けていただきました方が68%を超えまして、あとデータ受領、ほかの健診を受けられた国保加入者の中でデータを提出された方を含めると、70.1%の健診の受診率になる予定であります。全国の平均としましては、今、30%台の予測になっておりますので、町の受診率は高い状況になっております。

2点目の妊婦健診につきましてはですが、2月末現在で104名の方に、妊婦健診の受診券の交付を行っていますけれども、その中で低所得により追加交付を行った方が8名いらっしゃいます。やはり低所得の方の健診の受診状況の中には貧血等もありましたので、検査の追加交付によって、さらに保健指導の機会が深められた部分はあったかと思っています。

あと、助産師の配置によります妊産婦の指導につきましてですが、この部分につきましては昨年大幅に強化をした部分です。初期につきましては、100%の相談を行っています。中期につきましては、75%の方に相談を行って来所相談を行う形をしまして、事情がありまして来られない方については、電話等でさらに相談をさせていただいております。後期につきましては、希望者及び継続の相談が必要な方に御案内をしまして、その方たちにつきましても30%弱の継続相談の形が行われています。

さらに、全出生児に対しまして、「こんにちは赤ちゃん事業」という形で、赤ちゃん訪問を行っています。その中で、継続して母乳管理ですとか、産後のうつになられた方ですとか、赤ちゃんの飲みの悪い方ですとかという方たちに対しまして、継続訪問を2回ないし3回行っている方が20名弱いらっしゃいます。ということで、去年は妊娠期の学習の推進及び出産後の赤ちゃんを育てていくための支援という部分で、充実されたということで御報告いたします。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） それでは、52ページの就学援助の関連での御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、減額の要因でございますけれども、当初の人数よりも準要保護の認定者自体が12名小学校の場合減っております。それから、中学生の場合、生徒のほうですけれども、生徒のほうについては4名の減が出てきております。さらに、これは普通の一般の就学援助でございますけれども、もう1

点、特別支援教育就学援助というのがございまして、これにつきましては小学校においては3名、それから中学校においては2名の減が出てきております。当初の見積もりより減員になっているということで、御理解を賜りたいと思います。

なお、各保護者等への周知方法については、在校生につきましては、3月中に学校を通じて保護者の方に周知をするようにし、該当する申請者がいれば申請をしていただくようにしております。

なお、新入学生につきましては、4月、入学と同時に、案内のチラシを保護者の方に周知をさせていただいております。

なお、転入学生においても転入学の時点において、周知をさせていただくというふうに今のところ進めているところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

最初に、補償金免除繰り上げ償還の効果額についてでございます。この効果額につきましては、まだ確定ではありませんけれども、推計ということで、見込みということで、3億8,400万円の効果額があると考えております。

あと、今後の実質公債費比率等の推移ですけれども、地方債の借入額を一定額として推計しますと、一時期借りた償還等が終わってきますので、健全な数字に推移していく予定であります。

それと、基金の関係でございます。財政調整基金につきましては、6億円という一定額を目標に積み立てを行っております。あと、必要に応じて目的がはっきりしたものについては、特定目的基金を設けるなどをしまして、今後においても積み立てを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 当然、必要な財源措置ということではよろしいかというふうに思いますが、やはり教育現場にしても子育ての部分にしても、もっと充実させる要因というのがあると思います。

当初予算で、当然、そういう基金等を組んで運用したり、予算計上したりだとかするのですが、必要な部分は一定程度予算を組みながら、前倒しできるものは早期に前倒しということは正しくないと思うのですが、早期に、いす・机やなんかも更新できるものについては、一定の予算を組んで更新してしまうというような、そういった手法が必要だと思います。

従来の予算の運用、基金の運用を見ていましたら、確かに財政を健全化するという点ではいいと思うのですが、しかし、ただ積むというだけの手法で、必要な部分についてもきちっと予算措置すれば、子供の部分だとかそういった部分が前のほうに前進して、現場で聞きましてもいすが壊れて大変だとか、そんな声が聞かれますので、そういった部分については、早期に年度5年あるところを3年ぐらいに縮めるとか、そういう手法の予算の組み方も念頭に、ただ、財政基金という形で積むということではなくて、そういうのも必要ではないかなというふうに思いますが、その点もう一度確認しておきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問にお答えします。

今、担当課長のほうから申し上げましたように、昨年まで、大幅に交付税が減少というようなことであります。今現在も急速な景気の低迷から、以後また税収が非常に深刻だというようなことで、引き続き外部要因をもちまして、財政の状況は極めて流動的だということでありまして、町も今、議員がおっしゃられるような非常に必要な財源をしっかりと基金の中で運用するというのももちまして、慎重に、そういう変化に対処するということが、今まで基金に向けました状況であります。

若干、状況も変わりましたので、今、おっしゃられるような非常にめり張りもつけなければならないと思いますが、本当に必要だというものについてはできるだけ前倒しするようなことも判断に入れて、予算のというか財政の運営をしてございますので、今後もそういう分野をしっかりと目配りをして、対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第12号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第12号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第12号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、1点目は、課税標準額となります一般被保険者分の所得割額が、昨今の経済不況等の影響並びに平成19年度の農業所得の減少等により、当初見込みより約11.3%程度減額となったことから、保険税収入が一般分といたしまして1,218万1,000円の減額となったところであります。また、退職分につきましては、課税標準額の増及び人数の増等となったことから、399万8,000円の増額となりましたが、一般分・退職分合算いたしますと、保険税額が818万3,000円の減額となったところであります。

2点目といたしましては、療養給付費の実績見込みによります国庫及び道診療報酬支払基金からの交付金・負担金等の精査を行い、所要の補正をするものであります。

3点目は、一般会計繰入金として、保険料軽減相当分を繰り入れするものであります。

歳出に関しましては、保険給付費一般分の療養給付費が、約6%程度減額の実績見込みから4,700万円を減額するとともに、その他歳出項目につきましても実績見込み等から精査し、所要の補正をするものであります。

また、歳出に見合う歳入の不足分といたしまして、予備費を充当し、対応するものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第12号平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成20年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,566万9,000円と

する。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、議決対象項目の款及び補正額のみ説明申し上げます。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款国民健康保険税 818万3,000円の減。

2 款国庫支出金 2,712万7,000円。

3 款療養給付費交付金 1,139万8,000円。

4 款前期高齢者交付金 9,937万円の減。

5 款道支出金 1,257万2,000円。

6 款共同事業交付金 247万4,000円の減。

7 款財産収入 10万6,000円。

8 款繰入金 186万7,000円。

10 款諸収入 14万3,000円の減。

歳入合計は、5,710万円の減であります。

次に、2、歳出であります、1 款総務費 4,000円の減。

2 款保険給付費 4,700万円の減。

3 款後期高齢者支援金等 3万6,000円の減。

4 款前期高齢者納付金等 17万8,000円の減。

7 款共同事業拠出金 24万8,000円。

8 款保健事業費 145万6,000円の減。

9 款基金積立金 10万6,000円。

11 款諸支出金 83万8,000円。

12 款予備費 961万8,000円の減。

歳出合計といたしましては、5,710万円の減となります。

以上で説明といたします。

なお、3 ページ目以降につきましては、この補正予算に関する説明書でありますので、既に御覧いただいているとのことで、説明につきましては省略させていただきます。

これもちまして、平成20年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

議長(西村昭教君) 日程第9 議案第13号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました議案第13号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、保険料収入について実績見込みにより増額補正をするものであります。

また、平成21年度より実施されます低所得者に対する新たな保険料の軽減措置に伴いまして、保険料収納管理等システム改修費用の相当分を国庫から受け入れるために、所要の補正をするものであります。

歳出につきましては、保険料の歳入増額相当分及び事務費の実績精査分について、広域連合納付金として支出するため、所要の補正をするものであります。

また、国庫より受け入れます保険料収納管理等システム改修費用の同額を増額補正とするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第13号平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成20年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,833万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、議決対象項目の款及び補正額の説明といたします。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料128万円。

3 款繰入金56万8,000円の減。

4 款諸収入14万1,000円。

5 款国庫支出金140万7,000円。

歳入合計は、226万円であります。

次に、2、歳出であります。1 款総務費140万7,000円。

2 款広域連合納付金85万3,000円。

歳出合計といたしましては、226万円となります。

以上で説明といたします。

なお、2ページ目以降につきましては、この補正予算に関する説明書でありますので、既に御高覧いただいているとのもので、説明につきましては省略させていただきます。

これもちまして、平成20年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきませうよろしくお願いたします。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

議長(西村昭教君) 日程第10 議案第14号平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) ただいま上程されました議案第14号平成20年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成20年度会計の各介護保険事業の精査により生じます歳入歳出の増額並びに減額につきまして、所要の補正額を計上しようとするものであります。

1点目として、保険給付のうち居宅介護及び施設介護サービス給付の増加に伴います歳入歳出の増でございます。

2 点目は、平成 21 年度からの介護報酬の改定に伴うシステムの改修のため、所要の費用を計上いたします。

3 点目として、前年度の繰越額を受け継ぎ、本年度会計年度の事業運営並びに実質収支額を見通し、第 4 期の介護保険会計運営の安定を図るため、約 1,014 万円を基金へ積み立てしようとするものであります。

なお、基金積み立てによります現在高は 5,030 万円となるところであります。

さらに、平成 21 年度から介護従事者の処遇改善を図るため、国において介護報酬の増額改定を行うこととされておりますが、この額につきまして保険料の上昇を抑制するために、国から交付される臨時特例交付金を本年度中に臨時特例基金を創設し、積み立てることとします。

4 点目として、歳入歳出の差額調整を予備費により行い、総額 423 万円を減額しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第 14 号平成 20 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 20 年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,578 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5,564 万 4,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款介護保険料 840 万 9,000 円。

3 款国庫支出金 1,566 万 8,000 円。

4 款道支出金 330 万円。

5 款支払基金交付金 744 万円。

7 款繰入金 96 万 4,000 円。

歳入合計 3,578 万 1,000 円。

2、歳出。

1 款総務費 97 万 7,000 円。

2 款保険給付費 2,480 万円。

3 款地域支援事業費 130 万円の減。

6 款基金積立金 1,553 万 4,000 円。

8 款予備費 423 万円の減。

歳出合計 3,578 万 1,000 円となります。

2 ページから 19 ページまでの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成 20 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、原案を議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 14 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 15 号

議長（西村昭教君） 日程第 11 議案第 15 号平成 20 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました議案第 15 号平成 20 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、実績見込みによりまして、介護給付費、自己負担金をそれぞれ精査させていただいたところであります。

歳出につきましては、収支差額及び予備費を調整いたしまして、施設整備基金へ積み立てるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第 15 号平成 20 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 20 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 529 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,985 万 4,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款の名称及び補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入、545万円。

6款諸収入16万円の減。

歳入合計529万円。

2、歳出。

4款基金積立金、1,001万円。

6款予備費472万円の減。

歳出合計529万円となるものでございます。

以上、議決項目につきまして説明させていただきました。御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第16号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第16号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨を御説明いたします。

旧深山峠地区の西部地区簡易水道への布設がえ、デボツナイ川河川改修に伴う東中橋、興農橋架替による移設工事、国道237号深山峠報徳展望駐車場に関する移設工事の確定に伴う関連費目及び年度内事業の執行状況を反映した各費目の上限整理を行うものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第16号平成20年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成20年度上富良野町の簡易水道事業特別会計

の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ565万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,801万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1万円。

4款諸収入306万6,000円の減。

5款町債260万円の減。

歳入合計565万6,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費560万3,000円の減。

2款公債費5万3,000円の減。

歳出合計、565万6,000円の減。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債補正。

(1)変更。起債の目的、簡易水道事業260万円を減額いたしまして、補正後880万円とするものであります。

以降、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

御審議を賜りまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第17号
平成20年度上富良野町公共下水道事業特別会計補
正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程され
ました議案第17号平成20年度上富良野町公共下
水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして
補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入に関しましては、1点目は、受益者負担金及
び分担金の収入額の増に伴います増額で、2点目
は、処理水量が当初見込みより減になりますことか
ら、下水道使用料を減額するものでございます。3
点目は、事業費確定により、ルール計算に基づく一
般会計からの繰入金を増額するほか、諸収入と町債
を減額するものでございます。

歳出では、1点目として、事業費確定及び精査に
より減額するもの、2点目としては、公債費につい
て財源振りかえをしようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第17号平成20年度上富良野町公共下水道
事業特別会計補正予算（第3号）。

平成20年度上富良野町の公共下水道事業特別会
計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ
れ61万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ6億4,332万7,000円
とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補
正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金33万9,000円。

2款使用料及び手数料124万9,000円の
減。

4款繰入金69万2,000円。

6款諸収入10万円の減。

7款町債30万円の減。

歳入合計61万8,000円の減となります。

2、歳出。

1款下水道事業費61万8,000円の減。

歳出合計61万8,000円の減となります。

次のページ、ごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債補正。

（1）変更。公共下水道事業（一般分）につきま
して30万円を減じまして、1,060万円とする
ものでございます。

以降、事項別明細書につきましては、説明を省略
させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議いただきまして、議決を賜りますようよろ
しくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 7ページの下水道事業費の
中の負担金補助及び交付金の中の水洗化のところの
利子補給金のところでございますが、20年度の1
年間でどれくらい水洗化率を見たのでしょうか、1
点目は、それをお伺いしたいと思います。

それと、水洗化等改造資金貸付利子補給金ですけ
れども、何戸くらいなのでしょう。

それと、また、これは何年間ぐらいの補給になる
のでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 戸数につきましては
は、申しわけございませんが、現在ちょっと掌握し
てございません。

あと、補給金につきましては、1回限りの補給に
なります。

議長（西村昭教君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第18号
平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第
4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただいま上程さ

れました議案第18号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

最初に、収益的収入及び支出についてであります。1点目は、収入では老人保健施設事業収益が、入所者が開設当初から、ほぼ満床状態で推移するなどしており、1,000万円の増収を見込んだところでございますが、医業収益の入院におきましては、入院患者から老健へ移られた方がおられること、患者数の減などによりまして1,000万円の減収となるところでございます。

また、その他医業外収益におきましては、15万5,000円の収益増を見込んだところであります。

2点目は、支出におきましては、医業収益の1,000万円の減、老健施設事業収益1,000万円の増収に合わせまして、費用においても医業費用1,000万円の減額、老健事業施設事業費用1,000万円の増加を行おうとするものでございます。

3点目は、過年度未収金の不納欠損を行うため、特別損失として15万5,000円を計上しようとするものでございます。

既に消滅時効の3年を超えている平成16年度未収金22件14万3,000円と、平成17年度未収金のうち、審査支払機関による査定減1万2,000円を計上しようとするものでございます。16年度の22件につきましては、町外の方で転居先不明の者などが主としているものでございます。今後におきましては、未収金の収納対策に今まで以上の努力をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、建設改良費の医療機械の購入、老健施設への改修費、外来患者トイレ、ナースコール改修工事などの事業完了による事業の精算によるものでございます。

もう1点は、寄附が7件ございましたので、寄附者の趣旨に沿い、患者備品等を購入しようとするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第18号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算(第4号)。

(総則)。

第1条、平成20年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益15万5,000円。

第1項医業収益1,000万円の減。

第2項医業外収益15万5,000円。

第3項老人保健施設事業収益1,000万円。

支出。

第1款病院事業費用15万5,000円。

第1項医業費用1,000万円の減。

第3項特別損失15万5,000円。

第5項老人保健施設事業費用1,000万円。

(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入4万円の減。

第1項出資金35万円の減。

第4項寄附金31万円。

支出。

第1款資本的支出4万円の減。

第2項建設改良費4万円の減。

以上が、議決事項についての説明でございます。

次のページからは、説明資料でございますので、既に御高覧をいただいておりますので、説明を省略させていただきます。

御審議を賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程の議決

議長(西村昭教君) お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第38号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第38号

議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第38号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件を議題といたします。

本件については、佐川典子君に直接の利害のある事件と認めますので、地方自治法第117条の規定により、佐川典子君の退場を求めることとなります。

（佐川典子君 退場）

議長（西村昭教君） 提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま追加上程いただきました議案第38号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件につきまして、提案理由を御説明いたします。

当該工事は、平成20年5月12日、議案第6号として議決をいただき、請負契約を締結し、途中予期しない地質構造に対応するため、平成20年7月7日、議案第4号において第1回の契約変更の議決を賜り、契約金額と工期の変更を行って、現在まで工事を進めてきたものであります。

この施工途上におきまして、国土交通省の指導により工事資材の異常な高騰に対処するため、工事請負契約約款における物価変動に対応した契約変更条項、いわゆる単品スライド条項の適用について、各都道府県市町村に通知され、本町においても北海道から1カ月おくれた平成20年7月14日を適用日として、8月5日に鋼材類と燃料油の2品目について、契約条項を発動したものであります。

この適用について、当該工事を請け負う佐川・木津経常共同企業体から、国が示す運用ルールに基づく請求があったことから、審査の結果、鋼材類のみを対象とすること。また、工期末を控えて変動額が確定したことから、先ほど予算補正をいただきました契約金額を67万6,949円増額変更するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第38号富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）第2回請負契約変更の件。

富町団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約の締結（平成20年5月12日議決を得た議案第6号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。変更事項。1.契約金額、（変更前）1億2,897万1,500円、（変更後）1億2,964万8,449円。

以上です。

御審議いただきまして、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

佐川典子君の入場を許可いたします。

（佐川典子君 入場）

日程第15 議案第28号から

日程第21 議案第34号まで

議長（西村昭教君） 日程第15 議案第28号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更件、日程第16 議案第29号富良野地区環境衛生組合の解散について、日程第17 議案第30号富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、日程第18 議案第31号富良野広域串内草地組合の解散について、日程第19 議案第32号富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について、日程第20 議案第33号上川南部消防事務組合の解散について、日程第21 議案第34号上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分についてを関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただき

ました議案第28号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更から議案第34号上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分につきまして、提案の要旨を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第28号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件につきまして御説明いたします。

このたび規約の変更を提案します公平委員会につきましては、地方公務員法による必置の機関で、上川支庁管内18市町村と三つの一部事務組合、二の連合で共同設置しているものであります。

規約の変更内容につきましては、上川南部消防事務組合及び富良野広域串内草地組合が平成21年3月31日に解散し、富良野広域連合に移行する予定であります。

また、上川支庁管内の中部8町と大雪地区広域連合が、平成21年2月に上川広域滞納整理機構を設置したことにより、上川支庁管内町村公平委員会に対し、退会及び加入の申し出がありました。これらのことから、組合規約の変更については、加入している全団体の議決を経て、北海道知事への届け出が必要なことから、規約の一部の改正について、本議案を提案するものであります。

次に、議案第29号富良野地区環境衛生組合の解散について、議案第31号富良野広域串内草地組合の解散について、議案第33号上川南部消防事務組合の解散についてであります。

本件は、三つの一部事務組合が、それぞれに共同処理していた特定の事務を昨年設立しました富良野広域連合に承継するため、三つの一部事務組合を地方自治法第288条の規定により、平成21年3月31日限りで解散するものです。

解散につきましては、地方自治法第290条の規定により、構成市町村議会における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

次に、議案第30号富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第32号富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分について、議案第34号上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。

本件は、平成21年3月31日限りで解散を予定しております三つの一部事務組合の財産処分について、別紙、協議書により処分をするものであります。

解散に伴います財産処分につきましては、地方自治法第290条の規定により、構成市町村議会における議決が必要なことから、本議案をするものであります。

以下、議案第28号から議案第34号を朗読し、

説明申し上げます。

議案第28号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約（昭和38年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「上川南部消防事務組合」及び「富良野広域串内草地組合」を削り、「上川広域滞納整理機構」を加える。

附則。この規約は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

次に、議案第29号をごらんください。

議案第29号富良野地区環境衛生組合の解散について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成21年3月31日限りで富良野地区環境衛生組合を解散する。

次の議案をごらんください。

議案第30号富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり、関係市町村の協議の上定めるものとする。

裏面をごらんください。

裏面が協議書になっております。

朗読して、説明といたします。

富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

1、富良野地区環境衛生組合が所有する財産のすべてを富良野広域連合に承継する。

2、承継した財産を処分する場合には、富良野地区環境衛生組合を構成した市町村と富良野広域連合との協議の上決定するものとする。

次の議案をごらんください。

議案第31号富良野広域串内草地組合の解散について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成21年3月31日限りで富良野広域串内草地組合を解散する。

次の議案をごらんください。

議案第32号富良野広域串内草地組合の解散に伴

う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり、関係市町村の協議上定めるものとする。

協議書については、先ほどと同じでございますので、省略させていただきます。

次の議案をごらんください。

議案第33号上川南部消防事務組合の解散について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成21年3月31日限りで上川南部消防事務組合を解散する。

次の議案をごらんください。

議案第34号上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町の協議上定めるものとする。

協議書については、先ほどと同じなので省略させていただきます。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第28号から議案第34号までを一括して質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第28号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号富良野地区環境衛生組合の解散についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号富良野地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号富良野広域串内草地組合の解散についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号富良野広域串内草地組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号上川南部消防事務組合の解散についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号上川南部消防事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月13日は本定例会の2日目、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前11時35分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年3月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 村 有 秀

署名議員 和 田 昭 彦

平成21年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成21年3月13日（金曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君

第 3 議案第 1号 平成21年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 3号 平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第 4号 平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 7 議案第 5号 平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 8 議案第 6号 平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第 9 議案第 7号 平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第10 議案第 8号 平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第11 議案第 9号 平成21年度上富良野町水道事業会計予算

第12 議案第10号 平成21年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 岡本 康裕 君 | 2番 | 村上 和子 君 |
| 3番 | 岩田 浩志 君 | 4番 | 谷 忠 君 |
| 5番 | 米沢 義英 君 | 6番 | 今村 辰義 君 |
| 7番 | 一色 美秀 君 | 8番 | 岩崎 治男 君 |
| 9番 | 中村 有秀 君 | 10番 | 和田 昭彦 君 |
| 11番 | 渡部 洋己 君 | 12番 | 佐川 典子 君 |
| 13番 | 長谷川 徳行 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 田浦 孝道 君 |
| 教 育 長 | 北川 雅一 君 | 代表監査委員 | 高口 勤 君 |
| 教育委員会委員長 | 増田 修一 君 | 農業委員会会長 | 中瀬 実 君 |
| 会 計 管 理 者 | 新井 久己 君 | 総 務 課 長 | 服部 久和 君 |
| 産業振興課長 | 伊藤 芳昭 君 | 保健福祉課長 | 岡崎 光良 君 |
| 農業委員会事務局長 | | 町民生活課長 | 田中 利幸 君 |
| 健康づくり担当課長 | 岡崎 智子 君 | 技術審査担当課長 | 松本 隆二 君 |
| 建設水道課長 | 北向 一博 君 | ラベンダーハイツ所長 | 菊地 昭男 君 |
| 教育振興課長 | 前田 満 君 | | |
| 町立病院事務長 | 大場 富蔵 君 | | |

議会事務局出席職員

| | | | |
|-----|----------|-----|--------|
| 局 長 | 中田 繁利 君 | 主 査 | 深山 悟 君 |
| 主 任 | 中島 美佐子 君 | | |

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) きのうに引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成21年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

一般質問の通告期限は、本日正午まででございます。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 渡 部 洋 己 君

12番 佐 川 典 子 君

を指名いたします。

日程第2 町政執行方針から

日程第12 議案第10号まで

議長(西村昭教君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第11 議案第9号平成21年度上富良

野町水道事業会計予算、日程第12 議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

平成21年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針につきまして、その概要を申し上げます。

私事ではありますが、昨年11月の町長選挙におきまして、町民皆様の温かい御支援を賜り、12月27日付で上富良野町長の職を担うこととなり、初めてお示しする町政執行方針となることから、まず町政執行に当たっての私の所信について、少し述べさせていただきます。

我が郷土上富良野は、明治30年に開拓のくわがおろされて以来、今日に至るまで、多くの先人の努力により、幾多の困難や苦難を克服し、この町を愛し、すばらしい郷土に築き上げていただきました。改めて感謝するとともに、「未来につながる希望のもてるまちづくり」を進めることが私たちに課せられた大切な使命であると、身を引き締めるところであります。

私は、すべてのまちづくりの基本といたしまして、「住民の暮らしの実態を常にしっかり把握しているか。」、「声なき声に耳を傾けているか。」、「将来を見据えているか。」、「公平・公正であるか。」、これらを常に念頭に置き、町民のための町民参加による開かれた町政を確立し、公正で民主的な「かみふらのづくり」を進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員の皆様には特段の御理解と御協力を切にお願いいたします。

さて、我が国の経済は、世界的な経済同時不況が空前の規模とスピードで進行している中であって、金融・生産・個人消費・雇用など、すべての面において日増しに悪化している状況にあります。

本年度の政府予算案では、「この経済危機に機敏に対応し、国民生活を守る。」ことが政治の責任との方針のもと、積極的な財政出動を講ずることとし、一般会計総額においては、過去最大の88兆5,000億円となっております。

しかし、その財源は、国税収入の大幅な減が予測されることから、多くを新規の国債にゆだね、発行額を33兆円規模とし、前年比7兆9,000億円の大幅増となり、さらに、財政投融資特別会計からの繰り入れなどによって財源の確保を図ったところであります。

このようなことから、今後、国、地方をあわせ

た財政の健全化に向けては、さらに大きな課題を課せられることが予測されます。

地方財政政策の面においては、生活防衛のための緊急対策に基づく地方交付税の増額が示され、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は21兆円余となり、大幅な増となっておりますが、これは、異例の経済状況下における緊急的、臨時的な対応のための措置であり、地方財政の本質は、これまでの厳しい状況に変化はなく、今後、地方税収の減収が大きく影響してくることが推測され、さらに厳しさが増してくるものと予測されます。

さて、当町におきましても厳しい経済状況の影響を受け、町税収入の減収が見込まれる中ではありますが、国の平成20年度補正予算や本年度の地方交付税の増額確保など、積極的な財政出動を財源として、地域経済や雇用対策につながるような建設事業などを前倒して実施してまいります。

しかしながら、当町の財政状況につきましては、これまでの行財政改革の取り組み成果から、ようやく収支均衡のとれた財政構造の形が見えてきたところであり、今後におきましても、将来に禍根を残すことのないよう、引き続き健全な財政運営を旨とし、町政を取り進めていくことが重要と受けとめております。

また、本年度は「第5次総合計画」のスタートの年であるとともに、さまざまな議論を重ねて制定されました「自治基本条例」の施行を迎えます。さらに、我が町が今後とも自主自立を果たしていくために選択した「富良野広域連合」も、いよいよ4月から事業が始まりますが、一層行政の効率化に努めてまいります。

「協働」を町民の皆様との共有のキーワードといたしまして、「活気ある安心安全なまちづくり」、「町民ひとり一人に光の当たるまちづくり」を施策の基本に置き、私が町民の皆様へ申し上げてまいりました「自主自立」、「自衛隊との共存共栄」、「福祉・医療の充実」、「子育て・教育の充実」、「希望と活力ある産業づくり」の五つのお約束が果たせまますよう、全力を傾け取り組んでまいり所存であります。改めて町民の皆様並びに議員の皆様への御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について、新総合計画の五つの暮らしづくりのテーマに沿って、その概要を申し上げます。

最初に、一つ目の暮らし、「人や地域とつながりのある暮らし」づくりについてであります。

まず、「地域ぐるみで支えあう健康・福祉コミュニティの実現」につきまして、少子高齢化が進む今日にあって、本年度は地域福祉計画のスタートを迎

えることから、社会福祉協議会を初め関係団体などとの連携を一層深めながら、高齢者、障がい者、子育て中の家庭など、その実態把握に努め、真に必要なサービスを地域全体として支え合いの中で提供されるよう、その仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてですが、昨今の事件・事故から「食」に対する不信や不安が社会的に高まる中、地場の安心安全な農畜産物は高い信頼を得ているものであり、地産地消や食育の取り組みを推進し、基幹産業である当町農業の信頼性を一層高めるとともに、他産業、他業種との連携を図りながら地域循環型の産業づくりを研究してまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、道路を中心とした交通環境については、引き続き国道、道道、町道網によるネットワークの充実に努めてまいります。

また、町営バスを中心とした地域内の交通体系については、交通弱者など利用者サイドの視点に立つて、その見直しに着手してまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、いよいよ自治基本条例が施行され、協働のまちづくりを進めるためのベースとも言える情報共有に向けて、本年度から町が取り組む仕事の概要版を全戸に配布するとともに、各広報・広聴事業の充実に努めてまいります。

また、町民参画のあり方などを検討する組織として、仮称でございますが「協働のまちづくり推進準備委員会」を設置し、自治基本条例の理念の具現化に努めてまいります。

さらに、住民自治活動奨励補助事業については、より活用しやすい制度に見直し、町民主体による自主的な活動が一層高まり、定着していくよう支援していくとともに、防災講演会を開催し、自主防災組織の活性化にも努めてまいります。

次に、二つ目の暮らし、「穏やかに安心して過ごせる暮らし」づくりについてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、高齢者や障がい者など、その実態に応じた適切な在宅サービス及び施設サービスに努めてまいります。

特に本年度は、在宅の配食サービスについて、多くの方に利用が広がるよう、1食当たりの利用料を450円に見直しいたします。

ラベンダーハイツは、高齢者福祉の拠点として、サービスの向上と経営の安定に努めてまいります。

また、障害者福祉については、第2期の障害福祉計画を早期に策定し、その計画に沿った取り組みを

進めるとともに、昨年からラベンダー・ハイツで実施している日中一時支援に加え、新たに障がい児の一時預かりについても、子どもセンターで早期にスタートできるよう取り進めてまいります。

介護保険事業については、引き続き自立支援を実現するため、予防介護を重視しながら必要なサービスの提供を進めてまいります。

特に、介護保険制度が導入されてから初めて介護報酬が増額改定される中で第4期の介護保険事業がスタートすることから、今後3年間、さらには第5期を見据えた中で、第1号被保険者の介護保険料について、現行より100円増の3,600円に改定をお願いいたすところであります。

医療保険の諸制度は、後期高齢者医療制度の導入など大きな変革期にあることから、引き続き制度の周知に努めてまいります。

また、国民皆保険の根幹をなす国民健康保険事業については、厳しい財政状況が予測されるところであり、必要に応じた基金の支消などで安定した事業運営に努めながら、特定健診などの高い受診率を維持し、生活習慣病の予防及び改善に取り組み、医療費の削減に努めてまいります。

町立病院は、町民の皆様の安心を支える医療機関として、また町内唯一の救急告示病院として、さらに、昨年併設した介護療養型老人保健施設として、その機能の維持・充実に努めてまいります。

そのためには、安定した病院経営が求められるところであり、地域医療を守る視点からの必要な財政措置とあわせて、本年度からスタートする町立病院改革プランの達成に向けて経営改革に取り組んでまいります。

また、当町の救急医療については引き続き町立病院が担ってまいります。広域においては本年度から、富良野医師会の協力のもと、2次救急を担っている協会病院に集約されることになり、当町からも町立病院が担えない小児科などで町民が受診していることから、応分の財政支援をしてまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、今後とも合計特殊出生率が高い水準を維持できるよう、安心して子供を産み育てることができる地域づくりを進めてまいります。

特に母子保健事業については、国の対策と連動して妊婦健診の助成を大幅に拡大するとともに、相談及び指導の充実を図ってまいります。

子どもセンターは、昨年度の施設改修に引き続き、本年度は駐車スペースの拡張など外構の整備を行い、利用者の利便性を高めながら、子育て支援センター及び発達支援センターとしての体制強化とあわせて機能強化を図ってまいります。また、準備を

進めているファミリーサポートセンター事業についても、早期に開始できるよう取り進めてまいります。

保育事業については、町の責務として、中央保育所のほか民間2施設を加えた3認可保育所の連携協力を図り、地域ニーズに応じた多様な保育サービスの提供に努めてまいります。

また、中央保育所は、これまでの民間委託の方針をもとに、民・公それぞれにおける運営などについて、検証作業をしっかりと行ってまいります。

次に、「本気・やる気の実を結ぶ産業づくり」についてですが、町の基幹産業である農業の振興については、本年度からスタートする第6次農業振興計画を基本に、「担い手の育成と確保」、「生産性の高い農業経営基盤の確立」、「環境と調和した安全・安心な農業生産」、「地産地消と消費者との交流」を四つの柱に据え、関係機関と連携を図りながら取り組みを推進してまいります。

特に、高収益作物への転換事業である奨励作物振興補助については、農地の遊休化抑制や流動化促進に向け、小規模な土地改良事業も対象とするよう、補助制度の名称も生産振興補助と改め、取り組んでまいります。

また、農村基盤整備事業においては、興農地区で経営体育成基盤整備事業を着手することとなりましたので、生産性が向上し、経営の安定化と農地の汎用化、後継者対策につながるよう、順次、東中地区の整備事業を進めてまいります。

商工業及び観光については、厳しい景気の後退局面にあります。それぞれの事業者の創意工夫が生かされるよう、商工会・観光協会の諸事業に支援していくほか、連携・協力を密にし、その振興に努めてまいります。

また、厳しい雇用情勢にあることから、可能な範囲で公共事業の前倒し発注に努めるとともに、国・道の対策と連動した緊急雇用創出事業に取り組んでまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる社会資本の整備は、日常の暮らしにおいて欠くことはできません。道路、河川、上下水道、さらにはごみ処理施設などの整備や改修を継続的に進めてまいります。

特に本年度は、傷みの激しい生活道路の改修とあわせて、老朽水道管の布設がえを集中的に実施します。

また、上下水道の各施設設備については、将来を見据えた安定稼働に向け、更新計画や長寿命化計画を策定してまいります。

地球規模の課題である環境問題については、町民の皆様のご協力と調子に進んでいるごみの分別・減量化を引き続きお願いしながら、本年度は温室効果ガスの削減のための「地球温暖化対策地域計画」を策定し、地域一体となった取り組みに着手してまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、災害に強いまちづくりに向けて、活火山十勝岳と共生する町として、また、演習場などの障害防止事業とあわせて、引き続き砂防、排水路などの施設基盤の整備を進めてまいります。

特に本年度は、耐震改修計画に基づき、耐震改修における補助制度を創設し、耐震化率の向上に努めるとともに、洪水ハザードマップを作成して、集中豪雨などにおける防災意識の啓発を強化してまいります。

防犯、交通安全、さらに消費生活の安全対策などについては、町民一人一人の意識喚起につながるような地道な取り組みの継続が必要であり、各関係機関の協力を賜り、一層連携強化を図りながら日常の安全確保に努め、事件、事故のない環境づくりを推進してまいります。

次に、三つ目の暮らし、「快適で楽しく潤いある暮らし」づくりについてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、一人一人がみずからの生活習慣をコントロールしながら心身ともに健康で生活できるよう、特定健診及び特定保健指導を中心に、状況に応じた健康相談、健康指導の充実に努め、すべての町民が生き生きと暮らせるような体制の整備を図ってまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、当町は、良質な農畜産物やすぐれた景観などに恵まれ、大きな可能性を有していますので、関係機関の方々と知恵を出し合いながら、それらを有機的・戦略的に結びつけていくことが大切と考えており、地域資源を生かした商品開発やブランド化など、地場産業の活性化に取り組んでまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、日の出公園は、シーズンを通して町民の憩いやさまざまな活動の場として極めて重要な機能を果たしています。

また、ラベンダー発祥の地である当町が、町民の皆様はもとより全国のラベンダーファンの方々のためにも、いつまでも美しいラベンダーの保護育成など、日の出公園の計画的な整備を進めてまいります。

島津公園については、ゆったりとくつろげる親水

空間の形成に向けて、池のしゅんせつ改修を行うとともに、町内のその他の公園などとあわせて、利用者や地域のニーズに合った整備に向けて、本年度は利用者などからの意見収集に努めてまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、電子通信機器は、時間や距離のデメリットの解消や利便性の向上に大きな機能を発揮します。さまざまな情報を共有するとともに、いろいろな事務事業の信頼性向上や効率化を図る上で、ハード、ソフトの充実が極めて重要でありますので、継続的に取り組んでまいります。

次に、四つ目の暮らし、「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」づくりについてであります。

まず、「いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり」についてですが、高齢者などが持ち合わせる知恵や能力を社会に還元していただけるよう交流や学習機会の充実に努めるとともに、高齢者事業団などの活動を引き続き支援してまいります。

次に、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、農畜産業を初め商工業における後継者の育成確保は大きな課題であることから、その対策として、新たな後継者に対する奨励金制度を創設します。

また、当町は、十勝岳連峰、温泉、ラベンダーなど大きな可能性を秘めた資源を有し、観光を柱に据えて、他産業との連携による相乗効果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

特に、大きな市場として期待している中国からのお客様対応については、観光協会が実施する中国語のパンフレット作成及び語学研修事業を支援してまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、景観づくり条例に基づく施策を推進するほか、シーニックバイウェイ大雪・富良野ルートと連携しながら、町民の皆様や事業者などとともに「良好な景観の保全と形成」を進めてまいります。

計画的かつ快適な市街地づくりに向けては、将来の維持更新などのコストパフォーマンスを見据えながら、「コンパクトな市街地形成」を目指してまいります。

住環境の充実に向けは、富町団地の建替事業を初め、町営住宅に火災警報器を設置するなど、これからは計画的に修繕、整備を進めてまいります。

次に、「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用などの活動については、教育委員会と連携を図り、取り進めてまいります。

また、移住対策は、単に町の人口維持だけではなく、我々が気づいていない我が町の魅力を再発見し、それらを地域づくりに生かしていくためにも、引き続き移住促進策に取り組んでまいります。

次に、五つ目の暮らし、「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」づくりについてであります。

すべての町民がそれぞれの責任を果たすとともに役割を担っていくことは、自治基本条例に掲げる目指すべきまちづくりの根幹とも言えます。暮らしを守り、支える、あらゆる公共サービスが、行政を初めさまざまな担い手によって地域全体の中で達成されるような仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

自治会活動など地縁に基づくつながり、ボランティアやスポーツ・文化活動といった知縁に基づくつながりなど、町民の皆様が主体的な意思に基づいてさまざまな活動が活発に展開されるよう推進するとともに、これらの活動が今後のまちづくりの大きな基盤になるととらえ、その前提となる情報の共有に向けた取り組みを充実させてまいります。

行財政改革についてですが、最小の経費で最大の効果を得るという普遍的要請と時代の変化に応じたさまざまな見直しの要請は、エンドレスの課題と受けとめております。

本年度は、国が求める集中改革プランの最終年度に当たることから、当町の集中改革プラン、行財政改革実施計画でございますが、これを1年延長することで終期を合わせ、同計画に掲げた実践の熟度を高めるとともに、協働のまちづくりを進めていくための行財政のあり方を示す新たな改革計画を策定してまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税に努めるとともに、納税については、引き続き納税の利便性を高める工夫を進めながら、納期内納税の推進とあわせて、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進め、自主財源としての税収確保に努めてまいります。

また、本年度は、駐屯地削減問題が最終の大きな山場を迎えます。結果によっては、これまで進めてきたまちづくりの根底が大きく覆る事態となりますので、これまでも増して、削減阻止に向け、地域を挙げた運動の先頭に立ち、全力を注いでまいります。

さらに、富良野広域連合による四つの事務がいよいよスタートします。当町の自主自立を大原則に選択した広域連合ですので、構成5市町村で互いに連携・協力し、スムーズな事務移行と今後の効率性向上に努めてまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長・学習

の政策分野の多くの部分については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを中心に促進してまいります。

地域における学びの活動は、地域活力の源と言えます。子供からお年寄りまで、さまざまな機会やつながりを通じて学びの輪が広がるよう、そして学びの成果が地域づくりに生かされるよう、生涯学習の充実に努めてまいります。

特に、本年度から、新学習指導要領の完全実施の移行に向け、各学校と連携を図りながらその準備に着手するとともに、現在の耐震基準前に建設された学校施設については、耐震診断を実施し、今後の対策を検討してまいります。

また、上富良野高校については、子供たちに進学したい高校と思われるような学校づくりを強く意識して、存続に向け、町としても振興策に力を注いでまいります。

以上、平成21年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成21年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、経済危機からの脱出に向けた国の積極的な財政出動により、主要財源である地方交付税については、臨時財政対策債を含めて一定程度の増を見込み、予算編成を行ったところであります。

一般会計では、総額66億1,100万円、前年対比7.6%、5億4,100万円減の規模となっておりますが、これは、畜産担い手事業など大規模な臨時的経費の大幅減によるもので、当町としても国の経済対策と連動して、平成20年度補正予算とあわせて地域経済や雇用対策につながるような事業の予算化に努めたところであります。

一方、財政の安定化は、町政執行の基盤でありますので、引き続き財源不足を基金に頼ることのない財政運営に努めるとともに、地方債発行の抑制や最終年度となる補償金免除の繰上償還など、将来の負担軽減策についても講じてまいります。

特別会計及び公営企業会計におきましても、制度改革に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に、効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、それぞれの予算案としたところであります。

特に一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り、各会計予算に対し措置を行ったところであり、各会計の予算案は、国民健康保険特別会計においては13億4,847万8,000円、老人保健特別会計におきましては1,210万8,000円、後期高齢者医療特別会計におきましては9,

084万1,000円、公共下水道事業特別会計におきましては7億8,401万6,000円、簡易水道事業特別会計におきましては5,263万5,000円、介護保険特別会計におきましては7億5,227万4,000円、ラベンダーハイツ事業特別会計におきましては2億8,550万円、病院事業会計におきましては8億9,557万7,000円、水道事業会計におきましては4億2,311万1,000円となっています。

この特別会計及び公営企業会計予算の合計は46億4,454万円で、一般会計予算と合わせた町全体予算では112億5,554万円、前年対比で4.4%の減、額にいたしまして5億1,514万6,000円減の規模となっております。

以上、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成21年度の町政執行方針とさせていただきます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、北川雅一君。

教育長（北川雅一君） 平成21年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様のご理解と御支援をお願い申し上げます。

初めに、我が国においては、国際化、情報化、少子高齢化、経済不況、環境問題など、深刻化の度合いを深めている現状であります。

こうした中で、教育の分野におきましても、時代を切り開くたくましい人材の育成が強く求められ、教育基本法の改正や、それを受けての学校教育法の改正、学習指導要領の改訂などが行われ、変革の時を迎えている状況にあります。

これまで以上に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を三位一体とする「生きる力」の育成が求められております。

さらに、生涯学習の視点からも、取り巻く環境の変化に対応する力や社会で生きる実践的な力の育成が求められているところでございます。

これらを受け、教育委員会といたしましては、町の第5次総合計画にあわせて策定した教育行政の指針となる「教育振興基本計画」を基にして、家庭、地域、学校、そして行政がともに連携し、実践及び検証、改善に向かう体制をより強化し、時代を担う『人づくり』に取り組んでまいります。

さまざまな教育改革が進められている中、教育改革の方向や社会動向をしっかりと見据え、新しい時代の要請と町民の皆様のご期待にこたえるため、その

使命と役割を認識し、学校教育、文化、スポーツの活動の振興と充実のため、町民の皆様のご理解と御支援をいただき、なお一層、最善の努力をいたしてまいります。

最初に、学校教育の推進でございます。

学校教育においては、本年度から施行する「教育振興基本計画」における「学校教育基本方針」を念頭に置き、新学習指導要領の趣旨に従い、「夢ひろげ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」をスローガンとして、確かな学力と豊かな心、たくましい体を持つ子供たちの育成を目指してまいります。

また、新学習指導要領の完全実施につきましては、小学校が平成23年度、中学校が平成24年度からとなっております。

その対応として、平成21年度から平成23年度までの間に各学校での全体計画を確立してまいります。

また、移行措置として、平成21年度から一部先行実施となる道徳や理科などへの対応準備も行ってまいります。

さらに、平成23年度から小学校での新教科となる「外国語活動」についても、スムーズな実施を目指し、今年度から諸準備を行い、平成22年度からは全小学校での先行実施を予定しているところであります。

全国統一学力・学習状況調査などの結果においては、当町の子供たちの学力や生活習慣は全国平均に近い状況ではありますが、課題は幾つも残されております。課題の解決とさらなる向上のために基礎基本の定着をより重視し、それをもとにした応用力、活用力を身につけさせる必要があると考えております。

また、わかりやすい授業の構築や学習時間、学習習慣、生活習慣の定着、向上などを、学校、家庭、地域の連携をさらに強化し、取り組んでまいります。

そのため、当町の子供たちの状況を引き続き検証していく上で、4月21日実施予定の全国統一学力・学習状況調査を今年度も行うとともに、各学校において学力向上改善プランの確立や道徳教育の強化、体力の強化を図り、そのための新たな指導計画の作成や体力テストの実施などを推進してまいります。

また、開かれた学校づくりと信頼される学校づくりを目指し、外部評価の充実を図るとともに、教員評価や研修活動の充実を図り、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上に努めてまいります。

さらに、本年度から「学習活動交付金」を予算化し、学校長の裁量のもとに、新学習指導要領への対応や特色ある学校づくりなどに積極的に取り組んでまいります。

昨年度設置しました「学校教育アドバイザー」においても、その活用範囲の拡大を図り、教育振興の体制づくりを推進してまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、問題行動などが依然として後を絶たない社会状況にありますが、当町においては、学校、家庭、地域の努力と連携により、それらの事例は比較的少ない状況にあります。

しかしながら、それぞれの課題となる要素は存在していることから、問題の早期発見、早期対応を含め、子供たちの目線に立った教育相談体制の充実に努めます。

引き続き、上富良野中学校には「心の教育相談員」を配置し、生徒の悩みや相談の活動を通して問題行動の未然防止などに努めてまいります。

さらに、「学校教育アドバイザー」も活用し、学校との連携を強めながら問題解決に当たってまいります。

また、自然体験や社会体験活動などを通じたキャリア教育、環境教育、食に関する教育、さらには道徳教育の充実を図り、コミュニケーション能力の向上と自分や他を大切にできる心、及びその実践力を育ててまいります。

へき地・複式教育につきましては、地域の自然や文化を活用した豊富な体験活動や、一人一人に目が届きやすいという小規模校の最も大きな特性をもとにした「個に応じた指導」により、学習や生活に確実な効果を上げているところであります。

各地域において、児童生徒の減少傾向は続いており、当町においても今後の大きな課題となりますが、教育の原点である「一人一人に応じた指導」、「一人一人を大切にされた指導」の充実を図り、さらなる継続を目指してまいります。

また、江幌小学校においては、特認校として地域と一体となった特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

特別支援教育については、障がいのある子供たち一人一人の教育的ニーズに対応した指導を行い、今後に向けた自立や社会参加がさらに促進されるよう支援を行ってまいります。

個々のニーズに対応するには人的支援が重要であることから、上富良野小学校と上富良野西小学校に「特別支援教育指導助手」を継続して配置し、指導体制の充実を図ってまいります。

また、上富良野町特別支援教育連絡協議会を通し

て関係者の連携や研修の機会を持ち、指導内容の充実と指導力の向上を図ってまいります。

学校の危機管理については、子供たちを取り巻く悲惨な事件・事故が後を絶ちません。

当町においては、学校での日常の校内点検励行と教育委員会を含めた情報交換の機能を密にするとともに、住民会、町内会による登下校時の「見守りパトロール」を初めとする関係機関の協力のもと、地域総ぐるみで子供たちの安全確保に努めてまいります。

また、「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」、北海道教育委員会が委嘱している「スクールガード」、「地域生活安全協会」などとの協力体制により、子供たちの事件・事故発生の予防に努めてまいります。

教育環境の整備につきまして、本年度は上富良野中学校校舎と西小学校体育館耐震化調査事業、東中中学校の教育用コンピューターの更新と講堂の防音機能復旧工事、上富良野小学校・東中中学校・上富良野中学校機械室のアスベスト分析調査事業を主たるものとして計画しております。

また、上富良野小学校の校舎改築に向けては、昨年度実施した「耐力度調査」においては基準値を満たしております。本年度においては、「耐震化調査」を実施するなど多角的な対応を思索しながら、安全で安心な学校環境の確立を目指し、重要な懸案事項として今後も取り組んでまいります。

そのほか、各校の設備、備品及び教材教具などにおいては、計画的に整備を進めてまいります。

学校給食につきましては、本年4月から「富良野広域連合組織」による運営がなされますが、「自賄い方式」による運営となることから、従来と同様に食の安全を第一に考え、原材料などではできる限り地場産品を取り入れ、「安心」で「おいしい」給食の提供に努めてまいります。

また、食育の一環として行っている「お弁当持参の日」は、家庭の協力、家庭の工夫など、親子のきずなの一つにつながるものとして、今後も継続してまいります。

さらに、栄養士による学校訪問も継続して実施し、食事の意味、栄養バランスの大切さ、食事のマナーなどの指導を、学校での学級指導などとの連携を図りながら充実を図ってまいります。

国際理解教育については、現在、姉妹友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から英語指導助手を迎えて、学校教育、社会教育の両面で小中学校の授業やサークル活動を通して国際理解教育の推進を図るとともに、上富良野町とカムローズ市との友好交流発展に努めているところであります。

す。

さらに、新学習指導要領による、平成23年度から小学校5・6年生での新教科となる「外国語活動」にも有効な活用、活躍の場を計画しているところでもあります。

また、幼稚園、保育所への訪問や英会話教室などを利用し、幼児も含めて町民の皆様が国際理解の輪を広げていけるよう今後も努めてまいります。

なお、現在の英語指導助手につきましては、本年7月までの任期となっておりますが、引き続きカムローズ市より後任者を迎え、これまでと同様の活動をしていただく予定であります。

道立上富良野高等学校の振興については、現在、間口に対しての生徒数の確保が年々厳しくなっている状況が続く、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画の内容からも、存続を危ぶむ声が多方面から聞こえてくる現状であります。

地域に根差した高校の存在は、子供たちや当町にとって大きな影響力を持っているものであります。その上で、さらなる振興を目指し、高校や関係各位のさまざまな努力をいただいているところではあります。少子化の影響が大きく影を落としていることに苦戦を強いられている状況ともなっております。

高校では、英語技能、危険物取扱者、簿記、情報処理などの検定や資格の取得に力を入れ、社会の即戦力となる指導努力がなされており、当町としても資格取得の受験料補助などを行い、就職や進学に有利な高校づくりを支援しているところです。

今後とも、さらに有効な特色を持ち、地元はもとより他市町村から多くの応募生徒が集まるよう「上富良野高等学校教育振興会」及び「サポーターズクラブ」と連携した協力、援助を行ってまいります。

続きまして、社会教育の推進でございます。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書館、スポーツ施設などの社会教育施設を活用しながら、町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供することにより、社会教育基本方針に定める「豊かな心と健やかな体を育み、うるおいある地域づくりをめざす生涯学習の推進」を目指し、社会教育行政を進めてまいります。

平成20年度に策定された第7次社会教育中期計画により、家庭、学校、地域社会の持つ教育機能の充実や連携、融合を図る実践に努め、社会教育推進目標に掲げられている具体的方策の実現を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭は子供たちが生活に必要な基本的習慣を身につけ、調和のとれた心身をはぐくむ場であり、教育の原点であります。

親子のきずなを深め、健やかな子育てを目指し、家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図り、家庭教育学級や子育てサークルなどの活動を支援してまいります。

また、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓発や普及促進を図り、家庭教育力の向上に努めてまいります。

青少年教育についてであります。次代を担う青少年のスポーツや文化活動の推進を図るため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主活動を尊重し、引き続き支援、協力を行ってまいります。

今年度は、姉妹都市である三重県津市へ小学生を派遣し、研修と見聞を広め、国内交流を目的とした青少年国内交流事業を進めてまいります。

また、学校の諸活動を支援する、地域のボランティア活動となる「学校支援地域本部事業」を推進するとともに、青少年を対象に、芸術鑑賞、各種学習活動などによる家庭を離れて食事づくりや清掃などさまざまな日常生活体験などを通じ、地域の大人たちとの交流の中から子供たちの生きる力と豊かな心の育成に努めてまいります。

次に、放課後プラン事業につきましては、本年度で3年目となり、保護者、学校、地域などに理解が深まり、子供たちの放課後の安全で安心な居場所づくり事業として運営されています。

地域の方々の協力を得ながら学校及び保健福祉部局と連携を図り、上富良野の子供たちを健全に守り育てる事業として継続してまいります。

また、事業運営に当たっては、子供たちを見守り育てる指導員の方々の協力が大きな支えでありますので、ボランティアを含めて協力していただける方の確保に努めてまいります。

成人・高齢者教育についてであります。成人の学習活動については、自主的なサークル活動への支援と各種学習機会や女性学級の開設などに取り組んでまいります。

引き続き、高齢者を対象に「いしずえ大学」を開設し、健康で明るい生活を築くための学ぶ機会を提供するとともに、生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

また、大学生が自主的に運営する自治会活動の支援をしてまいります。

さらに、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動、体験活動に生かし、伝えていただくなど積極的なかわりの中で、学び合い支え合う人づくり、まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことから、すぐれた美術展覧会

や音楽、舞台芸術の公演などを、文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術、芸能、文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて日常的に練習を行っている文化芸術の発表の場として、子供から大人までを対象とした総合文化祭を開催するとともに、自主的な発表の機会を支援し、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

図書館の運営につきましては、蔵書検索システムの導入を行い、道立図書館や近隣図書館等との連携を深めるとともに、利用者の利便の向上を図ってまいります。

本年度は、国の緊急雇用創出事業により、上富良野小学校と上富良野中学校の学校図書館の電算入力を実施し、図書館との蔵書の共有化を図ってまいります。

子供たちの読書の拡大を図るため、児童書の蔵書充実を図るとともに、本と触れ合う機会の拡大のため、各小学校へ出向く移動図書活動を進めてまいります。

また、引き続き読み聞かせ活動など本を生かした学習活動を行い、町民の皆様に親しまれる図書館の運営を目指してまいります。

スポーツ振興についてであります。町民の皆様の健康づくりを目指し、各種スポーツ大会の開催など参加機会の拡大を図り、生涯にわたってスポーツに親しめるよう取り組みを進めてまいります。

そのために、スポーツを安全に正しいルールに従って楽しく行ってもらうため、指導者の養成と人材の確保に努めてまいります。

また、総合型地域スポーツクラブについては、町民がいつでもどこでもスポーツを楽しむことができるように、町体育協会を初め関係団体との連携のもと、「総合型地域スポーツクラブ」の設立と運営の支援を行ってまいります。

社会教育施設につきましては、本年度は開拓記念館外壁塗装、社会教育総合センターポイラー更新、富原運動広場公園グラウンド芝生改修等を行い、施設の適切な維持を図ってまいります。

また、社会教育施設につきましては、それぞれの施設は建設から年数が経過していることから、適時に補修や修繕を行い、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、平成21年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

本町の教育、文化、スポーツの振興と生涯学習社会の構築に向けて、最善の努力を傾けてまいります。

議員並びに町民皆様の御支援と御協力をお願い申

し上げまして、教育行政執行方針といたします。

平成21年3月12日、上富良野町教育委員会。

議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま町長から、平成21年度におけます町政全般の執行について基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきまして、それぞれに述べられました。その方針等に沿いまして編成いたしました平成21年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明をしております。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算。

平成21年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,100万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表におきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款町税、9億6,725万3,000円。

2 款地方譲与税、1億4,490万円。

3 款利子割交付金、670万円。

4 款配当割交付金、100万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、30万円。

6 款地方消費税交付金、1億3,200万円。

7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、7、800万円。

8 款自動車取得税交付金、2,550万円。

9 款地方特例交付金、1,680万円。

10 款地方交付税、27億3,600万円。

11 款交通安全対策特別交付金、250万円。

3 ページに移ります。

12 款分担金及び負担金、4億7,781万3,000円。

13 款使用料及び手数料、1億3,185万8,000円。

14 款国庫支出金、7億8,569万7,000円。

15 款道支出金、2億1,972万9,000円。

16 款財産収入、1,234万7,000円。

17 款寄附金、1,000円。

18 款繰入金、1億4,867万円。

19 款繰越金、6,000万円。

20 款諸収入、2億6,253万2,000円。

21 款町債、4億140万円。

歳入合計が66億1,100万円でございます。

4 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款議会費、5,340万3,000円。

2 款総務費、6億2,780万4,000円。

3 款民生費、8億2,287万2,000円。

4 款衛生費、6億5,729万4,000円。

5 款労働費、680万7,000円。

6 款農林業費、7億6,503万6,000円。

7 款商工費、1億7,422万7,000円。

8 款土木費、10億8,006万8,000円。

5 ページに移ります。

9 款消防費、0円。

10 款教育費、3億1,988万8,000円。

11 款公債費、10億6,941万5,000円。

12 款諸支出金、941万4,000円。

13 款給与費、10億477万2,000円。

14 款予備費、2,000万円。

歳出合計が66億1,100万円でございます。

6 ページをお開きください。

6 ページでは、債務負担行為を設定する5事案につきまして記載をしておりますので、御説明を申し上げます。

農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を進めるものであります。

また、北24号排水路支線整備事業、南部地区土砂流出対策事業、東1線排水路整備事業、ヌッカクシ富良野川支流整備事業につきましては、国庫債務

負担行為に基づき2カ年継続事業として取り進めることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

同じく6ページでは、平成21年度の地方債の限度額を、延べ6件で金額にして4億140万円と定めた内容につきまして、各項目ごとに利率やその償還方法等を記載しております。

特に、将来の財政見通しが大変厳しい状況にありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案を中心に、その他緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債につきましても、昨年に引き続き所要額を計上しております。

ここまで申し上げましたことが一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君）次に、国民健康保険特別会計予算及び老人保健特別会計予算、並びに後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） それでは、予算書の8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な制度であります。国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化などにより、制度的にも経済的にも大変厳しい状況でありますことは御案内のとおりであります。

特に日本経済は、世界的な経済同時不況が過去に経験したことの無い規模で進行している中、今後は保険税の収納の確保に支障を来すことが予想されるなど、不安定な要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

国におきましては、市町村の国保財政の安定化を踏まえ、平成20年度からは、高齢者医療制度を含めた医療保険制度の抜本的な改革を行われているところでありまして、また、国保保険者が定める実施計画によりまして、特定健康診査、特定保健指導事業を義務づけし、将来の医療費増加の抑制を図ろうとするものであります。

本町におきましても、保健福祉課との綿密な連携により有効な特定健康診査、特定保健指導を実施しながら健康づくり対策を推進するとともに、医療費

の抑制に努めてまいるところであります。

平成21年度の国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費は平成20年度実績見込みから前年比約5.5%減を計上しておりますが、課税所得の落ち込み等から、保険税収入の減少及び診療報酬支払基金からの交付金の減少等の見込みから、財政調整基金2,600万円を支消して充当することで対応しようとするところであります。

一方、平成21年度の介護納付金につきましては、本町においては前年に比べ2号被保険者数の減少など減額が見込まれますが、国におきましては、課税所得の伸び悩みなどにより中間所得層の負担がこれ以上過度とならないよう、平成21年度地方税法改正で、現行限度額9万円を1万円増額して10万円とする税制改正が行われる予定であり、本町におきましても、これらの改正を予定しているところであります。

以上によりまして、平成21年度国民健康保険特別会計予算規模を、前年度当初予算比3.2%減の13億4,847万8,000円としようとするところであります。

それでは、以下、議案の朗読をもちまして説明いたします。

議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成21年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,847万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

9ページをごらんください。

歳入歳出予算につきましては、議決項目の部分につきまして御説明を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、2億7,873万8,000

円。

2款国庫支出金、3億593万6,000円。

3款療養給付費交付金、4,917万6,000円。

4款前期高齢者交付金、3億4,723万円。

5款道支出金、6,053万4,000円。

6款共同事業交付金、1億4,790万5,000円。

7款財産収入、1,000円。

8款繰入金、1億3,750万7,000円。

9款繰越金、2,000万1,000円。

10款諸収入、145万円。

歳入合計といたしまして、13億4,847万8,000円となります。

10ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,909万8,000円。

2款保険給付費、8億7,479万3,000円。

3款後期高齢者支援金等、1億5,372万9,000円。

4款前期高齢者納付金等、49万2,000円。

5款老人保健拠出金、494万4,000円。

6款介護納付金、6,227万5,000円。

7款共同事業拠出金、1億8,194万1,000円。

8款保健事業費、1,722万円。

9款基金積立金、1,000円。

10款公債費、20万円。

11款諸支出金、75万3,000円。

12款予備費、303万2,000円。

歳出合計といたしまして、13億4,847万8,000円となります。

次に、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行いたしましたことから、平成21年度予算につきましては、過誤給付金及び遅延請求の清算分についてのみ予算措置をするものであり、これらの必要経費として1,210万8,000円を計上したところであります。

また、この会計につきましては、今後も過年度の清算事務などの処理があることから、平成22年度まで継続することとなります。

それでは、以下、議案の朗読をもちまして説明いたします。

議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成21年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,210万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

13ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款支払基金交付金、604万1,000円。

2款国庫支出金、400万円。

3款道支出金、100万円。

4款繰入金、106万4,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、2,000円。

歳入合計といたしまして、1,210万8,000円となります。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、6万4,000円。

2款医療諸費1,204万1,000円。

3款諸支出金、3,000円。

歳出合計といたしまして、1,210万8,000円となります。

次に、議案第4号平成21年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年4月1日より北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり実施され、町では政令で定めるところにより、後期高齢者の医療に関する歳入、歳出について後期高齢者医療特別会計を設け、保険料等の負担金、事務費負担金等について予算計上し、執行するものであります。

なお、保険料につきましては、平成21年度より新たな低所得者に対する軽減措置等が実施されますことから、対象者には混乱が生じないように十分な周知と説明をしております。

それでは、以下、議案の朗読をもちまして説明いたします。

議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成21年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ

れ9,084万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

16ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、5,932万9,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、3,117万8,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、33万2,000円。

歳入合計といたしまして、9,084万1,000円となります。

17ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費、93万8,000円。

2款広域連合納付金、8,957万円。

3款諸支出金、33万1,000円。

予備費、2,000円。

歳出合計といたしまして、9,084万1,000円となります。

以上で説明いたします。

議長(西村昭教君) 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時45分 開議

議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) それでは、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

上富良野町介護保険特別会計予算につきましての御説明を申し上げます。

平成21年度は、第4期介護保険事業計画の初年次に当たり、これまでの第3期計画に引き続き、介護保険事業の基本理念であります、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう介護予防に力を注ぐとともに安定したサービスの提供に努め、効果的な事業運営を目指してまいります。

介護保険事業の基礎的事項であります高齢者人口、また要介護認定者数は、前期計画に比べ増加しており、介護サービス給付面においても増加する見通しであります。また、国において、制度発足以来

初めて介護報酬が3%増加改定されることとなり、給付額の増加要因の一つになっております。

以上のことから、第4期計画においては、第1号被保険者保険料は3,600円とするよう提案させていただきます。

平成21年度予算上におきまして、前年対比8,301万4,000円増の7億5,227万4,000円、率にいたしまして12.4%増の予算計上としております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成21年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,227万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用。

次に、19ページをごらんください。

款ごとの予算額を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料、1億1,582万3,000円。

2款分担金及び負担金、86万1,000円。

3款国庫支出金、1億7,220万2,000円。

4款道支出金、1億368万8,000円。

5款支払基金交付金、2億626万8,000円。

6款財産収入、1,000円。

7款繰入金、1億4,725万8,000円。

8款繰越金、200万円。

9款諸収入、417万3,000円。

歳入合計額、7億5,227万4,000円。

次に、20ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、5,071万9,000円。

2款保険給付費、6億8,367万1,000円。

3款地域支援事業費、1,667万8,000円。

4款特別給付費、20万円。

5款基金積立金、1,000円。

6款諸支出金、5,000円。

7款予備費、100万円。

歳出合計額、7億5,227万4,000円であり
ます。

以上、説明といたします。

議長(西村昭教君) 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(菊地昭男君) 議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の概要について申し上げます。

予算の総額につきましては、前年対比670万円、率にしますと2.4%増の2億8,550万円となったところでございます。

歳入のサービス収入につきましては、20年度の利用実績を基本としまして、第4期介護保険報酬改正状況など今後の利用状況を十分勘案しまして、歳入の予算を計上したところでございます。

歳出につきましては、利用者増による効率的な経常経費の計上と介護業務の負担軽減、入所者の安心・安全確保を図るための備品購入、また、施設整備では、施設整備基金を充てまして、ホール南側サッシの改修工事並びに屋根の塗装工事を計画し、施設の延命を図るよう歳出の予算を計上したところでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

21ページをお開きください。

議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成21年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,550万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款サービス収入、2億7,428万4,000円。

2款使用料及び手数料、1万4,000円。

3款寄附金、1,000円。

4款繰入金、800万円。

5款繰越金、300万円。

6 款諸収入、20 万円。
7 款財産収入、1,000 円。
歳入合計、2 億 8,550 万円。
23 ページをごらんいただきたいと思います。
2、歳出。
1 款総務費、1 億 7,362 万 5,000 円。
2 款サービス事業費、9,339 万 1,000 円。
3 款施設整備費、1,170 万円。
4 款基金積立金、1,000 円。
5 款公債費、668 万 3,000 円。
6 款予備費、10 万円。
歳出合計、2 億 8,550 万円となります。

以上、議決項目対象について、説明とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算、並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） まず、議案第 7 号平成 21 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

24 ページをお開きください。

歳入歳出とも前年度比 4,922 万 4,000 円、率にして 48.3% の減額で、総額 5,263 万 5,000 円となっています。

主な増減要素としましては、歳入においては、工事量減を反映して、一般会計繰入金、雑入の移設補償費、簡易水道債の減額が上げられます。歳出では、補償金免除繰り上げ償還の条件となっている経営健全化に対応するため、簡易水道事業支弁の職員人件費を一般会計支弁に変更したこと、補償工事の予定がないことによる前年度比全額減、また、公債費においては、補償金免除繰り上げ償還を行わないことによる減額となっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第 7 号平成 21 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成 21 年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,263 万 5,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000 万円と定める。

次のページに移ります。

第 1 表、歳入歳出予算。

款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款使用料及び手数料、1,594 万 9,000 円。

2 款繰入金、3,668 万 4,000 円。

3 款繰越金、1,000 円。

4 款諸収入、1,000 円。

歳入合計、5,263 万 5,000 円となります。

次のページをお開きください。

2、歳出。

1 款衛生費、1,473 万 1,000 円。

2 款公債費、3,790 万 3,000 円。

3 款繰出金、1,000 円。

歳出合計、5,263 万 5,000 円となっております。

続きまして、議案第 8 号平成 21 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

27 ページになります。

予算規模につきましては、前年度比 1 億 4,116 万 4,000 円、率にして 22.0% の増額となっており、予算総額は 7 億 8,401 万 6,000 円となっております。

増額の主な要因は、補償金免除繰り上げ償還を借りがえ主体により実施するため、歳入において町債を増額、歳出においては償還元金を増額するものがございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第 8 号平成 21 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成 21 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 8,401 万 6,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、4 億 8,000 万円と定める。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、226万円。

2款使用料及び手数料、1億3,636万5,000円。

3款国庫支出金、750万円。

4款繰入金、1億6,588万8,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、10万2,000円。

7款町債、4億7,190万円。

歳入合計、7億8,401万6,000円となります。

次のページになります。

2、歳出。

1款下水道事業費、1億1,359万4,000円。

2款公債費、6億6,992万1,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計、7億8,401万6,000円となっております。

続きまして、裏面、30ページ。

第2表、地方債。

公共下水道事業（一般分）、公共下水道事業（資本費平準化分）、公共下水道事業（特別措置分）、公共下水道事業（繰上償還借換分）、それぞれ限度額950万円、7,390万円、2,320万円、3億6,530万円となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

31ページになります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、予算総額は1億6,905万1,000円で、前年度比459万7,000円の減、率にして2.6%の減となっております。

減額の要因としましては、歳入では、給水収益において、節水型の社会、少子高齢化等により減少傾向にあることから減収見込みとしております。また、一般会計からの拡張事業分の償還金等で繰り入れ減となったことが主なものです。次に、歳出では、諸費目で微増傾向の中で、償還金免除繰り上げ償還と借りかえ効果などにより、利息支払いが減額になったことが大きな要因となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入が1億7,537万円の前年対比6,764万円の

増、率にしますと62.8%の増、また、支出では、2億5,406万円、前年対比4,056万3,000円の減、率にしますと13.8%の減となっております。

減額の要因は、借入利子負担の軽減を図るための補償金免除繰り上げ償還において、財源を借換債により調達するためによる歳入の増、歳出では、償還額が前年度比減額となることとなることとなっております。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,869万円は、過年度分損益勘定留保資金6,736万円と繰越利益剰余金処分額1,133万円で補てんする内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算。

（総則）。

第1条、平成21年度上富良野町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）、給水戸数、4,113戸。

（2）、年間総給水量、85万1,550立方メートル。

（3）、1日平均給水量、2,333立方メートル。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,905万1,000円。

第1項営業収益、1億6,484万円。

第2項営業外収益、421万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億6,905万1,000円。

第1項営業費用、1億2,783万3,000円。

第2項営業外費用、2,926万8,000円。

第3項特別損失、1,000円。

第4項予備費、1,194万9,000円。

（資本的収入及び支出）。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,869万円は、過年度分損益勘定留保資金6,736万円、繰越利益剰余金処分額1,133万円で補てんするものとする。）

収入。

第1款資本的収入、1億7,537万円。

第1項企業債、1億7,467万円。

第2項負担金、70万円。

支出。

第1款資本的支出、2億5,406万円。

第1項建設改良費、3,276万1,000円。

第2項企業債償還金、2億2,129万9,000円。

次ページをお開きください。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

繰上償還借りかえ分の上水道事業債として、限度額1億7,467万円でございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、3,715万5,000円。

(他会計からの補助金)。

第7条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、420万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、1,004万1,000円と定める。

以上で説明を終わります。

議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長(大場富蔵君) 議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要について御説明申し上げます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

予算の規模につきましては、第3条予算の収益的収入及び支出につきましては8億6,152万6,000円、前年比6,233万5,000円、7.8%の増となりました。

収益につきましては、平成20年度の実績見込額をもとに見積もったものでございます。老人保健施設事業収益を新たに予算計上したところでございます。

費用につきましては、健全経営を目指し、費用の節減に努め計上したところでございます。老人保健施設事業費用を新たに計上したところでございます。

次に、第4条予算、資本的収入及び支出ですが、3,405万1,000円、前年比2,250万円、39.8%の減となりました。

収入におきましては、企業債償還金が大幅に減少となることから、それに伴う町出資金の減が主なものでございます。

医療器械の更新整備とボイラーの改修につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金1,800万円を充てることで予定をしております。

支出につきましては、収入で説明させていただいたように、企業債償還金が大幅に減となっているところでございます。

看護師奨学資金につきましては、看護師を目指している者2名の資金貸付でございます。

これらのことから、病院事業の予算総額は8億9,557万7,000円、前年比3,983万5,000円、4.7%の増となったところでございます。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入の負担金補助金で1億9,909万3,000円、資本的収入の出資金で1,605万1,000円、合わせた繰入金総額は2億1,514万4,000円、前年対比で2,641万6,000円、10.9%の減となっているところでございます。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成21年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万4,469人、1日平均168人。入院患者、一般病床、年間1万1,315人、1日平均31人。外来患者、年間3万3,154人、1日平均137人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間1万220人、1日平均28人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、8億6,152万6,000円。

第1項医業収益、6億1,084万2,000円。

第2項医業外収益、1億3,068万4,000

円。
第3項老人保健施設事業収益、1億2,000万円。
円。
支出。
第1款病院事業費用、8億6,152万6,000円。
第1項医業費用、7億3,880万1,000円。
第2項医業外費用、271万4,000円。
第3項老人保健施設事業費用1億2,000万円。
第4項特別損失、1,000円。
第5項予備費、1万円。
(資本的収入及び支出)。
第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。
第1款資本的収入、3,405万1,000円。
第1項出資金、1,605万1,000円。
第2項補助金、1,800万円。
支出。
第1款資本的支出、3,405万1,000円。
第1項企業債償還金、937万1,000円。
第2項建設改良費、2,300万円。
第3項奨学資金貸付金、168万円。
次のページをごらんください。
(一時借入金)。
第5条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)。
第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。
(1)医業費用と医業外費用との間。
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。
第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
(1)職員給与費、5億5,919万6,000円。
(2)交際費、30万円。
(他会計からの補助金)。
第8条、企業債償還金利子及び特殊経費に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,742万3,000円である。
(たな卸資産購入限度額)。
第9条、たな卸資産の購入限度額は、1億2,782万5,000円と定める。
(重要な資産の取得及び処分)。
第10条、重要な資産の取得及び処分は、次のと

おりとする。
1、取得する資産。
種類、医療器械。
名称、X線一般撮影装置ほか。
数量、一式。
以上が議決事項でございます。
以上で説明といたします。
議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
町長及び教育長の行政執行方針に基づいて各会計予算が提案されておりますが、この質疑は、先ほど町長及び教育長の行政執行方針の概要についてのみの質疑といたします。
また、質疑の回数は、議会運営に関する先例により、1人1回限りといたしたいと思っております。
これより、質疑をお受けいたします。
2番村上和子君。
2番(村上和子君) 町長の執行方針に対しまして、二、三、御質問をさせていただきたいと思っております。
まず、7ページにあります緊急雇用対策の創出事業でございますが、国とか道のほうから対策が出されているのですけれども、この対策に基づいて15名ぐらいの雇用が生まれるわけなのですけれども、期間が二、三カ月から6カ月以内とかということ、もう少し町として援助したものにしないのか、また、相談窓口を設けるなどして、町独自の、もう少し多くの雇用の創出ができないものかと、こういったところをお尋ねしたいと思っております。
それから、8ページの日の出公園の計画的な整備についてでございますが、昨年、臨時駐車場の農地の問題がありまして、やっぱり町民も、このことについてはだんだん承知をしております。
また、この公園については、第4次総合計画、平成10年あたりから10年かけまして、3年ごとに計画をつくりまして、日の出フラワーゾーンとかいろいろ取り組みをしまいいりました。また、大変お金もつぎ込んできております。
そこで、評価は、第4次総合計画におきまして、これについてはCだと。それで、実施不足であると。これらについてまた、第4次総合計画でやり残しているものもたくさんございます。
この公園につきましては、第4次総合計画でやったものを見直しをして、また再び魅力のある公園にということでございますが、やっぱりお金も多くなることですので、町民懇談会とか、やっぱり広く町民の声を取り込んでいってほしいと。
町長はどのような公園を描いておられるのか、町

長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、3点目につきましては、11ページですか、上富良野小学校につきましては、耐力度ではまだ大丈夫だということで、基準値を満たしているという結果が出ました。これから耐震診断をするところですが、こうなりますと、耐震度が0.3以下、この基準を切るとなりましたら、今度、これからの上富良野小学校をどうするかという、建築に関しましては、ちょっと、耐力度は大丈夫だ、耐震度はちょっとだめだと、こうなりましたときに、どのような計画が、この上富良野小学校改修というような感じになりますのか、そこら辺のこともちょっとお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ただいま2番村上議員のお尋ねの点について御答弁申し上げますが、まず、雇用の点に関しましてですが、議員御案内のとおり、大変、今、雇用状況は非常に逼迫してきている実態でございます。特に当町におきましても、電子部品産業等もございまして、非常に深刻な状況だということは私も認識しているところでございます。

そういう点を含めまして、実は先般の議会でも御承認賜りましたように、国の緊急的な雇用対策、あるいは活性化事業等の制度をフルに活用いたしまして、公共事業の前倒し、あるいは極力建設事業等に、予算配分に意を用いまして、雇用が確保されるような、そういう手だてはいたしているつもりでございます。

それで十分かどうかということは、これはまた、よく検証してみないとわかりませんが、町として現在とり得る緊急的な対策は講じさせていただいているというような認識をしているところでございます。

今後の動向につきましてはまた、新年度予算の中でもさらにそういう配慮をしておりますので、極力雇用増につながるようなことは認識してまいりたいというふうに考えております。

次に、日の出公園の件についてでございますが、御案内のように、日の出公園は本当に、全道的、全国的に名の知れ渡りました公園として定着してまいりました。

他方、町民のための憩いの場としても、これまた重要な位置づけをしておりますが、日の出公園の今後のあり方としましては、私の認識といたしましては、これからも日の出公園については重要な町の基幹の観光の場所という、あるいは都市公園としての位置づけをきちんと明確にしていまして、町

民、さらには多くの観光客それぞれが十分に活用していただける公園に整備をする諸対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、町民の声をぜひ聞いてほしいということでございますが、これはもう当然のことございまして、実際、具体的な整備計画を持つ段階におきましては、当然そういう手法も講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目のお尋ねでございます上小の校舎の今後のことについてでございますが、私も非常に、上小の今後のあり方については重要な課題だということふうに認識しております。

先ほどお話がありましたように、耐力度調査におきましては、何とか基準を満たしているというような数値を持っているわけでございますが、耐震に関しましては、これから調査をするということで、平成21年度において調査をしてまいりますが、その結果いかんによっては大きな改修を必要とするようなことも想定される部分がございますので、これをあわせて町の中長期の財政計画との整合性も図らなければなりません、やはり安全を守るということは何にも増して重要な位置づけでございますので、耐震診断の結果を踏まえまして大きな決断をしなければならぬことも予想されるのかなと、そういう認識でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） 11ページの自衛隊のことについて。

御案内のとおり、一六防衛大綱で戦車、重火砲の削減が決められて、前期の中期防衛計画でもその削減は目に見えており、今回、21年に後期の中期防衛計画が作成されると思います。

もう上富良野の自衛隊におきましては、104特科大隊並びに第2戦車連隊が改編の動きに入っております。

そのような中、削減阻止に向けての考えもよろしいのですが、現状維持、または今の自衛隊駐屯地の規模を上回るような増員の対案が必要だと思えます。それに対して町長のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 13番長谷川議員の、駐屯地の削減問題に対します御質問にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおりでございます。私も前町長から引き継ぎまして、自衛隊の削減阻止要望活動を展開しておりますが、さきに議員の皆さん方にお知ら

せいたしましたとおり、大変、現状といたしましては厳しい状況であるということは、もう否認しません。

特に駐屯地の現状維持につきましては、既に陸幕を通じまして制服の関係者等にさまざまな御支援をいただいたり、あるいは情報をいただいたりしておりますが、現在のところ、私が知り得る状況の中では、戦車、あるいは火砲等の重装備の部分について、非常に今、削減の対象の矢面に立たされているというような状況を伺っております。

そういった流れが、現在はもう既に官邸サイドに移りまして、非常に、私どものもう手の届きにくいところに行っているというような状況もございますが、しかし、依然として、町を守る者といましては、部隊の仕組みはともかく、総体としての隊員の削減は何としても避けて通りたいと。

よって、今、議員お話しのように、新しい部隊の編成だとか、そういったさまざまな形を要望して、これからも削減が少しでも食い止められるように、沿線地域皆さんの御協力を賜りながら展開してまいりたいと考えている次第でございます。

既に大きな阻止活動に向けまして今、4月以降の活動に対しまして準備をしているところでございますので、ぜひ、また議員の皆さん方にも御支援を賜りながら、要望活動、阻止活動を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 教育長にお聞きしたいと思っております。

9ページ、文化芸術の振興ということでお尋ねしたいと思っております。

この中で、毎年11月3日を中心に文化祭が開かれまして、私も行ったときに、町民の皆さん方が展示された芸術ですか、これは非常に立派なものがたくさん展示されておりました。町民の方からも、これはぜひ長期間にわたってどこかで展示してほしいという意見もあつたりして、本当に、そういう話を聞きます。

それと、ここに総合文化祭を開催するとともに自主的な発表の機会を支援し、地域文化の継承と発展を目指してまいりたいと、こうあるので、何かそこら辺の考えがあれば、ちょっとお聞きしたいなと思って、お願いしたい。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 11番渡部議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

毎年、総合文化祭、町民の方々の発表の場とし

て、一定の期間を設置させていただいております。

あくまでも一つの町の行事としての展開の仕方はその期間でございますけれども、町民の皆さん、一つの団体、どういう形が一番いいのかわかりませんが、一つの団体としてもし扱うのであれば、いろいろな、各方面、施設でございますので、ある一定の期間、皆さんに見ていただく機会というのは十分にとれるのかなというふうに私たちも考えておりますので、大いにもしそういう発表の場を望むのであれば、私どもでそちらのほうも御支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 町長の執行方針について、何点かお伺いをいたします。

まず、4ページの4行目、町営バスについてちょっとお伺いをしたいと思います。

ここで、交通弱者など利用者サイドの視点に立って、その見直しに着手していきたいというふうなことを書いてありますけれども、確かに町立病院においては、今後、待合室にいてバスに乗れるような方向も考えているというお話も聞いておりますけれども、この部分について、町長がほかにもそういった構想を考えておられるのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

それから、次に、5ページの下から6行目の、当町の救急医療についてということで、これから協会病院に対して、その応分の負担をしていきたいというふうなことが書かれてありますけれども、これまでこういった取り組みがなかったかなというふうにとらえておりますけれども、この部分について説明をお願いしたいと思います。

それから、9ページから10ページにわたってコンパクトな市街地形成とありますけれども、これまでも駅前開発といったことで、商工会に対してある一定の研究費等々の助成をしてきているかなと思うのですけれども、この部分について、コンパクトな市街地形成ということでの構想をちょっと、お伺いをしたいと思います。

それからもう1点、11ページに行財政改革プランということで、現在、組織機構において、スタッフ制ということで、管理職以外はスタッフ制の中で行政運営を行ってきております。そのような中で、職員の中からもスタッフ制について、非常に仕事がしづらいと、十分機能していないのではないかと、いった声も多々聞かれます。新町長として、今後、人事が目の前に控えておりますけれども、そういった機構改革について、どのような構想をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員のお尋ねについてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目でございますが、町営バスの点でございますが、実は今、町立病院の待合所でバスの待ち合いができないかと、そういうような提案もお伺いしたわけでございますが、実はことし、町営バスそのものが、果たして利用者の利便にかなっているかどうかということで、ことし1年かけて、しっかり一回検証し直して、そして本当に今のような運行体制が町民の足の確保に十分貢献しているかどうかということ、ぜひ、ことしは一度、しっかり根っこから見直そうというようなことを今指示しております。今、岩田議員のほうから御提示のありましたような、そういったことも含めまして、本当に利用者のためになる交通手段はどうあるべきかということ、再構築する年にしたいというふうを考えておりますので、ぜひ御理解賜りたいと、待合所等につきましては、そういった中でまた議論がされると思えますので、そういうような取り組みにことしは進めてまいりたいというふうを考えております。

次に、救急体制の点でございますが、実は現在まで、休日の救急体制につきましては、富良野市内の個人病院が持ち回りにおきまして、当番病院というふうに言っていると思えますが、救急診療に当たっていただいているところでございますが、現在開院されております病院の院長先生方が、非常に、ちょっと、使うことはどうかと思えますけれども、高齢化を迎えております先生方が大分出てきたという富良野医師会からの要望がございまして、さらに、いろいろな、当番医として救急患者を受け入れるためには、それなりのスタッフも終日待機させておかなければならない、そういったさまざまな課題が出てきました。

そういったことから、新しい対応方法はないかということで、医師会と協会病院とで協議がなされまして、当番医制度はそのまま残すとしたしまして、それぞれの先生が協会病院へ行って診療していただくというような仕組みにことしの4月から変えようということで、協会病院ですべての1次救急を受けるといったような体制にこの4月から変わらして、実は当町からも、その大半が小児科にかかわる診療が多いというふう聞いておりますが、そちらを今度は協会病院のほうにゆだねることになりまして、新たに救急体制を整えるための運営費等の経費の一部をそれぞれの沿線町村で負担し合おうという協議が整いまして、新たな負担をさせていただくというふうな仕組みになったところでございます。

それから、3点目のコンパクトな市街地形成ということにつきましてですが、実は、御案内のように、当町もかつてほど市街地の輪がどんどん外へ広がっていくというような状況では現在なくなってきていることは御案内のとおりでございますが、そういう意味におきまして、今後、それをさらに、周辺を外へ広げるというような誘導ではなくて、現在の市街地が形成されている中に凝縮して、市街地というものを今後形成していくことによって、下水道だとか、あるいは上水道だとか、道路も含めまして、そういったインフラ整備が集中的にできるのではないかと。投資経費に対しまして効果も高まっていくというようなことで、どんどん輪を広げていくような市街地形成ではなくて、むしろ中心地に寄ってくるような、そういうコンパクトな市街地形成もこれからは検討していきたいというふうには私考えておきまして、そういうような誘導をすることに取り組んでみたいというふうには考えているところでございます。

それから、役場庁内の機構のあり方についてでございますが、現在、スタッフ制で行われております。議員御指摘のように、やはり一つの制度を長く続けておりますと当然、功罪両方生まれてくるわけございまして、私も実は、スタッフ制度というのが、一方では定着しておりますけれども、一方ではやはり、スタッフ制によります、ちょっと行き届かない、そういう負の部分もあるということも職員の間から聞いておりますし、ことし一年、集中改革プランを1年延長することにしておりますので、そういった機構のあり方についても再検討して、スタッフ制を今後も継続していくことがベストなのか、そこら辺もあわせて検討させていただきたいと思えますので、御理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 町政執行方針の11ページの下段のほうです。富良野広域連合による四つの事務がいよいよスタートということでございまして、上川南部消防事務組合も31日に解散が行われ、4月より、また新たに広域連合として発足するというようなことをお伺いしているところでありますけれども、この消防本部は上富良野に設置されるということで、これは決定を見ているところだというふうには認識をしているところでございます。

そういった中にございまして、この本部におきまして、消防の広域による管理者は、私はもちろん上富良野町長がこれに携わるものという認識をしております。また、これらの指揮系統の、この体制を管理する消防署長におきまして、上富良野に本部が

あるので、上富良野の今の上川南部消防長がこれに携わることになるのかなという認識を持っておりますけれども、これについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

広域連合についてのお尋ねでございますが、その中で消防の関係かと思いますが、御案内のように、4月1日から本格的にスタートするわけでございます。消防におきましては富良野広域消防に移行するわけでございますが、消防本部は既の上富良野の消防署に置くということは決定を見ているところでございます。

それから、管理の総責任者は、能登富良野市長が連合長でございますので、能登連合長ということになります。

そのほか、四つの事務事業が統合いたしましたので、それぞれ新しい組織の中では各町村長が副連合長ということで担当いたしまして、担当制をしきまして、上富良野町長が消防の担当副連合長という位置づけになっておりまして、私が消防を担当する副連合長ということになっております。

それから、人事についてでございますが、当然、人事は4月1日に間に合うような予定にはなっております。私ども連合長、副連合長が権限を行使できます人事につきましては消防長のみでございますので、それ以下については消防長の権能でございますので、連合長、副連合長の集まりの中で、消防長の人事につきましては、能登連合長と私と2人でまず協議してほしいと。その結果をもって、全員で集まって確認するというようなお話し合いができておりまして、現在まだ具体的に、それぞれまだ議会が開会中でございますので、そういう機会がまだできておりませんが、恐らく近々、消防長の人事の内定をする運びになるかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 6点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、ページ数は3ページと6ページに関連があります。

一つは、地産地消と消費者交流の関係等を含めてでございますが、いろいろ、地産地消ということで、食の安全ということで進められているのは承知しております。

ただ最近、地産地消から地産外消、言うなれば上富良野でできたものをいかによその町に流通をさせていくかということが、上富良野でできたものを上

富良野で全部消費できる状態ではないのはもうはっきりしていますから、そういう点で、やはり地産外消、外で消費する、それからもう一つは外商で、外で商売をするというような2点の感覚を含めて、やはりいろいろな面でやっていかなければならないのではないかと。そういう点で、一つは、トップセールスということで、町長等もある面でセールスマンになって、いろいろなルートを通じて、それらの開拓等もすべきではないかという感じがいたしております。まず1点は、その点をお聞きしたいと思えます。

それから、2点目は4ページ、安心の暮らしを支える福祉医療環境づくりということでございます。

現実に保健、福祉、医療等ということで、いろいろな分野で、上富良野のそれぞれのセクションで頑張らせていただいております。しかし、担当者にそれぞれ聞きますと、それぞれの分野の統括した部署がないと。

そういうことで、例えば保健福祉課、町民生活課、ラベンダーハイツ、それから町立病院等、そういうものをある面で統括する組織、それからもう一つは、統括する段階でいろいろな会議ができるようなやっぱり仕組みはつくっていかねばならないのではないかと、そういうことがそれぞれの関係者からの意見で聞かれます。したがって、その点をどうするかということでお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、8ページです。憩いと安らぎを提供する関係で、先ほど若干、公園の関係も出てまいりました。町内のその他の公園で、新年度は利用などから意見収集に努めますということでございました。確かに都市公園、児童公園等があります。したがって、その公園のそれぞれの範囲の中で、どのような手法で意見収集をして、それをいかに快適な空間づくりという形に提供していくかということが大きな問題だろうと思えます。

そういうことで、それぞれの周辺のものをあれするのか、その人たちの意見を聞くのか、もしくはパブリックコメント等を含めてやっているかということで、どのような手法で意見収集に努めるかという点でお聞きをいたしたいと思えます。

それから、9ページ、風土に調和した社会基盤等ということで、良好な景観の保全と形成に努めるということでございます。

今回、大型観覧車の関係でいろいろ、状態がありました。しかし、平成19年には里仁地区を指定するということはそのまま道の段階で、道の景観条例の関係で延び延びになっておりました。道の関係では5月から新たな形でスタートするというような形

でございますので、したがって、良好な景観の保全と形成ということで、どういう形で取り組んでいくかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、10ページ、ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用などの活動について、教育委員会と連携を図り、取り進めていくということになっているのですが、教育委員会の中では、このことが、今行われている文化祭だとか、それらの関係の文化振興はやるけれども、かつてのそういう、ふるさとの歴史やそのものが、教育委員会の中には何も出てきていないのです。

したがって僕は、町長部局の言うことと、教育委員会の、今度は具体的に進める現場との連携の文書が何もないということは、非常に私としては不満なのです。そういう点で、町長部局の意見を受けて、教育委員会でこれをどう進めるかということが教育行政執行方針の中では目に見えてきませんので、その点、町長か、もしくは教育長でもよろしいですけども、その点、お聞きをしたいと思います。

それから、最後にもう1点、上富良野高校の関係です。

町長の言う、この前の行政報告では地域に根差した特色のある高校づくりをするというようなこと、それから、きょうの町政執行方針の中では子供たちに進学したい高校と思われるような学校づくりを強く意識をしているということでございます。そして教育委員会の教育行政執行方針では有効な特色を持つということで、確かに子供たちが減って、言うなれば間口減が、富良野高校が23年から実施されますけれども、そういう絡みも含めて、どうもずっと特色な、特色など言っておられるのだけれども、具体的なものが目に見えてこないのです。高等学校振興協議会にもある程度出してはいるのですけれども、言うなれば子供たちが進学したい上富良野高校というような形には、ちょっとほど遠い感じを受けますので、その点、教育長から、有効な特色を持つということの関係で、どういう感覚でそのことを求めていくかという点でお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 答弁は午後からにいたしたいと思います。

多少早いですが、昼食休憩といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（西村昭教君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の中村議員の執行方針に対する質問に対し

て、町長の答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の執行方針に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、地産地消についての御質問でございますが、議員お尋ねのように、実は私も、町民の皆さん方に常に訴えてまいりましたのは、「地産地消」の「消」は、消費する「消」ではなくて商いの「商」にしようということで、まさしく議員がおっしゃっておられましたように、地元で消費するのみならず、それを広く商いとして、なりわいとして地産地商を拡大していきたいというのは私の最も重要な位置づけにしている項目の一つでございます。

特に、恵まれた自然の中で育ておりますさまざまな農産物を初め畜産資源等を最大限に生かしまして、それを商売に結びつけていくと、それが強いては町の活性化につながると、私も全く同感でございます。

そして加えて、私みずから町のトップセールスとして、広く町外に、できますれば全国的に上富良野の商品を拡大できるように、そういうような、先頭に立って行動を起こしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから次に、福祉行政にかかわります、トータル的に総括するような仕組みの必要性についてのお尋ねでございましたが、この点につきましても、既にそういうような取り組みがなされているところではございますが、情報を共有するということは、行政の効率を高めるという観点から見まして非常に大事なことでございまして、今回の予算編成に当たりましたも、各担当課がそれぞれ情報を個々に持つのではなくて、特に福祉にかかわります情報については、あるいは施策の展開等に当たっても、それぞれの部署の持つ情報を有機的に結びつけていかないと、片手落ちのような、せっかく施策を展開するにしても、その実が十分上がらないというようなことを私も危惧いたしますので、それは、特に今年度についても、その情報を共有して、施策の企画・立案・展開についてもしっかりと、有機的に結びつくようにということで意を用いてまいるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、町内にございます、それぞれ目的を持ちました公園の利活用につきましては、これは、それぞれ利用される主な組織・団体はもちろんでございますが、住民会、あるいは子供を中心とする団体、学校、あるいは女性の団体、さまざまな団体・機関等の御意見を機会あるごとにお聞きいたしまして、中途半端なものにならないように、それぞれ目的に合った、本当に町民が心から喜んで使っていた

だく、または楽しんでいただけるような、そういう公園のあり方にぜひ、さらに精度を高めて、御意見をちょうだいしながら今後の取り進めをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、景観にかかわります行政でございますが、非常に、富良野地方、とりわけ上富良野も含めてでございますが、景観が非常に大きな、これからは観光産業のファクターになっていくというふうに私も位置づけしておりますので、景観が損なわれることになりますと、これはもう地域にとっては致命的なダメージになるというふうに理解しております。

しかし、反面、観光行政と景観行政との、そのバランスというものも、やはり一方では考えていかなければならないと。やはり、地域が活性化を図る上における観光行政というものは非常に、これからは、私も力を入れていきたい分野の一つでございますし、反面、それらを十分力を出していくためにも、また一方では景観もしっかり守っていかなければならないという両面を持っておりますので、これは、両方がバランスのとれた形になるよう、特に地域の方々の御理解をいただくことがこれから非常に重要になってくると思われまますので、そういうところを重点的に、地域の皆さん方と本当に、その地域の景観をどのようにこれから構築していくかということとあわせて、広く町民の皆さん方に、この景観、あるいは観光に対する両方の観点から、上富良野町が将来どういうふうに、きちんとした規律を持っていくかということとこれから大きな課題としてとらえて進めていきたいというふうに考えております。

それから次、2点のお尋ねでございました歴史文化等に関する伝承等に関する事項と上富良野高校のあり方に関する点につきましては、教育長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の御質問でございます。

ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用における活動についてということで、教育委員会との連携ということで、町の執行方針になってございます。

あえて郷土歴史事業としての、教育委員会としての位置づけは別に、今回はさせていただいてございません。

その中で、社会教育の一つの中で、成人・高齢者の部分にもちょっと記載させていただきますように、各種学習活動、それから体験活動を通じて、子供たちにそういう歴史的なものを受け継いでいこうとい

うことの内容も含めて、その中で、社会教育の事業として実は盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

また、今、居場所づくりの関係も、子どもプランや何かの事業も展開してございますので、そういう機会に、こういう内容も含めて、歴史文化の伝承活動についても進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、上高の問題でございます。皆さん御存じのとおり、入学者が減少している状況でございますけれども、なかなか、実際的には、どのような状況がいいのかということも、私たちとしてもちょっと悩んでいるところでございます。

20年度においては、子供たち、各PTAについてのお話し合いもさせてもらいながら、上富良野高等学校に中学校3年生を迎えて、活動内容についても勉強をしていただきながら、なお、富良野沿線の中学校の先生方も上高の生徒授業参観などをしていただきながら、そういう上高の動き方を実際に見ていただきながらの対応も実は図ってきたところでございます。

我々も、上富良野高校ということで、長い歴史の中で、危機感を持って何とか子供たちを多くふやしたいということが実はあるところでございまして、正直な話、具体的にどれがという特効薬的なものは実は見出せない状況にございますので、そういう面で、21年度につきましても、ある程度いろいろな分野の中で皆さん方の御意見を伺いながら、ひとつ、今までの形がどうなったということも検証しながら、また対応していかなければならないというふうに思っているところでございます。

なお、御存じのとおり、高校の配置計画、23年まで一応はなっておりますから、時間的にも正直言ってないのが現実でございます。その中で何とか対応していかなければならないというのは、我々も危機感を本当に感じておりますので、そのような内容から、特色のあるものを何か生みだしていれば将来的に結びつくのかなという判断の中で、今回、執行方針に書かせていただいたところでございます。

以上のようなことで御説明にかえさせていただきます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず7ページなのですけれども、下から10行目ぐらいです。生活の不安を取り除く地域社会づくりということで、災害に強いまちづくりに向けて、活火山十勝岳と共生する云々と

ありますけれども、先般、十勝岳の総合防災訓練が行われたわけでありまして、今後どのように防災訓練に取り組んでいくかという町長のお考えをお聞きしたいのですけれども、例えばこういうことも言われて、ある課長は聞いているのですけれども、自衛隊の図上訓練とか、ああいったものを見に行ってきたほうがいいのではないかと。もう見に行かれたかもしれませんけれども、そういったことも含めて、今後どのように訓練に取り組んでいくかということをお聞きしたいと思います。

あと、十勝岳が噴火するのにどれぐらい周期があるというふうに見積もっているかはちょっと、まだお聞きはしていないのですけれども、そんなに年数はないと思うのです。阪神淡路の大震災の時の総理みたいに、初めてだから仕方がないというような話は、こういうものは絶対ないと思うのです。初めてでも何でも、絶対、完全に取り組む必要があると思いますので、今後どのように取り組んでいくのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

それと、教育関係のほうですけれども、3ページ、一番上に道徳教育の強化というふうになっておりますけれども、どのように強化していくのか。その前に、上富良野の小中学校の道徳教育の現状はどのようになっているのか、形骸化していないのか、あるいは道徳教育を他の行事に振りかえているようなことはなかったのかどうか、あるいは道徳教育の蓄積があるのかどうか、そういったところをわかる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

あと、一番最後の10ページですけれども、総合型地域スポーツクラブということをやっておりますけれども、これと、町に立派な体育協会がありますよね。この体育協会との位置づけ、ここを少し教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私に対しますお尋ねの、防災に関しましてお答えさせていただきます。

先般、大勢の皆さん方の御協力をいただきまして防災訓練を済ませていただいたところでございまして、今年度は、昨年度と比べまして多くの参加をいただきまして、無事訓練を終了したわけでございますが、非常に多くの、また課題も今回、生まれておまして、今村議員お尋ねのような、指揮をするシステム、それらについても非常に改善の余地があるというような御指導等も賜りまして、実は先般、演習場で第2師団の訓練に合わせまして、指揮所の状

況を拝見させていただきました。

全くこれは、我々の今までの描いていたイメージと、既成概念を少し変えなければならないというようなシステムが構築されておまして、早速、来年の訓練から、ぜひそれは参考にさせていただきたいというような勉強もさせていただきます。

さらに、これからの訓練のあり方について、私も常に申し上げているのですが、十勝岳については、必ず噴火するというふうに常々申し上げております。そういうような危機感を、地域住民の方はもちろんです、町民みずからそういう危機感を常に持っていただくというような、地道ではありますが、そういうアナウンスを常に続けていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、噴火の周期につきましては、実は余り情報は持っていませんが、ただ、過去の経験則からいいますと、30年前後の周期と言われておりますので、昭和63年の噴火以来、こしはちょうど20年を経過しておりますので、ぼつぼつ、幾らか、多少、山に隆起とか、それがマグマによるものなのか、水蒸気によるものなのかということはまだ、情報はいただいておりませんが、そういう若干の変化が常にあるということは気象台のほうから伺っておりますので、なお一層危機感を持って、防災については取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思いません。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

道徳教育の強化ということでございました。

今までも総合学習の時間で道徳教育のいろいろ展開をしてきてございます。あいさつ運動等の励行ですとかいろいろな部分で、そればかりではございませんけれども、そういう部分ではいろいろ道徳教育の中では入ってきている状況でございます。

本町の子供たちを見ていただければわかると思えますけれども、あいさつ等についてもきちんとしてきている状況に私は見えてございますので、ある程度、一定の部分になってきているのかなというふうに思います。

その中で、新学習指導要領に基づきまして、道徳教育について強調していきなさいという中で、例えば集団宿泊ですとか自然体験、奉仕活動等の積極的な部分で道徳教育を身につけなさいということで、新学習指導要領でまた新たにそういう展開をしてきている状況でございますので、そういう内容から含めて、今後も体制を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、総合型地域スポーツクラブと体協の関係でございますけれども、体協とのかかわり方につきましては、どうしても体協の運動となると、強化的といいますか、競技スポーツ的な部分になってくるかと思えます。その前段で、いつでも、だれでもということで、一般の方々が、そういう体育協会を目指すわけではございませんけれども、体育協会まで行くまでに、そういうスポーツクラブを通じていろいろな運動体験をしていただいて、ストレス解消ですとか、いろいろな体育向上に努めていくという状況で今、総合型地域スポーツクラブを展開している状況になってございます。

教育委員会のスポーツ教室という単独の部分ではなくて、そういう継続的に、やはりみずから体を動かしていく。体育協会まで競技的にまだ行かないまでも、その間で、いろいろな部分で体を動かしていくという形で、実はこのスポーツクラブを設置していきたいということになってございます。

そのためには、現在、体育協会の皆さんも御参加をいただきながら、将来的には、もう少し競技的にやりたいということになれば、体育協会のほうに入っていくような、体育協会の下部組織ではございませんが、いろいろな競技がございますので、そちらのほうに入っていただくというような、中間段階の、そういうクラブという形で、今、4月の設立に向かって実は対応している状況でございます。その支援ということで、教育委員会も一部応援しながら、体制づくりを進めている状況になってございます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

今回の町長の執行方針の中には、未来につながる希望の持てるまちづくりを進めるということの方針が出されております。それは、みずからもその志を高くして、地域の産業や商工業、これを発展、推進させると、また、地域のコミュニティーも、お互いが話し合える環境づくりをともに進めたいというような思いではないかなというふうに思います。

上富良野町においては、この間、第5次の総合計画の中でも、今後の人口の動態を含めて、2030年には、推計としては1万1,000人ぐらいを維持するという形になっております。しかし一方で、この間を見ていると、30代から40代の若い世代が地方に流出する、あるいはひとり暮らしの老人世帯がふえる、そういった状況の中で、ますます地域が疲弊するというような状況も生まれてきており

ます。そういう中で、いかに地域を活性化させるかということが、今、問われているのではないかなというふうに考えております。

そういう意味では、この間、町が継続して行ってきた自立という形の中で、いかにみずから考えて、町民との協力の中でそういうまちづくりを進めるかということがさらに重要になってきているのではないかなというふうに思います。

しかし、今回の執行方針の中の、定住化対策等に掲げられておりますが、他の市町村では、もう既に具体的な、定住化対策ということの中で、きめ細やかな対策がとられております。この点、上富良野町にはなかなか、具体的な展開という点では、部分的にはなされておりますが、なっていないような気がします。こういった定住化対策も含めた中で、やはり人口増を行う、あるいは福祉施設を誘致する、また、単純ではありませんが、企業誘致なども含めた、やっぱりまちづくりの柱とした、人口をいかにふやすかという対策が今、町長にも求められているのではないかなというふうに思いますが、こういった点についてどのような所信を持っておられるのか、お伺いいたします。

次に、お年寄りの高齢化ということになれば、当然、交通の利便性を図らなければ、やっぱりまちに出たくてもまちに来られない、まちにいても、やっぱり歩いて買い物に出かけなければならないというような状況になってきております。そういう意味では今回の町営バス等における地域内の交通体系の見直しということがうたわれておりますが、そういう人たちに対する交通体系を維持して、確保するという立場に立った内容なのかどうなのか、この点、いわゆる買い物だとか病院だとか、そういったところに行けるような、利便性を図るという交通体系の全般的な見直し、経費の削減も入っておりますが、その点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、地元の資産を大いに活用するという点でお伺いしたいと思います。

上富良野町は、基幹産業は農業であります。先ほども同僚議員からありましたが、やはり地元の食材を使って加工・販売するという戦略を持つということが大切だと思います。そういう中では当然、一部分の雇用の対策という点で、雇用も生まれるのではないかなというふうに思いますが、こういった部分の戦略があるのであればお聞きしたいというふうに考えます。

次に、介護支援の問題でお伺いいたしますが、近年、高齢化という形になって、特別養護老人ホームの増床や、あるいはショートステイを増床してほし

いというような声も聞かれます。そういう意味では町長として、介護、あるいは老人福祉という形の中で、新年度においては将来を見据えた中で、介護、あるいは老人福祉における重点施策をどのようにされようとしているのか、この点についてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、子育て支援の問題でお伺いいたしますが、近年は就労形態も非常に変わってきております。祝祭日も勤務しなければならないという状況も生まれてきております。今回の執行方針の中には、そういった人たちも含めてなのでしょうか、ファミリーサポートセンター事業を展開するという形になってきているかというふうに思います。

近年、保育所、幼稚園等に預けている保護者の意見を聞きましたら、休日保育等の充実などもしてほしいという声も聞かれておりますので、こういうものも含めて、ファミリーサポートセンター事業の位置づけというのはどのような内容になっているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、農業の問題でお伺いしたいのは、観光農業、グリーン・ツーリズムという形の中で近年うたわれております。また、就農体験を通して、農業をやはり体感してもらい、あるいはそれを通して、将来は地元の農業、あるいは地元でなくても、他に移って農業を就労したいと思えるような、そういう体験も広がっているのではないかなというふうに考えております。

そういう意味では、今後、基本は地元の農畜産物や農業の基本振興計画に基づいて、やはり安定的な作物をつくるということも基本であります。一方で、今、私が言ったこういった部分に対する、農業振興の部分も含めた農業支援というものも当然必要になってきているのではないかなというふうに思いますが、この点。

さらに、環境問題についてお伺いいたしますが、今、低炭素社会、CO₂を減らすという形の中で、環境がとりわけ重要視されてきております。今回の執行方針の中にも、温暖化対策という形の中で、今後、委託しながらその事業展開を図るということが盛り込まれております。

私は、上富良野町の自然と環境にマッチした、やはりこれは取り組みだと非常に高く評価しますが、具体的に、やはり公共施設の建設、あるいは町の子供たちにおける教育現場の学習も含めた中で、やはり温暖化に対する認識を、小さい子供さんのときから体験してもらって、それを町全体に広げることが、今、環境づくりにとっては非常に重要になってきているのではないかなというふう

に思います。

今、こういった取り組みの中で、ソーラーパネル設置に対する補助、あるいはエコカー購入に対する補助等の、それをやっぱり実行に移すというような方向の自治体も出てきておりますので、上富良野町の、この自然の環境にマッチした温暖化システムの構築というのは、何よりも、将来的にも生きてくる話だと思いますが、こういった取り組み等の所信があれば、お伺いしておきたいというふうに思います。

また、病院問題については、町立病院の改革プランの達成という形の中でうたわれておりますが、聞きましたら、総務省の改革プランに基づいた中での改革という話であります。将来的には、国、道においては、富良野を中心にした5万人の人口規模をして、協会病院を一定の拠点病院として、それ以外の病院については有床あるいは無床の診療所にしようというような動きがあります。

しかし、上富良野町の現実を見ますと、緊急夜間に至っても、約2,000人の方が利用する、あるいは地域のお年寄りや一般の方においても、この町立病院の必要性がうたわれております。地元の介護予防や住民健診等においても、今、メタボリック症候群等における病院との連携が強まる中で、また、町においてのお医者さんの高齢化につながるという中では、将来やはり町立病院を核とした、充実という点で一層求められてきているのだらうと思います。

そういう中で、見直しは当然必要でありますから大いにやるわけですが、将来的にも、町立病院の存続という点での町長の考え等と、今回進めようとしている町立病院の改革プランの中身はどういったものなのか、お伺いしておきたいというふうに思っております。

また、親水公園という形の中で、執行方針の中でうたわれておりますが、島津公園等においては、住民が利用するという点で数少ない公園になっております。あそこに大変貴重な生態系を持ったトンボやチョウチョだとか、いろいろなものがあります。そういう意味で、そういったものをやっぱり体験できるような、そういったテーマを持った公園づくりというのをもっと積極的にやる必要があるのではないかと。ただ公園をつくるのではなくて、生態系も、そこを通ればやっぱり観察できますよというようなテーマを持った取り組みというのがこれから求められていると思いますので、それに対する所信があれば、お伺いしておきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、新学習指導要領に基づいた対策が進められようとしております。その中で、

学力テストの導入という形で、全国的に、これがいい、悪い、いろいろな評価があって、今、実施されております。

私は、単純に生徒の学力を評価するのであれば、何もこれを公表しなくても、事実に基づいて評価して、それを教育に生かすということが何よりも大切だというふうに思いますが、そういう意味では、別に学力テストを導入しなくても、ふだんの勉強やテストの中でも十分評価できる環境づくりというのはあると思いますが、そういう意味では、近年、公開するということが各地で広まろうとしています。

しかし、過去の反省というのは、やっぱり、いい学校、できる子、できない子という差別がつけられて、またはそういう方向になったということで、これが取りやめになったという経過がありますので、そういうことを考えたときに、やはり内部できちんと評価できる体制づくりを行う、そういう意味では、学力テストの廃止というの必要であるというふうに思いますが、この点、教育長はどのようにお考えなのか。

また、わかりやすい授業という点では、必要な教職員の加配、あるいは配置という中で、授業の精度を高めるということも必要だというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、先生に対する外部評価という形の中でこの教育方針の中にはうたわれておりますが、これは評価ですから、その先生の実力度を判断するのかなというふうに思いますが、その中身と、今後、それに基づいてどのように学校の中で現場の中に生かされようとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。大変盛りだくさんの御質問をいただきまして、なるべく漏れなくお答えさせていただきますと思います。

まず、町の活性化にかかわります地域の活力をつける点に關しましての御質問でございますが、当然、私といたしましても、すべての業種、あるいは業態の皆さんが、この際、すべての垣根を取り払って、既にもうそういう兆しはありますが、上富良野において、例えば農産物、畜産物等を利用いたしまして新たな特産物を生み出すとか、それが強いては雇用に結ぶというような事業展開はぜひ私としても力を入れていきたい分野の一つでございます、既にそういうようなチャレンジが行われる芽は芽生えてきておりますので、町として大いにそれらについて応援をしてみたいというふうに考えておりま

す。

そして、とりもなおさずそういうことが、私としては、若い人が町内から流出しないような、歯どめ策となることが何としても大事でございますので、そういう点にも意を用いた政策になるような展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、定住対策につきましては、現在、定住していただけることに対して具体的に町として手を差し伸べるというような施策はとっておりませんが、しかし、現在、町の方々にいろいろな地域から来ていただいて、定住されている方がたくさんおられます。そういう方々が、ますますいろいろなルートを通じて上富良野に関心を持っていただいて、そして上富良野に住んでいただけるような、そういう環境整備はこれからも不断に行っていかなければならないというふうに考えております。

午前中の御答弁で申し上げましたコンパクトなまちづくりとイメージ的にはまた違う意味で、上富良野の環境、景観等を生かした、定住対策に向けてのそういう工夫もしていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、企業の誘致、あるいは新たな産業の創出、そういったことができることが、急ぎの対策としては大変有効だと思いますけれども、現在の経済情勢を見る限りにおいては、こういう選択肢は非常に難しいというふうに考えておりますので、やはり町内みずから生み出す、そういうものに力を注いでまいりたいというふうに考えております。そしてそれが、若者が町内に定着していただけるような方向に結ぶように考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、高齢者というよりも、むしろ私は弱者というふうに位置づけているのですが、そういう足の確保、これについては、午前中の御答弁でも申し上げました、町の公共交通体系の見直しの中で、当然それらも議論の課題になってくると思いますので、今、具体的にどのような対応をとる考えはお示しできませんが、当然それも大きな位置づけとして、協議の中で構築させていただきたいというふうに考えております。

次に、地元の産物の利活用でございますが、これは先ほどのお答えと一部重複いたしますけれども、さらに農産物、畜産物については、付加価値を高めるような工夫をすることに対しまして、町としてもさまざまな、例えば研修をするとか、勉強に行くとか、そういうことに対しましては、ソフト面では幾らでもまだまだ応援できる手だてがあるのかなというふうに考えております。

そういうことを通じまして、あるいは商工会、商

工業者、農業者、JA等を通じまして、さらに情報を交換いたしまして、願わくば上富良野から新たなそういう加工分野に足を踏み出してもらえるような素地をつくってもらえればありがたいなど。町といたしましては最大限応援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、介護を要する方々、それからショートステイの利用状況についても聞き及んでいるところではございますが、現在、まずショートステイにつきましては、非常に利用希望者が多いという中で、なかなか、その対応が十分にできていない状況にあります。これらにつきましては、病院の仕組みが変わったこと、それから潜在的に利用者がふえてきているというようなことと重なりまして、非常に御不便をおかけしている、あるいは待っていただいているという実態は承知しております。

これからどういう形でそういう方々にこたえていくかということ、私の念頭には、施設の整備も含めてというようなことは非常に、今の町の財政状況を考えますと、他の町村ではそういう取り組みもされているところもありますが、今の上富良野の状況から申し上げますと、非常にそういう選択肢は狭いと。国の方針も在宅を中心という流れでございますが、私といたしましても、在宅に対しましてできる限りのサポートをしながら、なるべく皆さんが不安がなく暮らしていただけるような、そういう仕組みづくりに意を用いてまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、さまざまな形で過ごされている方がおりますが、その過ごし方によって公平、不公平が生まれぬような、そういうことだけは前提だというふうに考えておりますので、また皆様方からいろいろお知恵も拝借しながら、最善の策をこれから構築してまいりたいというふうに考えております。

それから、子育て事業に関しますファミリーサポートシステムにつきましては、現在準備を進めている途上でございますが、本来でありますと、早期にスタートをさせたいのが願っておりますが、今、いろいろ準備で、まだ十分その準備態勢が整っていない状況であるということが現実でございますが、大変申しわけありません、一日も早く皆さんの希望に沿えるような形をしっかりと構築して、さまざまな超えなければならぬハードルが幾つかあるというふうに担当から聞いておりますので、早急にそれらを解消いたしまして、サービス提供を開始できるような仕組みを構築してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、次にお尋ねの、グリーン・ツーリズム

を初めといたします体験型農業観光と申しましうか、これについては、既に町内でも取り組んでおられる農業者の方もおります。受け入れ体制の中で、非常に、不特定多数の方を泊めたり、あるいは、そういう農業者だけではクリアできないさまざまなハードルがあるというふうにも聞いております。

しかしながら、これからこういうグリーン・ツーリズムというのは非常に、世の中の流れとしては、私はこれからまだまだニーズがある分野だというふうに思いますので、行政として、農業者あるいは事業者に対して、どういふサポートができるかと、そして担当のほうも、そういう相談に対して十分答えられるような、また情報収集もいたしまして、この分野もぜひ伸ばしていきたい分野だというふうに認識しているところでございます。

それから、地球の温暖化対策、CO₂の削減等に関しましては、実は役所にも削減することが義務づけられるようになってまいりまして、平成21年度でその計画を策定する予定としております。町がみずから削減計画を策定する中で、町民の皆様方、あるいは事業者の皆様方にどういふふうにこれらを浸透させていくかということは、当然その中でも出てくる課題だと思っております。加えて、子供たちにもそういうエコに関します意識をさらに、学校でも現在、教育関係でも十分にそういう教育はなされていると思っておりますが、町全体として、自然を守り、CO₂の削減を中心といたします、そういう地球環境に優しい暮らし方というものを町を挙げて取り組めるような仕組みも構築してまいりたいというふうに考えております。

それから、病院の関係につきましてはでございますが、改革プランにつきましては現在、病院としての計画はまとまっているというふうに聞いております。しかし、まだ北海道との調整作業が残っておりまして、現在調整中というふうに伺っておりますので、これについてはまだ、それがきちんと皆様方にお示しできる段階になりましたら示させていただきたいということで御了解賜りたいと思っておりますが、病院の今後のあり方については申し上げておきませんが、私といたしましては、上富良野町立病院が今後とも存続するということは不変でございます。これは、当然、その期待にこたえてくれるような、病院も現在非常に大きな努力をしてくれております。当然、収支も改善してきておりますので、これらとあわせて町民の皆様方に、やはり地元の安心・安全を守るかなめだと思っておりますので、病院の存続については、私も最大の意を用いて配慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、公園のあり方、特に島津公園について

お述べになったかと思いますが、私も、島津公園について申し上げますと、あそこは豊富な水をたたえている池もございまして、新年度、しゅんせつを計画しておりますが、そして親水公園として、私のイメージといたしましては、あそこで、子供さんを連れてきたり、あるいはお年寄りの方がゆっくり散歩を楽しみながら、木がいっぱい生い茂っておりますので、ああいう木陰でゆっくり、本を読んでいただいたり、あるいは絵をかいていただいたり、または子供と一緒に遊んでいただいたりと、そういう、もちろん自然体系も十分に、損なわないように配慮をしながら、本当に心を安らげるような公園であればいいなというふうに願いをしておりますので、新年度はまずしゅんせつをさせていただいて、整備に向けて、多くの方の御意見を賜りながら位置づけをしてまいりたいというふうに考えております。

以下については教育長のほうから御答弁させていただきます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、3点ございまして、1点目でございます。学力テストの評価等をしなくてもという内容でございますけれども、私ども、全国統一の中で学力検定を行ってございます。これについては、公表等を一切してございません。ある程度一定の、全国、全道レベルの位置づけはどこなのだというところはお話しさせていただいておりますけれども、あくまでも、今後の方向につきましても公表する予定はございませんし、一つ、その実施に伴って行われる部分についてはやはり、全国、全道のレベルがどの程度にあるのか、その学校がどのところに位置づけして、これからどのような土台づくりをしていかなければならないという示唆の部分では一つの基準になることから、そういう部分についても必要なことかなというふうには実は判断をしているところでございます。

それと、わかりやすい授業、加配等のお話もされましたけれども、私もたくさん先生がいることによって、いろいろ子供たちに対してのやっぱり、そういう授業対応等にはなるかと思っておりますけれども、これも一つの道とのルール上の問題がございますので、一定の基準のもとで教職員の配置というふうになるかというふうに思うところでございます。

それと、外部評価と、それから教員評価のお話をさせていただきましても、まず外部評価については学校評価でございまして、前段にも申し上げましたように、やはり地域に開かれた学校、信頼のある学校づくりという形を目指してございますので、学校だけの話ではなく、やはり地域の皆さん方に、

その学校はどのような特色で、どういう授業を展開しているのかというところで、最終的にその方々からの御意見もいただきながら次の展開を図っていくというふうに進めているところでございます。

また、教員評価につきましては、各先生方が年度初めに今年度の目標を立てて、その目標のとおり実施されたのかということで、最終的には学校長の指導、助言等にはなるかと思っておりますけれども、教員の一つの目安を含めて、最終的な部分の判断をする、先生方の資質向上を図るべく、その教員の評価を実施しているというような状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 先ほどから伺っておりますたくさんの議員さんたちの質問の中で、お答えも、ソフト面でも充実されているような気がしまして、本当に期待できると思っております。

ただ、経費削減の面から、いろいろ動きがありまして、アウトソーシングについての今後の町長のお考えを伺いたいと思います。

それと、3ページの希望と活力ある産業づくりという、上から5行目ですか、ありますけれども、先ほどほかの議員さんもおっしゃっていましたが、経営する行政を目指すような形をお願いしたいということ、また広告だとかインターネットも含めた中で、新しい形を進めていっていただきたいなというふうに思っておりますので、この部分に力を入れていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

簡素で効率的な行政を進めることは、私の行政執行の基本でございます。お尋ねのようなアウトソーシングにつきましても、これは当然、そういう外部委託は、理にかなう、あるいは住民サービスの低下につながるようなものについては、これはこれからは適時判断して、そういう方向で取り進めてまいります。

それから、行政全般の行政運営につきまして、多分、お尋ねの意味は、経営的な感覚での行政運営をという意味かなと思います。全く私も同感でございます。私も長年、農業者といたしまして、経営というものがまず根っこにあるべきだと。行政も全く同じでございまして、タイムリーに今は何をなすべきか、また将来に何をしていくべきかということ

を、当然、スピーディーに判断しながら、経営的な感覚を持って行政運営を進めていくことは、これは、どなたが担当されても多分同じではないかなというふうに考えて、とりわけ私につきましては、長年そういう経営者として培ってきた経験をこれからも行政の中で生かしていくように努めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） ないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

予算特別委員会の設置について

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第10号までは、なお十分な審議を要するものと思われまので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号までについては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

休 会 の 議 決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月14日から3月17日までの4日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月17日までの4日間を休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月14日から3月17日までの4日間は休会といたします。

3月18日は本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時53分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年3月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 佐 川 典 子

平成21年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成21年3月18日（水曜日）

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 北川雅一君 | 代表監査委員 | 高口勤君 |
| 教育委員会委員長 | 増田修一君 | 農業委員会会長 | 中瀬実君 |
| 会計管理者 | 新井久己君 | 総務課長 | 服部久和君 |
| 産業振興課長 | 伊藤芳昭君 | 保健福祉課長 | 岡崎光良君 |
| 農業委員会事務局長 | | 町民生活課長 | 田中利幸君 |
| 健康づくり担当課長 | 岡崎智子君 | 技術審査担当課長 | 松本隆二君 |
| 建設水道課長 | 北向一博君 | ラベンダーハイツ所長 | 菊地昭男君 |
| 教育振興課長 | 前田満君 | | |
| 町立病院事務長 | 大場富蔵君 | | |

議会事務局出席職員

| | | | |
|----|--------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主任 | 中島美佐子君 | | |

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、岩崎治男議員外9名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は、お手元に配付したとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。質問の通告は、通告を受理した順序となっております。

また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりでございますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

13番 長谷川 徳 行 君

1番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、8番岩崎治男君。

8番(岩崎治男君) 私は、きょうの先陣を切って一般質問をさせていただきます。

昨年12月、任期満了に伴う町長選挙後の初定例

会でございますので、向山新町長に就任おめでとうございませうを申し上げます。

また、本席をおかりいたしまして、前尾岸町長、3期12年間の首長としての手腕発揮で、町の発展に御尽力賜りましたこと、御苦労さまと、敬意を申し上げます。

私は、一般質問の通告書どおり、4項目について、町長並びに教育長に質問をいたしてまいります。

まず1項目め、町の財政運営について、町長にお尋ねをいたします。

地方分権の進展に伴い、地方自治体の役割と責任がますます高まってきており、上富良野町においても、公正、合理的かつ効率的な行政運営が強く求められております。

町長に課せられた責務は極めて重大であり、職務の重要性を深く自覚し、町民の負託にこたえていかなければならないものと思われまふ。

これからの上富良野町の財政運営に当たっては、財政健全化が柱になると考えるが、今後、財政健全化比率の推移と財政運営について、町長の所信をお伺いいたします。

2項目め、地元雇用対策について。

世界的な金融・経済危機により、本州はもとより、北海道においても会社の倒産や生産ラインの縮小による人員削減、予算縮小により公共事業の冬場の仕事が早く切り上げられ、労働者の賃金が少なくなり、深刻さを増してあります。

また、農業分野におきましても、大型農機具の導入、低農薬などの適正な使用形態により、作業効率が上がり、農作業員の減少化が進んであります。

町内の企業におきましても、製品等の減産により、社員、従業員の解雇が行われており、このように失業した人たちの雇用対策について、町長の所信をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、3項目め、役場庁舎のトイレ改修と多目的トイレの設置についてであります。

上富良野町役場庁舎は、昭和42年7月25日に建設され、町民の行政手続等の重要な窓口として日々活用されてあります。

庁舎内には、1階、2階、3階にそれぞれトイレが配置されてあります。建設当時は、利便性の高いものであったが、老朽化が進んでおり、内装の壁のタイルははがれ、傷みが激しくなっております。来庁される町民のことを考えたとき、改修の必要があると考えるが、町長の所見を伺ひます。

また、現代社会においては、健常者と障がい者が平等な立場で行動できなければならないところで、庁舎正面玄関はバリアフリー化されてあり、車

いすの方でも気軽に入出入りできるようになり、便利になっておりますが、庁舎内には多目的トイレがありません。

障がいを持つ方や老人、おむつがえを必要とする母子の利便性を考慮し、町民のニーズにこたえた多目的トイレの設置について、町長の考えをお伺いいたします。

4項目め、パークゴルフ場の増設について、教育長にお尋ねいたします。

これは、関連した部分もありますので、議長のお許しを得られれば、町長からも一言いただきたいと思っております。

上富良野町のパークゴルフ場は、平成3年に島津公園内に、みんなの労働力奉仕によってつくられたものがあつたのですが、パークゴルフ愛好者の増加により、平成15年、現在の場所に3コース27ホール、立派で利便性の高いパークゴルフ場として開設されました。

開設されたころは、近隣のパークゴルフ場の規模も小さく、上富良野町のパークゴルフコースに大勢のプレイヤーが訪れ、初年度は4万1,000人の入場者があつたと聞いておりますが、27ホールであることから、国際パークゴルフ協会等が公認する全道、管内大会を誘致することができず、また、芝の管理上、2コースしか使用できない日がありあるため、利用者の減少が続いております。これらの問題を解決するためにも、国際規格に準じた9ホールを増設して、36ホールにすることが必要と考えますが、教育長の決意並びに町長のお考えをお聞かせ願いたいと存じます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

8番岩崎議員、1項目めの財政運営に関する御質問でございますが、平成21年度は、自治基本条例の施行を初め、富良野広域連合としての実質的な業務開始とともに、第5次の町総合計画がスタートとなります。

「協働」を町民共有のキーワードとして、「四季彩のまち・かみふらの - 風土に映える暮らしのデザイン」の実現に向けて、各施策に取り組んでいかなければならないと決意を強くしているところであります。

そのためには、安定した財政基盤の確立が何より重要であります。特に、自治体財政健全化法が新年度より全面施行されることから、同法に基づく健全化判断比率等をもとに、町民の皆様も財政の健全度を客観的に判断することが容易となりました。

平成19年度決算に基づく、昨年公表いたしまし

た健全化判断比率はすべて健全段階にあるものの、実質公債費比率は21.4%と高い値となっております。

ただ、公債費の償還がピークを越え、減少で推移していく予定であることから、この比率も今後改善傾向で推移していくものと予測しております。

いずれにいたしましても、私に課せられた責務は、真に必要な行政サービスの確保と、将来世代への責任という両面の達成であると受けとめておりますので、安易な基金の活用や地方債の発行は現に慎重、行財政改革の取り組みにより築かれた収支均衡のとれた財政構造を基礎として、さまざまな変化に柔軟に対応できる財政構造の確立に向けて、引き続き健全な財政運営を旨とし、町政の執行に当たってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの地元雇用対策に関する御質問についてお答えいたします。

議員、御発言にもありましたとおり、町内企業が置かれている厳しい状況につきましては、昨年来私も認識をしているところであります。現在も厳しい状況に変わりはありませんが、受注機会も少しずつふえてくる傾向にありまして、また、人員整理の幅も少なくなる見通しであると伺っているところでございます。

ただ、今申しましたように、厳しい雇用情勢であることには変わりはなく、町といたしましては、来年度、国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、四つの事業メニューによって9名の雇用創出を図るため、その事業予算を今後御審議いただきます平成21年度予算案に盛り込ませていただいたところであります。

また、国におきましては、引き続き、平成22年、23年においても関連事業が継続して実施される予定となっておりますので、商工会を通じた各事業所へ臨時的な雇用要請など、町独自の取り組みも進めながら、今後の動向に注視していきたいと考えております。

次に、3項目めの役場庁舎トイレの改修等に関する御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、庁舎のトイレにつきましては、年数経過により老朽化が進んでおります。トイレとしての基本的な機能には現在のところ問題がなく、必要に応じて修理を実施していくことによって使用可能と思っております。

しかしながら、1階トイレにつきましては、障がい者の方、特に、肢体の不自由な方が来庁された場合の対応として、障がい者用トイレの必要性は強く認識しております。増築しての設置には多額の経費が必要となることから、現在のトイレスペースを基

本といたしまして、工夫をし、具現化を図るため、今年中に障がい者団体と協議をさせていただきながら、協議を進めるように、既に担当に指示をしているところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎議員、4項目めのパークゴルフ場の増設についての御質問にお答えいたします。

パークゴルフ場は、平成15年4月に3コース27ホールでオープンし現在に至っておりますが、建設の際に設置するホール数については、当時の町議会からもさまざまな御意見を賜り、最終的に27ホールに決定した経緯があったことは議員も御承知のとおりであります。

開設以来、利用者数については、徐々に減少の傾向にあることは議員御指摘のとおりですが、減少の主な原因といたしましては、近隣の市町村においてもパークゴルフ場が開設され、町内利用者、町外利用者ともに、他市町村のパークゴルフ場を利用する機会がふえたためと考えております。

今後のパークゴルフ場の増設についてですが、教育委員会といたしましても、建設の際に申し上げておりましたように、町民の健康づくり、ふれあいの場として、初心者を含めたパークゴルフ愛好者の拡大を図り、さらにパークゴルフの普及、促進を図る上からも9ホールを増設して、36ホールとすることについては大変望ましいと考えているところであります。

しかしながら、昨今の厳しい財政状況の中で、多額の費用を要することから、9ホールを増設することに対して計画に盛り込むことは非常に困難な状況でありますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 町の財政運営について、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。

国において、平成19年6月、地方公共団体の健全化に関する法律により、すべての市町村において、19年度決算から財政健全化にかかわる各指標を公表することが義務づけられました。夕張市のように財政再建団体にならないように、比率指標により判断し、イエローカードも言える注意度を明らかにしようとするものであります。

上富良野町の借金返済が財政規模に占める割合の実質公債費比率は、早期健全化基準の25%より低

い21.4%であり、よい状態にあると認めたところであります。

今、国や道は財政が逼迫し、厳しい財政運営が強いられ、地方、我が町に来る交付税や補助金などが削減の方向にあると判断されます。これら財政指標の将来に向けての数値はどのように押さえているのかをお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ただいま岩崎議員からお尋ねがございました実質公債費比率等の推移につきましては、まず、担当から御説明させていただきます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 8番岩崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

実質公債費の今後における推計値でございます。平成21年度は20.0%、平成22年度は18.5%、平成23年度は17.6%、平成24年度は17.1%を予定しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 質問します。

今、道内におきましては、この間の新聞を見ますと、早期健全化団体として、危険度の高い胆振管内洞爺湖町、それから、檜山管内江差町、空知管内の由仁町が、平成21年度に自治体の財政健全化法に基づき、財政再建が義務づけられる早期健全化団体指定が不可避との見通しであると示されております。

我が町上富良野町では、今後、今お示しいただいた数値に基づいて、どのような方針で自治体の財政健全化を創出されていくのかをもう一度お尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

財政の健全化を図っていくということは、これは当然、自治体財政を預かるものとしては、最も基本としていくべきということで認識しているところでございます。

ただいま担当のほうから御報告させていただきました数値等につきましても、実は、単年度単年度の収支で計算いたします実質公債費比率は、実際はもう少し低いわけでございますが、議員御案内のように、今、我が町では保証金免除の繰上償還を行っておりまして、それによりまして、今、集中的に数値が大きく動いております。単年度で申し上げますと、まだまだ、もう少し低い数字になっておりますが、そういうことできちっと、皆さん方に安心して

いただけるような数値をもって今後推移していくことが見込まれております。

加えまして、財政の健全化につきましては、財政計画をしっかり持ちまして、将来の、次の世代に禍根を残すことのないような財政運営を常に、私といたしましては、議会の皆様方と御相談申し上げながら、しかしその一方では、次の世代に希望を持たせるような、そういう部分も含めながらの財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 公債費につきましては承知したところでございますけれども、今の私の質問のもう一つは、下段のほうに行きまして、安易な基金の活用とか、地方債の発行という答弁がございますので、その部分について質問いたします。

今後の上富良野町は、少子高齢化により、穏やかな中にも人口の減少は続くと思われるところであります。人口に対して来る国などの交付税、町の町税収入も少なからず減少していくことと推測されてまいります。

町長は、さきの答弁で、安易な基金の活用や地方債の発行は慎み、収支均等のとれた財政構造を基礎として、健全な財政運営、町政の執行に当たってまいりたいとのことでありますが、このような考え方では、先行き、町民が目指す上富良野町はいろいろな事業が行えず、衰退していくのではないかと心配でなりません。歳入に見合った歳出構造が必要と思われるが、町の財政運営についてもう一度、町長の考えを伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の質問にお答えいたします。

先ほども冒頭のお答えでも申し上げましたが、私といたしましては、財政運営というものは、私の基本的な認識といたしましては、やはり身の丈に合った財政運営を行うのは、これは普遍であるというふうに考えております。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、次の世代に希望を持たせるような、持っていただくような、そういう仕掛けも一方ではしていかなければならない。そして他方では、やはり無理、無駄をせず、無駄を省きながらコンパクトな財政運営、行政運営も、これも一方では行わなければならない。それをいかにバランスをとって財政運営を進めていくかということが、これはずっと将来にわたって変わらないところでございます。

そういう意味におきまして、やはり積極的に投資を行うべきところは行う決断も必要でしょうし、反

面、やはりしっかりと事業を再評価して、見直さなければならぬところは見直すというような、メリハリを持った財政運営をすることによって、将来にもつなげていけるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 新町長のこれからの行政手腕に期待をしながら、次の2項目めに移りたいと存じます。

地元雇用対策についての再質問をいたします。

町長は平成21年度の町政執行方針をさきの議会で述べられておりました。平成21年度予算の概要での一般会計総額は66億1,100万円、前年対比で7.6%の減である。総額予算については、特別委員会で精査し、理解できると思われませんが、町長としても、国の経済対策と連動して、平成20年度補正予算と合わせて、地域経済や雇用対策につながるような事業の予算化に努めたところでありますと町長は述べておられます。

どのような事業の予算化に努められるのか、内容を説明願います。

今、町長が答弁されました四つの事業メニューによって、9名の雇用創出を図るとのことですが、それらについてもお尋ねをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の雇用対策についてのお尋ねにお答えさせていただきますが、さきの議会でも、執行方針の中でも御説明させていただいておりますが、雇用対策も含めまして、現在、予算に盛り込ませていただいておりますが、まず、国の活性化対策等を受けまして、既に皆さん方から御議決いただいております、例えば町内の狭隘道路の改修だとか、それに伴います上水道の布設がえ、それら、あるいは幾つかメニューがございますが、その中で、まず町の事業者の活性化の口火を切りたいということで、そういう仕組みもさせていただいております。

それからさらに、今回、国が緊急的な対策を打ってきておりますので、それらをフルに活用いたしまして、まず地元の雇用拡大につながる事業も、必要ございましたら担当のほうから御説明申し上げますが、具体的に今まで皆さん方に御説明してまいりました数々の、道路の整備もその一端でございますが、そういった事業を通じまして、まず町の事業者の仕事を少しでもふやせるような機会をつくりたいということで、しかも前倒し発注ができるような、そういう仕組みを整えているところでございます。

それから、国の緊急雇用の事業等を活用いたしまして、先ほどお答えさせていただきましたが、9名の雇用を確保するような事業も既に用意がございますので、そういったことを通じまして、町みずから雇用を図るということには限界がございますので、間接的なものも含めまして、少しでも雇用につながるような施策を可能な限り計画させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 私は、質問の中に農業分野についても質問しておりますので、これに関連して質問いたします。

農業分野の労務員、女工さん方におきましては、いろいろと農作業等で働いてもらっているわけですが、上富良野町高齢者事業団の人員配置が大きな貢献をされていることには、事業団に対して感謝しているところでございます。当然、補助金の支援は必要であり、今後も出すべきだと考えております。

そのほかに、町内には、規模は小さいが、農作業労務の紹介をする小さな団体、班長さんがお世話をして、このような取り計らいをしている団体に対しても、少額であっても補助金の支出を行い、バランスのとれた援助をしていったらよいのではないかと考えるところでございますけれども、その辺についても所見を伺いたいのですが。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業分野についての雇用状況でございますが、これらにつきましては、最近、上富良野町の営農形態も、かつてから比べますと、施設園芸等は大変大きなウエートを占めてきている現状にございまして、非常に、働く人を受け取るパイは、私としては、相当、かつてよりは大きくなってきていると。既に、さまざまな方法を通じまして雇用を求めている農業者も見受けられますので、自分に適正があるかないかは、これは別といたしまして、時間もある程度自分の希望に沿った形で雇用していただけるというような、そういう農業者も結構見受けられますので、まず、農業としての受け皿も、上富良野としてはある程度前向きになってきているのではないかなというふうに認識しているところでございます。

また、高齢者事業団につきましても、これは当然、町の高齢者の生きがい対策も、そういう意味合いもございまして、これは今後とも育成をしていきたいというふうに考えております。

ただ、私の認識といたしましては、高齢者事業団

そのものの雇用体系が、局長さんともお話をさせていただいたりしておりますけれども、非常にある面におきまして、高齢者事業団そのものの当時の設置した精神は、もう少しイメージとしては軽労働を中心とした町の公共施設等を、整備等をサポートしていただくような、そういうイメージでスタートしたというふうに私も記憶の中にございますが、現在の実態を見ますと、若干農作業等のウエートが大変最近高くなってきているというようなこともお聞きいたしております、若干負担が重い、そういうような傾向も見られるというようなことで、中身の工夫も今後一つの検討課題かなというふうに考えております。

さらに、さまざまな雇用調整を図ってくれております、町の中におられます、そういう働き手の調整役をしてくれておられる方が何名かおられるということ、私も実態はある程度理解しておりますが、これらにつきましては、今後どういう形で町がかかわればいいのかということは、全く私、今のところ、そういう発想のもとで組み立てたことがございませんので、これは、そういった関係の方々ともたまたお会いして、お話を聞かせていただくような機会を通じまして、もし町のかかわりがその中で生まれるとすれば、それは今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 今、町長の答弁ございましたように、小規模ながら、やはり支援の手を差し伸べて、今後対応してまいるように努力されるようお願いいたします。

再々質問の労働関係ですけれども、現在、仕事を失った従業員の相談窓口として、雇用のあっせんはハローワーク、旧職業安定所が行っており、職を失った人たちが多数訪れていると聞いているところであります。

上富良野町内におきましても、事業縮小、人員削減などで職を失い、あすからの仕事が見出せず路頭に迷い、職業相談を受けたい。しかし、役場に行っても相談窓口がわからない、はっきりとした表示看板が見当たらない、このような声を聞きます。

私は、役場庁舎内に雇用の相談窓口などが表示された看板の設置が必要と考えます。私も以前にも1回、このことについて質問をしましたら、設置しましょうという、割と軽い返事だったので、今度は重々しく返事をさせていただいて、設置をぜひお願いしたいと思っております。

そして、看板のもとに、職員教育をして、失業す

る方、また、働きたいといった、そういった方に懇切丁寧な対応を行うことについて、お答えを伺いたいと存じます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の御質問にお答えいたします。

雇用の相談等の窓口の表記でございますが、議員がおっしゃられるとおり、行政サービスとして、それをしっかり整えていかなければならないということは全く同感でございます。私も、現在そういう表記がなされていないということは認識しておりますので、これは早急に、丁寧に、そういう相談に訪れた方が、一目、ここでお話しすれば相談に乗っていただけるというような表示をするように指示いたしますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 次に移らせていただきたいと思います。

役場トイレ改修と多目的トイレの設置について、役場庁舎トイレの改修について質問いたします。

町長の答弁では、基本的な機能には問題はなく、修理を行えばまだ使用可能とのこととあります。

私は、昨年11月、ある町民よりこのことを聞き、11月の選挙関係で役場へ行き、小用を足そうと庁舎トイレに入ったそうです。1階正面を入ると、壁のタイルが落ち、これが町民の行政の拠点である役場のトイレかと落胆したそうです。

その話を聞き、私は、担当する課の管理職の方の許可を得て、建物内部の調査をさせていただきました。一部屋当たりの面積は狭く、現代の人たちの大型化した体型には合わないと感じました。私は、間取りを広くとり、もう少し近代化した改修が必要であると思います。

次に、庁舎内多目的トイレの設置であります。

主なる公共施設で、この種のトイレがないのは本庁舎だけだと思います。

これも昨年ですが、体の不自由な方が用を足せず、他の公共施設に運ばれたそうです。このような事態を考えると、障がい者団体などと協議を進めるように指示したのみならず、今年度中にこの多目的トイレを設置するという明言をいただきたいというふうに思います。お考えを伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩崎議員の庁舎の設備等についての御質問にお答えさせていただきます。

私も非常に役場庁舎全体が、何かお聞きいたしますと、全道でも5本の指に入るくらい古い庁舎だと

いうふうに聞いておりますが、今これを改修・改造するというようなことは、これは念頭にないということは冒頭申し上げておきますが、トイレ等につきましては、非常に狭隘であったり、あるいは現代の住環境を備えたような、そういう仕組みになっていないということは現実でございます。

しかしながら、トイレ等を改修するということとなりますと、当然それに伴って、給水、排水、相当な部分に改修が及んでいくというようなことから、必要最小限度の改修は、これは行うべきという認識をしておりまして、2階、3階につきましては、大変御不便や御不自由をかけるところがあることは承知しておりますが、議員おっしゃいました1階の部分のトイレにつきましては、これは多目的トイレに早急に改修をするというようなことは、これは決断をしておりますので、そのように取り進めさせていただきますと思います。

ただ一つ、残念と申しましょうか、現実を申し上げますと、非常に壁等がコンクリートできておりまして、その部分が、躯体を支える非常に重要な部分とまだ位置が同じというような現実もございます。技術的なことは私わかりませんが、担当に十分勉強させまして、その与えられたスペースの中で最大限の機能が満たせるような、そういう多目的トイレ、今年度はちょっと、もう半月しかありませんので、もうできませんが、新年度、21年度に向けては、必ず住民の皆さん方の要望にこたえられるような方法を講じるようにさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 町長は、多目的トイレについては早急にやりたいということで、トイレについても、やはり三つあるわけですから、計画的に、年次ごとに、一遍にやるのではなく、技術的にかなうものであれば、そういうようなことでお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、四つ目の再質問に移らせていただきます。

パークゴルフ場の増設について、教育長の答弁では、昨今の厳しい財政状況の中で、多額の費用を要することから、計画に盛り込むことは困難な状況とすることをさっき答弁でおっしゃっております。しかし、3月の、先日の、平成21年度教育行政執行方針のスポーツ振興についての中で、町民の健康づくりを目指し、各種スポーツ大会の開催など、生涯にわたってスポーツに親しめるよう取り組みを進めていくと述べられております。各種スポーツの中でもパークゴルフ競技は、老いも若きも、年齢に関係なく生涯のスポーツ活動として楽しみ、親しみなが

ら、健康な体力づくりに欠かせない競技であります。町第5次総合計画作成に当たっては、パークゴルフ場の増設、特に、用地確保を最大の課題として取り組まれるよう、教育長の決断を求めるところであります。

なお、議長の許しが得られれば、町長の考えもお聞きしたいと存じます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎議員の御質問でございます。

当然ながら、町民の健康を守る教育委員会、いろいろな部分で対応していかなければならないというところがございます。基本的には、町民のということが前提に出てきますので、教育委員会といたしましては、町民の健康づくり等に、スポーツを通じて、また、ふれあいの場として対応していきたいというのが我々の一つの前提条件として進めてございます。

そういう意味から、先ほども若干お話しさせていただきましたけれども、町民の健康づくり、ふれあいくりの場が、ますます盛んになってくれば、教育委員会といたしましても、9ホールの増設という形の考え方にはなってくるのかなというふうに実は考えているところでございます。

そういう状況の中で、今後の対応といたしまして、増設についての用地確保等については、先ほど申し上げましたように、財政的な状況も踏まえながら、ちょっと今のところの判断ということにはなっていない状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 教育長もパークゴルフについては大きな関心を持っておられるということは理解しますけれども、なかなか前向きの発言がいただけないようではありますが、しかし、パークゴルフ協会の会員、また、愛好者の方々は、一日も早い4コース36ホールの公式公認のコースの完成を待ちわびております。増設用地が確保できたならば、パークゴルフ仲間の間では、私たちの労働力奉仕でコース造成及び整備を行い、町への財政負担を少しでも手助けをして、完成を見たい。国際パークゴルフ基準に沿った4コース36ホールのパークゴルフを楽しみたい、真剣な願いであります。どうか関係町民の意を酌み取りまして、前向きの考えを一日も早く実現されるように、いま一度、見解をいただきます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎議員の御質問でございます。

私も願うところは一つございまして、町民の方々が大勢パークゴルフを親しんでいただいて、あそこのコースが本当にあふれるような状態等が出てくれば、私も当然増設というふうな考え方にはなってくるのかという判断をしております。その辺、今、正直なお話、パークゴルフの競技人口等を見ていきますと、かなり減少しているというような、岩崎議員の冒頭のお話にもございますけれども、今の状況の中では、その3コースについて御利用いただくという形で対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） パークゴルフの基準の36ホールでプレーができるようになれば、各種大会をこの町のゴルフ場に持ってこられると。そうすることによって、大会があると、1週間も10日前から、熱心なプレイヤーはこの町のゴルフ場に来て、現地で、大会当日少しでもよい成績を上げたいという思いから練習に来るわけです。そういったことで、循環型の経済効果があるのだと。よその町の人が上富に来れば、300円なり何なりの利用料金を払って、このパークゴルフ場を利用してくれると、そういうことで、経済効果も生まれるし、それから、皆さんの希望するパークゴルフ場は実現できるということがございます。

そういったことで、いずれやりたいという考えのみにとどまっておりますので、もう少し踏み込んでお話をさせていただきますが、4コース36ホールに再編するという素案を考慮して、パークゴルフ協会の認定をいただけるようなコースに完成することが悲願でありまして、これが早急に実現しないと、だんだんパークゴルフマニアも世代が変わっていくわけです。年齢も増していきますし、若い方の勧誘も、4コースがなければ参加しにくいと。

そういうことで、教育長も昨今の厳しい財政状況の中で、多額の費用を要するから計画に盛り込むことは困難と最初に言われております。少し和らいだ答弁になってきたかなとは思いますが、各種スポーツの中でも、パークゴルフは大切な競技であり、もう一度、町長も含めてお伺いをいたしますけれども、第5次の総合計画の策定にこれを織り込んでもらえるものかどうか、一言お願いいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎議員の御質問にお答えいたします。

冒頭申し上げましたように、基本的には、町民の方々の活用の場という形で我々も対応してございま

す。今の御質問の中にも、経済効果等を含めた御質問ございましたけれども、私も教育委員会といたしましては、一応町民の、先ほど申し上げました健康づくり、ふれあいの場ということを主眼に置いて進めてございます。経済効果も含めて対応していくのであれば、また考え方も方向的にちょっと違う部分が出てくるのかなというふうにありますけれども、我々としては、先ほども言いましたように、あくまで町民の皆様が大いにあの場所を利用させていただいて、それがあふれるような状態に近くなれば、そのような方向性も、やはりきちんとしていかなければならないという実は判断をさせていただきますので、そんな状況で、教育委員会としてのお答えとさせていただきますたいというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） パークゴルフ場の整備に関しまして、岩崎議員の御質問に私のほうからもお答えさせていただきたいと思いますが、大筋といたしましては、教育長から答えさせていただいたということで、共通の認識を持っております。

私といたしましては、現在の3コース27ホールの整備をさせていただいているところでございますが、パークゴルフ愛好者の今後の推移というものを非常に、しっかり検証していかなければならないという、まず基本的な部分もございまして、議員御質問の中にありますように、私といたしましては、上富良野の現在のパークゴルフ場が整備されてきた経緯等も見ると、かつては島津公園の中にあつたような、町民の健康増進のための、そういう趣を持った、健康増進の一環としての、どなたもパークゴルフを楽しんでいただけると。

そういう部分では、若干、今の現況から申し上げますと、私の見る目からいたしますと、非常に競技性が高い、そういう利用頻度が今は多いのかなということで、本当に、教育長の執行方針にも述べさせていただいておりますが、総合型の地域スポーツクラブというようなことも今後念頭にございまして、町民の小さいお子様から高齢者の方まで、競技性にウエートを置かない、そういうパークゴルフの楽しみ方の工夫が、もし健康増進の観点から必要というような判断ができる時期が来たとすれば、それはまた、そういう別な視点からの考慮は必要かと思っておりますが、競技性に重心を置きましたコース整備というものにつきましては、これは、現在、各地域に競うように整備されてきておりまして、そういう競い合いの中で、町がさらに整備に投資をしていくということは、これは、町民の皆様方すべてに利用していただくという観点から見ますと、やはり慎重に

ならざるを得ないというような見解を持っておりますので、私の考えとさせていただきます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 教育長並びに町長から、パークゴルフ場のあり方について考えをお聞かせいただいたところであります。

このパークゴルフ場につきましては、きょうも関心を持った愛好者、また、パークゴルフの関係者が数多く傍聴に見えられて、この推移を見守っているわけございまして、何とかこれをなし遂げたいという思いで、私もまだ初心者で、ゴルフ愛好者ではございませんけれども、この富良野市の金満であるとか美瑛であるとか、いろいろなパークゴルフ場で体験をさせていただきました。

また、昨年は、研修ということで、この発祥地であります十勝の音更にある原っぱコースとか、それから、化粧柳コースとかということも体験させていただいて、見てきましたけれども、やはりどのコースも36ホールになっているわけでございます。

そういったことで、競技中心ではないかと言われるかもしれませんが、それもありますけれども、やはり体力維持、そして、健康で伸び伸びと楽しくということが目的でございます。

最悪のお話をいたしますけれども、なかなか用地取得が困難だということであれば、今現在ある27ホールのコースの一部を移動して、4コース36ホールにできないかということ、教育委員会のほうで、我々は素人で何も言えませんが、専門家として、そういうことも検討の材料に入れていただいて、今後、実現に向けてよろしく願いをしたいと思っております。

時間も迫っておりますので、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎議員の御質問でございます。

教育委員会といたしましては、基本的には36ホールということは理想だということも考えてございます。そういうことは御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、先ほどいろいろの部分で御説明申し上げました内容でございます。今後、そういう状況のもとであれば、レイアウト等の考え方も一応、一応といいますが、考え方としては、しなければならぬ部分もあるのかなと思っておりますけれども、それにはかなり、今の現実の中では、コース等がかなり変更さ

れていくような状況も考えられますので、そうなってくると、他のコース等にもかなり影響が出てくるというところは、正直言ってなってくるので、そういうことも十二分に調整しながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、8番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、2番村上和子君。

2番（村上和子君） このたびは、向山町長御就任おめでとうでございます。町長に初めての、さきに通告してあります5項目について質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

1項目めは、第4次総合計画で実現できなかった案件について評価と検証をし、第5次総合計画で継承する事業の具現化計画を。

第4次総合計画で実現できなかった案件について、中心市街地整備事業や老朽化した上富良野小学校の校舎の改築、西小学校グラウンド、体育館整備ほか何件かあると思われませんが、これらについて第4次総合計画の評価と検証をし、どの事業から具現化に向けるのか明確にしてください。

2項目めは、町として独自の雇用経済対策が必要ではないでしょうか。

百年に一度の世界大不況により失業者が多く出ており、上富良野町も例外でなく、輸出関連産業にかかわっている会社があり、3社で約300名ぐらいの雇用が図られていたが、ことし1月から3月ぐらいは、月の半分は従業員の自宅待機や退職になった人たちもいる。こういった状況を見るにつけ、国の緊急雇用対策では、ほんの少しの雇用しか図られず、町として雇用創出を緊急に図るべきではないか。また、雇用を守るべく頑張っている企業主に対して、何らかの支援が必要と考えますが、いかがですか、町長にお尋ねしたいと思います。

3項目めは、子育て世代の特典制度であります。

市町村単位で子育て世帯を応援するどさんこ・子育て特典制度がスタートしました。市町村がこの制度を実施している場合、小学生までの子供がいる世帯を対象に、協賛店・施設等でさまざま特典が受けられる。協賛店・施設には協賛ステッカーが掲示されており、認証カードの提示が必要となる。こういった施策が道保健福祉部子ども未来推進局で出ておりますが、町としては、どさんこ・子育て特典制度などを実施する考えはないか、町長にお伺いいたします。

次に、第4項目めは、地区ごとに担当職員の配置を。

ことし、21年度は、自治基本条例の制定や地域

福祉計画（案）、第6次農業振興計画（案）、第5次総合計画など数多くの計画があり、平成16年と19年には、組織機構改革10課22班体制となりましたが、これは庁舎内の改革であり、町民に向けてのものではない。本来の業務で職員も多忙と考えておりますが、協働のまちづくりをしていく上におきましても、地域担当職員を配置し、住民の中で行動することで、行政と職員と町民が一体になり、それぞれの立場で役割分担をしながらまちづくりをしていくことが必要ではないでしょうか、町長にお伺いいたします。

5項目めは、個人情報での過剰反応に対し、条例適用を適切に。

町民のパブリックコメントでも、民生児童委員の活動が極めて重要と考えているなどの意見が出されているが、個人情報の問題で、学校の緊急連絡網、町内会の名簿や連絡簿、災害時に救援が必要なお年寄りや障がい者の名簿がつかれないなど、さまざまな過剰反応が出ている。本人の同意なしに個人情報を提供できる事例や、あらかじめ同意が必要な事例を公表するとともに、ガイドラインや必要に応じて見直すことになっており、自治体としても余り過剰反応にならず、法の趣旨により、関連条例の運用が必要ではないかと思いますが、町長にお伺いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上和子議員の御質問、5項目についてお答えさせていただきます。

1項目めの第5次総合計画に継承される事業の具現化をとの御質問にお答えいたします。

第4次に位置づけられました事業はもとより、事業の必要性などの議論のみに終始したのまで含めると、多くの個別事業が第5次に持ち越されたものと認識しているところでございます。

議員も御承知のとおり、今回の第5次策定の前提といたしまして、一昨年、第4次に基づきました、ここ10年の行政運営についての評価と、第5次に向けた方向性等について検証を加えさせていただいたところでございます。

私といたしましては、これらのことを踏まえつつも、必要性や緊急性、町民要求の熟度など、総合的、客観的に判断した上で事業化していくというのが私の基本的な考えでございます。

議員が御質問の中で挙げられました事業につきましても、第5次において大きな課題であると認識しております。

先ほど述べましたが、基本的な考えに当たって、判断、選択し、優先度の高いものから事業の具現化

を進め、毎年度作成しております実施計画の中でお示しさせていただきたいと考えております。

次に、2項目めの町独自の雇用経済対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、町内の事業所においても従業員の自宅待機や退職者が出ていることから、緊急に雇用創出を図るべきでないかとの御質問ですが、このことにつきましては、先ほどの8番岩崎議員の御質問でもお答えさせていただきましたように、国の緊急雇用創出事業によります雇用の創出及び商工会を通じました各事業所への臨時的な雇用の要請を図ってまいりたいと考えております。

次に、事業主への支援についての御質問ですが、町といたしましては、国や道、関係機関と連携をとりながら、企業活動の維持につながる情報提供など、側面的な支援については積極的に行ってまいりますが、新たな企業への直接的支援につきましては持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目のどさんこ・子育て特典制度についての御質問にお答えさせていただきます。

この制度は、北海道が提唱し、平成20年6月から、子育て中の家庭を社会全体で支援する趣旨で事業展開しております。内容といたしましては、全道地域で行う協賛施設型と、市町村地域で行う協賛店舗などがありますが、現在、道内の市町村区域での実施は28市町で、上川支庁管内におきましては美深町が実施しております。

本町では、全道地域の協賛事業といたしまして、後藤美術館やフラワーランドなど4施設が割引などを実施していますが、まだ町全体としての事業展開には至っていないのが現状であります。これまでに、この制度につきまして町商工会と意見交換した経過がありますが、今後さらに商工会との協議を進めながら、事業展開の方向性を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、4項目めの地区担当職員の配置に関する御質問にお答えいたします。

組織的な地域担当制につきましては、行政推進の一つの方法として、他の自治体で取り入れているところもありますが、担当する職員が多岐にわたって行政の全般を熟知し対応することは難しく、必ずしもタイムリーなアドバイスなどができ得ないこともありますことから、平成19年4月に設置しました町民生活課におけます自治推進班を中心といたしまして、地域・町民からの意見などの広聴機会を、町民ポストあるいは住民会を通じた方法や、小グループでの意見交換など、幅広く対応をさせていただ

いているところでございます。今までの方法をさらに充実させ、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく御願い申し上げます。

次に、5項目めの個人情報保護での過剰反応に対して、条例運営を適切にとの御質問についてお答えさせていただきます。

当町におきましては、議員も御承知のとおり、町が保有する個人情報の適切な取り扱いを図るために、平成13年10月に個人情報保護条例を施行し、その後の町が保有する個人情報につきましては、条例に基づく取り扱いを行ってきているところであります。

また、国におきましても、平成17年4月より、個人情報保護法が全面的に施行され、5,000人分を超える個人情報を事業活動に利用している事業所等を個人情報取扱事業者として、その個人情報の適正な取り扱いを求めているところであります。

個人情報の取り扱いに関しては、特に、平成17年4月の個人情報保護法が施行されて以降、それまでの個人情報の取り扱いに対する考え方が大きく変わりましたことから、個人情報であればすべて保護すべきという理解が多くあり、いわゆる過剰反応が見られたところでありますが、法の趣旨につきましては、個人の権利、利益の保護と、個人情報の有用性のバランスを図るものでありまして、地域活動と個人情報保護の仕組みなどを解説しているものも、国において公表されているところであります。

また、町の個人情報保護条例の運用に当たりまして、特に、町が保有する個人情報の収集・利用、提供につきましては、本人の同意があるとき。同意の有無に関係ないものとしては、法令等の定めによりまして、個人の生命等の保護のため、緊急かつやむを得ない場合などを原則としております。

その例外規定といたしまして、公益上必要があると実施機関が認める場合におきましては、収集・利用・提供できると規定されております。ただし、公益上必要があるかどうかについては多様な考え方があることから、該当する事例につきましては、法律の専門家と住民の方で構成する審査会で御審議をいただき、その取り扱いについて判断をしているところであります。

また、昨年4月の個人情報保護条例の一部改正に合わせまして、個々の案件の審議につきましては、審議会の審議方法に書面協議を追加いたしまして、軽易な案件につきましては短期間で結論を得ることができるよう取り扱いを改善したところであります。

今後とも、町が保有する個人情報の取り扱いに関

する町の個人情報保護条例の運用につきましては、保護と活用のバランスを図り、町民の方が安心した生活が送れるよう適正に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問、よろしいですか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目めの5次総合計画で継承する事業の具現化の件でございますけれども、実施計画の中で優先順位の高いものから示すという御答弁をいただきましたけれども、私は、4次で残っておりますこれらの順位をつけるとすれば、やっぱり老朽化した上小、48年たっておりますし、せんだっても耐力度を調査したところでございますが、耐力度は大丈夫だと。

今度、耐震度をこれから検査するわけですが、方向づけとしては、今度は、耐震の補強の工事、耐力度と両方というわけではありませんので、耐震度に問題があるということになりますと、どうしても、それらの改築の方向づけがちょっと、そこら辺の判断というのは、町長も今までの経緯も十分御存じだと思いますので、やっぱり早急に調査費をつけて方向づけ、優先順位は一番、上小の改築問題ではなかろうかというふうに思うわけですが。

それから、市街の中心地の整備事業でございますけれども、これも長年、2回ぐらい図面をつくりまして、かなりお金もかけまして、いろいろ計画しておりますけれども、これは、もしコンパクトにするのであれば、コンパクトにして、見直しをして、そして取りかかるとか、この優先順位というのを、これからということでございますけれども、早急に取り組んで、政策調整会議等を細かくやっていただいていることを考えるのですが、まず具体的に、やっぱり町長の決断というのが必要でなかろうかなと思うのですけれども、ちょっとその点お願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のお尋ねでございます4次総からの積み残しでございます主要な事業の継続についてでございますが、特に、上富良野小学校についてのお尋ねでございますが、さきの執行方針でも一部述べさせていただいておりますけれども、現在、上富良野小学校につきましては耐力度調査を終えておりまして、その中では、一定程度の数値を得ておりまして、耐力度的には緊急の心配はないということでございますが、ことし、新年度、21年度におきま

しては、予算を持ちまして耐震診断を実施することとさせていただきたいと思っておりますが、その結果におきましては、改修を検討せざるを得ないというような状況も当然視野に入れておかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、将来を託す子供たちの学び舎でございますので、私としては、優先度としては最優先というふうに考えております。

そして、その耐震診断の結果に応じては、非常に、何と申しましうか、改修を必要とする水準と、何とか数値的にクリアできる、非常に境界と申しましうか、そういうような数値がもし出たと仮定いたしますと、これは相当の重大な決意を持って決断を迫られると申しましうか、決断をしなければならない場面もあるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、もちろん財政、あるいはさまざまな国、道の事業等の絡みも総合的に判断しなければなりませんけれども、まず、基本的に子供たちの安全を確保するということが普遍でございますので、この点は、経過を見てからまた判断をさせていただきたいということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、中心市街地の関係につきましては、今まで私も議員と一緒に議員活動もさせていただいている中で、この問題については種々検討してきた経過がございますが、現在のところ、我が町におきましては、中心市街地の、いろいろ過去に絵は描かれてきておりますが、具体的にどういうふうに町の中心市街地を整えていくかということは、具体的な計画は現在示されておられません。

ただ、例えば道路等を中心といたします線的な整備につきましては、公共が担う部分は相当、大半公共が担う部分かなと思っておりますが、面的な部分につきましては、申し上げるまでもなく、これは、地権者を初め、そこに居住されております、あるいは御商売をされております方々の自主的な活動というふうになると私も認識しております、そちらのほうの活動は、残念ながら現在停滞しているという実態でございます。

私もそういう現況を認識しておりますので、これから、担当にも指示しておりますが、早急にしっかりと、現況を踏まえた、中心市街地になるのかどうか、これも断定できませんが、要するに、町の中心の形をどのように整えていくかということ、それぞれ商工会、あるいは協議会もございまして、そういったところに主体性を持って検討していただいて、ある程度現況に即した形に、夢ばかり描いているのではなくて、現実味を帯びた形になるよ

うなものに、私もサポートしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目につきましては、早急にめり張りのついた町長の強いリーダーシップで決断をよろしくお願いしたいと思います。

次は、2項目めの雇用の経済対策でございますが、同僚議員に答えてくださいます、9人ぐらいの雇用が生まれるわけですが、ワークシェアリングで特別勤務手当等が出ておりますから、そういったところをちょっとカットしていただいて、庁舎内で何人が臨時の雇用ができないのかとか、総合窓口につきましては、考えて明示をするということをお先ほど御答弁いただきましたので。

今度、厚労省で出ている雇用創造先導的創業等奨励金というのがありますが、これは、富良野地区は採択されたということですが、上富良野町も観光関連の起業家を募って雇用するという事を出ておりましたけれども、雇用創出を見込むということはどうでしょうか、そこら辺からはどうなりますでしょうか。

それと、企業に対しては、法人税等の減免なんかを取り入れて考えていただくのも、これも一つの支援になるのではないかと考えますけれども、その点お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の雇用関係についての御質問にお答えさせていただきますが、ただいま議員がお述べになりました制度については、残念ながら私、情報を持ち合わせておりませんが、企業に対します支援と申しましょうか、そういったものは、現在も企業振興条例等を通じまして、税の負担軽減等を行っております、先ほど岩崎議員の御質問のときに申し上げましたが、直接企業に対しまして支援を行うということは、町として非常になじまないというふうに理解しております、所得税関係、そういう税に関しましての軽減は町としてございませんので、固定資産税だとか、そういった面での援助と申しましょうか、支援はさせていただきますので、現在の制度の中で、仕組みの中で行える範疇で今後も行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、3項目めの子育て支援世代の特典制度につきましてお願いしたいと思います。

これから子供さんも春休みになってまいります。それから、夏休みもございます。それで、各市町

村、70市町村がこういった参加を検討していると、こういうことでございまして、今、町でも定額給付金の出ました後にプレミアム商品券を発行するという事でございますけれども、それらとあわせ持って、道が市町村を通じて、各世帯に認証カードを発行したり、協賛店にはステッカーを張ったり、そういったことは道のほうから支援がございまして、やっぱり商店街の消費の拡大になるかと思うのですけれども、子育てをしていらっしゃる、お子さんにちょっとしたドリンクなんかでも、ちょっとサービスでいただいたりしますと大変うれしいものでございまして、こういったことも、そんなにお金はかからないと思います。

道では、観光とかレジャー施設、それからキャンプ場、スキー場、それからテーマパーク、30施設で、こういった特典契約を、どこの市町村からでも、そういう認証カードがありますと適用になるということで、これはぜひ考えていただきたいと思うのですけれども、こういったことにつきましてどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の子育て特典制度につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まさしく、そういうような事業に参加していただける企業がふえることは、私としても大変望ましいことだというふうに考えております。

また、これは、町が主導して行うというよりも、むしろ事業者が積極的に参加していただくということが基本でございまして、制度の趣旨としては全く、私も上富良野町が地域を挙げて、議員御質問のような、そういう町になることが望ましいことは、私も全く異論がないわけではございまして、既に商工会等へも、そういったお話をさせていただいた経過もございますが、1回お話をすればいいというものでございませぬので、ぜひそういう機運が盛り上がることによって、また、企業も企業イメージを高めることとなりますので、事業者も、そういうことで町全体が活性化も図られる。

さらには、そういう子育てに対する認知度も高まるということで、町として応援できる部分は積極的に応援しますし、また、今後も商工会等を通じて、事業者にぜひそういう趣旨を理解いただいて、町を挙げて子育てをしよう。また、事業活動も活発になりますということで、これからも町のほうからもいろいろ協議を重ねさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番(村上和子君) それでは、4項目めの地区職員配置の件に入っていきたいと思います。

町民は、やっぱり要望とか苦情があっても、役場に行って、なかなか出向いてって申し出るのはおっくうだったり、ちゅうちょしがちだと思うのです。それが募ると不満にもなりかねませんし、こうしたことをなくすためにも、住民と行政の風通しをよくするために、住民と行政のパイプ役として、職員みずから住民の中へ入っていただいて、そして、よく住民のニーズなり、そういったものを聞いていただくと。

御答弁では、多岐にわたって行政の全般を熟知し、対応することは難しいという御答弁でございますけれども、私は、職員の方はいろいろと知識も持っていらっしゃいますし、さらに、研修もたくさんしていただいて、そのために予算は多くとっていただいても結構かと思うのですけれども、町民との信頼関係を強化するためにも、やっぱり町民の中に飛び込んでいただいて、それで、特に災害時、そういったときに、緊急避難なんかのときには、私は、こういった地区担当職員の方がおられましたら、混乱もしませんし、1地区10人ぐらいの方がおられましたらというふうに、問題解決のためにも、支援・協力していただくと、そういうのが地域の自治を高めていくものになるのではないかと思います。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 村上議員の地区担当職員に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

議員がイメージされている地区担当職員というのは、多分私のイメージとそう差異はないかなと思いますが、私はさまざまな町民の声をダイレクトに職員が吸収してくるということ、御用聞きみたいな、そういうことも一部イメージの中にあるのかなというふうに考えております。

ただ、私としては、新年度に向けまして、全課に向けまして、私、発信していますのは、町民がどのように暮らしを立てておられるか、弱者対策あるいは福祉対策、そういった観点で、それぞれ所管において、さまざまな実態調査もしているでしょうし、また、課によっては温度差があったりということで、私の感じております現在の町の体制の中で、そういった町の隅々まで、御不便を強いられながらも暮らししておられる方がいないとか、非常に我慢をしながら暮らしおられる、そういったさまざまな暮らしの実態が十分調査されていないと、さらに、庁舎内すべての各課を通じて情報を共有していないと、そういう実態も現在ございます。

ただ、すべての情報を共有するという意味でございませんで、必要な情報を共有できるものは共有すると、そういう仕組みがまだ十分整っていないということで、むしろそういう情報を共有することによって、今、議員お尋ねのような町民のそういう実態を知るために、仕事は役場の中ではないよと、町民の暮らししておられる現場で仕事をしてくれということで、強く私、指示しておりますので、そういったような行動を通じて、今ここで御提言いただいております地域担当のような、そういう役割も十分そこで果たせると。

そして、ここでも述べさせていただいておりますが、自治推進班という仕組みがございますので、そういったところで、そういう実態を集約して、そして、本当に打てば響くというような機敏な、筋肉質の役場にぜひ変えたいなというふうに考えておりますので、そういう地区担当職員という考えも一つではありますが、現在の役場の機能をさらに住民の生活に直接見られる、そういう行動をとりながら、住民の皆さん方の声を、本当にきめ細かく吸収できるような仕組みに整えてまいりたいと思いますので、御協力賜りたいと思います。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 町民の中に身を置いてというような御答弁でございますけれども、町長がまさしく候補されるときに、私は、あいさつ要員の町長は要らないと、習慣的な仕事は極力シンプル化して、町のトップセールスとして、全道全国を飛び回りたいと。

町の職員にも、先輩から受け継いだ仕事をするのではなく、町民の中に身を置いて、声なき声を聞いてほしいと、こういうふうなことを申されておまして、私はまさに、やっぱり今は自治体としても、自治基本条例もできました、それぞれ議員が担うもの、それから町民が担うもの、行政でやっていくもの、こういう役割分担もはっきり明確にされましたし、私は、やっぱり、難しいと思われるかもしれませんが、町民の中にあって、熱い使命感というのがあれば、私はなし遂げることができるのではないかと。

中では、効率よくということで、組織機構改革をよくされておりますけれども、なかなかその情報が、やっぱり現場に飛び込んでいただかないと、なかなか町民のニーズというのも伝わりませんし、私は、本当に熱い思いを自治体職員も持っていただいて、難しいと思われるかもしれませんが、なさねばならないという使命感があれば、なし遂げようという情熱を持っておられれば、幾ら解決

が困難と思われる問題に直面しても、私は、熱い思いがあれば、また、温かい心があれば、考えていただけるのではないかと思うのですけれども、これが一番、住民自治、地域自治を進めていく上にも、今、職員にしても行政にしましても、やっぱりいろいろな多様化、住民サービスに向けての多様化が求められていると思いますので、住民と行政の協働のまちづくりをということを盛んに申されているわけですので、その点もう一度聞かせていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく私も村上議員と価値観を共有するものがございます。早速、私も就任させていただきましてから、従来ですと、それぞれ課題がありますと、課題を担当する課のみが理事者と協議をするというような、そういう形態が多かったというふうに聞いております。

年が明けましてから、自分の所管する課の課題を超えて、極力すべての課長に集まっていたいて、自分の所管外の課題も共通の認識を持っていただきたいということで、既にそういう仕組みで会議等を持たせていただいております。

もう既に、そうだったのかと、違う担当ではこういう課題を持っているのかということで、本当にお互いにいい刺激になっておりまして、多分これが新年度に向けまして、町民の皆さんのところへ直接職員が飛び込んでいって、そして課題解決に、仕事は現場でしろというふうに常に言っておりますので、期待にこたえていただけるような筋肉質の職員に私は育てていってくれると思いますので、ぜひ御支援も賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思います。

5項目めの個人情報の過剰反応についての条例の運用の件でございますけれども、今、災害の場合なんかは、安否確認を求める家族らに情報提供することもできますし、今、高齢化になってきておりまして、特に民生委員の方なんかは、どこの地区も、そういったお年寄りの方がいろいろと手続等で、書いてほしいと、口座番号なんか書くこともよくあるそうでございます。これは、個人の承認をもらって、同意をもらって書いているのですけれども、こういったことにつきましても、別居している家族の方からクレームをつけられると。何でうちの母親の口座番号を知っているのだと、こういうようなこと

もあって、大変苦勞されている例もありまして、やっぱり過剰反応、健康の調査にまた4月からということもあるようでございますけれども、個人情報保護があるからどうのこうのとかという、本当に過剰的に、あるときはそういったものを使い、あるときはという、本当にそういうことになっておりまして。やっぱり今、都会では民生児童委員さんのなり手がないと、こういうようなことにもなって、個人情報がネックになりまして、なかなか難しいところもあるのですけれども、何というのでしょうか、はっきり本人の同意なしに個人情報を提供できる事例、それから、あらかじめ同意が必要とする事例とか、大体二つにきっちり明確にしまして、そして、事例を公表したりしてはどうかと思うのですけれども、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 個人情報の関係に関します村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

個人情報の取り扱いにつきましては、非常にデリケートな部分もございます。災害の救助等に関しまして、地域で情報が欲しいというようなニーズがあることも承っております。

反面、町といたしまして、持てる情報をすべて公開するというようなことは、これは原則できませんので、それはかないませんが、ただ、さまざまな情報管理というものは、今、議員がおっしゃいましたような、一つのパターンとして、これは公表できる、これは公表できないというような、そういうきちとした区切りというのは、非常に困難だというふうに聞いております。

さらに、本人の同意があるものについては、これはすべて制限がございませんが、しかし、個人の同意がないものについては、非常に公開するということが、一つ一つの事例に即してしなければならないということで、さきの御答弁でも申し上げましたように、今は、輕易なものについては書面をもって審査していただくというような仕組みを、さまざまな工夫をしながら、緊急時等に対応できるような整備をさせていただいておりますが、ただ、さまざまな形を、これは公表できるできないということで区分けをしてお示しするというようなことは非常に困難かなというふうに思っております。

ただ、国においては、こういったことを参考にしてほしいと、参考にできますよというようなものは示しておりますので、それらについては、参考にしていただければ、ある程度の判断材料にはなるかというふうに考えております。

非常に保護という区分は難しいという現状も、かといって、弱者の救済に、弱者を見捨てるような、

そういうことにはもう、あってはなりませんので、そういうことに対しては、最大限、町として情報管理については意を持って当たらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 大変難しい面もあるわけですが、いろいろな面でそれがネックになっていて、問題になりましたらあれですので、社会的に必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報提供を控えたり、それから、作成可能な名簿を取りやめたりするとか、そこら辺の判断、審議会ですけれども、私は、本当に難しいものがありますけれども、弱者救済、いろいろ子供さんのこと、いろいろありますし、安全を守る上においても、やっぱり適切な運用を、何らかの形で、いま一度きちっと、わかりやすく広報等にも載せていただいたりするような取り計らいをお願いしたいと思うのですけれども、いかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

個人情報の取り扱いというものは非常にデリケートな部分がございます。あそこにお住まいの方は非常に御不自由を持ちながら暮らしておられるというのが客観的に近くで住んでおられる方がわかって、本人の承諾をいただければ情報を共有させていただけるわけですが、場合によっては、いいですと、うちはいいですというような実態もあるそうでございます。理解をいただくということは、非常に困難をする場面もあるのだそうございまして、今回、さまざまな個人情報についての取り扱いについて、役場内での協議もさせていただいておりますけれども、まず、基本的には、必要と思われる部分については同意をお願いしたいと、皆さんを守る、役場は町民の安心・安全を支える義務がございますので、そういう観点から、必要な部分だけの情報公開について同意いただければ、ぜひ協力願いたいということで、それは懇切丁寧に御説明申し上げて、そして、緊急時に対応できるような仕組みを、町が向いて積極的にするということが、それぞれ全課に指示しておりますので、どこまで御協力いただけるかわかりませんが、そういう努力は町として、これからも不断に続けてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 初めての一般質問になります。失言並びに失態もあろうかと存じますが、御了解いただきたいと思っております。

コミュニティの充実ということで、地域通貨、エコマネーシステム導入のため、行政の協力要請について町長に質問いたします。

グローバル化の進捗と高齢化社会の本格的な到来などに対して、これまでのやり方では生活設計がうまくいかないと、我々一人一人が感じております。年金、医療、そして膨大な赤字を抱える財政など、将来の社会設計は不透明となっており、私たちは将来の生活に不安を抱いております。

しかし、私たちの不安の原因は、こうした制度の行き先に対する不透明感だけなのでしょうか。私は、その根本的原因は、今の日本社会に信頼関係に基づくコミュニティが喪失していることだと考えております。

信頼と言うと、大変抽象的に聞こえるかもしれませんが、ネットワーク化が進むこれからの情報社会においては、この信頼なくしては、NPO、まちづくりなどの活動のほか、経済活動もうまく展開できません。

ライフスタイルや価値観が多様化し、隣近所の親しいおつき合いはめっきり減りました。必要なものは何でもお金で買い、そんな時代が長く続き、地域で助け合う風習はいつしか影を潜めてしまったというのが実情であります。都会のみならず、地方においても、次第に個人と個人が没交渉になって孤立化しております。私たちの周りには信頼のネットワークが形成されていません。そう考えると、私たちの不安の根本的要因は、メンバー間の協力を促進する信頼のネットワークが形成されていないことにあるのではないのでしょうか。

これからの社会においては、競争はさまざまな分野でより一層進展していくでしょう。それゆえ、しかも不透明な世相だからこそ、より一層信頼のセーフティネットを強固にすることが必要になります。

エコマネーは、さまざまなコミュニティ活動を促進するために、生活者一人一人により使われるもの

であり、流通していることがお互いの信頼感の確認・醸成につながるという効果があるものであります。お金の切れ目が縁の切れ目ということわざがありますが、それになぞらえて言えば、これからの社会は、エコマネーの切れ目が縁・信頼の切れ目と言えるでしょう。私たちにとって、今や、コミュニティを再生し、信頼を創造することは急務となっているのです。

エコマネー運営団体は、官・民パートナーシップで、行政、議会、住民会、社会福祉協議会、商工会、農協、学校、保育所、幼稚園、各種サークル、各青年部・女性部、老人大学等、町民が行政の協力を得て任意団体を結成し、町ぐるみでエコマネーを推進する体制をつくるのが必須条件であります。この件につきまして、ぜひ町長の所信をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の地域通貨、エコマネーについての御質問にお答えさせていただきます。

元来、地域における人のつながりは、福祉的な機能をあわせ持つものでしたが、時代の移り変わりとともに人のつながりが希薄化し、地域におけるコミュニティ能力が低下してきております。本町においても、残念ながら例外ではございません。

今年度制定いたしました自治基本条例の基本理念には、お互いに助け合い、協力し合っていくことを掲げ、協働してまちづくりに取り組んでいくよう定めているところであります。

さらに、平成21年度からスタートいたします地域福祉計画では、地域ぐるみで支え合う地域福祉コミュニティづくりを推進するよう盛り込んでおりますが、その施策の一つに、地域通貨、エコマネーについて調査・研究を行うということとさせていただいております。

これらのことを踏まえ、今後におきましては、先進地等の取り組みも参考にいたしまして、また、地域全体の機運を高めながら、地域通貨導入の可能性につきまして調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ですか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ちょっとここで時間をいただきまして、地域通貨、エコマネーについて少し説明をさせていただきたいと思います。皆さんも十分御承知かと思いますが、ちょっと時間をいた

だきたいと思います。

地域通貨は、お金ではあらわせない善意を交換するコミュニティ通貨であり、上富良野町の地域内だけで循環する通貨であり、介護、福祉、文化、環境、自然などに流通し、経済の分野で流通している円とは違い、相手に対する思いやりや感謝の気持ちをあらわすことのできるものであります。

町内で地域通貨が流通することにより、地域の人と人とのつながりが生まれるコミュニティや、地域に限られたサービスの循環により、生き生きとして活気のある上富良野町が実現されます。

自分にしかできないではなく、自分にでもできることを出し合い、地域通貨が人から人へ手渡される時、感謝の気持ちや思いやりが芽生え、だれもが気軽に参加して、支え合い、助け合う地域社会の実現を目指しております。

エコマネーとボランティアの違いをちょっと説明いたしますけれども、ボランティア活動は、サービスを提供する人が一方的に善意を提供するものとして限定的に考えられがちですが、エコマネーは、あるときサービスを提供した人が、次のときにはサービスの受け手となると、そのプロセスが繰り返し行われることによって、そこに双方向性を生み出します。

エコマネーは、地域コミュニティにおいて、住民同士の相互の扶助や交流の対象になり得るサービスをすべて対象にしていますから、あるサービスを提供することによって得たエコマネーで、別のサービスを受けることができます。したがって、ボランティア活動が一方通行で終わることがないわけなのです。どうしてもボランティア活動ということは、一方的に行われるものですから、人間どうしても限界があります。そうであってはいけないのですけれども、「のに」という言葉が出てまいります。「こんなにやってやったのに」という、本来、ボランティアというのは、人のために尽くすことではなくて、自分自身のためにやることなのでありますが、どうしても一方的なあれであるとそういう愚痴が出てまいります。そういったことのない、双方性のあるものがエコマネーでございます。

それは、どのように発生して、どのような形で流れるかということも、またちょっと説明させていただきます。

これは、先ほども申しましたように、自分にしかできないではなくて、自分もできること、いろいろなノウハウを提供することなのです。そのことを記入いたしまして届けます。

本当に、昔で言えば、農村にある手間がえと同じことでございます。農村にありましては、田植えな

どの時期におきまして、手間がえが行われておりますけれども、これはあくまでも、同じ身内だとか地域内にありますけれども、エコマネーに対しては、たとえ知らない人であっても、その範囲を広げられるということでございます。

個人を例えにして大変失礼なのでございますが、もしそういうような特技と申しますか、自分にもできること、例えば中村議員、パークゴルフを教えますよ、長谷川議員は、御神輿のかつぎ方をぜひ教えます、和田議員は、カラオケを教えますよ、岩田議員、パソコンを教えますよ、米沢議員は、ヨサコイの踊りをぜひ伝授いたします、今村議員は、夜の町の穴場を教えます、同行もオーケーと、谷議員、英語はだめですけれども、タイ語とベトナム語は大丈夫ですと、さまざまなことがございます。趣味に至りましては、野球、サッカー、テニス、体操、また、大正琴、お茶、お花、絵、そばの打ち方、すべてが対象になります。また、各種イベントの手伝い、旅行の穴場を教えますと、さまざまな、特技に至ります。庭の剪定、いろいろなことございます。買い物の代行、子守り、いろいろなことございますけれども、特に、高田幼稚園なんかでは、お年寄りの日に、おじいちゃん、おばあちゃんに、ポストに手紙を入れております。これも本当にエコマネーの一環でございます。そのお返しとして、お年寄りが昔の遊びを教えたり、そういう交流がある。

特に、お年寄りが、そういうような特技がないとエコマネーを獲得することがないという心配がありますけれども、決してそういうことはございません。例えば、おいしい漬け物の漬け方を教えますとか、肉じゃがのいい作り方、また、煮しめの作り方、昔の遊び、昔のお話をしてあげますと、そういうような形でエコマネーを獲得することができます。

また、極端な例を言いますと、3カ月、6カ月の赤ちゃんもその対象になります。皆さん、しばらく赤ちゃんの泣き声なんか聞いたことないですよ。それを聞かせますよ。3カ月、6カ月ぐらいの赤ちゃんを抱かせてあげますと、本当に顔を見ているだけで和やかになります。

すべての人が対象になりまして、そういった特技をそのボランティアの会に提出することにより、会員の皆さんにメニュー表を配り、その中からお互いのエコマネーの交換が始まるわけでありまして、

ただ、先進地の例によりますと、本来、本人同士によってコンタクトをとることも必要なのですが、なかなか知り合いでないと頼みにくいという面がございます。そこで、各地区にコーディネーターを置いて、その人方を仲介にいたしまして、お互いの交

流を図っていただく。

一つの例といたしまして、たとえ依頼者の方が、コーディネーターの方に、谷さんに頼みたいのだけれども、ちょっと怖くて行けないと。大丈夫、顔は怖いけれども、気持ちは優しいと。そのようなコンタクトもありまして、いろいろなコーディネーターもありましてお互いの交流ができて、エコマネーの交換、そして実施される。大体細かい点は、1時間を限度にして、いろいろなお金のやりとりをしているようにございます。そのような形で進めるわけでありまして、

そこで一つ質問でございます。大変説明が長くなりましたけれども、

町の、今度、4月から施行されます自治基本条例の第7章です、コミュニティの欄に関してですが、コミュニティの充実ということに関して、私たち町民は、協働によるまちづくりの重要な担い手となり得るコミュニティの役割を認識し、自主的で自立的なコミュニティを守り育てよう努めますと。この件に関して、町のあるべき姿の具体策、この指針を示し、なおかつリーダーシップをとることが、特に首長、町長としての責務であり、肝要なことであります。もし具体的な、このコミュニティの充実に対してお考えをお持ちであれば、お話を伺いたい。

もう1人、職員を代表いたしまして、副町長、この両名の方に、もし何か、コミュニティの充実に対して具体的な策があればお聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の地域通貨、いわゆるエコマネーについての御質問にお答えさせていただきます。

エコマネーの意義、あるいは、それらから生まれます地域コミュニティの充実、これは議員仰せのとおりでございます。大変意義深い事業だという認識は共有できるところでございます。まさに、文明が発達してまいりまして、私の思いで申し上げますと、文明が発達することに伴いまして、本来、お互いに地域が、あるいはそれぞれが、家族も含めまして、助け合って生きて、生活を支えていく部分が、次から次へと文明によってそれが奪われてきたということによって、そういうつながりが希薄になって、しかしながら、反面、希薄であっても生活すること自体に不自由がないということが積み重なって、その結果、こういうように、自分で十分な生活ができなくなった人が大変多くなってきたという弊害が、まさに今、顕著になって、私はあらわれてきているというふうに考えるところでございます。

それを、まさしく地域がコミュニティを形成し

て、それらを支え合っていかなければならないわけですが、非常に現在の世相を反映いたしまして、非常にそれが失われているという実態がございます。

そういう意味におきまして、エコマネーが、エコマネーという制度のみならず、あらゆる方法で、こういう共助が培われていくことを私も心から願っているところでございます。

町といたしましては、自治基本条例にも示させていただいておりますが、新年度に向けまして、自治活動推進に対しましては、従前以上に意を用いまして、さらにフレキシブルに活動ができるような仕組みに改めさせていただいているところでございまして、まさしく私も、この地域のつながりというものが、さまざまな形で町もお手伝いさせていただきながら、きずなを強めていっていただければと。

また、エコマネーの推進につきましては、さらに研究をさせていただきまして、事業として町が主体として取り組むことは非常に困難でございますが、町がかかわりをどのように持てるかということも含めまして、研究・検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 先ほども申しましたけれども、町長の答弁、確かに、しかとお受けいたしました。

また、副町長のほうも、何か具体的な取り組みの考えがございましたらお聞かせ願いたいと思っております。

議長（西村昭教君） ないそうです。再質問。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 副町長は、ないということでございますけれども、先ほどの自治基本条例の第7章の、さらに第32条に、町は、コミュニティとの協働を進めるため、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援に努めますとございます。

解説といたしまして、コミュニティ活動は、あくまでも自主性・自立性が尊重されなければならないと、町による一方的な関与はあり得ませんと。また、コミュニティ活動は、町からの支援が前提としてあるわけではなく、町民自身による活動が中心となることをあらわしておりますと。

協働・支援とは、単に補助金、助成金や物品の提供といった財政的な協力だけではなく、むしろ職員の持ち得る能力、労力、専門的知識や情報等を積極的に提供することや、コミュニティ間の連帯を助けることなどに協力していくことが重要です。確かに

このように書かれております。

確かに、官ではなく民、住民みずからが目覚めて自立していかなければならない。こういった意味で、ぜひ、私自身もそうなのですが、議員の皆様、それから、町長を初め職員の皆様も、官ではなく個人としての中で、いろいろな情報、協力体制をしていかなければならないと思います。

私どももこれから、こういったことを参考にいたしまして、一つのプロジェクトを立ち上げ、町民みずから立ち上げるような形をとっていきたいと思っております。そのため、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

大変、初めての質疑で、不適切な言葉を発しまして御迷惑をかけました。私の悪いくせなのでございますが、言葉は多くて口数が足りないのです。本当にまことに失礼を心からおわび申し上げます。大変未熟でありますけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。失礼いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 一色議員の再々質問についてお答えさせていただきますが、ぜひ積極的に、民間主導で推進していただくことに対しましては、行政といたしましても最大限の支援をさせていただきたいと思っております。

ただ、行政としてできる役割として、今、民間で取り組まれようとするところに対するきっかけづくりは、さまざまな情報提供をさせていただいたり、あるいは情報、例えば、現在、行政が持ち合わせているさまざまな手法だとか、そういったもののソフト面でのお手伝いはすぐできるような体制で応援させていただきたいと思っておりますので、ぜひお互いが協力して、こういう仕組みが、実りが生まれますよう私からも御支援させていただきたいと思っておりますので、ぜひこれからも御協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告しております町の一般行政について、2項目6点について一般質問を行いたいと思っております。

まず、第1項目めは、日の出公園駐車場の早急な整備についてお尋ねを申し上げたいと思っております。

日の出公園臨時駐車場の用地買収と農地法第5条違反について、私は、平成20年の第2回、それから第3回、第4回の定例町議会にて、ただしてまいりました。

日の出公園臨時駐車場は、平成20年9月末にて

農地に復元され、農地法違反は解決されたが、駐車場の代替措置として、年末年始の北の大文字と花火大会と雪まつりは、周辺の駐車場の借用等で当面乗り越えてまいりました。

本年夏の、花と炎の四季彩まつり等を含めた観光事業への対処についてどうするのかと、第4回定例会で前尾岸町長にたざしたところ、この問題は新町長にゆだねると答弁されました。

また、上富良野町農業委員会としての日の出公園臨時駐車場への不適切な措置について、町長及び農業委員会会長として、かみふらの十勝岳観光協会及び地権者に遺憾の意を表することについて何うと、町長は、特に個々の対応の考えは持っておりません、それから、農業委員会会長は観光協会及び関係の方々にあいさつに何う予定との答弁を受けました。

上富良野町民は、日の出公園臨時駐車場は、既存施設での花と炎の四季彩まつりや、その他のイベント開催はどうなるのかと、大きな不安と、このままでは観光客離れが予想されるので、下記について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、農業委員会の会長にも答弁を求めたいと思います。

まず、日の出公園臨時駐車場問題について、かみふらの十勝岳観光協会及び地権者に遺憾の意を表する考えはどうか。

2点目、日の出公園駐車場の早期の整備を花と炎の四季彩まつりの前までに実施すべきであると考えますが、その具体的な方針を明らかにしていただきたいと思います。

次に、2項目め、ごみの分別排出の徹底と収集についてお尋ねをいたしたいと思います。

町民の毎日の生活から必ず多種多様のごみが出ます。そのごみの減量化と資源化が大きな課題となっております。

町内のごみステーションは、市街地の3コース340カ所、郡部は2コースで60カ所と、合計400カ所設置をされております。

町民がごみ分別手引どおり適切に分別排出していれば問題はないのですが、不適切に分別されたごみ袋に警告シール、いわゆるレッドシールが貼付され、ごみステーションに放置、滞留されているのが多くなりつつあります。

町としても、手引の活用、防災無線での注意喚起、町広報誌での周知等を実施し、その改善対策に努められていることは承知しているが、根本的には、ごみを排出する町民の問題と考えられるが、下記の各項について、実態とその対策についてお伺いをいたします。

まず1点目、警告シール、レッドシールの貼付状況について、生ごみ、プラごみ、一般ごみ、不燃ごみ別に、平成20年4月から平成20年12月まで、月別に貼付数を明らかにしていただきたいと思っております。

2点目、警告シールが貼付された排出袋のその後の措置状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

それから3点目、警告シールの貼付が多い地域、または、ごみステーションの設置の町内会、住民会に対しての具体的な対策はどのようになっているのかお伺いいたします。

4点目、収集業者と分別排出について、定期的、または適時実施していると思うが、その状況についてお伺いをいたします。

以上、2項目6点についてお尋ねを申し上げます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の1項目めの2点について、まず、御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問1点目の日の出公園にかかわる御質問でございますが、当事者に遺憾の意を表する考えはとのお尋ねでございますが、結果といたしまして、町民の皆様、さらには、訪れていただきました観光客の皆様に対しまして、御苦勞と御心配をおかけしたことは事実でございます。そういう意味におきまして、広い意味におきまして、かかる事態が起きたことは、私といたしましては、関係者のみならず、町民皆様に対して、まことに遺憾なことであつたと申し上げたいと存ずるところでございます。

次に、2点目であります日の出公園駐車場の早急な整備についての御質問にお答えさせていただきますが、ラベンダーまつり、そして、花と炎の四季彩まつりへと姿を変えておりますが、観光イベント会場としての日の出公園は、立地的にも、また、知名度からも、当町の観光拠点としての最良のものであると認識しております。

たとえ1年でも駐車場がない期間が生じますことは、致命的な結果をもたらすことが予想されることから、その回復には相当の時間と努力を要するものと推測しております。

議員御指摘のとおり、私といたしましても、今期のラベンダーシーズンまでには、十分な収容力を持つ駐車場機能の整備を優先の課題と考えております。

よって、必要な用地につきましては、四季彩まつりの駐車場としてだけでなく、多目的なフィールド

としての活用や、花の公園としてのおもてなしゾーンの位置づけ、隣接地との緩衝緑地、休憩舎やリフト、オートキャンプ場等への施設管理用通路など、機能面からもさまざまな要素に対応できるものをと考えているところでございます。

具体的な整備や利活用計画につきましては、議会を初め、広く町民皆様の意見に耳を傾けながら定めていきたいと考えております。

なお、用地交渉が調った場合におきましては、整備供用までに許される時間が少ない中での取り組みとなるため、議会及び議員におかれましては、時期に即した協議及び審議を賜りますよう、御理解をお願い申し上げます。

次に、2点目のごみの分別排出の徹底と収集についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問に関しましては、後ほど担当課長のほうからお答えさせていただきます。

2点目の警告シールが貼付された後の措置状況ありますが、指定した収集日に不適合ごみが置かれている場合には、その理由の番号を記載した赤い警告シールを張った上で、収集しないように収集業者に対して指示を行っているところであります。

これらの収集ができないごみの処理につきましては、基本的には、ごみを排出した本人が対応することが第一であります。あわせて、ごみステーションを管理している町内会などに、協力とその対応についてお願いしているところでございます。

次に、3点目の警告シール貼付が多い地域、または、ごみステーション設置の町内会、住民会に対しての具体的対策についてであります。議員御指摘のように、町では、分別の手引の全戸配付、防災無線での注意喚起、町広報誌での周知など、あらゆる機会を通じまして分別の協力をお願いしているところですが、中には、ごみステーションに放置されたままのごみ袋が散見される現状にあります。

特に、平成19年4月1日から、プラスチック類のごみの分別方法につきまして、容器包装リサイクル法の分別基準をより厳格化し、これまでの素材による分別からブラマーク表示のものに限定したほか、汚れているものについてもリサイクル回収の対象外としたため、不適合物の混入により収集できないごみ袋が多く発生している現状にあります。

このため、今年度におきましては、職員が3回にわたって集中的に町内を巡回し、不適合ごみの理由を具体的に表示して、排出者への注意喚起及び指導を行うとともに、町内会長等に協力を要請したところであります。

また、平成21年度には、国の緊急雇用創出事業補助を受けまして、ごみ分別指導啓蒙員によります

町内巡回指導及び啓蒙活動を集中的に実施いたしまして、町民はもとより、町内会、住民会への一層の協力要請を実施していく予定であります。

次に、4点目の収集業者への分別排出の指導の件であります。分別排出の遵守につきましては、委託契約書にも明記されておりまして、収集業務に当たる従業員への教育も含め、収集業者に対する指導につきましては日常的に行っているところであります。

また、それぞれの処理施設においても、分別の徹底について、収集業者への注意喚起を行っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問1点目の、平成20年4月1日から12月までのごみの種類別及び月別の警告シールの貼付状況であります。町内収集業者2業者のうち1社しか、その詳細を記録しておりませんので、他の1社につきましては、使用総数のみお答えさせていただきますことを御了承いただきたいと存じます。

それでは、1社の集計結果について申し上げます。

4月、生ごみ10、プラごみ43、一般ごみ3、不燃ごみ44。5月、生ごみ21、プラごみ66、一般ごみ6、不燃ごみ10。6月、生ごみ12、プラごみ46、一般ごみゼロ、不燃ごみ20。7月、生ごみ5、プラごみ32、一般ごみ2、不燃ごみ11。8月、生ごみ5、プラごみ42、一般ごみ5、不燃ごみ14。9月、生ごみ17、プラごみ31、一般ごみゼロ、不燃ごみ1。10月、生ごみ64、プラごみ30、一般ごみ2、不燃ごみ17。11月、生ごみ36、プラごみ15、一般ごみゼロ、不燃ごみ15。12月、生ごみ23、プラごみ24、一般ごみゼロ、不燃ごみ12。合計といたしまして、生ごみ193、プラごみ329、一般ごみ18、不燃ごみ144で、以上、詳細を記録していた1社の合計は684枚で、残り1社につきましては約4,400枚であります。年間平均見込み数は、約6,500枚程度となっております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（中瀬 実君） 9番中村議員の1点目、日の出公園臨時駐車場の問題に関連して、観光協会及び地権者に対して遺憾の意をあらわす考えはとの御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、昨年12月定例議会

において答弁をさせていただいたとおり、農業委員会といたしましては、日の出公園にかかわる一連の問題は解決されたものと判断をしておりますが、町民の皆様にご迷惑や御心配をおかけしたことに對しては、改めて深くおわびを申し上げます。

今後におきましては、農地の番人として、関係法の遵守による農地行政を推進し、その執行機関として、農業委員会の的確な運営を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 再質問を受けたいと思いません。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長は、広い意味においてかかる事態が云々ということで、町民の皆様に対してまことに遺憾であったと申し上げたいと思えますということなのだけれども、観光協会、それから、地権者に対して、おわびに行くということはないというの理解をしていいの、その点お伺いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 日の出公園の一連の事後の対応についてでございますが、先ほどお答えさせていただきましたように、かかる事故と申しましうか、そのものについては、前任町長の段階で処理がなされているというふうに理解しておりますし、また、そのような引き継ぎも実は受けておまして、ただ、広い意味で、地権者あるいは観光協会、さらには町民の皆さん方、上富良野へおいでいただいております多くの観光客の皆さんに対して、町として大変御心配等をおかけしたということは、これはもう紛れもない事実でございます。そういう点では、本当に遺憾であったということは申し上げるところでございますが、改めて個々に対して遺憾の意を表すような行動をとるという考えは持ち合わせておらないということで御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、町長、お聞きします。課の設置条例というのが一つあります。それからもう一つ、上富良野町行政組織規則というのがあります。課があって、課の中で仕事はどういうことをするかというのは、言うなれば、行政組織規則の中に入っております。その中に別表というのがあります。その中に、産業振興課は何をやるかということが1から8まで羅列されています。その8番目に農業委員会が入っているのです。産業振興課の仕事はこうですと。そうすると、私は、課の設置で産業振興課があります、それから、仕事の内容は、行政組織規則の中で明らかになっております。そうすると、これは、行政組織の一番最初にこう書いて

あるのです、この規則は、町長の権限に属する事務を処理するためということで、町長の権限とはつきりうたわれているのです。確かに、農業委員会という独立な、一つは、公職選挙法で選ばれた委員もいらっしゃるかもしれませんが、現実には、課の設置条例、それから、行政組織規則からいけば、町長は、やはり権限を持っているのです。

それから、町長が選挙に出るときに、隅までいろいろなことで気配りをしたい、配慮したいということを行っているのであれば、僕は最低限、そのことで、観光協会、それから地権者に対して、やはりおわびを見せる姿勢があつていいのではないかという感じがするのです。

というのは、一つは、観光協会はいろいろなことで、これは平成13年から来ているわけでしょう。そうすると、観光協会としては、10月22日に、地権者に賃貸料、4月から9月の6カ月分、150万円の半分75万円を振り込んでいる。それから、10月23日、翌日、観光協会三役と事務局長は、おわびのあいさつに行っているのです。そういうことからいくと、やはりこれらの関係は、日の出臨時駐車場は観光協会のものではないのです。上富良野町の観光事業のために存在した臨時駐車場なのです。その認識、町長、どうなのですか、お尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 設置いたしましたのは、町が臨時駐車場として位置づけしていたということは、議員の御指摘のとおりかというふうに理解できます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 課の設置条例、行政組織、それから、今まで使っていた経過を考えれば、私は、やはり町の責任は大きいものがあると判断します。

町長が一貫して、尾岸町長から伝えられたということでお話をしておりますけれども、私は、やっぱり町長がかわった立場で、新たな視点で僕はやっぱり行くべきだと思うのです。

2月22日の日の出公園の拡張の関係でも、やっぱり観光協会から言われているわけでしょう。町は、地権者とどんなあれをやっているのだということで、ですから、そう言う関係からいくと、やはり僕は、町長として、前任者は前任者であれけれども、私の感覚で、やはり遺憾の意を、直接出向いていくということをするべきだと思いますが、もう一度御答弁をお願いしたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 遺憾の意云々についての御

質問にお答えさせていただきますが、事のてんまつ
の区切りは、先ほども申し上げましたように、私と
しては、一つ区切りはついていると、農業委員会の
会長も申しておりましたように、ついているという
ふうに理解しております。

さらに、町として、行政を預かる者として、地権
者、あるいは運営をしていただいております観光
協会等へ個別に遺憾の意をあらわすということは、
非常に、何と申しますか、中の関係がどうあったか
と、これまでに至るすべてが、私熟知しておりませ
んが、すべてが片方から片方へ十分な配慮がなされ
ていなかったものなのか、あるいは、互いに多少は
注意の意の用い方が十分でなかった面もあるのか
と。そういった背後関係が私は十分、当時の経過が
わからないこともありまして、たまたま地権者と観
光協会の皆さん方が当時かかわっておられたとい
うことで、遺憾の意をあらわすということが、それが
本当に適切なことかどうかという判断をする材料
を、残念ながら、多少は持ち合わせておりますけれ
ども、それがどういうふうに他の皆さん方に及ぼす
のかということも当然参酌しながら、慎重な判断を
しなければならない事案だと思っておりますので、
私は、新任、新しく後を継いだ、一区切りをした後
に引き継ぎを受けた町長といたしまして、広く皆さ
ん方に、大変町としては、地権者ももちろんであり
ます、観光協会ももちろんでございます、先ほどの
繰り返しになりますが、広い意味におきまして、御
心配やら御迷惑をかけたという事実はございますの
で、そういう形で私の遺憾の意のあらわし方と、こ
れからしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長、それに固執されてい
るのであれば、僕はそれでよしとしますけれども、
現実には、今の農業委員は、去年の7月、改選する
前は、あなたも農業委員だったのです。18年3月
のそういう問題のときも、あなたは在職していたの
です、農業委員として。それはいいです。町長がそ
ういうことであれば。

それでは、農業委員会の中瀬会長にお尋ねいたし
ます。

私は、12月に松藤前農業委員会会長にお尋ねし
たら、観光協会及び地権者のおわびの件であります
が、私といたしましては、復元に協力いただきました
観光協会及び関係者の方々にごあいさつに何う予
定ですということで、私に答弁をされております。

しかし、今、中瀬会長の答弁では、町民と町議
会に対しておわびをしたと、12月定例町議会で。そ
れで一件落ち着いたのだということですが、こ

れは、町民と町議会に対してのあれであって、地権
者や、それから観光協会に対してのおわびは僕は含
まれていないということで解釈をしていますけれど
も、その点の真意をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（中瀬 実君） 今の中村議員の
質問でありますけれども、私は、前会長の判断で、
中村議員に対して、謝りに行く予定であるというふ
うに返答していると思います。その結果、私が聞い
ている範囲内では、行っていないという話を聞いて
おります。

それで、私のほうからまた改めて、観光協会、地
権者に対しておわび、そういったことをするのかと
いう部分でありますけれども、私は今、先ほど質問
に答えた中身というのは、それらも含めた部分も一
部はあるということで理解をしていただきたい。そ
のようにお願いしたいのです。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） この言葉からいって、それ
から、地権者や観光協会は、そういう形では受けと
めていないのです。ですから、僕は、町長も町長で
あれば、中瀬農業委員会会長も、前任者がそう言
ったからそうなのだということだけで、私はやっぱり
きちっとけじめをつけるべきだと思うのです。そう
いうことができないと言うのであればいたし方あり
ませんけれども、私は、これについては、今回の第
1回定例会の初日に中瀬会長に聞いたら、松藤前
会長は行っていないようだということをお聞きま
したので、それであれば、一つの組織の後継とい
うことであれば、それはやっぱり松藤前会長に、あ
なたの立場でのあれだったのだから行ってくれ、もし
くは、あなたが行かなければ私が行くというような
ことがあってもいいのかなと、私は、組織として
は、そういうけじめが必要だと思いますけれども、
そういう意思がないのであれば、やむを得ないな
ということで、非常に組織のトップとしての收拾の仕
方が不適切だなという感じがいたします。

時間がございませんので、次に、日の出公園の駐
車場の早急な整備ということについてお尋ねをいた
したいと思っております。

今、町長は、今期のラベンダーシーズンまでは、
十分な収容力を持つ駐車場機能整備を優先の課題と
考えると。そして、後段のほうで、用地交渉が調
った場合におきましては、整備供用までに許される時
間が少ない中でということでございます。

したがって、この町長の答弁から言えば、本年の
ラベンダーシーズン前までに駐車場は整備をする
と、内容は別にしてですよ、するというので理解
をしていいのかお尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 公園の駐車場の整備についてのお尋ねでございますが、議員お尋ねのとおり御理解していただければと。ことしの観光シーズンに供用できるようなことを目標に整備を進めてまいりたいというふうに強く認識しているところでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、私が心配している、今シーズンの観光客の皆さん方には、若干前半迷惑をかけるかもしれないけれども、ある程度、ラベンダーシーズンには十分間に合うということで理解をしていきたいと思っております。

それで、必要な面積の関係だとかということで、花と炎の四季彩まつり以外の機能もということでございます。

実際は今、昨年の9月までは8,800平方メートルということでございまして、これをいろいろな要素を踏まえた利活用ということで、議会は当然ですけれども、その前段で、広く町民の皆さん方に耳を傾けると、耳を傾ける、いろいろな意見を聞く手法というのは、どういう方法でやられるのかお尋ねしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 駐車場の設置の中身についての進め方についての御質問かと思っておりますが、これにつきましては、まず、さまざまな、さきの御答弁でも申し上げておりますように、いろいろな機能を持たす必要というものは、現在、担当のほうで精査した中で、先ほどもお答え申し上げておりますが、議会のほうでお認めいただけましたら、早急に整備に向けて進めてまいりたいと考えておりますが、その中で、旧の臨時駐車場の、当時想定してありませんでした緩衝地帯の設置だとか、あるいはステージの奥へ進入するための施設管理用道路など、臨時駐車場時代は持ち合わせていなかった要素が、これから念頭に置いていかなければならないということも判明してまいりまして、それらの関係もございまして、町のさまざまな、私の思いの中には、観光協会とか商工会のみならず、住民のふだんの交流の場所にも使っていただくような、そういうことも想定しておりますので、広く住民会、あるいはさまざまな、子ども会だとか、一つ一つ組織の名前を今申し上げることはできませんけれども、広く町民の皆様方から、駐車場という意味を超えて、フィールドとして利活用を私としてはしていただきたいという願いがありますので、そういった駐車場の部分を超えた利活用について御意見をいただき、さまざまな機会をこれから検討して、具体化していきたいという

ふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 計画であれば、1万5,000平方メートル以上ということで、これより大きく、一応拡大を予定しているということですが、昨年の7月8日に観光協会に意見書をあれしたら、今の半分ぐらいでもという気持ちもあつたけれども、それは、非常に厳しいから半分ぐらいということで、広ければ広いほうがいいのかなという、町があればですよ。

それで、私、それであれば、今度、用地の購入の財源がどうなのかという問題が出てきます。今、測量の関係、それから、評価の関係で、議会が認めれば具体的に動くと思っておりますけれども、現実には、昨年の6月議会で、土地開発公社の関係について、5,300万円あるから、それを一つの財源にという話もしました。

しかし、9月の議会の中で尾岸町長は、町が直接購入する場合もあるし、それから土地開発公社に買ってもらう面もあると。しかし、それは今後詰めていかなければならないというような答弁を私が受けています。

したがって、それらの関係の財源計画というのは基本的にどう考えているのかということをお尋ねしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 財源計画についてのお尋ねにお答えさせていただきますが、現在、私の胸に、今、中村議員からお話ありました、土地開発公社の保有しております財源についての認識は持っておりますが、今の現時点で、将来そういうことも視野に入れていく可能性を否定いたしませんけれども、現在は一般財源をもって手当てしたいということで、そこまでまだ拡大、拡大と申しましょうか、そこまで展開した計画は今持ち合わせておりません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） あと、続けていいのですか、議長。

議長（西村昭教君） よろしいですよ。1時間の時間はあります。

9番（中村有秀君） いや、次の議題に入っていくから。

議長（西村昭教君） わかりました。それについては午後からということで、昼食休憩といたしたいと思っております。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の中村有秀君の質問を継続いたします。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ごみの分別排出の関係で、警告シールの関係でお尋ねをいたします。

684枚が記録で、それから4,400枚の、残り1社が記録をされていないと、詳細な記録。それで、684枚の警告シールの記録というのは、どのような内容で記録をされ、町民生活課に届け、報告されているのかという点で、まずその点をお聞きします。簡潔にお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） ただいまの御質問でございますが、業者が自主的につけていただいております。町のほうから、経過を知りたいときに問い合わせをするという形になっております。あと、年度末には報告をいただいているところであります。

念のため、委託契約においては、この集計をつけるような契約になっておりませんので、参考までに御報告申し上げます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 委託契約の中にないということだけれども、現実として、どこのごみステーションがどうなのかということが、全然、それではわからないということで理解をしいののですか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） そのとおりでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は富良野で調べましたら、これは21年1月分です。600カ所のごみステーション、ステーションごとに、収集日に何枚張ったかということが全部書いてあるのです。そうすると、それによって、どこの場所が悪いかが、ごみステーションでデータの的に全部わかるのです。ですから、契約にないということであれば、これから質問続けますけれども、それであれば、どこを指示するとか何とかということが、担当の係が一行行かなかったらわからないのかなという気がするのです。まず、これは富良野がこうやって全部やって、これを一月分まとめたものがまた出てくるということになっております。

それであれば、言うなれば5,084枚のうちの4,400枚が一切記録なしということは、86.5%は一切記録がなくて、ただ張っていった、そして滞留になった、持ち帰る人もいるかもしれないけれども、

現実の問題、そういう状態になっているということでは理解していいのですか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 実は、過去におきまして、17年までは両方つけておくように町のほうで実は指示をした経過がございます。

ただ、先ほど議員のほうからも御指摘のありましたように、1社につきましては、年間5,800枚ぐらいあることから、朝のいつときの作業時間で、これらを記録にとどめておくことが相当負担になった経過がございまして、18年以降、この記録をとらないようにした経過がございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 富良野市は、非常にごみの関係では先進地ということになって、うちは400あるけれども、富良野は600以上あるのです。それでさえ個別に、ごみステーションごとに全部やっているのです。

ですから僕は、ある面で収集業者に聞きました。それをやれと言えば可能ですよと、一覧表持って行って、正の字でばんばんばんと、ごみステーションごとの、Aコース、Bコースとあるわけだから、それであれば、ごみステーションの番号一覧であれば、それは可能ですと言っているのです。富良野も600カ所のごみステーション全部そうやってやって、全部データが出てきているのです。

ですから、上富良野がやれないというのは、僕は、分別収集が徹底して、排出が徹底して、そういうふうに残らないのならいいのですけれども、たまたま私は1月の、後で出てきますけれども、町で3回ぐらいやったと。1月29日のシールを張ったあれがあるのです。皆さん方は手書きで書いたでしょう。僕は、だれが書いたのかと聞いたら、担当者が来て書いていったということになっています。

その後、2月2日に僕行ったのです。そうしたら、あるところで、15カ所のうち13カ所がレッドシールが張って、そして35袋残っているのです。それがその次の週どうなのかということで、私、確認しました。そうしたら、若干減っているけれども、大半は残っているのです。そうすると、収集業者に聞いたら、このまま置いておいたら次のごみが入らないから、言うなれば、焼却処分のごみと一緒に持っていっていると言うのです。これが今、レッドシールが張られて滞留された、その後始末の実態がこういうことなのです。

ですから、収集業者に聞いたら、中富良野にプラごみ持っていったら非常に厳しいということで、持って帰らされると。だから、我々も張っておく

と。しかし、その繰り返しで、言うなれば、町民がそういうことの理解をしないとだめだと。

それで、その次にそれではどういうことをするかということで、富良野の例を出して悪いのですけれども、富良野は、地域別ごみステーションの貼付枚数、町内ごとに全部出ているのです。町長、副町長、それから田中課長にその資料をちょっとお見せしましたけれども。

例えばA地区の11月と12月を比較をして、何ぼ減った、何ぼふえていると、これを市の広報誌に全部入れているのです、前の月の比較と。そうすると、うちの町内悪いな、それでは、どこのごみステーションが悪いのだということで、富良野市の清掃の関根係長に聞いたたら、やっぱり悪いところの、データが悪かったら照会に来るのだと、どこのごみステーションが悪いのですかと。これは町内ごとしかありませんから。そうすると、それを言えばちゃんと教えて、町内ごとにいろいろ打ち合わせをやっていて。

それで、私はこの前、東町と、それから朝日町と、何カ所か富良野市を見ましたら、やっぱり全部ごみ袋に名前を書くか、もしくは住居表示の番号を書いてくださいと、ある町内は全部それをやっているのです。

ですから、私は、こういう状態がずっと続くようであれば、言うなれば、こういうデータをもとにして、やはり対策を練らないとだめなのかなという気がするのです。それで、1回出して、あと1週間後に一般ごみで、1週間かからないですね、プラごみとあれだから。そうすると、出す人はこれでいいのだなという認識を持って、そのまま今までの状態で、同じような排出のされ方をするのではないかなという気がするのです。

ですから、そういう点では、残ったら残った、どこのごみステーションが何個残ったということの報告が行く、それをもとにして、やはり町の担当者がその地域に行く、もしくは町内会と話をするというようなことをしていかないと、だんだんだんだんイタチごっこになって、言うなれば、出せばちょっと置くか、持っていかれるということであれば困るし、担当者も役場のほうから言われるから、不適切なものは張る。それから、いいのではないと思って中富良野に持っていったら、これもだめだと突っ返される、その繰り返しで非常に困っているのが実態です。

ですから、契約書の中にないということだけでも、抜本的な対策をとっていかないと僕はだめなのかなと。せっかく四季彩のまち上富良野ということをやっている、そういうことが何日も、

レッドコートが張られたまま何日も残っているということはおかしいのではないかなというような気がいたします。

したがって、私は、富良野はリサイクル推進員というのがありますし、上富良野はクリーン推進員という制度があったけれども、18年で打ち切ったのです、報酬を払うということは。しかし、そのまま、各町内に僕はあると思うのです。

ですから、クリーン推進員と、もしくは町内会と連携をしながらというのは、特に悪いところですね、富良野の場合、悪いところをちゃんとリストアップしているのです。言うなれば、4カ月10枚以上貼付、多いのは、80枚以上という欄でA地区、朝日町なら朝日町、ごみステーションごとに全部アップしているのです。ですから、照会が来れば教えるし、それからもう一つは、照会が来なくても、これだけ悪いですよということで、やはりその担当者の町内会なり、それからリサイクル推進員なり、そういうところの人たちと話をし、こういう実態ですということをやっているのです。それで非常に効果が上がって、先ほど町長、副町長に見せたように、10月と11月比較したら、やっぱり減っているのです。

ですから、そういう対策をとらないと僕はだめではないかなという気がするものですから、ぜひ今、契約をして、契約のあれはいつまでか私は承知はしていませんけれども、できれば早い時期にこの体制をぜひとっていただいて、当然、住民に対する周知、それから地域地域ごとへの周知、話し合い、こういう状況なのだということをお知らせですね。

先ほど申しあげましたように、1月29日のあれを見ますと、僕は収集業者が書いたかと思ったら、職員が書いているというのです。お菓子、あめの袋、それからストローは、これでないですよ。それから、結束バンドは一般ごみ、それからペットボトルが入っているというようなことで、全部袋に職員の皆さん方が書いてくれたと思うのです。ですから、何とかそういう形で、これだけやっても、その後持っていかなければ、町民が自分のだと言って持ち帰らないで、その後一般ごみで置かれたら大変だということで収集業者はやっていると思うのです。

ですから、そういう点で、できればこれらの関係、基本的には町民の、ごみを出す人のモラルの問題にもなってくるのかなという気がするけれども、置いておいて、張ってあるというけれども、そのうちなくなったということになると、また、それでもいいのではないかなという形になるものですから、その点、今のお話の中から具体的な対策をどう今考え

ておられるかということをお聞きしたいと思うのです。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ただいまの中村議員のごみの警告シール貼付の状況につきましての御質問についてお答えさせていただきますが、私も現状認識につきましては、議員おっしゃっておられるとおりだというふうに認識しております。

それで、先ほど担当課長のほうからも、シールの貼付状況の把握についての実態については、御説明させていただいたとおりでございます。

ただ、いずれにいたしましても、やはりごみの分別収集ということは、まだまだ確実に実施していくような方策を講じていかなければならないことはおっしゃるとおりでございます。富良野の事例もお聞きいたしました。そういうきめ細かな実態調査を収集業者に担っていただくということになりますと、先ほど申し上げましたように、やはり収集にかかるコスト、それから時間等の、短時間で手早く処理するというようなことで支障が生じるという実態がございます。

しかし、では、どれぐらい支障が来すのだと、あるいはどれぐらい時間が余計かかるのだというような、そこまでの詳細な協議も、現在、具体的には行われておりません。

それと、警告シールを貼付させていただいていますが、シールそのものにも、ということがシールを張った原因なのですということも読み取れるような表記はされておりますけれども、もしできれば集積場に大きな看板形式のものを例えば掲げて、そして、常に視覚に訴えて、学習効果が出るような、意外とシールが張られていても、どういう意味で張られているのかなということが認識されていない、そういう向きもあるそうでございますので、できる工夫は最大限重ねること。新年度の中におきまして、雇用対策の一環で、啓蒙活動をする推進員も、短期間ではございますけれども、配置する予定でございます。

いずれにいたしましても、これは、今の時代ニーズでございます。まず、分別もしかり、エコということにつながってまいりますので、私としてもさらに精度の細かい実態調査をするとともに、今、議員がおっしゃいましたような、富良野の事例を挙げていただきましたけれども、そういうことで住民に、競わせるという表現は適切かどうかわかりませんが、要するに、みんなでモラルを向上できるような工夫もぜひ必要だなというふうに考えております。

また、業者の契約内容につきましては、十分中を

詰めてみませんと、どの程度、また住民負担にそれがはね返ってくるかということもありますので、少し研究する時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、町長の答弁で、具体的に契約内容と、どのぐらいのコスト的な、時間的なものということでございます。

私、富良野の例を調べてみて、非常に人口の少ない上富良野でこれだけ、特にプラごみが非常に50%来てますからね。富良野も、担当の係長に聞いたら、そういうプラごみの関係が非常に多いというようなことでした。

したがって、私は、収集業者と日常的にやっているということだけでも、それは、きちっと分析をしてどうなのかということではなくて、あそこにこんなものがあつたというような形なのか、僕は内容はわかりませんが、できれば、やっぱり富良野のように、各ごみステーションの収集日ごとに張った枚数を、1日から30日もしくは31日まで一覧表があつて、それをもとにして、先ほど申し上げた、こうやって各町内ごとに全部なっている、それからそれをもとにして、今度、1年分、これは19年度ですけれども、4月から3月まで、これまたごみステーションごとに全部あるのです。私も全部のやつをもらってきましたけれども、非常に担当者は御苦労されているなど。ですから、それだけある面で効果が上がっているのかなという気がいたします。

したがって、富良野の場合、地域にもよりますけれども、町内ごとか、それからごみステーションごとで当番制をつくったり、それから注意喚起を、例えば名前か住居番号を書いてくださいということもあります。それから、そのごみステーションを利用する人たちだけで番号を決めて、その番号が書いていなかったらだめですよ。私も番号書いたやつを写真を撮ってきました。これは、東町のところです。全部番号入っているのですね、住居表示の番号ということで、11の20だとか13の3、11の18とか、いろいろそうやって書いているから、それはその地域の申し合わせだろうと思っております。

ですから、できればそういうような形でやっていただく。それから、プラスチック袋、名前もしくは住所を必ず記入だとか、それぞれ町内ごとに、利用する人たちの注意喚起するものがあります。

したがって、私はデータをきちっととりながら、その地域地域に対する対策を、町内会長か、ここのごみステーションを利用する人たちがどうなのかというようなことを含めて、ぜひそういう対策をとっ

ていかないと、漫然と出されて、ちょっと日にち置けば一般ごみと一緒に持っていかれる、この繰り返しはぜひしないような形で、レッドシールが張られる枚数が少なくなるように最大限の努力をしていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざまなごみのきちんとした分別処理ということは、最終的には住民負担軽減につながることは言うまでもありません。

それで、富良野市あたりは、まさしく分別においては全国的な先進事例でございますので、そういう近くで事例がありますので、そういったところの先進事例は大いにこれからも学ばせていただきたいというふうに考えております。

それから、業者と日常的にいろいろお話しさせていただいている内容も、これからはぜひ、現況の報告を受けるといようなことにとどまらず、では、どうやってそれを改善に向けていかかというところまで踏み込んで、業者と常に対話ができるというようにすることにも意を用いていかなければならないなというふうに、今改めて考えているところでございます。そして、一步一步でも改善をしていくように努めたいと思うことと。

一つの方法として議員のほうからお示いただきました、例えば名前を表示するとか、あるいは住居の表示するとか、さらには、ナンバーをつけて個人が特定できるようにという方法もお示いただきましたけれども、そういうことに協力していただける、理解を示していただける方々は多分、恐らく中身が理解していただければ、適正な分別に早期に協力していただける住民の方々かなと思います。

しかし一方では、やはりそういうルールを守っていただけない人たちがまた一方ではいるという現実も多分想定できると思います。

ですから、町全体としてモラルを上げていくということがまず、理想論ではありますけれども、まず目指すところなのかなということで考えておりますけれども、でも、一步一步でも実際に取り組めることがこれからの中で生まれてきましたら、特に、冒頭お話ありましたステーションごとにいろいろデータを収集するとか、そういうことについては、その時間はかけないで、コストがどの程度かということもあわせて研究しなければなりませんけれども、取り組みやすい分野かなと思いますので、実態をきちとつまびらかにできるような工夫は、今後、重ねていくように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長に対して質問いたします。

まず第1点目には、特別養護老人ホーム及びショートステイの増床についてお伺いいたします。

第5次上富良野町総合計画では、平成30年の総人口は1万1,508人、そのうち年少人口が1,319人、生産年齢人口が6,278人、高齢人口が3,911人という形で、34%になると想定しております。平成19年度においての高齢者人口では2,857人で、23.1%と比較しても、11%と高くなっているというのが実情であります。

そのような中で、介護サービスの充実が、また、予防が、一層求められているということは言うまでもありません。現在、町においての特別養護老人ホームでは入所ができず、他の施設に入所されるという方も出てきているという実情にあります。

今後さらに高齢化が進み、高齢者世帯、あるいはひとり暮らしの老人世帯がふえる傾向にあることは間違いありません。そうすれば、在宅介護のサービスの充実はもちろんながら、施設サービスの充実も必要になるということは明らかであります。

特別養護老人ホームの施設の増床は、当然そういう状況の中では必要になってきているというのも実情ではないでしょうか。介護されている方からは、特別養護老人ホームの増床を望む声も寄せられています。また、ある方は、他の自治体の施設を利用している方がおり、遠くへ行くのであれば、時間やいろいろ制約がかかる、地元であれば本当に助かる、こういう声が聞かれるという実情もあります。

今、特別養護老人ホームの現在の利用状況、今後の増床などの対応についてお伺いいたします。

次に、二つ目には、短期入所療養介護、ショートステイについてお伺いいたします。

平成15年度の利用実績は2,093回、平成19年度では1,633回と減少傾向にありましたが、平成20年度に入って、短期入所療養介護を利用される介護認定者の方がふえるという傾向があります。

また、町立病院においての短期入所のベッド数が削減されるという状況の中で、利用したいと思っても、なかなか入所、必要な利用数が使えない、そういう声が聞かれるという状況であります。

今、介護者にとっては、社会的な事情や家庭的な事情で急に短期入所を利用したい、こういう方も当

然おられます。そういう意味では、今後、上富良野町において、こういう利用される方々のためのショートステイの増床、現状についても、今後どのように対応されるのかお伺いいたします。

次に、病児・病後児保育及び休日保育についてお伺いいたします。

上富良野町の次世代育成支援行動計画では、病後児保育及び休日保育事業計画が示されています。

しかし、いまだに未実施という状況にあります。今では、保育所を利用する保護者の就労形態もさま変わりしてきています。休日、祝祭日も就労しなければならぬという状況も生まれてきております。そのような状況で、保育所で、また、たびたび熱を出される子供さん、そういう場合は、仕事を、職場を離れて迎えに行かなければならないという状況も出てきております。そういう意味では、今の多様化する保育所の利用形態に合った病児や病後児保育及び休日保育の体制の充実というのは、とりわけ重要になってくることは明らかであります。

ある方に聞きましたら、祝祭日などは、身近に親類がいない場合、知人や友人などに預ける。また、出張している場合は、急に帰ることができないから、子供さんが熱を出したときなどは大変だ。だから、安心して、町にそういう保育の体制が受けられるような、そういう保育体制を充実してほしい、こういう声が聞かれます。そういう意味では、病児・病後児保育及び休日保育の対応というのは町に欠かせないものだと考えますが、この点について、町長の見解についてお伺いいたします。

次に、保育所の民営化についてお伺いいたします。

保育所は、社会での就労形態が変わる中で、働いているお父さんやお母さんが安心して働くことができると同時に、乳幼児の子供たちが集団の中で心も体もはぐくまれる大切な集団保育の場所でもあります。また、保育所は、父母の子育てと仕事の困難をお互いに分かち合いながら、子供を育てていく大切な場所になっているということは明らかであります。

この間、中央保育所においては、地域の要望にこたえるという状況の中で、交流の場所を設けるなど、地域に根差した子育ての拠点づくりをしています。

また、同時に、町には民間の保育所、幼稚園もあり、それぞれが特色ある子育てを行っているというのも実情であります。

そういう中で、私は、改めて、地域に根差した公立保育所のあり方というのは何かということが今問われていると考えています。地域保育所との連携を

強化し、地域の保育力を高めるとい実践の場所として、より重要な拠点になってきているものと考えます。そのことを考えれば、今まで中央保育所で、保育士や父母と子供、地域の人たちとはぐくんできた豊かな保育の蓄積をより地域にも還元する、また、そういう蓄積された力を生かすということが求められていると考えます。

今、町においては、中央保育所を民営化にする動きがあります。機械的な民営化ではなく、公設の役割をしっかりと評価し維持すべきと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。中央保育所は、子育ての場所として、地域や父母からもしっかりと信頼され認められています。この間、町長の執行方針には、中央保育所の今後については、民・公設運営などについて検証作業をしっかりと行うと述べているだけで、現状を維持するとは明確にされておられません。その点で、町長は現状維持をはっきり明言されるのかどうなのか。以上のことを述べて、町長の見解を求めるものであります。

次に、上富良野小学校の改築及び放課後子どもプランについてお伺いいたします。

上富良野小学校は、昭和35年に建設され、この間、大規模修繕を繰り返しながら現在に至っています。もう既に、校舎は雨漏りや、あるいは床が傷む、天井がゆがむ、あるいはトイレの悪臭がひどいなど、子供たちからいろいろな声が寄せられています。

また同時に、近ごろでは、安全ということが叫ばれる中で、上富良野小学校においては、児童の登下校時の状況が職員室からは見えないという特殊な状況もあり、早期に改善を求める声もあり、町においてもその対策も講じてはきておりますが、根本的には、改築を早める、これが一番方向性としてはいい方向だとは考えます。

昨年度は町において耐力度調査も実施されましたが、さらに、今年度においては耐震力についても調査されるということですが、以上のことを述べて、今後、上富良野小学校についての改築計画、どのようにお考えなのか、教育長にお伺いいたします。

次に、放課後子どもプラン事業の場所の確保についてお伺いいたします。

上富良野小学校、江幌小学校、東中小学校、西小学校では、空き教室を利用した放課後子どもプランを実施しています。

現状では、2月現在までの子供の利用数、上富良野小学校では延べ人数1万2,412人、西小学校では、延べ人数では6,328人となっております。日常の放課後クラブ事業の実施は、狭い空き室

やホールを利用せざるを得ないという状況になってきております。指導員の方々は、多くの子供さんがけがをしないのか、これが一番気がかりだと話してくれました。また同時に、子供においてもストレスがたまらないのか、本当に心配だと、こう語ってくれました。

そういう意味では、放課後プランと学童保育の共同の運用が始まったときから、この場所の確保の問題は、狭隘な中で進められる放課後子どもプラン事業、多くの問題を抱えて事業が始まったというのも実情であります。

そういう意味では、今後、上富良野小学校等の改築などがあれば、その計画の中に放課後子どもクラブが、子供たちが利用できる施設の併設などを検討してはいかがかと考えますが、この点についても教育長の見解を求めます。

次に、日の出公園のリフトの更新についてお伺いいたします。

ことは積雪も少ないという状況の中で、始まりも終わりも早いという状況になりました。日の出公園のスキーリフトが設置されてから年数が経過しております。あのスキーリフトは、ひもで引き上げるという、そういうスキーリフトになりますので、小さな子供さんは足がとられて転んでしまうという、そういうことも多数見受けられます。多くの人たちからも、いろいろな活用方法を考えれば、スキーチェアつきのスキーリフトを腰掛け式に変えてほしい、こういう声も寄せられています。財政事情もあるかと思いますが、この点についても、今後の対応について教育長の答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの特別養護老人ホーム及びショートステイの増床についてでございますが、この2点についてお答えさせていただきます。

本町の介護保険事業の現状ですが、高齢化率の上昇とともに、既に要介護者認定を受けておられる方も、年齢を重ねるごとに介護度が重度化していくことから、在宅で介護する家族の困難度が増し、施設入所者は増加の傾向となっております。

平成21年度からの第4期介護保険事業計画におきましては、施設介護サービスの面では、国において在宅介護に軸足を移しておりますことから、本町の特別養護老人ホーム、ラベンダーハイツの増床は盛り込んでおりません。

また、ショートステイについてですが、本町ではラベンダーハイツと町立病院の2カ所で実施しておりますが、昨年12月から、町立病院におきま

しては老人保健福祉施設への転換を図ったことに伴い、町立病院でのショートステイ受け入れは行っておりませんので、ラベンダーハイツのみの運営となっております。

在宅介護を支える重要な介護サービスでありますショートステイの確保を図るため、ラベンダーハイツにおいて1床増床いたしまして、現在10床で対応しておりますが、希望の日数等にこたえられないケースが生じていることも事実でございます。このことから、町が保有する施設の中でショートステイの増床対応を図るため、今後、十分な検証を行うよう担当に指示をしたところでございます。

今後、さらに高齢化が顕著になってくることから、それらの状況を的確に把握するとともに、十分な見通しを立てながら、町民ニーズに即した介護サービスの充実に努めることが喫緊の課題であると認識をし、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目めの病児・病後児保育及び休日保育についての御質問にお答えさせていただきます。

本町の病児・病後児保育の実施は、保育士、看護師を派遣して対応する派遣型を想定しておりますが、平成21年度からの実施を目指していたところでありますが、病児・病後児保育の実施に当たっては、安心かつ安全な体制を確保することはもとより、医療機関との連携や必要な人材の確保など課題も多く、現在のところ、平成21年度実施のめどは立っておりません。

今後におきまして、本町における病児・病後児保育のあり方や、補助制度を初めとする諸制度を的確に把握しながら、継続的な事業運営が図れるよう、平成22年度から始まる次世代育成支援行動計画の後期計画の中で取り組んでまいりたいと考えます。とはいえ、やはり子供が病気のときは親の看護が望ましいことから、雇用環境の改善などの働きかけもあわせて実施してまいりたいと考えております。

さらに、休日保育事業につきましても、町内3カ所の保育所による共同運営事業として、実施に向けた検討を行っておりますが、このことにつきましても、今後、さらに子育て家庭のニーズをとらえながら、後期計画におきまして実施できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3項目めの保育所の民営化についての御質問にお答えいたします。

中央保育所につきましては、昭和39年に認可保育所として開設以来、本町の施設保育における中心的な役割を果たしてきたものと一定の評価をしておりますのでございます。

現在では子育て環境も大きく変化する中で、本町2カ所の民間保育所においても、特別保育事業など、多彩な保育ニーズにこたえた運営がなされ、中央保育所と遜色のない、あるいは先を行く取り組みが行われている実態も見られます。

子育て環境の充実という見地からも、今後ますます保育所に期待される役割が進化・拡大していくものと考えますが、これまでの民営化計画の検討経過を踏まえ、本町における公立保育所の役割や民間による保育事業の実態と可能性を十分に検証するなど、総合的な検討を加えて、中央保育所の民営化の方向を探っていきたいと考えております。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員、4項目めの上富良野小学校の改築についての御質問にお答えをいたします。

最初に、今後の改築計画についてであります。上富良野小学校の1線2線校舎は47年以上経過しており、平成20年度において改築の補助採択の根拠づけを行うため、校舎の耐力度調査を実施したところであります。

各棟において改築を要する基準とされている4,500点を超え、耐力度は備わっているとの結果が出たところでありますが、さらに平成21年度において耐震診断を実施し、その結果を踏まえて、子供の安全を確保できるよう今後の方針を定めてまいりたいと考えております。

次に、上富良野小学校改築計画の中に、放課後子どもクラブが利用できる施設の併設を検討してはどうかとの御質問であります。現在、放課後子どもクラブがメインルームとして利用している場所は、現在の利用人数からしても大変狭隘であり、参加している子供たちを初め、担当している指導員や学校関係者の方々にも苦慮していただきながら、活動内容に工夫をしている状況であります。

このことから、上富良野小学校の改築計画が決定した場合は、その計画の中に、放課後子どもクラブが利用できるスペースを確保できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、5項目めのスキーリフトの更新についての御質問にお答えします。

日の出公園スキーリフトは昭和60年に設置され、24年が経過しております。御質問のいす式リフトへの移行についてであります。議員も御承知のとおり、気象状況の変化からスキー場の利用できる期間も短くなり、また、スキー人口も年々減少している状況において、多額の設置費を要するいす式リフトの移行は考えておりません。

しかしながら、当初設置からかなりの年数が経過

しているため、利用者の安全を確保するために、計画的に既存リフトの整備を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 特別養護老人ホーム及び短期入所についてお伺いいたします。

現状では、特別養護老人ホームについては、4期計画の中に、増床という方向では明記していないという答弁でありました。今後の高齢化率、あるいは介護認定の出現率等を見ましたら、やはり一定必要な、介護老人ホームを増設する必要性というものではないかと、私はこのように判断しております。将来の推計の、上富良野町の特別養護老人ホームの23年度までの推計を見ましたら、62名ぐらい利用するのではないかとというような方針が書かれております。上富良野町では、地元に入れないという形の中で、南富良野や近隣の市町村にやはりお世話になっているという方もおります。そういう意味では、一定部分、利用者数が横ばいかなというふうに見られますが、実際、やはりそういうことも含めると、利用者数というのは潜在的にもあるというふうには私は考えます。

そういう立場から、施設介護は国の方針で、費用がかかるのでなるべく抑えなさいと、そういう方針の中で、上富良野町も抑えてきているという現実であります。私は、介護されている方の話を聞きましたら、これから高齢になって、お互いが高齢者で見られなくなる。かといって、在宅の体制がいいのかといたら、そうではないと。確かに施設に入所すれば費用もかかるという形の中で、本当に介護の負担というのが重く今現状としてのしかかっているという実態があるのです。そういうことを考えたら、ただ単に、増床しないというのではなく、必要数というも頭に入れた中で、計画の今後の方向性というも対応する必要があるのではないかとこのように思いますが、この点について、どのようにお考えなのかお伺いしてきたいというふうに思います。

関連がありますので、ショートステイについても、これについては増床されるという方向でありますから、検討されているということですが、実情としては、こういう実情です。例えば今、上富良野で入所できなくて、他の近隣町村へ行きまして、限られたベッド数しかありませんので、あくまでも地元優先になります。そうしますと、利用日数が限られて、入れないと。上富良野町においても、そういう状況の中でふえているものですから、利用日数が十分に使えないという状況がありますので、

やはりこういう利用されている方の実情というの、町長、十分理解されているかというふうに思いますが、この点も含めて、今後、増床という方向では考えているということではありますが、いつごろまでにそういうめどをつけようとされているのか、この点についてお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の、まず、特別養護老人ホームとショートステイに対します考え方についての御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今後の施設入所希望者、あるいは、総じて、要介護者の、高度の要介護を必要とする要介護者の将来推計については、議員御説明のとおりでございますが、今後、横ばいでいく可能性よりは、むしろニーズが高まってくると、必要性が高まってくるとことは、私も全く認識を同じとすることでございます。

さらに、現在、国の方針が在宅介護という方針でございますが、非常に新設あるいは増設ということに対しては非常にハードルが高いという実態もございます。

しかし、今申し上げましたように、町内の中にも入所を待っておられる方、また、入所がかなわないがために、御家族の方に大変御苦勞をかけながら、在宅で介護を受けておられるという実態があることも承知しております。

非常に私としては、本当に財政が、それに対応できるような財政であれば、すぐにでもそういう方に対して手厚く措置を施してあげるの、それは希望、理想としては全く私も同感でございますが、しかし、反面、増床することによって、それを支えていただいております現役世代の方々に対しましては、また一方では高負担をお願いしなければならないと、そういう非常にづらい、一方ではづらい面も出てくるということもございませう。

町といたしましては、適切な、介護を必要とされる方をなるべく施設で介護できるような改善策はこれからも講じてまいらなければならないと思えますが、皆様の、現役世代の保険料の負担等を考えますと、在宅介護については、国についてもさまざまな施策が講じられておりますので、町全体の福祉計画の中で、本当に平等に皆さんが、どういう状況であれ、平等に公平に暮らせる社会をつくっていかねばならないという大きな基本がありますので、それに向けて可能な限りの努力をしていきたいというふうに申し上げさせていただきたいと思えます。

また、ショートステイにつきましても、傾向といたしましては、全く同じような傾向を今後たどるこ

とが予想されます。本当にショートステイを待ち望んでおられる実態があることも私も承知しております。

現在町で有しております施設の中で、さらに1床でも2床でもショートステイを確保できる方法がないか、もう既に、それぞれ部内では検討をさせておりますが、さまざまなまた課題もあることも実態でございますが、ショートステイの中でも医療の処置が必要な方とか、さまざま、また形態がありまして、それらの方に対しましては、やはり医療の介護が受けられるようなサポートができる場所ということもまた一方で必要でございますので、非常に一人一人によって条件が変わりますが、いずれにいたしましても、全体のパイをふやしていかなければならないという課題意識は私も十分持ち合わせておりますので、十分役場内で詰めまして、何とか少しでもショートステイを待ち望んでおられる方の要望にこたえられるような対策を講じるよう、最善の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いずれにしましても、特養に至っても、ショートステイに至っても、本当に緊急事態というか、そういう事態だと思います。

そういう意味で、介護されている方は本当に休む暇もなく、やはり緊急の場合に、冠婚葬祭、あるいは病弱な体でお年寄りを見なければならぬ、家族を見なければならぬといったときの苦勞を考えたときに、きっちりとした、やっぱり必要最小限の計画、目標をやっぱり設けて、前倒しできるものについては、ショートステイに至っても、後期計画ということで取り組んでいきたいということの方針でありますけれども、そういうものも含めて、早急に対応をとっていただきたいというふうに思えます。この点、確認しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ただいまの特養並びにショートステイについての今後の考え方でございますが、先ほども申し上げましたが、非常に急を要すると、それぐらい頑張っておられる方がいるということは、先ほども申し上げましたように、私の認識としては十分持ち合わせております。前倒しできる可能性がありましたら、当然、一日でも早くその期待にこたえるよう努力できることから、工夫できるところからしてまいりたいということは、これからもそういう気持ちを持ち続けてまいりたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次に、病児・病後児保育、

休日保育についてお伺いいたします。

上富良野町の次世代育成行動計画の中には、休日保育については、ニーズ調査においても希望も高いということで、共同方式を採用したいということの方向性が書かれております。事業目標として、21年度という形でありました。一方で、病後児保育についても、ファミリーサポートセンターの設置等々を含めた中での検討という形の方向性が示されております。

そういう意味では、休日保育等についても、やはり一定量、必要な部分というのが、保護者の話を聞きましたら、あります。そういう意味では、この点についても早急な対策というのがとられる必要があるというふうに思います。

今後の計画の中で取り組んでいきたいということの答弁ではあります。そういうことを考えれば、やはりこれについてもニーズ、要望等があるわけですから、この点についてもしっかりとした取り組み、目標、やっぱり進める計画というのを一段と早くやる必要があるのだらうというふうに私は考えておりますが、この点について、もう一度、町長の明確な答弁をお願いしたいというふうに思います。

先ほども言いましたが、お母さんお父さんにしても、急に出張先で帰ってこられないという問題もあります。子供のことですから、やっぱり大切ですから、飛んで帰ってこられるけれども、なかなか許されない場合があると。そういうことを考えたときに、こういう施設の重要性というの、上富良野町としても位置づけて積極的にやってもらいたいという声がありますので、この点もう一度、町長の認識と今後の考えについてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 次に、病児・病後児、さらに休日保育についてのお尋ねについてお答えさせていただきますが、まず、病児・病後児の対応につきましては、後段の休日保育についても関連してまいりますが、実は、ファミリーサポートセンターを一日でも早急に立ち上げたいということは前々から申し上げているとおりでございます。

それを充実するために、保育士等の配置等も対応させていただいているところでございますが、まず、病児・病後児につきましては、先ほど御答弁で申し上げておりますけれども、施設型という対応は非常に、今これに取り組むということは現実的に困難だという状況だと、医師の体制、それから、看護師等の体制等を考えますと。さらには、ハード面では、その施設を用意するというような面においては非常にハードルが高いということで、これはなかなか、すぐに課題として進めていくということはハ-

ドルが高いという状況は御理解いただきたいと思えます。

そういう観点から、派遣型というものは、実際どのように取り組めば、どういうハードルがあって、どういう課題を解決しなければならないかということ、もう既に担当のほうで研究・検討させていただいております。現在のところ、さまざまクリアしなければならない点があるという問題が浮かび上がってきております。それらを一つ一つ解決ができれば、やはり大切なお子様を、しかも病気を持っておられたり、あるいは病気直後のお子様を見させていただくわけですから、大変それは責任の重い仕事となってくることから、実際その事業に取り組むに当たっては、クリアしておかなければならない課題がありますので、いましばらく時間をいただいて、取り組むに当たっては遺漏のないような取り組みができるような準備期間も少し御理解いただきたいというふうに考えております。

それからさらに、休日保育事業につきましては、これもファミリーサポートセンターの事業の一環として取り組んでいくことが望ましいというふうに考えておまして、保育所の共同運営事業として取り組むことが妥当であろうというふうな理解をしておまして、これらにつきましては、ニーズがあることも事実でございますので、病児・病後児のような高いハードルは想定されないのかなということから、まず取り組めるものから取り組むということで、現在準備中という実情も、そういう事情もありまして、今、いつからというような御答弁をできないことを、申しわけございませんが、具体化に向かって努力をしているということで御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。それぞれ生活がかかっております。やっぱり1時間休めば、お金の問題で換算されないのですが、やっぱり1,000円、2,000円減額になるという中で、やっぱり生活の糧として働かなければならないという方もたくさんおられますので、そういうせっぱ詰まった中での、こういった休日保育や病後児保育を望んでいるのだということを町長としてもぜひしっかりと押さえていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、保育所の民営化についてお伺いいたします。

中央保育所、また、上富良野町には民間の保育所、幼稚園があります。それぞれの中で、特徴的な

保育や幼稚園といった形で幼児教育が進められております。

私、この間、問題意識として、公設民営化の役割は何かと、私は別に民間を否定するわけでも何でもありませんので、そういう中でも、公設の役割は非常にあるのではないかと考えている立場から質問させていただきます。

町長は、この評価について、一定評価、中央保育所のやってきた子育てについての、幼児教育についての一定の評価をしているということをおっしゃっておりますが、この評価の中身というのはどういうふうに認識されているのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 中央保育所の御質問についてお答えさせていただきます。

中央保育所が今日まで開設させていただいて、今日まで上富良野町におきます民間保育、あるいは公設民営の保育、それらが今日まで育ってきたという根っこには、やはり町立の保育所が十分先導的な役割を果たしてこられたがゆえに、保育レベルが非常に上がって、今日の姿になった基礎が、中央保育所が果たしてきた大変大きな役割の一つによって、中央保育所が皆さん方から大変頼られてきたというような部分におきまして、一定の評価に当然値するというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 基礎にあったということですが、私、この間、現場なんかを見てみますと、近年では、発達障がいの子供さんが非常にふえているという状況もあります。そういう中で、そういう子供さんのいいところ、どういうふうに今後伸ばしていったらいいのかというような、具体的な問題意識を持って取り組まれているという問題もあります。

また同時に、集団保育ですから、そこには、やっぱり集団の中で子供さんが、それぞれ問題に気づいたり、過ちをしたりしながら成長していくという過程が見受けられます。

例えば、小さい子供さんが遊び道具をお互いに引っ張り合っていると、わぁわぁ、わぁわぁ言って泣き出しそうになる。そこへ先生が、それはお互いに協力して、お互いに貸し合って、使うときは交互に使いなさいよ、そうしたら小さい子は、交互に使いなさいとか、そういう言葉を今度発するようになってきているのです。ですから、子供たちの成長というのは保育の中で確実に成長していているという実情があります。そういう役割を中央保育所は担っているのだということを、町長、ぜひ頭の中に押さえていただきたい。

それを今度どういうふう地域に還元するのかということなのですが、やっぱり地域のネットワークをつくって、それぞれの保育所や幼稚園が抱えている課題を、やっぱりネットワークで、お互い問題意識を出し合いながら、それを一つ一つ解決するという手法を、やはり公設民営化の中央保育所が担える十分な力量を持った先生と保育士さんがいるのだということなのです。こういう役割を私はきっちり押さえた中で、公立保育所の役割というのは、今ここだというふうに私は思っているので、こういう役割をもっと地域に還元して発信していくことをやれば、一般の民間の保育所のやっていることに負けない、充実した保育内容をつくることも可能だと私は思っているのです。

そういう意味では、こういう部分をきちっと見ないで、ただ財政的な問題だけで、民間にしますよと、委託しますよと、譲渡しますよというのは、本来の保育行政のあり方としては私はおかしいのだというふうに、前任の町長のときも言ってきましたけれども、今回の町長、今、執行方針の中には、そういう評価はされていないのではないかなというふうに思うのです。だから、民間ですよと、将来的なこの話で、答弁の中に書かれておりますが、そういう方向に短絡的にいくのだと思うのです。

私は、そういうものも含めて、やっぱり公設の役割を、ここに来て、いま一度見直して、必要性、ネットワークづくり、そういった発達障がいの子供たちの成長を促すと、また、地域のお父さんやお母さん、また、入所されている保護者やお父さんの、そういう人たちの悩みにも寄り添って、そういう問題意識を持って、悩みに寄り添って、一つ一つ課題提起して、それを解決していくという役割というのが、私は、公設の役割になってきているのだというふうに思いますので、そういう意味では、民営化をすることなく、やっぱり公設として残すべきだというふうに思いますが、もう一度、中央保育所の役割、また、すぐ民営化にするのではなくて、現状維持を貫くかどうか、この点、明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の中央保育所のあり方についての御質問に再度お答えさせていただきます。

まず、私の基本的なスタンスといたしましては、保育業務そのものは、公設民営のレベルの差は、今は差はないと。むしろ、それぞれがそれぞれの特徴を出し合って、お互いに切磋琢磨して、総体の底上げには、むしろ公設でなければならぬという押さえはしておりません。

ただ、今、米沢議員がおっしゃいまして、私も全く共感する部分がございますが、上富良野町全体の保育そのものの仕組みについての、中央保育所はキーステーションとしての役割は十分今でもあると思います。そういう観点から、施設そのもの、ハードを、子供を預け保育するということは、必ずしも公設でなくても、それは、役目としては民間であっても十分果たし得ると。

しかし、一方で、そういうさまざまな保育ニーズにフレキシブルにこたえていく、そういう指導的な保育士さん、そういった人材は、やはりこれは町として持ち合わせていることのほうが、私としては、さまざまな、日々いろいろな保育ニーズが生まれてきております。そういうものに対して、町としてしっかり、そういう方に対してサービスをしていく、あるいは、町としての義務を果たしていくという観点から見れば、やはり町の職員としての保育士を一定程度確保しておくということは、これはやはりなくすことは大変難しいのかなと。

まだまだ、今後、研究してまいらなければなりませんけれども、現時点で私が判断し得る段階としては、まず、保育そのものは民間にゆだねることについては、町民の皆さん方は理解していただけるものだ。

しかし、さまざまな保育ニーズに、町の責任として、コーディネートをしていく部分については、中央保育所がキーステーションになり続けなければならないかということとはまた別といたしまして、町として責任を果たしていく分野については、現在、中央保育所の保育士さんが中心的な役割をいただいておりますので、施設と人とのかかわりを今後どのように整理していけばいいのかということとは、今、結論は持ち合わせておりませんけれども、そういう課題意識は強く持っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 町長は、結局、民営化なのだろうと思います。そういう中で、結局そうなれば、保育士さんはどこへ行くのかという話になってくるのです。

私、行政の役割というのは、そういう大切な役割を担っているわけですから、そういった財産を生かすと。それぞれの民間の保育士さんも本当に頑張っています。だから、中央保育所というのは、さらにその上をいく努力をつくらなければならないのです、行政として。それが無いから、民間と劣るだとか何とかという、そんな話が出てくるのですけれども、やっぱりそういう努力がないからだと私は思っている。そういう努力を培ってやれる土壌があるわ

けですから、そのことをきっちり押さえた中で、現状維持という方向で、もう一度答弁できますか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えいたしますが、何度も申し上げますが、私は、保育業務をする施設としての中央保育所というのは、民間で行うことによって、それによって、住民サービス、保育サービスが低下するということは考えておりません。

むしろ、今、米沢議員がおっしゃいましたような、人の財産、これは町が保有する、非常に私としては貴重な、大事な財産ですので、これは十分、その役割と責任を果たし得るような、そういう活躍ができることをずっと念頭に置いて対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、上富良野小学校放課後プランについてお伺いいたします。

上富良野小学校については、耐力度調査という形の中で、この間、何回も質問しました。やはり子供さんにしても、かなり老朽化するという状況の中での新築というのが望まれていますので、この点、将来的な目標を持って、ぜひ対応していただきたいというふうに思いますので、この点もう一度確認しておきたいと思っております。

次に、空き教室を利用した子供プランの問題ですが、努力のかいもあって、全国表彰を受けるという形になりました。現場へ行ってみましたら、一人一人の指導員さんが本当に体全体を使って、時には、本当にいろいろな力を使って丁寧に子供さんと遊んだり、やっぱり工作をつくったりとか、そういうようなことをやっています。

そういう意味では、本当に、西小学校もそうなのですが、居場所の確保、場所の確保というのは、子供たちにとっても本当にストレスの解消になる部分でありますし、指導員さんにとってもそういう部分があります。

ですから、私は、将来の学校の改築等に当たった場合には、きっちりと位置づけて、子供たちが本当に、この6年間の中で過ごせるわずかな時間ですから、その時間をきちっと過ごさせてあげたい。皆さんそうだと思うのですが、そういう思いから、今回、何回も質問させていただいておりますので、この点、教育長、今後の方向性として、もう一度見解を求めたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の御質問でございます。

上富良野小学校の改築の件でございます。

本年、耐力度調査、経過年数もかなりたっているという状況の中で、やはり単独で建設はできるわけございませんので、何とか国の採択を受けながら、補助をいただくということでは進んできました。

その中で、上富良野小学校、耐力度を調査しますと、年数の割りにきちっと対応ができていているという状況でございます。

今後、耐震に向けてもきちっと対応していきながら、当然、年数たっているわけでございますので、経年劣化等の附帯設備やなんかも実は出てきている状況もございますので、そういうところの全体を見渡しながら、今後、採択に向けての対応、できるものなら早い時期にというふうを考えておりますので、そのように進めたいというふうに思います。

それと、放課後子どもプランでございます。今、議員がおっしゃるとおり、指導員の先生方、本当に一生懸命、ボランティア的に一生懸命やっただいてございます。おかげさまで子供たちも安全・安心で、なお、楽しい事業の展開もされて、本当に頭が下がるところでございます。

今後、学校も改築等になれば、ぜひそういう放課後プランの事業ができるような場所とありますが、そういう場所もきちっと確保していかなければならないというふうに思います。それまでの間には、やはりまた、指導員の先生方には、きちっと子供たちの安全確保について対応していただかなければならないということで、私からも先生方にまたお願いをしていかなければならないというふうに考えておりますので、そんな考え方で進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上で、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） まずもって、向山町長、就任おめでとうございます。

私は、さきに通告いたしました2項目について質問いたします。

安心・安全のまちづくりについて、1項目。

まず、町のインフラ整備、既存の道路整備の再構築が必要と思われるが、実施または計画があるかお伺いいたします。

町におけるインフラ整備を取り巻く環境は、近年大きく変わってきています。公共事業の時代は終えんしたという言い方が聞かれることが多いが、実際

には、今後において安心・安全の社会、高齢化社会においては重要性が増してくると思われま

す。町のインフラ、特に道路においては、昭和45年から数十年かけて整備されてきたが、経年により徐々に老朽化し、リサイクルに入り、これらの維持管理を積極的に進めていかなければならないときになってきていると思われま

す。多くのインフラは、人口数も世帯数も未曾有の勢いで増加する時代に整備されたものであり、人口が減り、高齢化が進み、今まさに高齢化社会が目前に来ている今の社会では、無駄や非効率な面が多く、また、利用者には不便が多く見受けられてきているが、町のインフラ整備の再構築の考え方を伺いいたします。

次に、2項目めは、火災報知器の早期普及に対する助成について伺いいたします。

消防法により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成23年6月1日まで、火災報知器の設置が義務づけられました。

近年、住宅火災が急増しています。特に、ことは年頭から痛ましい事故がありました。死に至った原因としては、逃げおくれの割合が非常に高くなっています。住宅火災の死者の半数以上は65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化社会の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。

このような要因から、自治体においては、火災報知器の設置に対して住民の防火に対する意識を高めるとともに、万全の備えをするという観点からも有効な施策と考えますが、町においての考えをお伺いいたします。

以上であります。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 13番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのインフラ整備の再構築についてであります。経済の高度成長期にあわせ、本町においても昭和40年代後半から、国の補助等諸施策を活用しながら道路及び橋梁の整備を進めてきたところでありま

す。また、市街地区の狭隘道路につきましては、補助や起債などの制度財源を得る道がないため、町単独の簡易舗装による手法を用いて整備を行ってまいりました。これらは、当初整備から既に40年近く経過していることもあり、路面の亀裂や損傷箇所が目立って増加し、特に市街地部分におきましては、昭和47年に供用した水道事業、平成3年に供用した下水道事業に係る水道管や下水道管の布設工事に伴いまして、複数の施工跡が入り乱れ、路盤劣化が散見される状況にあります。

よって、議員御発言のとおり、当初整備からかなりの時間を経過いたしまして、人口の構成や産業形態が変化しており、当初求めた生活道路や産業道路としての機能面での見直しを進めながら、計画的に機能回復・延命を図るための維持管理、整備を行ってまいります。特に、市街地につきましては、水道の布設がえとあわせて実施することにより費用の縮減を図り、投資効率を高めるよう進めてまいります。また、橋梁についても強度等の診断の実施によりまして、適切な時期に長寿化対策を講じてまいりたいと考えております。さらに、新たな道路、橋梁の改良につきましては、現在、一定程度の利用実態がありながら未整備の路線について、さまざまな補助制度等を活用いたしまして、計画的に実施してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、2項目め、火災報知器の早期普及に対する助成についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、消防法の改正によりまして、一般住宅におきます火災報知器の設置が義務づけられまして、既存住宅においては、平成23年6月までの設置が義務づけとなりました。既に御承知のことですが、これは、住宅火災で逃げおくれによる犠牲者を防ぐことを目的としておりまして、この住宅用火災警報器設置の円滑な普及を図るためには、住宅所有者の理解を深めることが重要でありまして、これまでに消防署が中心となりまして、パンフレットの配布など、町民に対して広く啓蒙を行ってきたところでございます。

住宅用火災警報器設置につきましては、住宅所有者の責任において設置するものでありまして、公営住宅につきましては、当然町が設置するものと認識しておりますが、一般住宅におきましては、先ほど申し上げましたとおり、個々の責任において設置するものでありまして、これに対して町が助成を行うことは考えておりませんので、御理解をお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 既存の道路、また、新たな道路については、計画的に整備を実施していくということでありますので、ぜひ実施していただく。

町長の執行方針の中で、計画的かつ快適でコンパクトな市街地形成づくりを目指す。これには、まずやっぱり道です、道路が必要だと思うのです。今、大変財政事情も厳しい中ですが、ある程度の公共事業の見直しをして、商工業、また、建設業に対して活性化を図ることも必要だと思われまますので、そのためには、そのときそのとき整備するのもいい

ですけれども、そのためには財源も必要ですので、インフラ整備は、やっぱり年次計画を立てるようなことが必要だと思うのです。その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 13番長谷川議員のインフラ整備、特に道路等に対します整備についての考え方についてお答えさせていただきますが、まさしく執行方針でも述べさせていただいておりますが、投資効果を高めるという観点から、また、住みやすさを求めるという観点からも、コンパクトなまちづくりというのは、これからやっぱり意識していかなければならないという認識をしております。当然それに伴ってインフラ整備は行っていかなければならないと。

特に、ただいま議員御説明のとおり、これは、そういう公共事業を通じまして、町の活性化の底上げにもつながっていく大変重要な事業でございます。御案内のように、このたびにおきましては、国の活性化事業、1次、2次補正を受けまして、それらを集中的に、本来、一般財源で対応しております町の中の狭隘な道路等につきましては、お住まいの方々に非常に御不便、御迷惑をおかけしておりますので、これらについては、本来でありますと一般財源を用いて維持を行っていかねばならないものにつきまして、雪解け早々に、一定程度のボリュームをもって改良がなされるよう配慮するような準備は既に整えております。

そういったことにおいて、本来、補助事業で取り組めるものについては、計画的に補助事業で組み立てをこれからも行ってまいりますし、5次総の中の実施計画におきましても、しっかりと位置づけてまいりたいと。主要な道路につきましても、既に何本かピックアップしておりますので、それらについては年次計画を既に立てておりますので、着実に実行していけるような財政計画も立ててまいりたいと思います。

繰り返しになりますが、一般財源を用いてやらなければならないような事案につきましては、今回の活性化事業等を通じて集中的に、100%とはいきませんが、可能な限り集中的に改良を進めてまいるように手だてをしております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、火災報知器の早期普及についてお伺いいたします。

消防法では、住宅の義務者は、所有者、管理者ま

たは占有者、これは入居者です、の、いずれかの方が取りつけることとなっていると消防法ではうたっております。

そこで、今、公営住宅が全戸、383戸入居されていますが、それをすると。町の高齢者数は720世帯あるのです。そのうち、町営住宅にいる高齢者は170世帯、残りの550世帯が、町というのは中心街でなくて町全体です、そこに居住していらっしゃいます。

今、町長が言っていますように、啓蒙・啓発でそれをクリアしていくと言っておりますが、町長が言っています執行方針の中にも、生活の不安を取り除き、地域社会づくりをする、こういう観点からいきますと、弱者とこののですか、高齢者、独居老人宅、こういうところは、公住に入っている高齢者世帯は別として、やはり町中にある、そういう人たちに、手厚いと言ったらおかしいですけれども、啓蒙・啓発だけではなくて、火災報知器をつけやすい環境整備をするのが町の責務ではないかと思いません。その辺をお伺いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 長谷川議員の火災警報器についての御質問についてお答えさせていただきます。

生活が、日々の暮らしが安心して暮らせるというような仕組みづくりは、当然町の責務でございます。私も大きな政策の柱として、普遍のものだというふうに位置づけております。

火災警報器の設置につきましては、まず、公営住宅等につきましては、これは大家が町でございますので、大家の責任において、今年度整備させていただこうというふうに考えております。

他方、一般住宅におきましては、まず、賃貸住宅、アパート等につきましては、これは所有者の責任において設置することになっておりますので、まずこの部分はクリアできるというふうに考えております。

それと、議員がおっしゃいました、弱者といいましょうか、そういう高齢者の方々につきましては、既に緊急通報システムが260戸ほど、その中には、公営住宅にお住まい方もおりますので重複いたしますけれども、現在、260戸設置させていただいております。そういったことを通じまして、弱者という表現がいいか悪いかはちょっと別といたしまして、高齢者で、不安が想定されるような方につきましては、現在、もう既にそういうことでサポート体制を整えておりまして、それで100%網羅できるとは当然考えておりませんけれども、おかげさまでと申しましょうか、意外と安価に火災警報器が設

置できるということからも、何とか皆さん方の、残りの方々については、緊急通報システムも自己負担をいただきながら運営させていただいておりますので、そういうことから考えますと、大して、何万円もするものでないというふうに聞いておりました、何千円の範囲で設置できるというふうに聞いておりますので、自助努力の中で期限までに設置していただきたいというふうに、消防等を通じて、御協力と啓蒙を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 今、火災報知器の値段が出ましたが、町でつけるやつは、来年度の予算では49万5,000円、1戸当たりが1万2,963円、特殊なものだと聞いております、メンテナンスが要らないとか。でも、今、私が調べたところでは、2,500円から6,500円ぐらいまで大体ついているのです。町長の言う公正・公平な目で見ますと、なぜ自分の持ち物だけをそうやってやるのか、やはりもっともっと違う観点から、本当にわずかなのです、さっき町長言ったより安いのです。1,500円から2,000円補助すればつけられるという方がもっとももっとふえると思います。今は14%です、町でついている火災報知器の数字が。これは、5割ぐらいにしていく、7割にしていく、それによって災害から町民を守るということが生まれてくると思いますので、その辺をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

町が今回設置を計画しております火災警報器につきましては、安価なものにつきましては、電池式というふうに認識しております。これについては、放置しておきますと、電池が電池切れを起こしますと機能しなくなるということで、自己管理の、自分で管理していかなければならないという、そういう必然性があります。町で、今回、公営住宅等に設置をさせていただこうと計画しているものについては、電気式、要するに電池式ではなくて、電気式ということ想定しております。これについては、お住まいの方が、電池があるかないかというような心配も要りませんので、そういうことから、公営住宅の所有者としての町の責務といたしまして、一軒一軒、電池ありますか、ありませんかというふうに管理もできませんので、そういうことから、電池式のものと比べると高価になりますが、安全性を考えますと、そういう選択肢がいいのではないかとこの

とで計画させていただいております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 公平・公正ということでもう一度お願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 公平・公正という、負担を求めるから不公平、負担を求めないから公正というだけで私は判断をするということが、果たして妥当かどうかということでは、また、多少見解を異にしておりますが、こういう義務化されるものに対しましては、議員が冒頭御説明していただきましたように、所有者の責任において設置をするということが第一義でございます。まずそれを十分に果たしていただくと。その結果、例えば生活が困窮していて、非常にそれが負担だというような実態がもし今後生まれてくるとすれば、それはその時点で、これは、町民の生命・財産を預かる立場としては、手だてがあれば再考してまいりますけれども、最初からそれを念頭に置かないからといって、公平・公正を損なうというようなとらえ方は、私としてはちょっとづらいかなというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上で、13番長谷川徳行君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、新町長に就任、まことにおめでとうございます。

私は、町長に、さきに通告しました2項目について質問いたします。

新町長として、平成21年度町政執行方針の各分野の主要施策として、第5次総合計画の五つの暮らしづくりに沿って方針を示されましたが、二つ目の、穏やかに安心して過ごせる暮らしづくり、その中の、生活の不安を取り除く地域社会づくりというところを主体に2項目御質問いたします。

まず第1項目めは、災害時における要援護者の支援方策についてであります。

大正15年の十勝岳の噴火による泥流災害で144名の犠牲者が生じました。二度とこのような被害が生じないよう、各種の被害情報の伝達体制を整え、災害時、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが極めて重要であるというふうに考えております。

しかし、自主防災組織など、それを必要とする組織、人に対して、災害時における要援護者の情報の事前提供、これすらなされていないのが現状であります。

その点、上富良野町地域福祉計画（案）には、災害時における要援護者の支援方策として、避難支援プランの策定や、要援護者マップ、仮称でありますけれども、などを作成する必要がうたわれております。

また、文中には、アンケート調査等として、毎日の暮らしの中で、どのようなことで困ったり、不安に思ったりしているかとの問いに対して、災害に関することが12.9%、上位を占めているともうたわれております。

そして、災害時、弱者の救済、情報の提供はというクエスチョンで、その細部は、困った人はどこにいるの、ひとり暮らしの高齢者はどこにいるの、どこに行けばその情報が得られるの、必要な人に情報提供がなされていないのでは、あるいは、災害時の障がい者対策として、避難場所にトイレの設置をなどの住民の声があります。

この計画（案）は、まさしくそれらを反映し、災害時における要援護者の支援方策として、各地域における高齢者や障がい者など、災害時の避難に当たって支援が必要な人を特定し、その一人一人について、災害時にだれが支援して、どこかの避難場所等に避難させるかを定める避難支援プランの作成の必要性を、あるいは、要援護者マップなどの作成の必要性を述べております。まさに、待ち望んだ、至近に実施すべき計画であると思われま。

町長の言われる、生活の不安を取り除く地域社会づくりの趣旨からも、また、アンケート調査の結果等からも、それを具現するためにも、この計画（案）は速やかに実践する必要があると思います。

そこで、避難支援プラン、要援護者マップなどをいつまでに作成し、どこに配布し情報提供するのかを含めて、上富良野町地域福祉計画（案）に示す、災害時における要援護者の支援方策の実践要領について、町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、2項目めは、停電時などにおける不安を取り除く危機管理対策であります。

昨年9月21日17時38分、南町にあるトランスの線が電線に接触し、停電世帯数は、最大時で872世帯に上る停電事故が1時間以上にわたり発生いたしました。

夕暮れから暗くなった時期でもあり、また、夕飯の支度をしている家庭も多かったでしょうし、いつ復旧するか知りようもなく、不安な気持ちで明かりの灯るのを待ち望んだ住民が多かったと思われま。

町も、北海道電力に問い合わせなど、手を打っていたとありますが、結果として、住民に停電の原因や規模、あるいは、一番知りたい復旧の見

込みは何時ごろなのかなどが一切知らされなかったのも事実であります。防災無線や広報車の活用などの広報による、住民の不安を緩和するという行為がなかったのであります。

この緊急事態、あるいは不測事態、こういった危機管理対策ということではありますが、例えば停電、この停電の対処もきちっとできないのなら、もっと大きな災害時は大丈夫なのかという不安を抱える結果にもなったのであります。

町長の言われる、生活の不安を取り除く地域社会づくり、この趣旨をかながみても、どう対処すべきであったのか、今後、この種、同様の災害時にどう対処するのか、町長の考えをお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、災害時におきます要援護者の支援方策についての御質問にお答えさせていただきます。

災害発生時には、障がいのある人や高齢者など、要援護者と言われる方々は、みずからの力だけでは迅速な避難が難しいことから、被害を受けやすい状況にあることが懸念されております。

平成21年度からスタートいたします地域福祉計画におきましては、災害時における要援護者の支援方策として、避難支援プランの作成や要援護者マップの作成に取り組むこととしております。

作成時期につきましては、できるだけ早い時期に考えておりますが、要援護者マップにつきましては個人情報保護との兼ね合いもあることから、広く一般的に供するものではなく、内部情報として取り扱うことを考えております。

いずれにいたしましても、要援護者の支援方策の円滑な実施には、行政ばかりでなく、その近隣の方々や地域の自主防災組織を初め、防災機関であります消防組織などとの有機的な連携を図り、町ぐるみで取り組んでいくことが重要と考えております。

関係する組織において、一層の連携を図りながら、避難支援プランや要援護者マップの早期作成に取り組み、災害時における要援護者の支援方策を早期に定めるよう進めてまいります。

次に、2項目めの、停電時などにおいて不安を取り除く危機管理対策に関しての御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言にありましたとおり、長時間の停電によって、当該地域の町民の皆さんが不安な気持ちで過ごされたことは私も承知しております。当日、防災担当職員は、この事実を上司に報告いたしまして、上司の指示を受けまして、住民の不安解消のた

めに、防災無線でその状況を住民に知らせるべく、北海道電力に対しまして、停電の原因、復旧の見込みなどの情報提供を求めておりましたが、円滑に情報提供を得ることができず、結果、防災無線による対応ができなかったものであります。

今後、同様な事案が発生した場合の対応といたしまして、北海道電力に対しまして、より早く関係住民への情報提供を行うこと、また、フリーダイヤルによります停電情報サービスの住民周知について要請を行いたいと考えております。

また、ライフライン対策といたしまして、災害・事故により水道、電話などが断水、不通になった場合には、被害状況、復旧予定などの情報連絡を関係機関と速やかに行い、住民対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問があれば。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、1項目めの災害時における要援護者の支援方策のほうから御質問いたします。

避難支援プランとか要援護者マップの作成時期については、できるだけ早くと考えているというところの時期を明確にしてほしいという質問であります。

やはり二つほど要素があると思うのです。十勝岳の噴火の周期を考えると、そのんびりと作成しているとはまらないだろうということと、あとは、町長の命じられた担当部署、その人たちに目的意識を与えなければいけないだろうと。いつまでに作成せよということで、人間は逆算的に仕事をやっていくと思うのです。そういう意味でも明確に作成時期を示す必要があると思います。できるだけ早くというところの時期について、町長にお考えをお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の、まず、要援護者等の避難支援プラン等の作成についての御質問にお答えさせていただきますが、避難支援のプランにつきましては、既にガイドラインが町としてできておまして、持ち合わせておりますので、それらをベースに、さらに肉づけいたしまして、実際、実態に即したような避難支援プランに仕上げたいと思います。

時期等につきましては、数年かかるというような事案でございませんので、きょう、何月までにとかというお答えをする材料、現在持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても、議員御心配のような、長時間を要するというようなことは、いずれ

にいたしましても考えておりませんので、極力短時間で、しかも、内容を十分整えたものを整備してまいりますので、まずペースがございますので、その時間を要するものではないということで御理解を賜りたいと思います。

また、要援護者マップにつきましては、これは、先ほどの御答弁で申し上げましたが、これは、公表するという目的を持って整備しようとするものでございまして、役場の内部情報として持ち合わせておく必要があるという性格のものでございまして、ただ、これは、それぞれ情報を提供していただく方々に御理解をいただきながら整備をしていかなければならない、そういう一つの手順がございまして、これは、それぞれ地域にお住まいの住民の方々、さらには当事者も含めまして、情報として提供させていただいて、押さえさせていただいていいかという了承をとりながら進めていかなければならないことから、これについては、先ほど申し上げました支援プランよりは時間は要するのかなと思いますが、議員お話しのように、災害というのはいつ起こるかわからないという実態もございますので、のんびりと構えてやるというような認識はございませんので、先ほどの支援プランとあわせて、この要介護者マップも早期に整備が図られるように、大変言葉として申しわけありませんが、早期に整備ができるように意を用いてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 避難支援プランの作成や要援護者マップ等はガイドラインができていうことであると、非常に私も安心しております。これは、毎年、あるいは毎日変化していくものであろうとも思っておりますので、完成したからもういいというものではないということも承知しているつもりであります。それがあということとは非常に心強いのでありますけれども、一般に広く供するものではなく、内部情報として持っているということに、非常に私は、はっきり言って引っかけります。

一番末端の行動を考えれば、もちろん少しは理解できるのです。あの家のだれそれをだれが救うかということを決めておかなければ、事前に決めておかなければ実際には役に立ちません。

では、だれが救うか、だれという人が、その情報を知っておかなければいけないわけです。その、だれという人が、例えば旭川に行っていたとか、不在している場合もあります。では、ナンバーツーの人、要するに、受給者も示しておかなければいけないわけです。要するに町民全員が知っておかないと、災害時における要援護者を援護できないという

ことになると思います。災害が発生してから配布したって役に立たないと、非常に迅速性を要求されるものであるというふうには私は思っております。もちろんそれは町長も御存じであろうと。しかし、個人情報保護法に抵触しているということだろうと思えます。

先ほど言われましたように、一つの対策としては、要援護者の方々からの承諾を受けて、マップに載せてもいいのかという承諾を受けることによって、一つは解消できることが可能かなと思えますが、全員はそういうわけにはいかないと思うわけです。では、その一部の人は救わなくていいのかということは全くないわけでありまして、では、どうすればいいかということ、次の対策は、条例の改正だというふう思うのです。

町の条例、個人情報保護法の条例の改正というのは町だけで改善できるものではありません。当然、上位のランクにある個人情報保護法、国の保護法とか道の条例もあります。それらを改定していかなければいけない。要は、上富良野町は、十勝岳というのは、非常に観光の町として景観がよくて、非常にすばらしい面を十勝岳は持っておりますけれども、反面、大正15年の泥流のように、非常におっかない山でもあるということです。その山に対して、間違いなく噴火するものも予測つきます。本当に対策となれば、事前に町民が要援護者を知っておかないとだめなのです。ここに結論を持って行って、ではどうするかということをご検討してほしい。

先ほど言いましたように、条例の改正ということも、この条例というのは、現在こういう問題点があるのだと、こういう問題点があるから、我々は、すばらしい十勝岳を持っているけれども、周期等も考えれば、日本じゅうの町の中でも一番早く個人情報を変えてほしい町であるかもしれない。それをぜひ国に要請するなり何かしていこうということについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の災害に対します弱者対策になろうかと思いますが、御質問にお答えさせていただきます。

避難支援プランにつきましては、ガイドラインを持っておりますので、これについては早急に取り組んでまいりたいと思います。

それから、要援護者の情報管理でございますが、これにつきましては、個人情報保護法の根本は、私は、残念ながら町の力を持って、また、町の思いを持って、町独自のルールに変えるということは、これはちょっと至難かなというふうには考えておりますが、ただ、災害時におきます災害弱者をつくらない

ということは、ルールがどうであれ、これは絶対避けて通れないことでございます。

ただ、町では、ここにこういう方が住んでおられるという、そういう情報は持ち合わせております。そういうことから言います、万が一災害が発生することが想定される段階におきましては、それは、町の責務として、そういう方が取り残される不安がないか、心配がないかということは、それは町の責務として果たしていけるような仕組みは、町として持っておりますので、周囲の方が知らないから放置しておかれるというような、そういう状況は発生しないというふうに思っております。しかしながら、万全を期す体制を整えることは申すまでもございません。

また、必ずしも噴火災害だけが災害とは限りませんし、ことし整備いたしますが、洪水マップも作成する予定であります。そういうような集中豪雨等によって、局地的に発生するような災害も想定されますことから、そういう災害に対します弱者を出さないということは、このマップを作成する段階におきましても、十分、どういうふうに、機動的に弱者に対して町が対応していけばいいかということの一つ一つシミュレーションをして、きちっと成果の上がるマップに仕上げたいというふうに考えております。

それから、御質問の中にありましたように、ここに御両親が住んでおられても、家族の方が、息子さんが他の町におられるというような場合も実際あります。そういう御家庭におきましては、現在、実はそういう方々から、存在を知らせないでくれというような、そういう事例もございまして、非常に情報を、了解を得ることが、本人はいいといたしましても、逆にそれを扶養者の方が、扶養されている方が、それをよしとしないという、そういういざさもございまして、しかしながら、極理解解をいただいて、機能性の果たせるマップにつくり上げてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 個人情報保護法については、上位の法令、条例を無視して、勝手に変えるわけにはもちろんいかないと、それはもちろん思っております。ただ、日本国というのは法治国家である。法令、規則、条例等は、これは遵守しなければいけないのは当たり前です。そういう教育をもちろんしているわけでありまして。

例えば法令があるがゆえに、あるいは、もっと大きなことでは、憲法を守って、国を滅ぼしたらいけないわけでは、憲法の目的というのは、国民の生

命・財産を守ることに行き着くと思うのです。その憲法を守るがゆえに国民を守れなかったというようなことがないように、今は例えですけれども、同じように、個人情報保護条例を守ったがゆえに弱者を救済できなかったということのないようにしなければいけないと思うのです。あらゆる方策を講じて、我々町民一人一人がその情報を欲しいわけです。長くこの町におられる人は、ある程度情報が変わっていると思われまして。ただ、アパートに入っている人間とか、私などはわからないという部分も多いわけでは、そういう人たちが、わからないから救済に行けなかったということのないようにするためには、情報をはき出すしかないと思うのです。ひとつその辺をまた、今後も検討して行ってほしいなというふうに思います。

2番目でありましてけれども、停電時において不安を取り除く危機管理体制をとという話でありますけれども、町の停電時における努力内容というのは私も承知しております、はっきり言って。ただ、あのおとき、実際に防災無線は活用されなかったのですけれども、そして、町は非常に私は受け身であったと思うのです。情報の提供がないから住民に知らせることができなかった。これは非常に受動的であると思うのです。もっと能動的にやれば、みずから情報収集のための職員を派遣すれば、ある程度の情報が入って、町民の不安の緩和に役立ったのではないかとというふうに私は思うのです。

それで、その情報の第一報というのは、一々復旧完了するのを待つ必要はないと思うのです。まだ不明なものは、現在、復旧時間の見込みは不明であるという、不明内容も含めて第一報を流せばいいと思う。どこでこういう停電になって、何世帯ぐらい停電になっていると。ただ、復旧の見込みは現在のところ調査中であるとか、そういったのができるのではないかと、先ほど言いましたように、町独自に積極的に偵察員を派遣すれば多分できたと思うのです。そういったところについて、昨年の停電において、何か教訓的なものはなかったのかお伺いしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員のライフラインの事故等によります対応についてお答えをさせていただきますが、昨年の停電時の対応が、結果的に住民の皆さん方に、町としてお知らせする準備は整えて、情報を求めておりましたが、情報が早期にいただけなかったということで、最終的に周知ができなかったという現実がございます。

その経過を踏まえまして、北電さんを初め、ライフラインにかかわります鉄道、そういったところと

町との間では情報の提供をスムーズにしていただけでなく、また、それを住民にお知らせするという、そういうルールといいたいでしょうか、そういう仕組みは整っております。

ただ、前回の停電時に対しましては、情報の提供を求めておりましたが、北電さんのほうの、そのときの対応された人員が十分であったのかどうか、それも知るよしはありませんが、ただ、人を派遣して情報を収集してくるといような、たまたま休みだったということもありまして、職員の初動体制もとれませんでしたし、ましてや情報を求めて出向くということもかなわなかったわけでございます。

今後におきまして、その結果を踏まえまして、北電さんが町に対しまして、適時情報を提供するという、そしてまた、みずからこういう状況だという広報をしていただけると。そういうことをきっちりこれから果たしてまいりたいということで、北電さんのほうから報告があったというふうに伺っておりますので、今後、こういう事態が発生したときには、住民の方に不安を与えないような、さらにしっかりとした仕組みにしていくことで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 情報収集のための要員を派遣することができなかったのは、休日であったというようなことでありますけれども、であれば、そのときの教訓というものが出てくると思うのです。町としては、今後どういう組織をつくっておかなければいけないのかということがあるかと思っておりますけれども、その点に町長のお考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

ライフライン、特に、町が直接運営しております水道等につきましては、いかなる事態に対しましても、町として、すぐお知らせする、さらには復旧作業に当たる、そういう仕組みは整っております。

ただ、電気だとか、そういった、町が直営でやっていない部分については、残念ながら、鉄道も含めまして、情報のやりとりをするということは、現在、整備されていると思っておりますけれども、具体的にきちっとしたマニュアル化というもののまでは整備されているかどうか、ちょっと私、今、資料を持ち合わせておりませんが、それらも全くライフラインの一つでございますので、今回のこういったことを教訓といたしまして、さらに精度を高めるような仕組みに改善できるものについてはしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私が言っているのは、前回の教訓を踏まえて、こういうものを整備しておいたほうがいいのかどうかということをお伺いしたかったわけです。

ただ単に停電のときだけの対処ではありません。同種類の事故が起きたという、同種類というのは、いろいろ考えられます。この上富良野町にどういう災害が起きるか、一番ぱっとひらめくのは十勝岳の噴火です。まだいろいろあります、地震だとか風水害だとか、あるいは航空機が空から落ちてくるかもしれないです。そういった場合に、例えば航空機が落ちたら、航空会社からの情報提供がない限り、町としては町民に知らせることができないのかという話になりますと、そうではありません。町みずから、やっぱり情報収集手段というものを持っておかなければいけないと思うのです。

そういった組織を、昨年の停電において、教訓として問題点が出てきた。問題点が出てくれば、当然対策を講じなければいけないのです。その辺を私はお聞きしたかったわけです。町長のお考えをお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 今村議員の、緊急時の対応のお尋ねだというふうに理解しております。

さまざまなことが想定されます。今、議員御説明のような、一つ一つの事案について、どういう対応かという仕組みは、残念ながら現在持ち合わせておりません。

しかしながら、総じて、一つ一つの事案はともかく、ライフラインを初めとして、それ以外の部分についても、大災害とまでも言わない、緊急事態が発生したときに対応するような、一定程度の共通したマニュアルといいたいでしょうか、そういったものは、現在も、備えておかなければならない最低限のものを備えられていると思っておりますが、さらに工夫をして、想定できるものは、実際起こり得る可能性の高いもの、低いからといって想定しなくてもいいということではございませんが、やはり住民の安心・安全を守る仕組みづくりを、さらにしっかりとものに整えていくということで御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 町長の町政執行方針、先ほども言いましたように、生活の不安を取り除く地域づくりをするのだと、要するに、町民の不安を取り除くということは、町みずから積極的に動いて、例えば災害時であれば、情報を集めて提供するという行為が絶対これは必要であると思うのです。待ち受

けの姿勢であれば、住民の不安が増していくばかりなのです。町長は執行方針でこう言われておりますので。では、そういったいろいろ、人間は神様ではありませんから、何か起きる、完璧な対応ができない。しかし、そこで問題点が発見できれば、事後の対策を講じることができるわけです。

前回の停電時は、まさしく結果としては、住民に何の情報も提供ができなかったというのは事実なのです。北電から情報があるという、相手待ちの対策は講じました。では、町みずからどのような対策を講じて、二の手を打ってあるのか、打とうとしているのかと、そこを私は聞きたかったわけです。もう一度お願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 緊急度にもよりますが、緊急度が高いと、さらには、住民の皆さん方に情報を提供しなければならぬ重要度が高いと、その高い低い境はどこだということは、数値を用いてあらわすことはできませんが、町を預かる者として、そういう判断ができるものについては、みずから情報を求めるということも、当然行動としてとってまいります。

仮に、その程度ではないと、これは緊急度からいって、住民の皆さん方に、通常、火災なんかのときのお知らせも、現在そのような対応をさせていただいておりますが、まず、どの程度の情報提供が住民に対して必要かと、全部に対して行うべきなのか、あるいは部分的に行うべきなのか、そういったことも含めまして、前回の事柄を教訓といたしまして、緊急度あるいは重要度、そういったことも一緒に、全部一つのくくりではなくて、個々の事案に対して、マニュアル化するというより、むしろ機敏に判断をして対応するという、むしろそういう対応の鍛錬を、これから職員も含めて構築してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月19日は、本定例会の4日目で、開会は午後1時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年 3月18日

上富良野町議会議長

西 村 昭 教

署名議員

長 谷 川 徳 行

署名議員

岡 本 康 裕

平成21年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成21年3月19日（木曜日）

議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

追加日程 1 議案第39号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|------------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 北川雅一君 | 代表監査委員 | 高口勤君 |
| 教育委員会委員長 | 増田修一君 | 農業委員会会長 | 中瀬実君 |
| 会計管理者 | 新井久己君 | 総務課長 | 服部久和君 |
| 産業振興課長 | 伊藤芳昭君 | 保健福祉課長 | 岡崎光良君 |
| 農業委員会事務局長 | | 町民生活課長 | 田中利幸君 |
| 健康づくり担当課長 | 岡崎智子君 | 技術審査担当課長 | 松本隆二君 |
| 建設水道課長 | 北向一博君 | ラベンダーハイツ所長 | 菊地昭男君 |
| 教育振興課長 | 前田満君 | | |
| 町立病院事務長 | 大場富蔵君 | | |

議会事務局出席職員

| | | | |
|----|--------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主任 | 中島美佐子君 | | |

午後 1時00分 開会
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、昨日に引き続き、日割り表のとおり行います。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 村上和子君

3番 岩田浩志君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、4番谷忠君。

4番(谷忠君) それでは、私、一般質問の2日目ということですが、最初に質問をさせていただきます。

まず、新町長の御当選、心からお祝いを申し上げます。

これから4年間、新町長として町政をつかさどる意味におきまして、基本的なものについてお尋ねをさせていただきますというふうに思います。

さきに通告してありますとおり、3項目について御質問をさせていただきます。

まず1項目めですが、検討事項の次回定例会冒頭での報告についてということで御質問をさせていただきます。

定例会については、年4回開催され、それぞれ町

長と議員の間で一般質問等が行われ、議会答弁の中でしばしば検討する、あるいは考慮したい、努力するなど、これらの言葉で終了することが少なくない状況でございます。少なくとも、私が当選させていただいて以来、前町長時代、こうした光景が見られたというふうに推察をいたしております。

これは、問題を棚上げにしてあいまいにしたものであり、一つの議会戦術のあらわれと思われる方も仕方がないというふうに存じます。議場においてこの言葉は、町長が議会を通じて、町民に約束したものであるはずなのに、すべてその場限りで終わったかのように見られます。

議会閉会后、どのように対応して検討をしたのか、あるいはまた、検討をしたけれども結論を出すことができなかったのか、その経過について次回定例会冒頭、行政報告の中で報告すべきものと思えますけれども、新町長の見解を伺いたいと存じます。

加えて、議場にてのこの一般質問は、年間相当の件数に及ぶことがありますけれども、行政執行に当たって建設的な提言も少なくないと思っております。各課ごとに直ちに措置したもの、あるいは二、三年かかるもの、あるいは内々の計画に組み入れたもの、また、当分調査検討を要するもの、こういった分類に分けて、毎年12月の定例会に報告すべきものと思うがこの見解についても伺いをさせていただきたいというふうに思います。

次に、2項目めですが、補助金等の抑制と効率化についてお尋ねをさせていただきます。補助金は、大きく分けて奨励的なもの、あるいは行政目的を実現するためのもの、加えて、公共的、公益的性格を持った団体等に対して資金援助を行うものに区分されるというふうに存じてございます。

地方自治法の定めによりますと、公益上必要がある場合に限られる。必要性は、予算を編成する町長もあるいは審議する議会も、具体的な事例に即して認定するが、自由裁量ではなくて、客観的に公益性があることが一般的に解されております。財政構造が厳しい今日、補助金の抑制、あるいは合理化、効率化が強調されるのは当然のことであり、町民の痛税感にこたえることと思うが、町長の見解を伺いたいと存じます。

次に、補助金等は、無駄なく効果が発揮され、事業計画や実績報告等が提出され、落ち度なく審査をされているというふうに存じますけれども、整理合理化に向けてより一層の基本的な方針を打ち出す考えがあるかないかについても伺いをさせていただきますというふうに存じます。

次に、3項目めですが、職員の昇任

に対する基本的な姿勢についてお尋ねをさせていただきます。

毎年4月になりますと、職員の皆さん方にとっては、極めて気の落ち着かない異動、あるいは昇任等が行われますけれども、地方公務員法第15条によりますと、職員の任用は勤務成績、その他能力の実証に基づいて行わなければならないと定められております。任用は、成績主義が原則であり、公務能率の増進のために欠くことのできない基本原則であります。

町長は、これらについて十分配慮をしながら行われるというふうに思いますけれども、地方公務員法第40条に定める勤務成績の評定制度は、今日までどのように行われてきたかお伺いをさせていただきます。

あわせて、今後の異動、昇任に当たって、町長はどのような評定で任命を行うか、その基本姿勢についてもお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

以上、3点についてよろしくお願いを申し上げます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの検討事項の次回定例会冒頭での報告についての御質問にお答えをさせていただきます。

一般質問につきましては、議員各位から行政の全般、多岐にわたって定例会ごとにお受けしているところであります。

私といたしましては、議員各位からの御質問に対しましては、時代背景、財政等を適時判断し、真摯に回答をさせていただきたいと考えているところであります。前町長も同様な考えで議会対応をなさっていたと思っております。

一般質問等で議論されるさまざまな課題などの対処につきましては、時にはエンドレスで行われるものもあると考えております。その案件によっては、短時間もしくは部分的な対応で完結するもの、また、長期間を有する性質のものや、場合によってはさまざまな試行錯誤を繰り返しながら対応する課題など、非常に多岐にわたっていることなどから、定例会を通じて報告させていただくことは非常に難しく、むしろ一般質問等を通じてお互いに確認し合っていくことのほうが有益と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの補助金の整理合理化に関する御質問にお答えをさせていただきます。

補助金は、本町の行政全般にわたり、その効果的

運営のため、補完的な役割を果たしておりますが、議員御発言のとおり、地方自治法においては、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において補助することができるかと規定されており、公益上の必要性があって、交付されているものである以上、それぞれの補助金が果たしている役割や効果など、適切に見きわめていくことが重要であると考えております。

公益上の必要性の認定につきましては、予算を提案する町長とその審議を担う町議会の役割ですが、客観的にもその必要性が認められなければならないとの認識は、私も当然にしてそのように理解しているところであります。

このような補助金の持つべき機能、性質とあわせて、昨今の厳しい地方財政の状況などから、補助金に対する厳しい視線が注がれていることも事実であり、町といたしましては、これまでも行財政改革の中で補助金などの整理合理化に取り組んでまいりました。現在におきましては、平成10年度に策定した補助金等整理合理化の指針を平成17年度において補助金の交付基準をより明確化するなどの改定を行い、この改定指針に沿って個別の補助金ごとに見直し等の対応を図っているところであります。

また、補助金にかかる申請や実績報告などの事務手続につきましては、補助金交付規則に基づき、適正に処理されているものと理解しておりまして、その状況につきましては、町政情報提供コーナーにも掲載させていただいているところであります。

さて、今後のあり方についてでございますが、補助金の交付基準等については、現在運用しております指針に示す基準を大きく見直す考えは持ち合わせておりませんが、指針どおりの適正な運用が図られているかなどを検証していくことが重要と考えております。

あわせて、平成21年度は、新たな行財政改革の計画策定を予定しておりますので、この中において、協働のまちづくりを進める上での補助金等のあり方について検討を加え、同計画に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、3項目めの職員の昇任に対します基本姿勢についての御質問にお答えをさせていただきます。

勤務成績の評定につきましては、職員の勤務の実績が正しく評価され、その結果に基づいて身分の取り扱いがなされることが職員の士気を高め、公務能率を増進する上で最も大事なことであります。

しかし、公務能率の増進は、民主主義の確立と並ぶ地方公共団体の恒久的な課題でもあり、また、能力主義、成績主義は地方公務員法の基本的理念の一

つでもあります。

本町における勤務成績の評定制度についてでございますが、職員が一定期間在職し、勤務成績が良好な職員を昇任させる場合におきましては、一定の経験年数を経過した職員を昇任候補者として勤務成績を評定し、このうち勤務実績が良好な職員につきまして選抜して昇任させることとしており、人事評価シート等を用いました評価制度とはなっておりません。

現在、国においては、平成21年度に新たな人事制度の導入に向け、人事評価のリハーサル試行を行っている状況にあることから、国の制度が確立した際には、本町においても人事評価制度の導入につきまして、職員組合とも協議をしながら検討をしてみたいと考えております。

議長（西村昭教君） 再質問はございますか。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） まず、1項目めから再質問をさせていただきますと思います。

町長の答弁の中で、時にはエンドレスで行われるものと考えておりますということでありませぬ。私、英語に弱いものですから、きのう同僚の議員さんから谷は英語に弱いのだなんていう話がありましたけれども、改めて、きのう辞書で引っ張らせていただきました。これは永久にだとか、あるいは循環だとか、時には終わりのないものというふうに考えます。

課題だとか、問題だとかというのは、行政において私は終わりのないものなんていうことはあり得ないと、こういうふうに思っているのです。課題とか、問題とかというものは、これは解決されるために問題があるのだということと私はとらえているのです。行政だからエンドレスなものだということなとらえ方は、私は納得できないと、こういうふうに思っているのですけれども、改めてその辺のことをお伺いさせていただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の、まず1項目めの課題解決の見解についての御質問にお答えさせていただきます。

お尋ねのエンドレスにというふうに、私、御答弁をさせていただいておりますが、行政課題の中には、常に、まさしくエンドレスで改善に改善を、これが究極の結果だというものには必ずしもそう多く存在するものではないと。常に町民の皆さんのニーズにこたえるような仕組みというもの、本当にずっと永久にそれを繰り返していくものだ。例えば、一つの行政効果をどこかに物差しを決めて、まず第一段階に到達したかと、あるいは第二段階に到達し

たかと、そういうようなある過程の区切りの中での評価はできるかもしれませんが、大きな目で見れば行政課題というのは、これはずっと永久に続けていくのが行政の役割だという意味で、エンドレスというふうには私はお答えさせていただきました。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私の問うているところは、町長おっしゃるとおりそうだと思うのです。ただ、最後のほうで私が申し上げているのは、そういうことの課題があったとしても、そのときそのときで時代に即応して措置できるものが私は少なからずあると思っておりますから、その時点でこういうふうに対応することが行政として、最もそのときのベストだというふうな方法がなぜできないのか、あるいはまた、この議会答弁の中で責任のあるものが町民を代表する議会答弁の中で検討するということの言葉の責任の重さ、そのことについて改めて伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

例えば、結果の判断、例えば、物理的に表現できるもの、例えば、壊れたものを修復するとか、新たなものをつくるとか、目で見て確認できる、例えば物を求めるとか、そういうものは確かに結果としても客観的にできた、できないという判断は、これは可能でしょうか、可能だと思いますが、しかし、例えば、住民サービス、広く住民サービスという視点でとらえますと、それは、非常に受ける側、あるいはサービスを提供させていただく側で、それぞれまたこういう一般質問等の中で質問をされる議員の方々、また、答える理事者側と、それぞれ我々はある程度の事業成果を満したという理解を仮に下したといたしましても、求める側が不十分だというような場合もございますでしょうし、ですから、それは私としては都度都度のこういう会議を通じて、お互いに達成したか、しないか、あるいはそういうようなことが望ましい姿だというふうに理解しているところでございます。

そういう意味におきまして、検討するということは、お互いにそういう認識を持ったということで、そこを出発点とするわけですから、答え方の言葉としては、私は皆さんに理解をいただけるお答えの仕方だというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私はなぜこういう質問をするかということ、今までの中で同じような中身の質問がたくさんあるのです。それは続けてある場合もあります。一つの定例会の中で同じような質問をする方も

あります。あるいは、何回か定例会を挟んで、同じような質問をされる方、その同じような答弁をされる、同じような質問をするから同じような答弁が返ってくるのだと、それは当たり前のことなわけですけれども、やはりそこで、恐らく、わかりませんけれども、政策調整会議というものが、そういう会議大義を持っておられる。こう思うのです。その中で、提言がないものについては、調整会議にはかからないのだろうと思いますし、また、予算編成上もそういったものは没になるのだろうと思いますけれども、そういうところで現実にこういった検討事項が議題に上って開催されているのか。

それで、私は昨年9月の定例会のときに、日の出公園のことについて、ある先輩議員が土地開発公社のことについて、そういった検討をしますという答弁、私は議員の前については議会だよりしか読む機会がございませんけれども、それを通じて検討はどうしたのですかと、検討していませんと、こういう答弁だったのです。ですから、改めてこういった質問をさせていただいたのです。

現実には、そういう政策調整会議があっても何ら、それはその部分だけが検討されなかったかどうかわかりませんが、中身については、調べたわけではありませんから、そういったことが現実に検討されていませんという答弁が帰ってきたら、何もやってないではないですか、こういうことになるのです。ですから、改めてこういうことを伺っているということなので、その辺については、改めてもう1回答弁をいただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私も、過去9年間議員という立場で理事者と議員との議論のキャッチボールを経験させていただいておりますけれども、私が在任しておりました限り、私の認識としては、質問のやりとりの中でお互いに確認し合うというようなことで私も望んできた経過がございます。

また、ただいまお尋ねのそういう役場の内部の会議等につきましても、私が就任させていただきましてからは、例えば、こういう一般質問に対する皆さん方のお尋ねの認識につきましても、すべての課長を自分の担当の枠を超えたような部分でも、特に、1定に臨むに当たりましては、すべての課長にすべて参加していただいて、課題意識をみんなに持っていただくと。場合によっては、本人が想定していなくても自分の課に及んでくる場合もありますので、そういうことで皆さん方からいろいろ御提言いただくことにしまして、きっちりとそれは整理をして、

最大限皆さん方の気持ちにこたえられるような、そういう答えを導くことができるかどうかということ、今回は、特に、初めての試みでございますけれども、かなり職員のみんなには課題意識は強く持っていったというふうに私も認識しております。

多分、今後、今、谷議員がお尋ねのような部分については、歯がゆい思いをさせないで、それぞれ各課から適切なお答えができるように、改善が図られていくものというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） ぜひ、町長の前向きな姿勢をこれからも続けていただきたいと思っておりますし、私は、積極的な答弁といえますが、そういったものを期待していたのですけれども、従前とは違うのだと、私の姿勢でやらせてほしいということをやぜひこれからもお願いしたいというふうに思います。

私は、こういったものが町民に対する、いわゆる議会を通じて地域の代表である議員に答弁したということについては、これは極めて重いものだということに思っておりますし、その点については、誠心誠意をもって対応したということは、行政側に見えれば町民の負託にこたえるということでもありますから、より一層の御検討をお願いしたいというふうに思います。

きょうは、基本的な問題についてのみ質問をさせていただこうと思っておりますので、穏やかにいきたいというふうに思っています。興奮しますと、隣の方が引っ張ってくれるということでもありますから、安心してきょうはやらさせていただきますけれども、次に、2項目めに参ります。

補助金の抑制と効率化についてでありますけれども、私は、こうした問題については、行政改革の中で町長も御答弁になりましたけれども、随分と従前のものを削減して抑制を図ってこれたと。町民の側から見れば、そういったものを削られるということについては、これは、やむを得ないこともあるかなと、財政の厳しい中でありますから、最小の経費で最大の効果を上げるというのが行政運営の基本的な理念であろうというふうに思っております。

民間の企業の場合は、これは最大で利益が上がるのだということであれば、最大の投資をして利益を還元させてもらうということでもあります。ただ、行政の場合については、これは、あくまでも限られた税源の中で予算を組むということでもありますから、最大の投資をするということにはならないと思っております。最小で最大の効果を得ることが極めて重要な課題になってくるというふうに私はとらえてございます。

そういった意味では、聖域なくこういったことも前町長時代から取り組んでこられたということには敬意を表したいというふうに思いますけれども、改めて新町長誕生であります、こういったことについて、私はある程度やむを得ないところもあるのかなと思ってございますから、補助金等の見直しを図るということについては、いたし方ない部分もあろうかと思えます。

こういったやり方についてサンセット方式というのがありますけれども、一定の期間を過ぎますと、改めてこれを見直して再構築をするというような方法もあります。そういったことも持ち合わせていないようでもありますけれども、ぜひそういったことも今後の中で取り入れていく気持ちがあるのかなのか、再度改めてお伺いをさせていただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の補助金等の運用についてのお尋ねについて、お答えさせていただきます。

まず、今お尋ねの中に、サンセット方式というような試みについてのお尋ねがありましたけれども、まさしく私も補助金といえども、そういうような方式は大いに取り入れに値するというふうに理解しております。私は、むしろ行政経験は全くないわけですが、経営者として数十年実践してきたということから、お金の使われ方というのは非常にシビアに見ていかなかったら、これは禍根を残すということはもう幾ら体で体験してきております。そういう意味におきまして、私は、交付目的がしっかりと、それが成果として出てきているかどうか、また、それをさらにもう一押しすることによって、それが目的を達せるような力をつけてくるかどうか、それは常に見届けておかなければならない、一度交付のルートができたから機械的に交付していくのだと、年限が来たらそれで終わりにするのだと、そういうようなことは行政運営も私は経営だと思っておりますので、今、谷議員がお尋ねの部分については、全くそういう感覚で補助金といえども見ていくということで同感でございますので、これからもしっかり町民の皆さんから預かった財源を有効に役立てていくということは、普遍的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私の質問に対する答弁の中で、適正に処理されているものと理解していると、こういう御答弁がございました。私は、適正に処理をされているのだとするならば、自分のことを言って申しわけないのですけれども、昨年の日の出公園の問

題について、適正に処理をされていたのであればああいう問題は発生しなかったはずなのです。ああいう補助金の出し方はしなかった、私はこう思っています。

言葉であって、本当に適正に処理されていたのかということに疑問を持たざるを得ないと、こう思っているのです。新しい町長になられたわけでありますから、検証していくことももちろん大事でありましょうし、こういったことの中で、今後十分気をつけなければならない部分というものがございましたら、改めて御答弁を伺いたいと思えますし、予算編成する以上、今サンセット方式という話をさせていただきましても、アメリカで一般的に通用している、ゼロベース予算、こういうやり方もあります。十把一からげでなくて1回ゼロにして、頭を空っぽにしてもう1回予算を積み上げていく、どうしても行政の予算の組み方というのは、前年度を踏襲した予算の組み方というのがありますから、ぜひ補助金についてもそういった方式をとれる気持ちがあるか、改めて伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

予算の組み方、設定の仕方については、少しお時間をいただいて、これから研究をしながら私なりの組み立てを構築してまいりたいと思えますが、冒頭でお尋ねがありました補助金の交付、あるいは使われ方がしっかりとなされているかという部分につきましては、これはもう就任させていただきましてから、特に私も幾度となく課長会議等で申し上げております。特に、職員が異動したり、そういった切りかわるタイミングのときに、えてして、非常にスムーズに引き継ぎが行われていなかったというようなことも、実際、私が就任してからも聞いております。そういうことを改善するために、すべての課長に集まさせていただくことを大前提として会議を進めておりますので、今、谷議員がお尋ねのような部分も、恐らく今後は改善していけるものというふうに私は確信しております。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 新町長になりましてから、定例会は向山町長は初めてなのでありますけれども、極めてすべてのものを自分のものにして御答弁されると、敬意を表したいというふうに思います。

私は、こういった補助金のあり方ということについては、極めて修正がなければもちろんだめなのですけれども、その補助金を投入するところは、こういった状況にあるのか、あるいはまた、今後、将来どういう方向性を持っていくのか、そういったと

ころの見きわめがまた極めて大事なのだろうというふうに思うものですから、これからのこの制度のあり方についても、極めて重要な課題になってくると思いますから、いわゆるそういったところを整理整頓をして、新たな財源を生み出して、新たな政策予算を組んでいくということが大事だと思っておりますので、今後に期待をさせていただきたいというふうに思います。

次に、3項目めになります。

職員の昇任に対する基本姿勢、これは余りさわりたくない部分なのでありますけれども、改めて御質問をさせていただきましても、職員にとりましては、これは私もどちらかといいますと、450名からの職員の人事をやってきたという立場なものですから、人事というのは、極めてその人にとりましては、まさにその職場において1年間、まめに毎年行われるわけでありまして、極めて重要といえますか、心の落ち着かない問題だというふうに思っております。

私は、この中で勤務評定を、成績を評定し、とあります。具体的にそういったことが定期的に行われているのかどうか、この点についてまずお尋ねをさせていただきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の人事に関する御質問にお答えをさせていただきます。

勤務評定につきましては、現在、職員の勤務の実態、例えば、長期休暇、病欠で長期に休んだとか、あるいはどういうことが過去にあった、現在あった、そういう記録的なものは整えておりますが、勤務の成績等を評価して、それをペーパーにして残すというような仕組みは、今は上富良野町としてはそういうシステムはとっておりません。先ほどお答えの中で、国におきまして、そういうリハーサルが今行われて、国で今リハーサルを行っているのはまさしくそういう成績の評価もペーパーで客観的に評価するというシステムだというふうに理解しておりますが、上富良野町としては、評価の部分についての文字や何かで残していくという仕組みはとっておりません。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） これだけの資料を持ってきたのですけれども、向山町長が議員時代の写真が載っておりますけれども、19年4月25日に発行された議会だよりであります。この中に、上富良野町の人事行政の運営状況の公表条例というのが制定されまして、可決されたと。これは、地方公務員法の改正に伴って、公平性及び透明性を確保するために、任

命権者は毎年職員の任用、給与、勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福利、福祉及び利益の保護等、人事行政の運営等の状況について地方公共団体の長に報告を行うものと。報告を受けた地方公務員団体の長は、その概要を公表することが義務づけられると、こう言われたのであります。

ホームページに記載を引っ張ったら出るのだという話を伺いましたけれども、この職員の昇任に当たっての町としては何を具体的に基準をしているのかというところを伺いたいのでありますけれども、私は、人が人を評価するということについては、極めて困難なことだと思っております。ただ、民間では当然こういったことが当たり前のシステムで行われているような状況にあります。なかなか行政にはなじみの薄いというか、なじまないものであると思いますし、当然、町長が御答弁になりましたように、職員組合との合意も必要だろうと私は理解しております。そういった中でも、時代背景から言いますと、こういったことをやらざるを得ない時代が来るだろうと私はこう思っています。

先ほど申し上げましたように、これは、人が評価するということについては、極めて困難ではありますけれども、職務に必要な資質だとか能力を評価するものであって、人間そのものの人格だとか、あるいはそういったものを評価するものではないというふうに判断しております。

この中に、基準になるものについて、いわゆる上司の命令に対して極めて職務についてどうなるのか、あるいは勤務時間の励行の有無だとか、あるいはまた、職務の実績であるとか、責任感であるとか、統制力であるとか、企画能力、あるいは一般知識であるとか、対外交渉の有無についてとか、こういったものが基準としてあるわけでありましてけれども、こういったものも含めて町長はお考えになっておられるかどうか。1点だけお伺いをしておきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

谷議員の冒頭の御発言にもございましたように、私も傍目で農協が合併したときの400名を超える中で常勤理事として人事をされてきたという経過も私なりに拝見させていただいておりますが、大変御苦労なされたのではないかと、ましてや、合併農協でお互いに気心が知れない中での人事でございますので、そういうようなことから、私なりに町の人事について、余り私が、今、議員がおっしゃいましたように、客観性を持ってまず判断をするということ

が私は、これは大いに重点として置かなければならないというふうに考えております。

私も就任して日が浅い中での人事という、そういう今時期を迎えておりますが、まず、客観性を、私が議員時代、あるいはそれ以前を通じまして、役場の中で仕事上かかわりの深い職員もおりますし、また、部署によっては非常にかかわりの少ない職員もおります。しかし、人事においては、そういったことを念頭に置いてしまうと、非常に不公平感が生ずるといふことで、私は、副町長を初め、特別職の皆さん方から客観的な御意見をいただきながら、しかし、現在までどういう仕事をされて、また、どういう能力を持っておられるかということの見きわめについては、短い期間でございますが、意識的にそういうような気持ちも頭の中に描きながら会話をさせていただいております。短期間ではありますけれども、そういったものを最大限に考慮いたしまして、とにかく自分の思い入れを強くあらわさないような、そういう人事にしていきたいと思いますというふうに、基本的に考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） これは、人事をやる人は町長1人ですから、基本的には1人ということになりますから、すべて役場の職員も200名を超える職員がおりますので、任命権者1人がすべての職員を把握するという点については、これは不可能に近いというふうに思っていますから、それなりの人に御相談をされて、当然人事をされるというふうに私は思っております。

ただ、新しい町長になりますと、今までも結構私の耳に入ってくるのは、いわゆる論功行賞であるとか、あるいは年功序列であるとか、日本の人事というのは、昔から年功序列がすべてだったのでありますけれども、行政もそういったことも、やはり年功序列を排除して、極めて適材適所を持っていくと、こういう人事が行われているようでもありますけれども、ぜひすべての職員が仕事に対して意欲を持てる、士気が下がらないようなそういった配慮も必要だろうというふうに思っておりますので、新町長におかれましては、そういうことも十分御配慮の上で今後の人事について行っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番谷忠君の一般質問を終了いたします。

次に、12番佐川典子君の一般質問を許します。

12番（佐川典子君） まずは、新町長おめでと

うございます。

さきに通告のとおり三つの項目について質問させていただきたいと思っております。

1項目めは、子育て応援特別手当制度の幅だしについてです。

国は、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、子育て応援特別手当として、平成21年3月末において、3歳から5歳の第2子以降である児童に対し、3万6,000円支給されますが、小学校就学前の子供が3人いても、4人いても、1人も該当する子供がいない場合もあり、不平等感が否めません。町長は、町長選挙出馬に際し、育児、介護環境を充実し、若い人が町に定着し、夢をかなえられる町にしたいと述べておりますが、この際、国の子育て応援特別手当を幅だしして、子育て世代を応援する考えはないか、町長の見解をお伺いいたします。

2項目めは、心の健康保持についてです。上富良野町の福祉や厚生に対する施策は、他町村と比べても充実しており、これは、前町長を初め、携わってこられた職員の真摯なワーク協力と地域住民を初めとする関係団体の日々のボランティア活動を含めた総合力のたまものであり、今後においても期待しているところです。

特に、国民健康保険において、平成20年度より特定検診の保健指導が始まり、上富良野町は、既に68%の受診率を超えており、町民の健康を守るべき町の目標は高いまま推移しています。このような中、社会を取り巻く情勢は、昨年米国で起きた金融危機に端を発し、折からのデフレスパイラルに続き、経済状況にますます悪影響が広がり、いろいろな形で不況のあおりが出てきており、失業者がふえたり、中小企業の倒産など、先が見えないことへの不安やストレス社会における心の不安を訴える人が増加しています。

また、虐待やセクハラ、パワハラ、アカハラなど、ハラスメントによるストレスも多く、女性に多い軽度のうつや働き盛りの男性が過労によりうつ病になったり、最近では、子供のうつ病などもふえ、本当にだれもが少なからず精神の不健康を覚える時代になっており、心の健康を守るための対策が叫ばれておりますが、心の安全、安心も含め、このメンタルヘルスに対し、町としてどのような対応策を検討されているのか、伺いたいと思っております。

三つ目の項目です。

上富良野駅及び施設の再整備と今後の整備計画について伺いたいと思っております。

JR上富良野駅は、町の顔として、その存在はまだまだ大きく、特に、観光客にとっては、町の玄関

口であり、また、近年においては、エコツアーや個人型、滞在型旅行など、新たな観光の波が来ており、まさに公共交通の拠点として町の顔に見合った整備が必要と考えます。さらに、過去に町が整備した中央コミュニティ広場、駐輪場、駅前花壇の再整備も必要と考えます。

また、上富良野駅周辺施設を今後どのように整備しようとしているのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの子育て応援特別手当の幅だしについての御質問にお答えさせていただきます。

子育て応援特別手当は、国における緊急措置として、子供の多い世帯に幼児教育期の負担軽減の生活支援策として支給するものでありまして、定額給付金とともに支給に向けた申請受け付けを開始したところであります。

支給対象児を第2子以降の小学校就学前の3年間に限定している点につきまして、種々御意見があることは承知しておりますが、国の緊急措置として今年度に限って実施される事業でありまして、本町がこの事業を超えて幅だしを行うということは考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの心の健康維持に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、だれもが少なからず精神面の不健康を覚える時代となっており、町も第5次総合計画にその対策の重要性を盛り込んだところであります。主な取り組みといたしましては、出前講座や広報などを通じて、うつメカニズムや対処法、予防法について広く普及、啓発に取り組んでまいります。

また、女性は、特にホルモンの影響で産後1カ月にふだんの3.5倍、更年期の時期にも高率にうつなどの精神疾患を発症しやすくなることから、母子保健や成人保健活動の中で、対処法や必要な医療の照会など、一人一人の状態に応じた相談支援を実施してまいります。

さらに、課題が複雑な方々に対しましては、富良野保健所で月1回開催されます精神科医師による心の健康相談を積極的に活用して、課題整理を図り、適切な対応を努めてまいります。

富良野保健所では、平成21年度におきまして、富良野保健所管内の自殺の実態把握、及びその予防対策に取り組む予定をしており、保健福祉医療、労働、教育等の関係機関団体で構成いたします地域連絡会議が設置されます。

本町においても、これらと連携を密にいたしまして、情報の共有と効果的な対策検討により、町民皆様の心の健康保持増進に努めてまいります。

次に、3項目めの上富良野駅及び周辺施設整備についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、駅舎の整備についてでございますが、現在までのJRとの協議の中におきましては、大半の事業費が町の負担となることから、財政状況を考慮いたしますと、今後とも実施のハードルは高く、困難な状況にあると考えざるを得ません。

また、駅前広場につきましては、町の玄関口でもあります議員の御指摘のとおり、一部ふさわしくない点もありますので、町を初め、関係者一体となって美観を保つよう、改善に手がけていかなければならないと考えております。

上富良野駅周辺整備につきましては、昭和50年代末から国鉄清算事業団などから用地を取得いたしまして整備を進めてまいりましたが、この間には推進組織として平成元年に商工会内におきまして、商店街再開推進委員会、平成3年度には、組織改編を行って商店街活性化推進協議委員会へと発展、平成6年にはサポート体制といたしまして、商店街活性化支援事務局を置き、平成7年度に検討成果をまとめたまちづくりと商店街活性化プランが作成されております。

第4次総合計画のもとでは、平成11年度に都市計画マスタープランを作成、さらに、平成13年度には駅周辺の市街地中心を対象に絞った駅及び駅前周辺商業地域整備構想を策定いたしました。この新整備構想は、ソフト面にも大きなウエートを置きまして、にぎわいとおもてなしの拠点整備をコンセプトにしたものとなっております。

立ち消え状態になっておりました推進体制も、平成17年9月に商工会駅前開発検討委員会として再生いたしまして、平成19年4月からは施設機能配置グループ、商品開発グループ、及びパッケージ策定グループの三つの組織構成になって、商工会町づくり委員会として再編されておりますが、第4次総合計画においても、実現に至らなかったという結果になっております。

従来の公共事業先導による手法が困難なため、事業の実施に際しましては、商店街と関係受益者に負担が生じることもありまして、このことも事業の具現化が進まない一つの要因となっておりますが、今後につきましては、現在、進められている商工会町づくり委員会に参加いたしまして、協働して推進してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 子育て世代が大変なのはだれでもわかっていると思います。

特に、少子高齢化により、社会保障制度がぐらつくような将来が危惧されています。そんな中、上富良野の出生率というのは、本当に全道でも高く、単独では1.91、ベイズ推定値では1.80、5市町村の平均値なのです。ということで、人口を置きかえ水準、2.08%にも届くようなぐらいの成績ということで、本当に皆さんがそれぞれ頑張っているのだなと思っております。

上富良野の第2子以上の子供の数は、423名です。そのうち、今回の対象者は179名、外れたお子様というのは244名いらっしゃいます。多くの親御さんは、本当に頭にきたと、何でこんなふうに不公平なことをするのだと、やるせない気持ちを受けていらっしゃる方がいらっしゃいます。これは本当に国の政策なので、それは十分理解しているところなのですが、ただ、子供の差別をしてはいけないというのは、皆さん御承知だと思いますし、私も子育て中の親に対してそういう差別や不満や不平等感を強く持つようなことがあってはいけないのではないかなというふうに思っております。

そういった意味において、地方自治の観点から、いたわりの配慮を独自に考え出すということがあってもいいと思うのですが、その点で一つ、それから、もう一つ言いたいのは、例えば、上富良野独自に幅だし、少しでもした場合、新しい町長のもとに子育て世代を応援するすごいプログラムをつくっているのだなということで、また、マスコミ関係、また、他市町村にもすごくいい面で上富良野は動いているのだということにもなると思っております。これについてもお考えを伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、子育て応援特別手当の幅だしについてでございますが、議員から御発言がございましたような、そういう措置が私としてももしそういう対応ができるような、財源を持っておりましたら、これはもうまさしくあげたいと、全く議員と同じ考えでございます。しかしながら、今回の特別対策の措置につきましては、これは国におきまして、第2子以降の幼児期の教育の負担を軽減したいと。特に、今この経済不況の時代背景を踏まえて、国として多分私の読み取るところによりますと、そういう緊急的なこういう経済状況ということで、かねてから周到に準備をして、国民から御意見をいただいて実施したというような印象が非常に私としては薄いわけでございまして、何かこういう言葉は適切でないか

もしれませんが、国といたしまして、ここらにも少し定額給付だけではなくて、政党間の綱引きもあるのでしょうか、詳しくはわかりませんが、そういった経過も踏まえて今回特別手当が支給されるという経過に至っているような気がいたします。

そういうことから、全く一過性のものでございまずので、町としてそれに伴って幅だしをするということは非常にそういう計画性も持ち合わせていない状況でございまして、対応させていただくことは困難だというふうに考えております。

それから、私のPR、パフォーマンスにもなるのではないかなというふうにエールを送っていただきましたけれども、そういうようなことに対応できる財政状況ではないということで、私も残念であります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 町長は、執行方針の中で、住民の暮らしの実態を常にしっかり把握しているか、また、声なき声に耳を傾けているか、将来を見据えているか、公平、公正であるか、これらを念頭に置いて町民のための、町民参加により、公正で民主的な上富良野づくりを進めるというふうにおっしゃっていただきました。

ただ単に出さないというのではなく、今回、該当されない親御さんの気持ちをどれだけ共有し、わかちあげることができるか、それがまちづくりにもつながると思います。国は、21年度の予算が成立した後に、その後すぐまた補正を上げるというふうに報道できょう伺いました、朝の番組ですが。この辺も兼ね合いを入れて、もう一度気持ちをわかちあげるといことも含めて、答弁をお願いしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、先ほど議員のほうからお話ございました、私のまちづくりに対する基本的な理念というものは、何ら変わるものではございませんが、私といたしましては、町として行わなければならない仕事を通じて、まさしく町の隅々まで実態をよく把握をして、そして、どういうふうに皆さんが頑張っておられるかということに常にそれは町として把握して、そして、私は弱者を出さないということが絶対私の大前提でございまずので、そういう意味におきまして、公平であるということも大きな柱でございまず。

今、国が緊急的に対策を講じることに對して、幅だしをするということだけが私は子供に対する応援

ではないと、上富良野町独自としてさまざまな子育て支援策を今実施しようとしている段階でもありませんし、中には、もう既に取り組んでいるものもごさいます。そういった政策全体を、町全体の政策を通じて十分それらにこたえていくということに私は意を用いておりますので、今、幅だしについての対応は、私の念頭にないということで、大変気持ちとしては120%わかりますけれども、やはり、これは町の政策の中で、子供や弱者の方に対してしっかりと目を向けていくということで対応ができるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 次に、心の健康保持についての質問をさせていただきたいと思います。

心の健康、イコールうつというのは、さまざまな状態が考えられますのでどうかと思うところがありますが、とりあえず第5次総合計画の中でも盛り込んだというお答えが先ほどありました。主な取り組みの中で、出前講座や広報を通じて、うつメカニズムや対処法、予防法について広く普及、啓発に取り組むというふうに答えていただきましたけれども、19年度は一度行っております。25年度は、4回という計画を出されておりますが、それでは、21年度は何回の計画をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 出前講座につきましては、住民からの希望によりますので、何回というふうな目標回数に関しては掲げておりませんが、ある程度大きな形でやる講座の回数については書かせていただいておりますけれども、ミニ講座、小さな地域での回数については、4回という計画の中には、含まれていないと理解していただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） それでは、富良野保健所との連携ということも書いてありますが、町として対策法の策定計画はどんなふうになっているのか、伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 現在のところ、21年度に実態把握の時期というふうに、保険証を中心としまして、実態把握を行うというふうな段階と考えておりますので、町がその結果を受けて、次の段階として対策を立てる必要があるかどうかというふうに段階を踏みたいと考えております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 上富良野について、死因別ということで調べたものがあります。

20年度は6名亡くなっております。21年度は、私が調べたのは3月11日だったのですが、それまでにもう3人もお亡くなりになっております。中富良野は、ゼロ、ゼロと聞いております。上富良野は、余りいい成績ではないというふうに思っております。

また、死因を調べてまいりますと、1位が、いわゆるがん、2位が心疾患、3位が脳血管疾患、4位が肺炎、5位は普通の町村では不慮の事故なのです。上富良野は自殺というふうに来るのです。これは、やっぱり私たちの町において、もう考えていけないとならない重大な数値が出ているのだというふうに思っております。今、北海道においては、交通事故と比べると5.1倍の数の死者が出ております。

先ほど、21年度において策定の準備を富良野保健所ということをおっしゃっていましたが、18年に自殺対策基本法というのが見つられておまして、地方公共団体のすべき責務というの書かれております。

読ませていただきたいと思います。趣旨なのですが、自殺には倒産、失業、多重債務等の経済、生活問題のほか、病気などの健康問題、介護等の家庭問題などが複雑に関係しており、個人の問題として片づけられない社会的要因がその背景にあることが多いことから、自殺対策は社会全体で取り組まなければならない急ぐ課題となっております。

自殺や自殺未遂は、本人にとってこの上ない悲劇であるばかりでなく、家族や回りの人々に大きな苦しみや生活上の混乱をもたらすことになり、社会全体にとっても大きな損失となります。このような中で、国においては、平成18年10月に自殺対策を総合的に推進し、自殺防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることを目的とした自殺対策基本法を施行し、平成19年6月には、国が推進すべき自殺対策の指針として大綱を閣議決定した。このように書かれておまして、これから、上富良野町でも進めていってもらわないとならないというふうに思っております。

このことについては、どういう計画をされているのかももう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の自殺予防に対します御質問についてお答えさせていただきます。

国で定めております法律についての十分な知識

は、私は持ち合わせておりませんが、認識については持っているというふうに思っております。特に、私もさまざまな方面からそういう情報、先ほど披露いただきました自殺者の上富良野の動向、そういったものについては御報告をいただいております。大変悲しい結果、残念な数値が当町においては出ている実態も把握しておりますが、さまざまな職場環境、あるいは家庭環境、複雑な構造の中からそういう芽が生まれてきているというふうに聞き及んでおりまして、例えば、地方公務員等の中でも、実はことしの年明け早々富良野圏域の首長が懇談した際にも、職員のそういう精神的な病気で相談が寄せられているというような実態も、上川管内町村会あたりで十分把握しております、役場、あるいは市役所の中でも現にそういう状態が生まれているということも承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、担当課長のほうから先ほど、上富良野町あるいは富良野圏域としての取り組みについてお話をさせていただきましたけれども、まず、基本的に私はそれぞれ職場、家庭を通じて必ずそういうような道に進んでいくような、まず予兆が必ずどこかに、客観的に見て判断できるような、そういう前兆があると、共通してあるというふうに聞いております。

そういうことから、やはり保健指導等を通じて、そういう学習を職場を問わず、そういう学習をしていただいて、まずそういうふだと違う予兆が見えたときには、まず、対応するという、そういう町の仕組みが私として取り得る、まず責任でなかるうかというふうに考えておりまして、保健指導等を通じまして、そういう現象をまず起こさせない環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 進めていこうと思っておりますのはわかるのですが、先ほどのお答えの中では、富良野保健所と連携してとかという言葉がありました、もちろん連携も大切なのですが、これは、地方自治体としてしなくてはいけないことですので、そして、目標とかにもこれ書いてあるのですけれども、本当に、先ほど町長がおっしゃってましたように、防ぐことができるというふうに書いてあるのです。かならずサインも出ている。そのときは、やはりすごく寂しい思いから孤独になってそういうことになってしまうと、そういった意味においてでも、職員の研修も大事だと思うのです。広報だけとか、そういうのに頼らない。職員の研修も含めて進めていってほしいなということと。

あと、この間の委員会でも福祉のが出てましたけ

れども、健康づくりのほうなので社会福祉のほうは関係ないというような意味合いのお答えをいただいたのがあります。私は、やはり民生委員の人たちだとか、地域性もかんがみて前に進めていかないとならないと思いますので、やっぱり社会福祉も連動していかないといけないと思いますので、そこら辺も含めて考えていっていただきたいと思います。

私のような、にわか知識のものがこんな大それた質問をしてしまうということがすごく自分でも考えたのですが、やはりだれかが言わないことには前に進んでいかないとということがありますので、ぜひ進めていってほしいと。それから、以前にも環境問題についてでも私が質問してから、19年に初めて質問をさせていただいて、ことしやっと策定に向けての動きが出てまいるといことなので、今、質問したことによってどのぐらいスピーディーに町長が動かれて、前に進めてくださるのか、その辺も期待したいと思います。

それから、本人も大切なのですけれども、私の知り合いの方も実はお亡くなりになられました。肉親というか、家族の方もすごく心のケアも大切だと思うのです。私も何を話ししていいのかわからない。そこら辺も私として勉強したいなということもあります。それから、人ごとではないのです。もしかしたら私もそういうことになるかもしれないという、皆さんも心の不健康というのは必ず可能性としてないわけではないということを経験して、着実に進めていってほしいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず基本的には、そういう悲しい結果を生まないようにするというのをまず基本に据えておかなければなりません。それと、議員がおっしゃいましたように、まず予兆が必ずあるというふうに私も理解しておりますので、まず周りがそういうことに対して、常に知識を持つような仕組みを、当然社会福祉の観点からもそういうことを学習していただくということが大事でございますので、それはそのような仕組みになるように改善を図ってまいります。

それから、先ほど谷議員の御質問にもお答えしておりますが、私はこういうふうに御質問をいただいておりますということは、自分自身にもプレッシャーをかけていることにもなりますので、ぜひそれは私も責任を感じながらお答えをしたことについては、忠実に少しでも早く実行に移していくということは、常に念頭に置いておりますので、それはお約束させていただきたいと思っております。

それから、まず最近、特に、非常に内向的な、内にもってしまふような、そういう社会環境は、経済が窮屈になってきますと、特にそういう傾向が見られるというようなこともありますので、十分そういう悲しい結果を生まないような町として、取り組みをそれぞれ課を横断的にできるものはしてまいりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 町民の命を守るという点で、本当によろしく願っています。

3点目の駅周辺整備のお答えを受けまして、再質問をしたいと思います。

駅周辺整備や開発事業、それから、過去の構想、歴史、それと、計画ということでお答えをいただきました。私もある程度は調べさせていただきましたが、本当に財政難の中、計画も中断してきたということは本当に残念ですけれども、私なりに理解できていると思います。私が今回質問したかったのは、そういうことではなくて、単なる壁のペンキの補修とか、再生させるという意味においての再整備なのです。

というのは、JRの跨線橋の1番ホームから2番ホームに上がる建物のペンキがはがれてひどいのです。今回、予算のほうで人道橋で1,450万でしたか、計上されておりますが、見るからに本当に古めかしくペンキがはがれておまして、私、観光ボランティアもやっておりますし、栄町の女性部でも月に一度、夏場草刈り清掃だとかをしております。駅前の町内会も草刈り、そういった町民みずから駅の清掃や美化に努めているのです。みんなで力を合わせて。それに対して、お出迎えをする場所としての駅、それが汚れているのです。ペンキがはがれたり、ぐちゃぐちゃになっているのです。JRさんのお話し合いというのは、町長はされたということのを伺いましたけれども、どのような話し合いをされているのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の駅及び駅周辺についてのお尋ねについてお答えさせていただきます。

まず、JRさんと上富良野駅云々については、前任町長が話し合いをされているということで、私は認識しているところでございまして、私になりましてからは、駅舎についての協議はした経過はございません。

それから、冒頭答えさせていただいておりますが、駅舎の整備につきましては、基本的に町が行うと、JRが財政投資をして行っていたかという

う、そういう仕組みでないということは、御理解いただきたいと思います。残念ながら、これは駅というからには、JRがつくっていただけるのかというふうに、私も素人ながら思っておりましたが、実はそうではなくて、これは、町がつくらなければならないという、今、JRの仕組みだそうです。例えば、旭川駅とか、大きな駅は、これは私そこまでわかりませんが、上富良野町については、そういう状況だそうです。

つけ加えてお話をさせていただきますと、富良野市がまさしくそういうことで、橋上駅は断念したということは、多分、富良野市の財政上のことからではないかなというふうに理解しております。

それから、跨線橋、美観を損なわれているという点については、全く残念なそういう状況でございます。それで、跨線橋等につきましては、今年度予算がお認めいただけましたら、早い時点で跨線橋はペンキも当然、塗りがえも含めまして、安全上の観点からも整備が必要でございますので、それは整備を図ってまいりたいと思います。

また一方、私の知り得る情報だけですが、跨線橋もお聞きいたしますと、階段部分は町が対応できませんけれども、線路の真上についてはJRでないといけないと、非常に解決する方法がありましたらまた改善してまいりますけれども、しゃくし定規でございますから、そういうように今現在、私が聞いております情報といたしましては、そういう状況でございますので、まず、そのステップ部分については改善をしてみたいと思います。

それから、駅前の花壇等の整備かと思いますが、それらについても担当にお聞きいたしますと、余り好ましい状態ではないというふうに聞いておりますが、それらもきちっと町のお迎えする、一番最初に降り立って印象を持っていただく場所ですから、美観を損ねないように観光シーズンにはそういうことになってないように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 大変前向きなお答えをいただいたのではないかなというふうに思っております。

あと、景観、美観を守っていただきたいと思いますのですが、その中に、センスというものも本当は大事なのではないかなと思うのです。幾らか新しい色を変えたとしても、やはりある程度のセンスがないと、実はお客様、観光客の声なのですが、ほかの駅と比べたら上富はねと、何人もおっしゃるのですね。美観、景観だけではなく、ある程度センスのいい

ものを考えていていただきたいなというふうにお伝えしたいと思います。今後どうぞよろしく願います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

実は、美観にプラスアルファ、センスですね、実は職員にいろいろ駅前のことではない部分で、いろいろほかの部分のことでお話をする中で、いろんな景観にまつわって、意外と職員もきちっとそういう知恵を出せと言いましたら、結構すばらしいアイデアが職員の中にあるという実態も今私も認識しておりますので、もしそれで不足であれば、そういう専門の方に助言をいただくとかということで、ただ何かが、花が咲いていればいいということではないと思いますので、今後、工夫をしまいたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、1番岡本康裕君の一般質問を許します。

1番（岡本康裕君） まずもって、町長就任おめでとうございます。

私も議員になりまして初めての質問です。先ほどの質問ではありませんが、ストレスを感じております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さきに通告しました1項目について質問いたします。

自治基本条例についてであります。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体は、対等協力関係になり、本格的な地方分権時代を迎えました。

そういった時代の流れの中で、自己決定と自己責任によるまちづくりのルールを我が町上富良野町も必要と考え、4年半にわたり行政、議会、町民による自治基本条例を考察し、昨年12月の定例会において、今年4月から我が町の自治基本条例が施行するに至りました。

先日、町民を対象とした保存版の条例の解説書が配付されましたが、前回の定例会において、上富良野における中学校、高校、未成年を対象とした情報共有がなされていないとの説明がありました。

また、中学校、高校、未成年を対象としたかみ砕いた内容の説明資料を作成中とのことでしたが、現在どうなっているのか、お聞かせいただきたく質問いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の自治基本条

例の未成年者に対します、周知状況についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野高校の生徒に対します説明機会につきましては、昨年12月に上富良野高校学校長に申し入れを行っておりました。学校長からは、授業カリキュラムの一環として条例の説明機会について検討したい旨の御回答をいただき、現在もその調整を進めている状況にあります。

また、中学校に対しましては、まだ正式な申し入れ等は行っておりませんが、高校と同様に授業の一環として説明機会が持てるかどうか、今後各中学校と調整を進めていく予定でございます。

また、中高生にもわかりやすい説明資料の作成についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、学校事業の一環として、この取り組みを進めたいと考えております。中学生や高校生がどの程度、地方自治制度に対する学習や理解が進んでいるかなど、その熟度に合わせた資料提供が必要と考えておりますので、今後はこのことについても学校と協議をした上で、資料の作成を進めたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問。

1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君） 今、町長の答弁の中で、授業カリキュラムの一環、または学校授業の一環という言葉が出てこられました。学校の授業の一環として取り組むのであれば、相手があることですので、学校側の授業実数の確保や、教える教員の方々の自治基本条例に対する知識や理解ということもまた問題になってくるかと思えます。また、時間もかかるかと思えます。

また、教員間での周知徹底ということで、内容は同じでも教え方が違ったり、見解が違くと内容が変わってきてしまう場合もあるかと思えますので、教員間での情報共有ということが必要だと思えます。

時間が少しかかるのではないかと踏んでますが、上富良野高校に対しましては、先ほど答弁いただきましたとおりになってますが、上高、上中も含めまして、相手があることですので、おおむねの予定といえますか、資料作成、これも先生方とやらなければならなし、高校、中学の先生方との話し合いの中でカリキュラムにするには、時間も少し調整する必要がありますと思いますが、おおむねどれぐらいで生徒にこういった条例を教えていただけるのかといったような、おおむねで結構ですので教えていただければと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の自治基本条

例の未成年者に対します周知についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、お答えさせていただきましたが、まず基本的に高校、中学とも授業の一環として取り組むということでございまして、授業プラスアルファの部分ではないものですから、大変学校側の理解が必要だということで、高校については申し入れをさせていただいてございまして、学校長が授業の一環として取り組めるように検討してくれるということでお話を伺っております。

中学校については、今、年度がわりということもございまして、今現在、申し入れはしておりませんが、早急に年度が新しくなると、申し入れをさせていただきまして、これには教育委員会が相当深くまた教育委員会のお力もかりなければなりません、いずれにいたしましても、今年度中には実施していくというような目標を持ちまして、早くできるものであれば、極力前倒しでできるように、今現在、まだ接触もしていない段階でございまして、残念ながらいつごろというお答えは非常に困難でございまして、今年度中には実施するという目標を定めて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君） わかりました。

多分時間がかかるのだらうなということで、授業の一環、授業カリキュラムの一環ということで、高校、または中学の現場も今大変忙しく、勉強も忙しいでしょうし、部活といった部分もあるかと思えます。

そういった中、町の最高規範と冠をつけておりますが、自治基本条例はつくりっ放しではだめだと、このように思うのです。その中で、この条例に魂を入れていくという作業が必要かと思えます。それは行政を含め、僕たち議員、そして、町民の皆様にも理解を求めるということで、これからもどんどんPRも兼ねて説明会等を含めてやっていかなければならないと思っております。

また、自治基本条例は、守り育てる条例ということで、4年半という月日をかけて、それぞれのかかわった人たちが一生懸命やってきた条例です。5年を超えない中で不備があればまた見直していくという条例ですので、これから4月1日の施行以降、目を離さず我々も注目を持ってやっていかなければならないのかなと、そのように思っております。

また、今も言いましたけれども、町民の理解なくして成り立たないという条例だと思いますので、文字通り皆さんで守り育てていくということが大切なのではないかなと。

最後になりましたけれども、この条例にゴールはないと思っておりますので、ずっと注目をして守っていきたくと、そのように思っております。

以上のことを申し添えて質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番岡本康裕君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 3時10分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程追加の議決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

先ほど、町長から議案第39号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案第39号

議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第39号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま追加上程いただきました議案第39号平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）の提案要旨について御説明申し上げます。

平成20年3月6日、午後9時30分ごろ、富町団地町営住宅3号棟の1階2号室の台所付近のガスコンロから出火し、住宅内部約61平方メートルが全焼し、午後10時38分に鎮火したところです。幸いにも、入居者にけがもなく、また、同棟の入居者にも被害はなかったところであります。今回、全焼しました2号室を全国自治協会災害共済から給付金を受けまして、早急に復旧工事を行い、入居者の利便を図るため、所要額の補正と、この時期の発注になりますことから、年度内の完成が難しいため、繰越明許費の追加補正をお願いするものです。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承を願います。

議案第39号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,115万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,971万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。20款諸収入1,115万4,000円。歳入合計が1,115万4,000円となります。

2、歳出。8款土木費1,115万4,000円。歳出合計が1,115万4,000円となります。

2ページに移ります。

次に、第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、現年度中の完了が難しい富町団地町営住宅火災復旧事業につきまして、追加設定するものであります。

以上、議案第39号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

休 会 の 議 決

議長(西村昭教君) お諮りいたします。

議事の都合により、3月20日から3月26日までの7日間を休会といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、3月20日から3月26日までの7日間を休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長(西村昭教君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月20日から26日までの7日間は、休会といたします。

3月27日は、本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。

なお、休会中の3月23日から26日までの4日間は、予算特別委員会をいずれも午前9時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時16分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年3月19日

上富良野町議会議長

西村昭教

署名議員

村上和子

署名議員

岩田浩志

平成21年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

平成21年3月27日（金曜日）

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第19号 組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第20号 富良野広域連合の業務開始に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 4 議案第21号 上富良野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 第 5 議案第22号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第23号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第24号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第25号 上富良野町農地防災機能増進事業分担金の徴収に関する条例
- 第 9 議案第26号 上富良野町農業振興資金融資条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第27号 上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第35号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
- 第12 議案第36号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件
- 第13 議案第37号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
- 第14 予算特別委員会付託
- 議案第 1号 平成21年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5号 平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6号 平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成21年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成21年度上富良野町病院事業会計予算
- 第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件
- 第17 発議案第2号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見の件
- 第18 発議案第3号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見の件
- 第19 発議案第4号 中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見の件
- 第20 発議案第5号 季節労働者対策の強化を求める意見の件
- 第21 発議案第6号 市町村立病院の経営安定化を求める意見の件
- 第22 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 岡本康裕君 | 2番 | 村上和子君 |
| 3番 | 岩田浩志君 | 4番 | 谷忠君 |
| 5番 | 米沢義英君 | 6番 | 今村辰義君 |
| 7番 | 一色美秀君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長 向山富夫君 副町長 田浦孝道君

教 育 長 北 川 雅 一 君
教育委員会委員長 増 田 修 一 君
会 計 管 理 者 新 井 久 己 君
産 業 振 興 課 長 伊 藤 芳 昭 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長
健康づくり担当課長 岡 崎 智 子 君
建 設 水 道 課 長 北 向 一 博 君
教 育 振 興 課 長 前 田 満 君
町立病院事務長 大 場 富 蔵 君

代 表 監 査 委 員 高 口 勤 君
農 業 委 員 会 会 長 中 瀬 実 君
総 務 課 長 服 部 久 和 君
保 健 福 祉 課 長 岡 崎 光 良 君
町 民 生 活 課 長 田 中 利 幸 君
技 術 審 査 担 当 課 長 松 本 隆 二 君
ラベンダーハイツ所長 菊 地 昭 男 君

議会事務局出席職員

局 長 中 田 繁 利 君
主 任 中 島 美 佐 子 君

主 査 深 山 悟 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

予算特別委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から議案第10号までの平成21年度上富良野町各会計予算について、審査結果の報告がありました。

さきに配付いたしました閉会中の継続調査申出書の差しかえをお願いいたします。

また、本日の議事日程表の裏面の閉会中の継続調査申し出の件の日程が入っていませんでしたので、大変申しわけございませんけれども、「日程第22」と記載していただきたいと思っております。記載漏れがありましたことに対しまして、おわびいたします。

なお、さきに御案内のとおり、諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 谷 忠 君

5番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 議案第19号

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第19号組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整

備に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(服部久和君) ただいま上程いただきました議案第19号組織機構改革及び地方自治法に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野町職員定数条例については、平成19年度の組織機構改革及び定数適正化計画との整合性を図るため、平成18年度において改正したところですが、町立病院において、平成18年の診療報酬改定による看護師の増員が必要となったことと、平成20年10月に臨床検査室の体制を整備したことから、現行の職員数が47名となり、今後、常勤の医師採用枠及び設置基準10対1を維持するための看護師採用枠がないため、不測の事態にも対応できるように病院職員定数の増員を行い、医療収入の安定的な確保を図るものです。

なお、現行の職員定数については、経過期間中であることから、改正附則の一部を改正することとなりますので、条例の改正については、現行の職員定数条例の一部改正を行った組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例とするものです。

以下、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第19号組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。

組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成18年上富良野町条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「47人」を「50人」に改める。

附則。この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号

議長(西村昭教君) 日程第3 議案第20号富良野広域連合の業務開始に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(服部久和君) ただいま上程いただきました議案第20号富良野広域連合の業務開始に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成21年4月1日の富良野広域連合の業務開始に伴い、関連する施設及び一部事務組合の事務が広域連合に移行しますことから、関係する4条例を一括整理するものであります。

初めに、学校給食センター関係としましては、当センターが町の公の施設としての位置づけがなくなりますことから、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正と、上富良野町学校給食センター設置条例の廃止をお願いするものです。

次に、富良野地区環境衛生組合関係としましては、し尿及び浄化槽汚泥の処分先が富良野広域連合に変わることから、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正をお願いするものです。

次に、上川南部消防事務組合関係としましては、防災会議委員を消防事務組合職員から任命していたものを富良野広域連合の指定する役職員を委員とすることから、上富良野町防災会議条例の一部改正をお願いするものです。

以下、議案を朗読し、改正内容について説明させていただきます。

議案第20号富良野広域連合の業務開始に伴う関係条例の整理に関する条例。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

第1条、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和62年上富良野町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

(上富良野町学校給食センター設置条例の廃止)

第2条、上富良野町学校給食センター設置条例(昭和54年上富良野町条例第25号)は、廃止す

る。

(上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第3条、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成14年上富良野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「富良野地区環境衛生組合(平成10年5月1日北海道知事許可)」を「富良野広域連合(平成20年9月1日北海道知事許可)」に改める。

(上富良野町防災会議条例の一部改正)

第4条、上富良野町防災会議条例(昭和37年上富良野町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第7号及び第8号を次のように改める。

(7)富良野広域連合の上富良野消防署長。

(8)富良野広域連合の上富良野消防団長。

附則。1、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際、現に上富良野町防災会議委員である者の任期は、平成22年3月31日までとする。

以上説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号

議長(西村昭教君) 日程第4 議案第21号上富良野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) ただいま上程されました議案第21号上富良野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

平成21年度からの第4期介護保険事業計画の開始に当たり、国におきまして介護従事者の処遇改善のために、介護報酬を増額改定するものとしておりますが、これに伴う介護保険料の上昇を抑えるために、国から交付される臨時特例交付金を平成20年度中に基金を造成して積み立てることが必要なため、基金条例を提案するものであります。

以下、条文の趣旨を要約し、御説明申し上げます。

議案第21号上富良野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。

第1条は、基金の設置目的を定めるものであります。

第2条は、町が受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てる額とすることを定めるものであります。

第3条は、基金の管理方法についての定めであります。

第4条は、基金から生ずる益金の処理について定めるものであります。

第5条は、基金を歳計現金への繰りかえ、又は介護保険特別会計への歳入に繰り入れ運用することができることについての定めであります。

第6条は、基金の処分についての定めであります。

第7条は、基金に属する現金の保全対応についての定めであります。

第8条は、委任事項を定めるものであります。

附則。1として、この条例を公布の日から施行するものであります。

2といたしまして、この条例の効力を平成24年3月31日限りとすること、並びに残額の取り扱いについて定めるものであります。

以上説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今回の介護従事者の職の改善、特例基金という形で、将来の介護保険料の抑制等々について積み立てるということで、非常にいいかというふうに思いますが、あわせてちょっとお伺いしたいのは、今回、制度の改正があって3%の介護報酬等の改正もなされました。

その中には、50床当たりの特養の赤字の解消は、看護体制の加算だとか資格習得の強化、あるいは賃金体系の充実、あるいは質の高い介護職員等の

充実などなど、いろいろあるのですが、そういったものにこういったものがカウントされてきているかというふうに思いますが、上富良野町では基金と同時にそういうものの反映というか、そういったものに対する改善された部分。去年からは賃金体系は変わりましたが、これは前からですから、この部分はカウントされないのだろうと思いますが、そういったものも含めたどのような予算内容というか、前回も聞きましたけれども、もう一度確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

平成21年度からの3%の増額であります。これは御意見のように、介護従事者の処遇改善を図るという目的でありますけれども、そこでそれぞれの事業者において、一定条件をクリアすることによってというそれぞれの項目ごとの基準もございまして、3%の増額を受けとめて、各事業者において判断すべき事業でございます。

そこで上富良野町の取り扱いにおきましては、介護従事者の賃金単価というものを将来にわたって一定の経験年数をクリアするといった条件のもとに、増額改定を図るという措置をとっているところでございます。既に、実施済みということで、継続していく考えであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 充実していくということ、よるしいかというふうに思いますが、ただ、現状を見ましたら、果たしてこの3%の枠内での課題ということで、いろいろと指摘されております。そういった改善につながらない、実際、整備等に行くのではないということも含めて、施設の整備があったりだとかいろいろあります。実質5%ぐらいが引き上げなければならないというような話も、現場の方に聞きましたら、そういう話も出てきておりますので、こういった部分本当にそういった趣旨に、国が進める趣旨に沿った基金の改善、あるいは施設等、あるいは処遇の改善や質の改善のところまでいくような財源が、本当に来ているのかということになればちょっと疑問なのですが、その点は担当の課長として、この点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢議員の再質問でございますけれども、やはり国においての一定の基準のもとに介護報酬の見直しがなされると、それが施設、それから訪問におきましてのそれぞれ

の改善の幅というものがあありますけれども、それを受けとめてやはり介護サービスを提供する側として、処遇改善を図るための自己の努力というものが必要になるというふうに思っております。それが3%でどのぐらい、十分なのかどうかということにつきましては、私どもの段階で明言できるものではありませんけれども、この額の範囲において私どもといたしましては基金を造成し、そして給付に反映をしていくという形で、事業者としてそれを受けとめて、改善を図っていただくような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第22号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第22号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町においても高齢化が進展しており、高齢者等の在宅生活を支援する観点から、本条例に基づき高齢者等の在宅生活の支援策を展開しているところでございます。その事業の中の配食サービスに関しまして、その利用料を現行料金を見直し、効果的なサービス提供を進めるため、条例の一部を改正するものであります。

以下、議案朗読をもって説明といたします。

議案第22号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成12年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1につきましてですが、条例第4条に基づきます事業内容ごとのサービス、それから対象者、利用料についての規定するものであります。

その別表1中の配食サービスの部の利用料の欄、「1食700円」を「1食450円」に改める。

附則。この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画期間におけます介護保険事業計画において、第1号被保険者の保険料を算出した結果、基準額でこれまでの各年度4万2,000円を1,200円引き上げ4万3,000円とし、月額では3,500円から3,600円に改めようとするものであります。

なお、所得階層の区分につきましては、本町ではこれまで7階層としてきたところでありますが、国の政令改正により、第4期計画におきまして、保険料率の基準となる第4段階を細分化できることとされました。本町では、このことから平成20年度限りで激変緩和措置がなくなるということも参酌し、第4期計画において、第4段階のうち一定収入以下の方の保険料を減額するため、第4段階を二つに分けることとし、実質8段階構成とするよう提案するものであります。

以下、条文を追って御説明申し上げます。

議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改

正する条例。

上富良野町介護保険条例（平成12年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条第1項は、第4期介護保険計画の平成21年度から23年度までの第1号保険者の保険料率の定めであります。

同条同項第1号は、町民税非課税世帯で、本人が老齢福祉年金受給もしくは生活保護受給の段階であります。基準額の0.5の割合、2万1,600円、月額では1,800円であります。

同じく第2号は、町民税非課税世帯で、本人課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の者の階層であります。保険料率を0.6の割合とし、2万5,920円、月額では2,160円とします。

同じく第3号は、第1号及び第2号に該当しない町民税非課税世帯で、料率を0.75とし、3万2,400円となります。月額では2,700円であります。

同じく第4号は、町民税課税世帯で本人が町民税非課税、保険料率の基準となる階層でありまして、4万3,200円となります。月額では3,600円となります。

同じく第5号であります。本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満、料率は1.25の割合で5万4,000円となります。月額では4,500円となります。

同じく第6号は、本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満、料率は1.4の割合で、6万480円となります。月額では5,040円となります。

同じく第7号は、本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上、料率は1.5で、6万4,800円となります。月額では5,400円と定めるものであります。

附則。1、本条例の施行を21年4月1日からと定めるものであります。

2といたしまして、保険料に関する経過措置で、本改正以前については、従前のおりとするものであります。

3といたしまして、平成21年度から平成23年度までの保険料率の特例措置として、標準割合の段階のうち、合計所得金額が一定額以下の方を対象として、標準割合を下回る割合として3万8,000円を定めるものであります。

以上、説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第24号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第24号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

北海道医療給付事業におきましては、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により里親に委託され、または児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者については、助成対象外となっているところでありますが、このたび児童福祉法の一部を改正する法律が平成21年4月1日より施行され、同法第27条第1項第3号に小規模住居型児童養育事業を行う者が新たに加えられたことから、同施設に委託され医療の給付を受ける者についても助成対象外とするよう、関係条例の一部を改正するものであります。

なお、小規模住居型児童養育事業の対象となる児童等の医療費の給付につきましては、里親に委託され、また児童福祉施設に入所している者と同様に、北海道が直接支弁する仕組みとなっております。

それでは以下につきまして、議案の朗読は省略させていただきます。その主な改正点のみ内容の説明といたしますので、御了承願いたいと思います。

議案第24号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

第1条は、上富良野町重度心身障害者及びひとり

親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第2号中に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を追加するものであります。

第2条につきましては、上富良野町乳幼児等の医療費助成に関する条例第3条第2号中に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を追加するものであります。

附則。この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第25号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第25号上富良野町農地防災機能増進事業分担金の徴収に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） ただいま上程されました議案第25号上富良野町農地防災機能増進事業分担金の徴収に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本事業につきましては、平成20年4月1日に農地の防災機能増進事業として採択され、北海道が平成23年度までの期間に実施する事業であります。

本事業に伴い、当該事業によって改修された施設について、農地防災機能が増進され、利益を受けた利益者から分担金を徴収するものであります。

基準となります徴収額及び負担率につきましては、現在、道営経営体育成基盤整備事業が実施されており、パワーアップ事業との整合性・統一性を図り、同じ負担率を用いることといたします。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第25号上富良野町農地防災機能増進事業分担金の徴収に関する条例。

1条は、目的にかかわるものでございます。

2条につきましては、分担金の額及び基準にかかわるものでございます。

3条、納付義務者にかかわるものでございます。

4条につきましては、分担金の徴収方法にかかわるものでございます。

5条につきましては、納期日の変更及び減免等にかかわるものでございます。

6条につきましては、その他の規定でございます。

附則。この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御決議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第26号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第26号上富良野町農業振興資金融資条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） ただいま上程されました議案第26号上富良野町農業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成21年度よりスタートとなります第6次農業振興計画に基づき、農業経営の安定を図り、農業奨励策を実践する農業者に対し、本融資条例によりまして内容の充実を図り、支援を継続するための所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第26号上富良野町農業振興資金融資条例の一部を改正する条例。

上富良野町農業振興資金融資条例（昭和59年上富良野町条例第5号）の一部を次のように改正す

る。

第2条を次のように改める。

(融資の対象者)

第2条、農業振興資金の融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)自ら農業を営む個人(以下「農業者」という。)

(2)農業者が共同で生産に関する活動又は機械、施設等の利用を目的とする組織及び農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項による農業生産法人(以下「生産組織」という。)

第3条第1号を次のように改める。

(1)融資額は20万円以上500万円(生産組織にあっては、100万円以上1,000万円)までの範囲内の額で、かつ、事業費以内の額とする。

第3条第2号イを次のように改める。

イ、牛・豚舎の増改築及び改修のための資金。

第3条第2号カ及びキを次のように改める。

カ、経営所得安定対策に伴う基盤整備資金。

キ、経営所得安定対策に伴う機械施設導入資金。

第4条第3号中「元金均等年賦償還」の次に「又は元金均等月賦償還」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4)前条第2号に掲げる融資対象事業のうち同号ウ、エ又はキに掲げる融資事業に対する融資は、農業者3戸以上の共同利用を原則とする。

第6条中「町長が別に設置する選考委員会」を「町長が別に設置する会議」に改める。

附則。1、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際、現に融資を受けている者の取り扱いは、なお従前の例による。

以上で説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) 第4条第3号中「元金均等年賦償還」の次に「又は元金均等月賦償還」を加え、同条第4号を次のように改めるとありますが、ここは月賦でも年賦でもいいということですので、理解できるのですが、次の4項の前条第2号に掲げる融資対象事業のうち同号ウ、エ又はキに掲げる融資事業に対する融資は、農業者3戸以上の共同利用を原則とすると、このように改正するということがあります。前の条例を見ますと、融資対象事業に対する融資は、アからケまでだったのですが、

今回、ウ、これは今説明ありました第6次農業振興計画に照らし合わせて、地力増進だとか輪作だとか水田こういった項目に力を入れるということだと思うのですが、ウ、エまたはキ、水田に限って原則とするというところはあれなのですが、その後に取りました「ただし、ア、イ、オ、カ、ク及びケに掲げる融資等に対する融資は、農業者1戸でも対象とする」とあったのですが、この部分はなくなるということでしょうか。

それから、その次の第6条中「町長が別に設置する選考委員会」を「町長が別に設置する会議」に改めるということですが、これは選考委員というのは、選考委員に決まった人方の意見を聞くということが、今度は、町長が別に設置する会議というのは、どのような意味の違いがあるのでしょうか。ちょっと、その何点かお尋ねしたい。

議長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(伊藤芳昭君) 2番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、農業者3戸以上の利用の部分でございますけれども、この部分につきましては、第6次農業振興計画の中で農業機械の導入を入れましたことから、原則、農業機械については3戸以上ということに改めさせていただきました。

2点目の「町長が別に設置する会議」等でございますけれども、従来、農協・役場・普及所と経営安定経営改善協議会が設置されておりまして、この中で資金等の融資についての審議がなされているものですから、この会議を使いまして、今後、この融資条例についても文言を精査していただいたということでございます。

従来、町長が設置する選考委員会という言葉でありましたけれども、現在は、私が説明申し上げたとおり、農協の金融と上富良野町と農業普及所と、そういう団体で農業にかかわる協議会、会議等やっておりますので、この中で今後、協議をしていくということでございます。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 2番村上和子君。

2番(村上和子君) 余り選考委員とどういうふうに意味が、違いが、ちょっと理由が、会議に、その都度メンバーがかわるわけではないのですよね、決められたところに会議をかけるということ。

それと、では、「ただし……」以降の文言はどうなるのでしょうか。今までは、対象事業に対する融資はアからケまでだったのですが、今度はウ、エまたはキということなので、そのところはわかりましたけれども、その後の「ただし……」という文言はどのようになるのでしょうか。これに

は「ただし同項ア、イ、オ、カ、ク及びケに掲げる融資事業に対する融資は農業者1戸でも対象とする」とありましたところはどのようなのでしょうか、ちょっとお尋ねしたい。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上議員の御質問にお答え申し上げます。

その部分については1戸でも、従前どおり対象でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この条例の中には、利率については町と金融機関で協議するという形になっているかと思いますが、これは実際、今、借り入れられている方等についてはどういう利率なのか。また、変動によっても利率が変わるかと思いますが、そういう場合は一定、町のほうでの利率設定というのはあるのかどうかという点。さらに、この融資に当たっては例えば被害を受けた場合、条例に書いてありますが、借りている方が何らかの天災・人災いろいろあると思いますが、融資を受けた場合の特例措置という形で表現されておりますが、こういう場合の融資の条件、あるいは借りていてなおかつ、そういうことはないと思うのですが、またこれを利用したいという形という方はめったに、まずないかと思いますが、そういう場合は、こういうものが再度借りれるような条件があるのかどうかということも含めて、お伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の利率の御質問でございますけれども、これは今現在、第5次農業振興計画の中では2%上限ということで、それで今回、第6次農業振興計画を実施するわけでございますけれども、2%という文言を外しまして低金利ということで、これは各情勢を見ながら、農協のほうと調整をしながら金利を決めていきたい。

それと、被害に遭われた方につきましては、先ほども言いました協議会がございまして、協議会の中で協議をした中でどういう措置をするべきなのか、その中で検討していけるものと思っております。

また、次の融資のかかわる問題でございますけれども、その点につきましてもやはり協議会の中で協議をした中で、可能な限り実施できるものについては支援していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 利率については協議する、なるべく安い金利で融資したいということですが、いろいろ幅はあるかと思いますが、現場のいわゆる情勢によって平均的な金利以下で融資するというものの解釈でよろしいですか。どうなのかということですが、そこら辺よくわからないのと、それとも一つ。

これは今までこういった審査の対象は、計画書等が金融機関で確認される、当然、計画も確認されます。こういった項目に合わなくて、融資がかなわなかったという例等もありますか。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 第1点目の金利でございますけれども、これは先ほど言いましたように、利率がはっきりしていないものですから、先ほどと同じような答弁になりますけれども、第5次農業振興計画の中では2%上限ということで明記させていただきましたけれども、第6次農業振興計画の中には低金利ということで、今、通常かなり金利等も下がっておりますので、その辺は農協の金融機関と調整をしながら決めていきたい。

それと、今の審査の部分でございますけれども、私が入っている会議の中では、いろいろな協議の中では上がってくる分については、皆さん採択になったということで承知しておりますけれども、協議の中では。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第27号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第27号上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（伊藤芳昭君） ただいま上程されました議案第27号上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨

を御説明いたします。

平成21年度からスタートとなります第6次農業振興計画に基づき、農業経営の安定を図るため、施設の近代化と農業生産力の増強を計画し実践する農業者に対し、国、または北海道が行う助成制度の対象とならないものについて、本融資条例により資金融資内容の充実を図り、支援を継続するため所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第27号上富良野町営農改善資金融資条例の一部を改正する条例。

上富良野町営農改善資金融資条例（平成6年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1)生産振興事業。

第5条中「平成16年度から平成20年度」を「平成21年度から平成25年度」に改める。

附則。この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際、現に融資を受けている者の取り扱いは、なお従前の例による。

以上で、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今回の改正で、名称そのものが変わったというふうに思いますが、ちょっとわかりませんので、従来と変わった点等々について、生産振興事業ということですから、従来の奨励作物導入事業よりもさらに幅が広がったのかなというふうな印象も見受けられますので、この点、制度の改正でどういようにな変わったのか、お伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

まず文言、生産振興事業の名前の関係でございますけれども、従前、奨励作物事業ということで実施してございましたけれども、この中に今回第6次農業振興計画において、小規模土地改良事業を入れまして、生産性の高い事業について補助をしていきたいと。その中で一つ例を挙げさせていただければ、暗渠排水ですとか、除礫ですとか、心破ですとか、そういうものについて補助対象にしたということで、生産振興事業ということで名前を改正させていただ

いたということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第35号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

地域活性化生活対策臨時交付金を財源とし、島津公園整備事業に充当するために、平成20年度に同基金に3,000万円の積み立てをすることをさきの臨時会において議決をいただいたところであります。平成21年度の一般会計予算の編成に当たりまして、予定どおり、島津公園整備事業の財源に充てるために基金の一部を使用するため、議会の議決を得ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第35号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、3,000万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成21年度。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第36号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第36号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第36号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

平成21年度の一般会計予算の編成に当たりまして、吹上温泉保養センター改修費の財源に充てるために、基金の一部を使用するため、議会の議決を求めようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第36号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件。

上富良野町十勝岳地区振興基金の一部を次により使用するため、上富良野町十勝岳地区振興基金条例第6条第5号の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、1,240万円。

2、使用目的、十勝岳地区の公共施設の維持、修繕に関する事業に充てるため。

3、使用年度、平成21年度。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第37号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第37号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源であります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付費に充当し、予算の計上をしておりましたが、なお、不足する2,600万円を財政調整基金から支消し、保険給付費の財源に充てようとするところであります。

なお、財政調整基金の当該支消後の予算残高は2,604万7,000円となるところであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第37号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、2,600万円。

2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。

3、使用年度、平成21年度。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 予算特別委員会付託

議長（西村昭教君） 日程第14 予算特別委員

会に付託審査の議案第1号平成21年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算、議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川徳行君。

予算特別委員長（長谷川徳行君） 予算特別委員会報告を、朗読をもって報告申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、長谷川徳行。

記。1、審査の経過。

本委員会は3月13日に設置され、同日、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号が付託された。

3月23日に委員会を開き、正・副委員長、各分科長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月24日に委員会を開き、議案第1号、一般会計予算、歳出5款から予算調書まで款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月25日に委員会を開き、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号について、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月26日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから、討論と採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

2、表決。議案第1号は討論を行い、議案第2号から議案第10号は討論を行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、結果。

1、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計

予算、原案可決。

2、議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

3、議案第3号平成21年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

4、議案第4号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

5、議案第5号平成21年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

6、議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

7、議案第7号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

8、議案第8号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

9、議案第9号平成21年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

10、議案第10号平成21年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

なお、別記平成21年度各会計予算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査意見の報告といたします。

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、すべて原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号並びに第10号は、委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩といたします。

午前10時11分 休憩

午前10時35分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第15 諮問第1号

議長（西村昭教君） 日程第15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました諮問第1号について御説明申し上げます。

現在、当町におきましては、4名の人権擁護委員さんが御活躍でございますが、うち1名、佐々木幸子さんにおきまして、任期満了を迎えることとなりまして、法務大臣のほうに新たに御推薦申し上げるという手続きが必要となってまいりまして、佐々木幸子さんにおきましては、本人の了解をいただいておりますことから、引き続きその任に当たってほしいということで御推薦申し上げたいと。

御案内のように、人格、識見ともすぐれた方でございます。十分な経験も積まれているということで、法務大臣のほうへ御推薦申し上げたいということで、御提案させていただきたいと思っております。

以下、議案を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町富町1丁目2番43号。氏名、佐々木幸子。昭和17年6月13生まれ。

以上でございます。

御了解賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第16 発議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました発議案第1号について、朗読をもって説明したいと思っております。

発議案第1号町長の専決事項指定の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2

項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。平成21年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を改正すること。

以上、説明を終わらせていただきます。

審議いただきまして、議決くださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第2号から

日程第19 発議案第4号まで

議長（西村昭教君） 日程第17 発議案第2号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見の件、日程第18 発議案第3号平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見の件、日程第19 発議案第4号中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ただいま上程いただきました発議案第2号について、朗読をもって説明したいと思っております。

発議案第2号北海道の自衛隊体制維持を求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

北海道の自衛隊体制維持を求める意見書。

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の

搬送など、住民の安全と安心の確保に向けて、大きな役割を果たしてきたところであるが、近年第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾である。

現在、国においては、平成21年末をめどに「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていると承知しているが、今後、さらに本町における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、さらに大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、本道には、大規模な演習場や射場など整備がされた施設が存在し、1年を通して本町の部隊のみならず全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものではなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきである。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上であります。

続きまして、発議案第3号の説明をいたしたいと思っております。

発議案第3号平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏面をごらんいただきたく思います。

平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書。

本道の酪農畜産は、ここ数年に及び配合飼料等の価格高騰や販売価格の低迷等の影響により、厳しい経営を余儀なくされている。

その結果、経営収支の悪化による負債の累積や担い手の減少等が顕在化し、将来にわたる畜産物の安定的な供給体制が危惧される状況である。

そのような中、国は食料自給率をおおむね10年後に50%へ引き上げる目標を示しており、また、さきの内閣府の世論調査においても「食料自給率を

高めるべき」との意見が、約93%に上がっている。

今後の農業政策の展開に当たって、食料自給率の向上を図っていくことは極めて重要な基本方針であり、その目標を確実に実現していくため、政府一体となった中で、地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実に、かつ集中的に実施していく必要がある。

以上のことから、食料自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を有している多様な担い手の育成・確保とともに、生産者が将来展望を持ち、安心して営農に携わることができる政策の確立に向けて、次のことを要望する。

記。1、食料自給率目標の実現に向けた政策を強力に推進するとともに、それらを実現し得る万全な予算を確保すること。

2、WTO農業交渉対策においては、適切な国境措置の確保に向け、毅然とした姿勢で交渉に臨むこと。

3、乳用種等の肉用子牛保証基準価格は、現行水準以上とするとともに、乳用種等の肉用牛育成経営の安定に資するよう、生産性向上等の取り組みに対する支援対策を措置すること。

4、乳用種等の肉用牛肥育経営の再生産の確保と経営安定が図られよう、物財費割れの部分(4割相当)に対する経営支援対策を措置すること。

5、養豚経営の安定に資するよう、各種事業の充実強化を図ること。

6、畜産物への適切な価格転嫁を図るための環境整備に向けた国の強力な支援と、消費拡大対策の充実強化を図ること。

7、自給飼料生産基盤の強化に向けた各種事業の充実強化と十分な予算を確保すること。

8、BSE関連対策の円滑な推進と十分な予算の確保を図ること。

9、負債償還圧の軽減に資するよう金利緩和措置の継続とあわせ、スーパーL資金等の予算枠を確保すること。

10、家畜排せつ物利活用促進事業における2分の1補助つきリース事業においては、地域の実態を踏まえた要件緩和と十分な予算の確保を図ること。

11、海外悪性伝染病の万全な侵入防止対策とともに、家畜伝染病の発生農家の経営再建に向け、家畜防疫互助事業による支援対策の充実強化等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務・金融大臣、農林水産大臣。

以上であります。

続きまして、発議案第4号の説明をいたしたいと思えます。

発議案第4号中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員渡部洋己。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀。

裏面をごらんいただきたいと思います。

中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書。

中山間地域等直接支払い交付金制度については、農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の維持を図ることを目的に、平成12年度より5カ年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで、新たな5カ年対策として実施されている。

北海道においては、本制度の実施により、耕作放棄地の発生防止、集落・地域活動の活性化、国土保全など多面的機能の維持、生産性・収益向上等に大きな成果を発揮しているが、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障を来すことが懸念される。

ついては、平成22年度以降の中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に向け、下記のとおり要望する。

記。北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等を図るため、平成22年度以降においても現行の中山間地域等直接支払い交付金制度を堅持・維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

あて先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務・金融大臣、農林水産大臣。

以上で、3本の説明を終わりたいと思えます。

審議いただきまして、議決くださいますようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 自衛隊維持を求める意見書について、若干、質問したいというふうに思えます。

私、自衛隊維持については、この意見書を提出するのは、やめるべきだというふうに考えています。

お伺いしたいのは、この記述の中にも防衛大綱の見直し、あるいは地域防衛力整備計画の策定に対して、地域の意向を十分に配慮されたいという形になっております。

考えてみますと、この二つの計画そのものは、地域の経済を活性化させるという目的の計画ではないということです。そうなりますと、何が目的かということになるのですが、これはアメリカが海外で武力行使を行った場合、有事を想定した場合の計画であって、それによって自衛隊の旅団化・機構化という形の中で、縮小・再編成が行われているということをしつかり見る必要があるというふうには思いますが、この点どうのように解釈されているでしょうか。

そうしますと、当然、自衛隊そのものは軍隊でありますから、憲法9条にも抵触しているわけであり。私たちは、将来的には縮小・再編という形の中で、住民の意見を聞きながら将来的に廃止すべきだという方向をとっています。また、当面どうするのかという点では、自衛隊員も国民ですから、憲法の名のもとで暮らしを守る、そして生活することは、当然だというふうに思えます。

ただ、今回の自衛隊の再編・整備というのは、あくまでも有事を想定した中での防衛力強化、増強・縮小ということですから、このことを考えた場合、かなり意見書の提出そのものには問題があるというふうに考えておりますが、この点どうかということ。

それともう一つは、当然そうならば、将来的には自衛隊員の減少というのは必然的な流れになります。そうすれば、また、将来的に自衛隊が減って右往左往するのではなくて、やはり地域の経済力をどう高めるかという、こういう計画をしつかり持つということが必要になってきているというふうには私は考えます。

そういう意味では、縮小された場合においても国に対して、地域の経済の活性化につながる振興策や交付税等の措置、また、町独自においても少しでも定住化させてきて、上富良野町において定住化してもらえるような経済振興対策をきっちりすることなしに、こういった人口の縮減というものは、それを縮減に対する対処というのはできないものだと思いますが、この点、考えればどのようにお考えなのか。また、そういう意味では、この意見書の提出に当たっては、いわゆる反対の立場でありますので、意見を求めたいと思えます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今の意見書に対しての質

問出ましたので、私のわかる範囲内で答弁したいと思います。

今現在、出てきている意見書については、北海道経済の中でどこもそういう今問題になっている自衛隊隊員の削減問題ですね、これは我が町だけではなくて北海道全体にそういう傾向にあって、これが出てきたものと思われております。

そんな中で、特に我が町においても、きのうも話ししましたけれども、以前から縮小については非常に懸念されておまして、この運動には何とか今の規模を堅持したいということで、町を挙げて運動している一つの町民の動きであります。そんなことで、これは北海道全体として国に対しての要望出てきておりますので、私はこれを何とか町を挙げて運動する一つの糧として、意見書を出したいなというふうに思っております。

あとは、地域経済ということで話あったのですが、例えば削減された場合に、その分ほかの産業などで対応できるかとなると今の現状ではなかなか、特に最近いろいろな大手企業あたりも縮小だとか人員削減だとか、そういったことで厳しい状態に追い込まれている中で、そんな中で地域、地方に対して企業が来るかという、なかなかそういうことにはならないのかなというふうに、現状の今の段階ではですね。

現に我が町でも、社名を言っておれですけども、北光電子、あるいは内田工業あたりは、上の大手が大変だということで、まさにそれがもろにかぶってきて、今、生産縮小したり人員削減に向けて動いているような状態がありますので、そんなことを考えると、今駐屯地を縮小することは非常に我が町にとっても大きな影響が出るということで、私はこの問題についてはぜひ意見書を出したいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第5号から

日程第21 議案第6号まで

議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第5号 季節労働者対策の強化を求める意見の件、日程第21 発議案第6号市町村立病院の経営安定化を求める意見の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 発議案第5号並びに第6号について一括して御提案をさせていただきます。

発議案第5号季節労働者対策の強化を求める意見の件については、経済金融危機の影響から厳しい雇用情勢のもとでは、季節労働者は冬期間、雇用がないばかりか年間を通じての失業が広まっている現状でございます。

したがって、その現状から意見書案の朗読をもって、御提案を申し上げたいと思います。

発議案第5号季節労働者対策の強化を求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成21年3月12日提出。

上富良野町議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己。

裏面をごらんください。

季節労働者対策の強化を求める意見書。

今、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用・失業情勢は急速に悪化している。北海道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇や倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が、少なからずも北海道に帰ってきている。

同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻である。季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習などの国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減された。季節労働者は、わずか20万円前後

の特例一時金だけで、厳寒の3から4カ月を生活しなければならぬという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっている。健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者がふえており、このままでは命と老後を脅かすことになりかねない。

政府・厚生労働省は、平成19年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施しているが、予算規模が十分とは言えず、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため、有効な対策となっていない。そして、これらの施策は、平成21年度までの事業とされている。

「通年雇用化」は当然必要なことであるが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは、季節労働者は冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっている。

抜本的な雇用・失業対策が求められている今、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきである。

記。1、雇用保険の特例一時金を差し当たり「50日分」に戻すこと。

2、「通年雇用促進支援事業」について、季節労働者の実態に即した改善を図るとともに、追加対策を講ずること。

3、平成22年度以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など、実効のある新たな制度を創設すること。

4、地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。そのために、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月27日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。

続きまして、発議案第6号について申し上げます。

発議案第6号市町村立病院の経営安定化を求める意見の件については、上富良野町立病院の運営及び上富良野町の財政に対し、大きな影響がありますので、意見書案の朗読をもって御提案を申し上げます。

発議案第6号市町村立病院の経営安定化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成21年3月12日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員渡部洋己。

裏面をごらんください。

市町村立病院の経営安定化を求める意見書。

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人口減少、医師・看護師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字である。

現在、多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は、安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっている。

また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。特に、不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要である。

このたび「公立病院に関する財政措置の改正要綱」が示され、とりわけ過疎地に関する財政措置の充実が盛り込まれた。その中に、不採算地区病院の1病床当たりの特別交付税措置額が増額になり、地域の病床経営に配慮された内容となっているが、一方、地域要件に「直近の一般病院まで移動距離15キロメートル以上となる位置に所在すること」や「直近の国勢調査における人口集中地区以外の区域に所在すること」の要件が新設されたことにより、今まで特別交付税措置の対象となっていた病院のうち、北海道においては、上富良野町、森町、美幌町、新ひだか町の四つの町立病院が対象外となる見込みである。いずれの病院も地域にとっての中核病院であり、町民の命と安心を守るために、なくてはならない病院である。

本町の町立病院は、日ごろから最大限の経営改善に努めてきており、平成20年12月1日より介護療養型老人施設の転換を行ってきたが、今回の改正により年間5,000万円から6,000万円程度の特別交付税措置の全額が減額されることで、病院経営に与える影響は、はかり知れないものがある。

以上のことから、地域医療は住民にとってなくてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記。1、療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では、診療報酬を増額すること。

2、公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところであるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。

3、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税措置については、病院経営への影響を考慮し、従前どおりの特別交付税措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月27日。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣、厚生労働大臣。

以上、御提案を申し上げますので、御審議をいただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続調査申し出の件

議長（西村昭教君） 日程第22 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申し出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会でありますので、町長から、皆様方にごあいさつを申し上げます。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） 第1回定例会の閉会に当たりまして、議長のお許しを賜りまして一言、お礼とごあいさつを申し上げたいと存じます。

3月12日に開会させていただきました16日間にわたりました第1回定例町議会が、本日終わりを迎えることになりまして、この間、平成20年度の締めくくりの御審議、さらには新年度に向けまして各会計の予算審議、本当に多岐にわたりました皆さん方に慎重に御審議をいただきまして、おかげさまで上程させていただきました全議案にわたりました、御議決を賜りましたことを厚くお礼申し上げる次第でございます。

予算審議等を通じまして、皆様方から賜りました数々の御意見等は、しっかりと胸にとめまして、新年度の行政執行に当たりましては、皆様方の議会の意を、さらには町民の意を呈して、しっかりとした執行に努める覚悟をしているところでございます。

御案内のように、社会の情勢は昨年中盤以降から吹き荒れております世界的な不況によりまして、あっという間に地域経済にも影響を及んでおります。そういう中で、町の活性化を失わせることなく、持てる力をすべて皆さん方の知恵を出して、町の活性化を阻害することなく、さらに新しいまちづくりに資するように、最善の努力を重ねてまいり決意をしているところでございます。

特に、公共事業等は非常に減少している中であって、さらに雇用が非常に不安定となっております。そういう中におきまして、特にこのたびの予算編成におきましては、最大限の配慮をさせていただきまして、皆さん方の御理解を賜ったところでございます。なかなかこの後、経済状況が好転してくる兆しは見えませんが、先ほど発議の中にもありましたように、加えて我が町におきましては自衛隊等の削減等、大きな課題が目前にあるわけでございます。

改めて、町民が一丸となって取り組みが必要であるということで、かじ取り役として新たに意を決しているところでございます。

特に、新年度におきましては、御案内のように、

自治基本条例が施行されます。さらに、加えて第5次総合計画もスタートする。さらには、懸案でありました富良野広域連合が4月から実務がスタートするというので、我が町におきまして大きな節目のスタートになるというふうに認識しております。一層議会の皆さん、さらには町民の皆さん、さらには私ども執行する側、それぞれ本当にしっかりとスクラムを組んで大きな歯車となって、あすの上富良野づくりに邁進していかなければならないと考えております。

間もなく4月を迎えるわけでございますが、議会議員の皆さん方におかれまして、どうぞ健康にはさらに留意されまして、ますます議員活動を含めまして、健康に御活躍されることを御期待申し上げますとともに、町民の皆様にも新年度を迎えまして、新しい上富良野のまちづくりに御協力を賜りたいなというふうに考えているところでございます。

本当に長い間慎重に御審議を賜りまして、おかげさまで私も1期目の初めての予算を無事、皆さん方にお認めいただいたということで、皆様方の期待にこたえるよう誠心誠意頑張っておりますので、今後ともお力添えをよろしくお願い申し上げたいと思います。

まだまだ意は尽くせませんが、思いの一端を述べさせていただきます。第1回定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきますと思います。

大変長い間、ありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） 私のほうからも一言、お礼とごあいさつ申し上げたいと思います。

3月の12日から開催されました予算定例議会、すべての案件が皆様方の慎重審議のもとに進められ、すべてが可決されましたこと、厚くお礼申し上げたいと思います。

特に、長谷川予算特別委員長におかれましては、長丁場の中で予算特別委員長として、本当に御苦勞さまでございました。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

理事者側で出されました議案すべてが、きょう決まったわけでありますけれども、これからは車の両輪となって、議会も理事者側もともに、この予算に対しての責任があるということでございます。大変厳しい社会情勢ではありますけれども、66億、特別会計9会計合わせまして121億円という予算のこし1年執行するわけでありますけれども、それぞれがそれぞれの立場で果たしながら、また、うちの町の活性化に向けて御努力いただきますことを心からお礼申し上げる次第でございます。

先ほど、町長の言葉にもありましたとおり、昨年の9月から広域連合が新しくスタートをし、いよいよ4月1日から実際に活動が本格的に始まるという状況であります。また、新たな範囲がふえたということでもございます。また、うちの町にとりましては、21年度は町の総合計画のスタートの年であります。また、農業振興計画も第6次のスタートの年ということでございます。

皆様、お言葉でいろいろ聞くとお思いますけれども、いわゆる地産地消、あるいは農商工の連携と、この言葉の裏には、地元の町でとれる物、素材を生かして農商工連携、一つになって頑張ってまちづくりに向かえということが、私はその裏に隠れている意味だろうと思っております。

どうぞ、21年度がそういう気持ちで一丸となって進んで、21年度の終わりには、それなりに何らかの成果が出たなというような1年であればいいかなと、御期待を申し上げますところでございます。

また、1年、皆さん方とともにお世話になりますけれども、よろしくお願い申し上げますとともに、職員の皆さん方もこの予算を常に検証しながら、一生懸命頑張って取り組んでいただきたいと思うわけであります。

甚だ簡単でありますけれども、議長といたしまして、一言ごあいさつとお礼を申し上げる次第でございます。

きょうまで定例会、本当にありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成21年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年3月27日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 谷 忠

署名議員 米 沢 義 英